

環境白書

平成 27 年



岐 阜 県

—題 字—

岐阜県知事 古 田 肇

—表紙の写真—

あもろ
天生県立自然公園 天生湿原（飛騨市）
平成 23 年度 「岐阜の宝もの」

はじめに

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置する内陸県で、海拔 0 メートルから 3,000 メートルの山々に至るまで、古くから「飛山濃水」の地と呼ばれ、四季折々の変化に富んだ美しい自然に恵まれています。また、県土の 8 割を占める豊かな森林と、そこに源を発する清流が県内をあまねく流れる「清流の国」でもあります。

平成 26 年には、この清流が育んだ「本美濃紙」の伝統技術が、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。また、本県の象徴ともいべき「清流長良川の鮎」が世界農業遺産候補に選定されたほか、およそ 1,300 年の歴史を持つ鵜飼漁など、私たち岐阜県民は、清流に対し畏敬の念を抱きながら共存し、そして清流を源とする文化と伝統を育んできました。

今日、適切に管理されない森林や野生動物による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが懸念されており、これらを放置すると、私たちの安全・安心な生活環境が失われていくとともに、地域のみならず地球規模の環境にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

こうした中、平成 22 年の「全国豊かな海づくり大会」では、平成 18 年の「全国植樹祭」で打ち出した「木の国・山の国」の森林づくりを発展させ、森から海へとつなぐ清流と美しい自然が本県の素晴らしい財産であることを再認識し、そして平成 24 年に大成功を収めた「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」では、地域の絆を深め、県民一人ひとりが「清流の国」として、ふるさと岐阜を誇りに思う貴重な経験となりました。

さらに、本年 10 月に開催した「第 39 回全国育樹祭」を契機に、先代から受け継いだ森林を守り育て、次世代へ引き継ぐ取組みを県民総参加で進めるとともに、100 年先の森林づくりを全国に発信しました。

今後も、「清流の国ぎふ」づくりに向けた取組みを、皆さまでともに推進し、清らかで美しい水と緑に恵まれたふるさと岐阜県の環境を守り、その素晴らしい環境を次世代へ伝えていくことが私たちの責務であると考えております。

昭和 47 年に公害白書として発行して以来、44 回目となるこの白書は、平成 26 年度における本県の環境の状況及び環境の保全に関する施策を中心に取りまとめたものです。

本書を通じて、県内の環境の状況と県の施策についての理解を一層深めていただき、環境の保全と創造に向けた具体的な取組みを進めていくための一助となれば幸いです。

平成 27 年 11 月

岐阜県知事

古田 肇

この環境白書をご利用の方に

◎この白書は、岐阜県における環境の状況や、県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等をまとめたものです。

- 第1部では、国の動向をはじめ、本県の環境施策の主なものを取り上げています。
- 第2部では、「環境の状況及び保全に関して実施した施策」として岐阜県環境基本計画の施策体系に沿って、その取組等を記載しております。
- 巻末の資料編には、本県の環境基準の達成状況、調査結果、その他のデータを掲載しています。

◎本書で使用している地域・地区については、特別な場合を除き、次のとおりです。

- 岐阜地域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
- 西濃地域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
(揖斐) 揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃地域 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
(武儀) 関市、美濃市
(郡上) 郡上市
- 東濃地域 多治見市、瑞浪市、土岐市
(恵那) 中津川市、恵那市
- 飛騨地域 高山市、飛騨市、白川村
(益田) 下呂市

環境白書についてのお問い合わせは、岐阜県環境生活部環境生活政策課にご連絡ください。

電話：058-272-1111 内線 2385・2386

F A X：058-278-2605

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

目 次

第1部 序 説

第1章 国の動向	1
----------	---

第2章 岐阜県の動向	2
------------	---

第3章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進	6
---------------	---

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景	6
2 環境基本計画（第4次）の概要	6
3 環境基本計画（第4次）の進捗状況	8

第3節 清流の国ぎふ森林・環境税を 活用した施策の推進	11
--------------------------------	----

第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

第1章 自然共生社会ぎふづくり

第1節 生物多様性の確保

1 野生生物の生息地、生育地の保護	12
2 希少野生動植物の保護	15
3 外来生物の防除や野生鳥獣の保護管理の推進	15

第2節 身近な自然環境の保全と再生

1 身近な水辺の保全	16
2 里地里山の保全	17

第3節 自然とのふれあいの機会の充実

1 自然公園等の保全と利用	19
2 自然とのふれあいの機会の充実	21

第4節 環境に配慮した社会基盤の整備	21
--------------------	----

第2章 快適生活環境ぎふづくり

第1節 公害対策の推進

1 公害の未然防止	23
2 公害苦情・紛争の適正処理	25

第2節 健全な水循環の確保

1 汚濁発生源の抑制	25
2 土壌、地下水保全の推進	48
3 水をとりまく環境の保全	50

第3節 大気環境の保全

1 汚染発生源の抑制	50
2 オゾン層保護・酸性雨対策の推進	56

第4節 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

1 地盤沈下対策の推進	57
2 騒音、振動及び悪臭の防止	59

第5節 環境汚染化学物質対策の推進

1 ダイオキシン類対策の推進	63
2 リスクコミュニケーションの推進	66
3 企業の自主的な取組の推進	67

第6節 環境危機管理対策	68
--------------	----

第7節 各種景観の保全と創出

1 良好な景観の形成	70
2 歴史的・文化的環境の保全	72

第3章 低炭素社会ぎふづくり

第1節 温室効果ガス削減に向けた取組の推進

1 中長期目標の設定	74
2 事業者対策の推進	74
3 家庭での取組の推進	74
4 カーボン・オフセットの普及	74
5 地球環境の整備及び改善	75

第2節 新エネルギー・省エネルギーの導入促進

1 新エネルギーの導入促進	75
2 木質バイオマスエネルギーの導入促進	76
3 農業用水を活用した小水力発電の導入促進	76
4 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の活用	76
5 省エネルギーの推進	76

第3節 森林資源を活用した吸収源対策の推進

1 間伐の推進	77
2 企業との協働による森づくりの推進	77

第4節 関連産業の育成支援

1 新エネルギー関連産業の育成支援	77
-------------------	----

第4章 循環型社会ぎふづくり

第1節 循環資源の有効利用の促進

1 ごみ減量化の推進	78
2 各種リサイクル法の適正な運用	78
3 リサイクル製品の利用促進	78

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進	78
2 産業廃棄物の適正処理の推進	79
3 廃棄物の処理対策の推進	81
4 不法投棄等の不適正処理対策の推進	82
5 災害時における廃棄物処理対策の推進	83

第3節 関連産業の育成

1 リサイクル関連産業の育成支援	83
------------------	----

第4節 環境への負荷を軽減するための取組

1 環境に関する調査及び研究	83
2 環境への負荷を軽減するための支援及び取組	87

第5章 環境にやさしいぎふの人づくり

第1節 環境教育・環境学習の推進

1 教えることのできる人材の育成と活用	89
2 学習の機会の提供及び活用	89
3 環境情報の共有	91

第2節 「清流の国ぎふ」づくりを支える仕組みづくり

1 県民協働による環境保全活動の推進	91
--------------------	----

資 料

1 岐阜県環境行政組織の変遷	92	38 一般環境騒音の測定結果	115
2 環境行政関係年表	93	39 航空機騒音の測定結果	115
3 主要環境指標でみる岐阜県の位置	93	40 新幹線鉄道騒音の測定結果	116
4 自然環境保全地域等の指定状況	94	41 自動車騒音の環境基準達成状況	116
5 自然公園の指定状況	95	42 騒音関係の特定施設別の届出数	119
6 岐阜県環境影響評価条例の対象事業	95	43 振動関係の特定施設別の届出数	120
7 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー	97	44 ダイオキシン類常時監視結果	120
8 環境影響評価の実施状況	97	45 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧	121
9 岐阜県地域環境保全指針の手続きの流れ（民間事業）	98	46 産業廃棄物の発生量（平成20年度）	124
10 公害防止管理者等の設置を必要とする工場	98	47 し尿処理施設整備状況	124
11 平成26年度公害苦情件数の状況	99	48 県内ごみ焼却施設一覧	125
12 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等	99	49 粗大ごみ処理施設整備状況	125
13 二酸化硫黄の年平均値の経年変化	104	50 リサイクルプラザ整備状況	125
14 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化	104	51 E工場（環境配慮事業所）登録事業所	126
15 二酸化窒素の年平均値の経年変化	105	52 環境創出協定締結事業所	127
16 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化	105	53 温室効果ガス排出実績	127
17 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化	105	54 審議会の活動状況	127
18 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況	106	55 市町村環境条例等の状況	127
19 一酸化炭素の年平均値の経年変化	106	56 岐阜県の名水（県選定）	129
20 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化	106	57 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	130
21 降下ばいじん量の測定結果	107	58 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	130
22 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の年平均値の経年変化	107	59 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	130
23 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の日平均値の98%値の経年変化	107	60 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	130
24 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）成分分析結果	108	61 樹種別巨木ベスト3	130
25 大気環境測定車による環境調査結果	108	62 水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）	130
26 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況	108		
27 河川底質の調査結果	109		
28 地下水質の測定結果	109		
29 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	111		
30 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数	111		
31 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数	111		
32 水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数	112		
33 水質関係の市郡別・業種別の排水基準適用特定事業場数	112		
34 日平均排水量400m ³ 以上の水域別・業種別の特定事業場数	113		
35 りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼	113		
36 平成26年度水生生物調査（カワゲラウオッチング）の概要	113		
37 地盤沈下の状況	114		

第1部 序 説

第1部 序 説

第1章 国の動向

地球温暖化対策

2005（平成17）年に発効した京都議定書に基づく我が国の第一約束期間（2008～2012年度）の達成状況は、5カ年平均で基準年度（1990（平成2）年度）比8.4%減となり、基準年度比6.0%減の目標を達成することとなる。

一方、平成25年11月に、2020年度（平成32年度）の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2005年度（平成17年度）比で3.8%減とすることを気候変動枠組条約事務局（以下「事務局」という。）に登録し、この目標を踏まえた対策・施策を盛り込んだ隔年報告書を事務局に提出している。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に規定する地球温暖化対策計画が策定されるまでの間、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、地方公共団体、事業者及び国民は、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしている。

生物多様性の保全のための取組

生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標を踏まえて閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」について、達成状況を点検するとともに、各セクター間の連携、広報の更なる強化を図る。また、地域における生物多様性の保全・再生活動を支援するなど多様な主体の連携を促進する。

地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定については、生物多様性国家戦略2012-2020で掲げた目標である「生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県（平成32年）」を達成するため、平成25年度に既存事例の紹介を含めて改定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及を図る。

廃棄物等の発生抑制

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、平成27年度を目標年度とし、一般廃棄物については、排出量を約4,800万トン、再生利用量を約1,200万トン、最終処分量を約500万トン、産業廃棄物については、排出量を約4億2,400万トン、再生利用量を約2億2,500万トン、最終処分量を約1,800万トンにするという目標をそれぞれ定めている。

廃棄物の適正な処理の推進

国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進するほか、産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムである電子マニフェストについて、平成28年度に普及率50%の目標の達成に取り組むこととしている。

また、平成27年3月に閣議決定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」により、災害時の廃棄物処理システムの強化を進めることとしている。

水環境の保全

平成26年7月に「水循環基本法」が施行されたことを受け、流域の特性に応じた水量、水質、水生生物等、水辺地を含む水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を推進することとしている。

また、企業と連携して水循環の維持又は回復に関する取組みと情報発信を促進することとしている。

全国の公共用水域及び地下水については、平成26年度から新たに放射性物質についても常時監視を実施し水環境の監視に引き続き取り組むこととしている。

化学物質対策

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進している。

P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所のデータ公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用していくこととしている。

また、化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニケーションの推進を図るため、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」等の提供を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備を推進することとしている。

環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び平成24年6月に閣議決定された同法基本方針に基づいた人材認定等事業の登録をはじめとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況に係る情報提供を行っている。また、関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくなど、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進している。

日本政府とユネスコは、「国連持続可能な開発のための教育（E S D）の10年」の最終年である平成26年に日本（岡山県岡山市、愛知県名古屋）において「E S Dに関するユネスコ世界会議」を開催し、「あいち・なごや宣言」が採択され、あわせて、「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム（G A P）」を平成27年から開始していくことを公式に宣言し、引き続き持続可能な社会の構築を進めていくこととしている。

環境省では、「『国連E S Dの10年』後の環境教育推進方策懇談会」報告書に基づき、「人材育成」、「教材・プログラムの開発・整備」、「連携・支援体制の整備」を3本柱として、今後もE S Dの推進を加速化し、また、持続可能な地域づくりを担う人材を育成するために、E S Dの視点を取り入れた環境教育プログラムの作成・実証を全国で実施することとしている。

（「平成27年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省 参照）

第2章 岐阜県の動向

1 基本計画等に基づく施策の展開

① 岐阜県環境基本計画（平成23年度～平成27年度）
に基づく施策の展開<環境生活政策課>

本県の環境施策や行政のあり方の基本的な指針となる「岐阜県環境基本計画」（第4次）を、岐阜県環境審議会からの答申、岐阜県議会（平成23年第1回定例会）の議決を経て、平成23年3月に策定した。

本計画では、平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」を通じて醸成された環境保全意識の高まりを維持・発展させるため、「清流」を本県のアイデンティティとして打ち出し、県民総参加で「清流の国ぎふづくり」に取り組むこととした。

この「岐阜県環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を実施している。また、「岐阜県環境基本条例」に基づく年次報告として「平成26年環境白書」を作成し、実施した施策等を公表した。

なお、「清流の国ぎふ」づくりをより一層推進していくため、本県では、平成26年1月に「清流の国ぎふ」の基本理念となる「清流の国ぎふ憲章」を策定した。

② 第二期岐阜県森林づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）に基づく施策の展開<林政課>

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会（平成24年第1回定例会）の議決を経て、平成24年3月に「第二期岐阜県森林づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）」を策定した。

本計画では、第一期計画に基づきこれまで取り組んできた、木材を伐って、利用するという林業活動を重視した「生きた森林づくり」に加え、環境を重視した、守って活かす「恵みの森林づくり」に新たにに取り組むこととしている。

本計画に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

③ 清流の国ぎふ森林・環境税の導入<恵みの森づくり推進課>

本県は、県土面積の82%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から本県は、県土面積の82%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

これらを放置すると、県民の安全・安心で豊かな生活環境が失われていくと共に、地球温暖化や生物多様性の損失など地球規模の環境にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

こうした中、平成18年の「第57回全国植樹祭」や平

成22年の「第30回全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承しながら、豊かな森林や清らかな川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく仕組みとして「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入されることとなり、平成23年12月15日に関係条例が制定され、平成24年4月1日から施行された。

同税を活用して、緑豊かな清流の国ぎふづくりを推進するため、森・川・海のつながりを通じた「環境保全」と「県民協働」という新たな視点に立った施策を展開している。

2 清流の国ぎふづくりの推進

① 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策<環境管理課>

地球温暖化は、近年、世界共通の課題として国際的な取組が行われるようになった。

平成9年（1997年）に京都市で開催されたCOP3において「京都議定書」が採択され、平成12年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が施行された。

これらの動きを受けて、県は平成15年3月に、平成22年度（2010年度）の県内の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で6%削減することを目標とする「岐阜県地球温暖化防止推進計画」（推進計画）を策定した。

一方、京都議定書は、平成17年に発効し、平成20年度（2008年度）から約束期間が始まった（平成24年度（2012年度）まで）。

県は、京都議定書の約束期間が始まったこと等により、地域から地球温暖化防止に貢献するため、県、事業者、県民、県内観光旅行者等の責務を明らかにするとともに温室効果ガスの排出抑制策を盛り込んだ「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（条例）を平成21年3月に制定し、平成22年3月にこれを全面施行した。この条例では、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車使用に伴う温室効果ガスの排出量の抑制を図るため、一定規模以上の事業活動を行う事業者や一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主を対象に、温室効果ガス排出抑制のための計画書、実績報告書等の提出を義務付けている。

また、温対法及び条例の規定に基づき、平成23年6月には、推進計画の後継計画となる「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を策定し、平成32年度（2020年度）に平成2年度比20%（中期目標）削減、平成62年度（2050年度）に同80%削減（長期目標）を目標として、「ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供」、「事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援」、「森林の整備と新たな環境価値の創出」等を柱とする各種施策を展開している。

なお、県内からの温室効果ガス排出状況を見ると、平成22年度においては、平成2年度比7.0%削減となり、推進計画の目標値を達成している。

平成24年度の排出状況（速報値）では、実行計画の基準年である平成2年度比で温室効果ガス全体の排出量が9.2%減少、二酸化炭素排出量については4.2%の

減少となっている。この二酸化炭素排出量を部門別に見ると、排出量全体の 26.7%を占める「産業部門」では 30.2%の減少、同じく全体の 21.4%を占める「運輸部門」は 17.1%減少しているのに対し、排出量全体の 19.8%を占める「家庭部門」では 51.3%の増加、同じく 15.4%を占める「業務部門」は 43.1%の増加を示している。

(2) 森林による温室効果ガスの吸収<林政課>

森林には、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する機能がある。京都議定書第一約束期間（2008～2012年）におけるわが国の森林吸収源対策（1990年比 3.8%削減）については、目標を達成した。

一方、わが国は京都議定書第二約束期間（2013～2020年）には参加しないが、森林吸収源について国際的に合意された算入上限値 3.5%（2013～2020年平均）の確保や地球温暖化防止の「将来の枠組み」を見据え、国は森林の整備・保全等に引き続き取り組む方針を打ち出している。本県では、第二期岐阜県森林づくり基本計画（2012～2016年度）において毎年の間伐実施面積を目標値の一つとし、間伐が必要な時期にある森林の整備を計画的に実施していく。

② 自然環境の保全

(1) 野生生物保護の推進、身近な自然環境の保全<自然環境保全課>

地球環境の悪化・自然生態系の破壊により絶滅のおそれのある県内の野生生物の現状を明らかにした「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001ー岐阜県レッドデータブックー」を平成13年8月に公表した。また、平成21年3月には動物6部門における「岐阜県レッドリスト（動物編）改訂版」を、平成22年8月には「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を公表、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月には「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定し、これまでに県全域で指定希少野生生物（16種）の捕獲・採取を禁止し、その保護区（5箇所）での開発等を規制するとともに、県民と協働する仕組みとして野生生物保護支援員の提案制度などを盛り込み、自然と人とが共存できる社会の実現に向けて希少な野生生物の保護に努めており、平成23年7月には「生物多様性ぎふ戦略」を策定した。

平成24年4月には、岐阜大学と「寄附研究部門の設置に関する協定」を締結し、野生動物の保護管理及び人材育成に関する研究を推進している。

(2) 特定外来生物の対策<自然環境保全課>

「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」の施行を受け、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの被害を防止するため、県民から情報をお寄せいただくなど、県内に定着している特定外来生物の生息・生育状況を把握し、より効果的に防除していくための基礎資料として活用していく。

(3) 乗鞍地域の環境保全の推進<自然環境保全課>

平成15年度から、傑出した自然の風景地である中部山岳国立公園の乗鞍地域の自然環境を保全するため、乗鞍スカイライン（主要地方道乗鞍公園線）のマイカー利用を規制するとともに、乗鞍環境保全税を創設し、その税収を財源とした乗鞍環境保全事業を実施している。

(4) 適切な森林の整備<森林整備課>

人工林を健全な状態に保つための取組として、「間伐

推進加速化計画」に基づく適切な間伐や、木材生産が困難な人工林の針広混交林化に向けた整備を進めている。

③ 環境危機管理対策

(1) 放射線測定<環境管理課>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、多量の放射性物質が環境中に放出された。

県では従来から、文部科学省からの受託事業である「環境放射能水準調査」（水準調査）により、各務原市の保健環境研究所に設置したモニタリングポストで空間放射線量を常時測定するとともに、大気、降水物、土壌、陸水（水道水）、牛乳及び農作物中の放射性核種分析を行ってきたが、当該事故の発生に伴い、これらの測定頻度が大幅に引き上げられた。

また、平成23年度に入って、県独自の取組として県内3か所（揖斐総合庁舎、東濃西部総合庁舎、飛騨総合庁舎）にモニタリングポストを設置し測定を開始した。

その後、平成23年度中に水準調査により県内6か所に、平成25年度には、放射線拡散シミュレーションの結果に基づき県独自に関ヶ原町にモニタリングポストを追加設置した。

平成24年度には、揖斐川町坂内地区がUPZ（緊急時防護措置準備区域）とされ、同地内に放射線監視設備（モニタリングポスト機能を有する）を整備していることから、県内では、全12か所で空間放射線量の常時監視が実施できることとなっている。

平成26年度には、UPZに含まれる福井県・京都府・滋賀県・岐阜県及び国との間で、緊急時のモニタリング結果を共有する為、モニタリング情報共有システムを構築し、運営を開始した。

④ 廃棄物対策

(1) 循環型社会の形成推進<廃棄物対策課>

廃棄物の減量化を進めるための3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組を促進し、循環型社会の実現を目指すために、ホームページ等を活用し、市町村の3Rに関する施策状況や各団体などにおける循環型社会実現に向けた取組事例について情報提供を行っている。

(2) 廃棄物発生抑制と適正処理の促進<廃棄物対策課>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び「第2次岐阜県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの責務を十分認識し、協働して3Rの取組を徹底し、廃棄物の適正処理を進めている。

一般廃棄物については、市町村が行う適正処理、減量化の取組及び広域処理体制の整備に対して技術的援助に努めている。また、産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指導、許認可のほか、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」により、産業廃棄物処理計画書の作成、小規模産業廃棄物処理施設の設置届出の義務付けなど排出事業者、処理業者等の責務を強化し、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進し、生活環境の保全に努めている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」による保管等の届出及び適正な保管について、事業者に対し指導を徹底している。

また、使用済自動車のリサイクル制度として平成17

年 1 月 1 日に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の登録並びに許可を行うとともに、自動車リサイクルシステムの適正な運用のため、県民、市町村等に対する法律の概要等の周知を図っている。

(3) 廃棄物不適正処理対策の強化<廃棄物対策課>

廃棄物の不法投棄などの不適正処理を早期に発見し、迅速に対応するため、本県では廃棄物インターネット 110 番の活用、ヘリコプターと地上車両を連動させた「スカイ&ランドパトロール」、民間委託による夜間休日パトロール、国、隣接県の福井県、三重県、滋賀県、長野県、愛知県及び名古屋市の共同による県境での廃棄物運搬車両の路上検査等を実施してきた。

平成 12 年度からは郵便局職員などによる通報体制を整備し、平成 14 年度には、市町村職員を県職員に併任して立入権を付与し産業廃棄物立入検査を強化するなど、不適正処理に至る事案の未然防止・早期発見を図るための体制を整えた。

平成 15 年度からは、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による不適正処理監視の強化を図っており、平成 17 年度には、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入した。

平成 16 年 3 月に発覚した岐阜市の産業廃棄物大量不法投棄事案を受けて、県庁内に「産業廃棄物対策会議」を組織し、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し迅速かつ厳格な対応を行うこととしたほか、岐阜市との連携、協力を進めている。

また、警察官 O B による産業廃棄物監視指導専門職 8 名の配置をはじめ、産業廃棄物処理業者等に対する一斉点検の実施、早期の是正指導の実施、違法行為拡大抑制のための不適正処理事案の公表(県ホームページ)により、不適正処理事案の未然防止・抑止を図っている。

なお、関係機関との連携体制として、平成 8 年度から「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設けて、法令を多角的に運用し、厳正・迅速な措置を行うための協議を行ってきた(現在、同会議は、岐阜地域環境室、各県事務所ごとに設置している。)

(4) 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の施行<廃棄物対策課>

政策総点検結果を踏まえた「財団法人地球環境村ぎふ」の解散(平成 17 年度末)を受け、産業廃棄物処理施設整備における県の関わり方を検討するため、平成 18 年 8 月に有識者からなる「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置した。検討委員会は、2 年間にわたる検討を経て、平成 20 年 3 月に「規制」、「支援」、「給付」及び「広報」の各項目について、県が取り組むべき施策に関する報告書を提出した。

県では、この報告書を受けた対応方針を策定し、順次各種施策を推進している。その一つとして、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成 22 年 1 月 1 日に施行した。

(5) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壤汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壤汚染や災害発生を防止するため、埋立て等そのものについて規制する「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成 19 年 4 月 1 日に施行した。

⑤ 環境保全に対する県民意識の啓発の推進

(1) 「清流」環境保全政策の推進<自然環境保全課>

平成 22 年 6 月に開催された「第 30 回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組を進めている。

この取組を県民協働のものとするため、平成 23 年 2 月に有識者、NPO・関係団体等で構成する「清流の国ぎふづくり県民連携会議」(平成 25 年度から「清流環境づくり連携会議」に名称変更)を設置するとともに、「ぎふ清流未来の会議」の開催、上下流の子ども達の交流を図るツアーの開催など、幅広い世代の県民に対して環境保全意識の啓発を図っている。

○清流環境づくり連携会議

清流の国ぎふの実現に向け、広く県民の意見を反映させるとともに、県民、民間団体、行政等地域社会が一体となった環境保全の取組を推進するため設置。

構成員：学識経験者、報道機関、環境保全団体、経済団体、地域団体、市町村など

開催日：平成26年9月11日(木)

概要：「清流」環境保全施策について現地視察を行い、その後、施策についての意見交換を実施。

○ぎふ清流未来の会議

森・川・海で環境学習に取組む子どもたちが世代や分野を越えて、日頃の環境学習の成果や環境保全活動事例の発表、お互いの情報交換と交流を図るために開催。

日時：平成26年11月29日(土)

会場：岐阜県立森林文化アカデミー

参加者数：約100人

概要：環境学習発表会・交流会

森とつながる体験プログラムなど

○上下流交流ツアー

森・川・海が一体となった環境保全の大切さを学ぶことを目的に、上下流域の親子が、自然体験や環境学習等を行うツアーを実施。

ツアー数：平成26年7月26日から平成27年1月18日の期間中に13回開催

参加者数：277人

(2) 家庭部門における地球温暖化対策の推進<環境管理課>

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成 20 年 6 月の環境月間を始期として、地球温暖化防止のための身近な取組 10 項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる 10 の宣言～」への賛同者を募集している。宣言者数は、平成 26 年度末までに、210,799 人(内訳 1,144 団体 175,591 人、個人 35,208 人)となった。

また、使い捨てのわりばしに替えて繰り返し洗って使える「再使用はし」や国産材のわりばしなどの環境にやさしいはしを使用する「環境にやさしいはし推進店」の参加店舗募集、地球温暖化防止のための CO₂削減/ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけなどを通し、地球環境問題への意識高揚を図っている。

さらに、地球温暖化防止月間である 12 月には、県民に地球温暖化防止対策の実践を働きかけるため、「お天気パワーで地球を救おう！」を開催した。

(3) 環境教育・環境学習の推進<環境生活政策課・恵みの森づくり推進課>

あらゆる場を通じた環境教育・環境学習の推進を図る必要があることから、環境学習出前講座（ECO講座）を平成 26 年度は計 140 回実施した。

また、学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするための事業として「清流の国ぎふ環境学習推進事業」を実施し、環境教育推進員等を計 21 回派遣した。

なお、森林環境教育としては、未来の森林づくりの担い手である子ども達に森林に親しみ、森林の働きを理解してもらうため、平成 18 年 5 月 21 日に下呂市で開催された第 57 回全国植樹祭の機運を引き継ぎ、総合的な学習の時間等を活用した森林・環境学習を平成 21 年度からは森・川・海を一体としてとらえて学習する「緑と水の子ども会議」に発展させた。平成 26 年度には、水環境分野を得意とする企業の協力を得ながら、県内各地の小中高等学校及び特別支援学校 86 校で実施した。また、保育園・幼稚園などを対象に、森や木にふれあい親しむ「木育教室」を県内 38 施設で実施した。

⑥ 事業者の環境問題に対する取組の支援

(1) 企業の自主的な環境配慮への取組の推進<環境管理課>

県では、従来からの規制型の環境保全対策を実施するだけでなく、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）として自主的な環境配慮への取組が大きく広がっていくよう、「リスクコミュニケーションの普及」、「岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録」及び「環境創出協定の締結」を自主的な取組手法による環境保全対策として促進している。

(2) 岐阜県リサイクル認定製品<廃棄物対策課>

主として県内で発生した循環資源を利用して、県内で安全性に配慮して製造されたリサイクル製品で、JIS や JAS 又はそれらに準じた規格基準や品目ごとに定める循環資源使用率の達成等の認定基準を満たしている製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用するとともに、普及促進のため、市町村、事業者等にも利用を呼びかけ、その拡大を図っている。平成 27 年 3 月末現在、49 社 176 製品の認定を行っている。

また、三重県でリサイクル製品と認定されたフェロシルトによる事件を契機に、リサイクル認定製品の安全性をこれまで以上に確保するため、全ての認定済み製品を対象にした行政検査を平成 17 年度から 18 年度にかけて実施し、全ての製品が安全基準に適合していることを確認した。更に、リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成 18 年度に制定し、条例に基づく認定制度として平成 19 年 4 月 1 日から運用している。

(3) ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）の推進<環境管理課>

県内最大規模の事業者である県は、率先して環境に配慮した事務・事業活動を行うため、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証取得に取り組んできた。

平成 11 年 7 月に、県庁舎において中部圏で初めて認証を取得したのをはじめ、同年 9 月に各務原浄化センター、平成 14 年 3 月に主要 5 総合庁舎、同年 11 月に県立 3 病院、平成 15 年 3 月にはその他 5 総合庁舎で認証を取得し、平成 16 年 3 月には東京事務所外 10 機関、平成 17 年 3 月には岐阜地域保健所外 11 機関にサイトを拡大して取組を強化してきた。

平成 20 年度からは、県立高等学校、警察署を含む県の全ての所属において実施するとともに、それまでの認証取得方式に代え、自己宣言方式に順次転換することとし、平成 21 年 3 月 23 日には全サイトについて自己宣言を行い、取組を推進している。

(4) 企業との協働による森林づくり<恵みの森づくり推進課>

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業等との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成 19 年 4 月から、企業、市町村、県、地域住民等との協働による生きた森林づくりに取り組み、平成 27 年 3 月末までに 17 件の協定が締結されている。

また、平成 20 年 7 月 15 日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の森林整備活動の促進に努めている。

⑦ 地域環境の保全

(1) 土壌・地下水保全対策の強化<環境管理課>

豊富で良質な地下水に恵まれた本県にとって、地下水は重要な水資源であり、地下水保全対策は重要な課題となっている。県では地下水概況調査を実施し、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、土壌汚染や地下水汚染が確認された場合には、周辺地下水の検査を実施し、土壌・地下水汚染による健康被害発生防止に努めている。

また、地下水汚染が判明した事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例に対して、県で浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策の促進に努めている。

(2) 環境汚染化学物質対策<環境管理課>

現在、多岐にわたって使用され、あるいは排出されている化学物質の中には、発ガン性など人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある物質が存在することから、将来にわたって県民の健康を守り環境を保全するために、環境汚染化学物質への適切な対策とその実行が課題となっている。

県では、大気や河川水等のダイオキシン類汚染状況の常時監視や廃棄物焼却炉等の発生源に対する監視指導を行うとともに、事業者による環境汚染化学物質の自主管理と排出削減を促す P R T R 制度の推進、県民と事業者の情報共有や相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションの普及等の環境汚染化学物質対策に取り組んでいる。

第3章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことにかんがみ、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
 - 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
 - 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
 - 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
 - 5 環境基本計画の策定など総合的、計画的な推進
- 引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組を推進してきた。

平成18年3月に策定した「岐阜県環境基本計画」（第3次）では、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」の5つを基本目標とし、着実に諸施策を展開してきたが、その後、環境を取りまく情勢も変化してきた。

国では、地球温暖化対策として「温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で2020年（平成32年）までに25%削減」という国際公約とその実現に向けた様々な取組、そして生物多様性では、「生物多様性国家戦略2010」や平成22年に開催されたCOP10を契機に、生物の多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められている。

本県においても、「岐阜県環境基本計画」（第3次）の策定から5年が経過し、絶滅の恐れがある野生生物の種類の増加や、家庭ごみの減量等の残された課題、地球温暖化対策や、良好な水質・大気の保全等の引続き取り組むべき課題、そして、全国豊かな海づくり大会の成果を踏まえた県民運動の展開といった新たに取り組むべき課題への対応が求められた。

これらの課題に的確に対応し、環境行政・施策の基本的な指針とするため、新たな環境基本計画（第4次）を

策定した。

表1-3-1 環境基本計画（第4次）の役割

- ① 本計画は、岐阜県環境基本条例（平成7年条例第9号）第10条に定める、「豊かで快適な環境の保全と創出に関する目標、施策の方向、配慮の方針等」を明らかにする。
- ② 本計画は、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに向けた施策の基本的な方向を明らかにする。
- ③ 本計画は、県民、事業者、行政の積極的な連携、協力のもと、環境の保全及び創出に関する取組を推進するための施策の基本的な方向を明らかにする。
- ④ 本計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を兼ね備える。

策 定：平成23年3月

計画期間：平成23年度から平成27年度まで（5年間）

策定根拠：岐阜県環境基本条例第10条

2 環境基本計画（第4次）の概要

(1) 基本理念

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

日本のほぼ真ん中に位置する岐阜県は、緑豊かな「森」、清らかな「川」といった自然環境に恵まれ、その中で私たちは生活の歴史を刻み、個性ある文化を育ててきた。

とりわけ、森を源として流れ出た「川」＝「清流」は肥沃な大地を形成し、周辺を潤し、そこで暮らす私たちは今も直接その恩恵に浴している。

しかし、昨今、エネルギーや資源を大量に使う社会活動の進展は、私たちに物質的な豊かさをもたらした反面、環境破壊、生態系の異変、地球温暖化などを引き起こし、その影響はもはや地域環境のみならず地球規模の問題となってきている。

今、求められるのは、私たちが、清流をはじめとした自然のもたらす恵みに改めて感謝し、先人から受け継いだ、この豊かな自然環境を守るとともに、将来の世代にわたって引き継いでいくことである。

私たちは「全国豊かな海づくり大会」の開催や環境保全活動への参加を契機に、清流を守ることの大切さに改めて気づくとともに、その取組みへの気運が一層高まってきており、今後は、本県の象徴ともいえる清流を守ることはもちろんのこと、活かし、伝えていくことで、県民のアイデンティティとして「清流の国ぎふ」づくりに県民総参加で取り組む。

(2) 基本目標

基本理念をより具体的なものとしていくため、2つの基本目標及び5つの基本施策を定めている。

基本目標1 人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県

本県は、美しく誇るべき自然環境を有しており、そこで生息する生き物の多様性が、生態系のバランス上とても重要であるばかりでなく、私たちの日常生活にも様々

な恩恵を与えていることに鑑み、自然と調和した豊かな生活環境を守り育むとともに、快適に暮らせる美しい岐阜県づくりを進める。

基本施策Ⅰ 自然共生社会ぎふづくり

- ・県内に生息する多種多様な生物の生息・生育環境を将来に引き継ぐため、その保全を図る。
- ・多くの県民に本県のすばらしい自然環境とふれあい、自然と共生することの大切さを実感していただくため、自然とふれあう機会の充実を図る。
- ・周辺自然環境へ配慮した社会基盤の整備を進めるため、自然環境への負荷を軽減するとともに、その保全にも十分配慮した取組みを行う。

基本施策Ⅱ 快適生活環境ぎふづくり

- ・県民が健康で安心して暮らすことができるよう、水、大気、土壌環境等を良好な状態に保全する。
- ・清流の保全に向けた市民団体による活動、各家庭での生活排水対策が活発に行われるよう、支援を行う。
- ・美しい町並みや里地里山の景観の保全に向けた取組みを進める。

基本目標 2 持続的発展が可能な岐阜県

大量生産、大量消費の社会経済システムは、私たちに経済的に豊かで便利な生活をもたらしましたが、その反面、環境に大きな負荷を及ぼしている。

再生可能エネルギーや、限りある資源の効率的な利用により、環境と経済活動の良好な関係を築くとともに、持続的発展が可能な岐阜県づくりを進める。

基本施策Ⅲ 低炭素社会ぎふづくり

- ・県内の温室効果ガス排出量の抑制に向け、化石燃料に頼らない省エネルギー型のライフスタイル、事業活動への転換を図るとともに、自然エネルギーや新エネルギーの利用を促進する。
- ・二酸化炭素の貴重な吸収源である森林を整備するため、間伐などの取組を進める。
- ・新エネルギー分野を県の新たな成長産業とするため、その育成支援に努める。

基本施策Ⅳ 循環型社会ぎふづくり

- ・環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を多くの家庭や事業所に定着させ、資源の循環的な利用を基本とする社会を確立するため、3Rの考え方を広く啓発する。
- ・3Rの取組みを進めてもなお生じる廃棄物については適正な処理を進める。
- ・企業による再生利用技術や環境への負荷が少ない処理技術の開発を促進するため、支援を行う。

基本施策Ⅴ 環境にやさしいぎふの人づくり

- ・多くの県民が環境教育・環境学習に参加できるよう、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした環境教育・環境学習の機会の充実を図る。
- ・「全国豊かな海づくり大会」を通じて醸成された、森・川・海が一体となった環境保全の大切さをより多くの

県民が認識し、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着するとともに、積極的に環境保全活動に参加いただくため、「清流の国ぎふ」づくりに向けた県民運動を展開する。

3 環境基本計画（第4次）の進捗状況

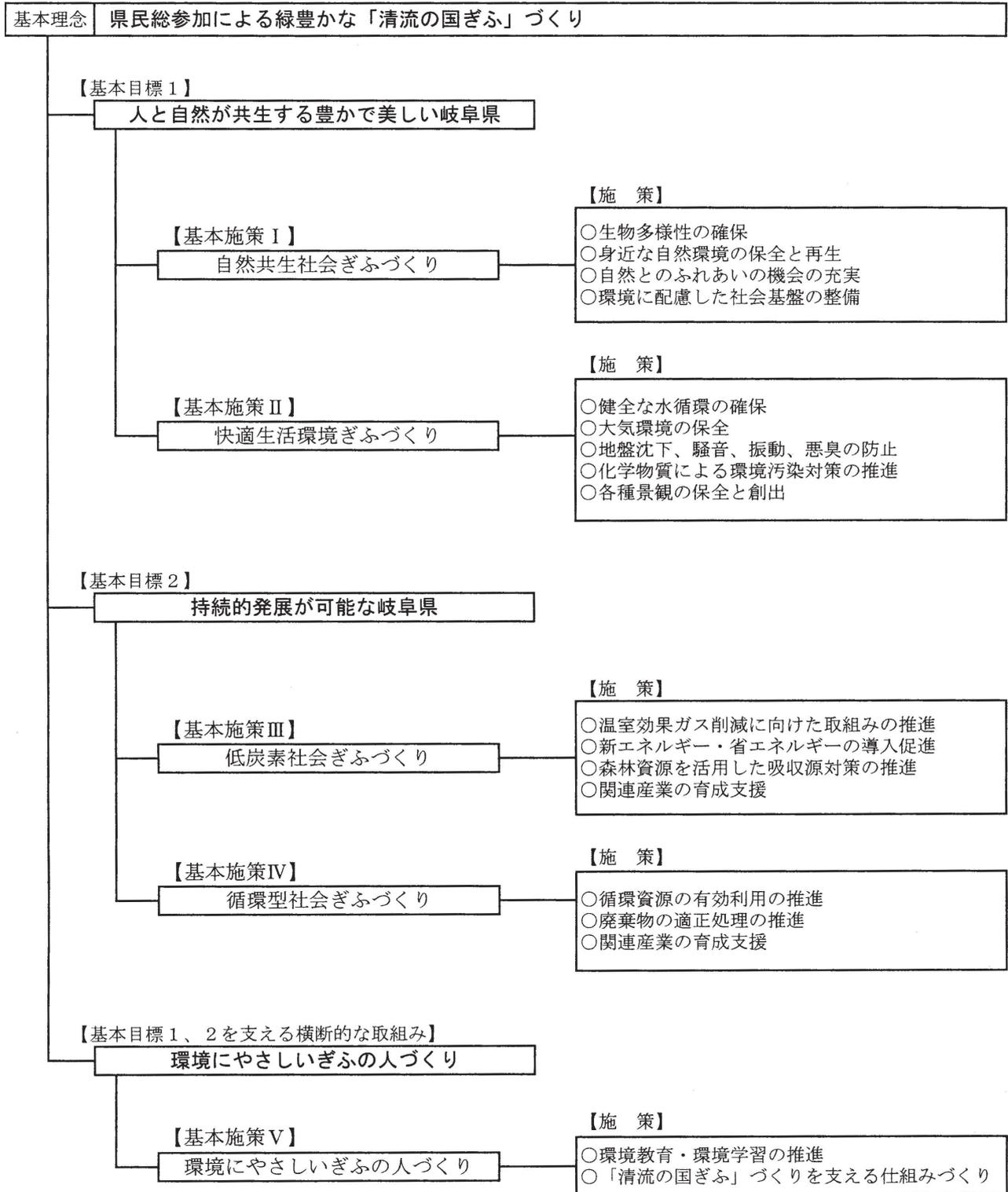
表 1-3-2 環境基本計画の進捗状況

項目	担当課	平成26年度末 (現況値)	平成25年度末 (中間目標値)	平成27年度末 (目標値)
1 間伐実施面積	森林整備課	27,912㍉ [㍉] (H24年度～H26年度)	24,800㍉ [㍉] (H24年度～H25年度)	62,000㍉ [㍉] (H24年度～H28年度)
2 岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の種の数	自然環境保全課	16種	—	20種
3 岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の保護区の数	自然環境保全課	5保護区	6保護区	7保護区
4 ツキノワグマの放獣率	自然環境保全課	1.6% (H26年度)	11%	15%
5 外来生物防除実施計画策定市町村数	自然環境保全課	28市町村	23市町村	27市町村
6 獣害防護柵の受益面積	農村振興課	4,586㍉ [㍉]	660㍉ [㍉]	900㍉ [㍉]
7 耕作放棄地解消面積	農村振興課	568㍉ [㍉]	—㍉ [㍉]	350㍉ [㍉]
8 農林漁業体験施設数	農村振興課	83箇所	84箇所	90箇所
9 農林漁業体験者数	農村振興課	150,000人	138,000人	150,000人
10 魚の生息に適した水質基準を満たす河川水域数	環境管理課	69水域	69水域	69水域
11 ぎふクリーン農業表示制度における生産登録面積	農産園芸課	16,576㍉ [㍉]	13,500㍉ [㍉]	14,500㍉ [㍉]
12 県民による河川調査	自然環境保全課	延べ参加者数 5,473人 調査地点数 259地点 河川数 74河川 「とてもきれい」と評価する地点の割合 52.5%	延べ参加者数 8,000人 調査地点数 400地点 河川数 190河川 「とてもきれい」と評価する地点の割合 50%	延べ参加者数 10,000人 調査地点数 500地点 河川数 200河川 「とてもきれい」と評価する地点の割合 60%
13 清流調査隊登録数	自然環境保全課	流域数 5流域 登録人数 1,303人	流域数 5流域 登録人数 600人	流域数 7流域 登録人数 700人
14 治山事業による山地災害危険地区の着手率	治山課	68.3% (4,366箇所)	—	—
15 一般環境大気測定局の測定結果 ・NO ₂ に関する環境基準の達成率 ・SO ₂ に関する環境基準の達成率 ・SPMに関する環境基準の達成率	環境管理課	100% 100% 100%	— — —	100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度)
16 有害大気環境汚染物質の監視測定結果 ・ベンゼンに関する環境基準の達成率 ・トリクロロエチレンに関する環境基準の達成率 ・テトラクロロエチレンに関する環境基準の達成率 ・ジクロロメタンに関する環境基準の達成率	環境管理課	100% 100% 100% 100%	— — — —	100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度) 100%(各年度)
17 公用車における環境にやさしい車導入率	管財課	61.8%	53.0%	56.6%
18 フロン類回収量報告書提出率	環境管理課	98%	98%	100%
19 騒音の環境基準達成率(一般地域)	環境管理課	92.3%	90.0%	100%
20 騒音の環境基準達成率(自動車騒音)	環境管理課	93.9%	95.0%	100%
21 ダイオキシンの排出基準適合率	環境管理課	100%	100%	100%
22 良好な景観づくりに向けて活動をしている住民組織の数	都市政策課	134団体	106団体	120団体
23 温室効果ガス削減目標	環境管理課	1,593.9万ト (H24年度速報値)	1,412.4万ト (H32年度)	350.9万ト (H62年度)

第 1 部 序 説

24	ぎふエコ宣言参加者人数	環 境 管 理 課	210,799人	200,000人	220,000人
25	新エネルギー・省エネルギー関連指標 ・EV・PHVの導入 ・太陽光発電の導入 ・次世代エネルギーインフラの導入	新産業振興課	2,649台 37,821世帯 15世帯	16,000台 (平成27年度) 60,000世帯 (平成27年度) —	156,000台 (平成32年度) 75,000世帯 (平成32年度) 65,000世帯 (平成32年度)
26	温室効果ガス排出削減計画書提出事業者数	環 境 管 理 課	299事業所	330事業所	350事業所
27	農業用水を活用した小水力発電の導入	農 地 整 備 課	1箇所	1箇所	3箇所
28	木質バイオマス活用施設数	県産材流通課	7施設	7施設	7施設
29	新エネルギー・省エネルギー推進専門員の養成	環 境 管 理 課	113人 (H24年度) [制度は平成24年度で終了]	100人	100人
30	利用間伐材積(森林整備事業分)	森 林 整 備 課	149,412m ³ /年	96,400m ³ /年	115,300m ³ /年
31	企業との森林づくり協定数	恵みの森づくり推進課	17件	16件	18件
32	1人1日あたりのごみ排出量	廃棄物対策課	928 ^g (H25年度)	973 ^g	969 ^g
33	3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数 (岐阜県分)	廃棄物対策課	774店舗	900店舗	1,000店舗
34	分別収集取組市町村目標数 ・その他の紙製容器包装 ・その他のプラスチック製容器包装 ・鋼製容器 ・アルミニウム製容器 ・段ボール製容器包装 ・飲料用紙製容器	廃棄物対策課	(42市町村中) 15市町村 37市町村 41市町村 41市町村 37市町村 37市町村 (H25年度)	(42市町村中) 27市町村 41市町村 42市町村 42市町村 41市町村 42市町村	(42市町村中) 27市町村 41市町村 42市町村 42市町村 41市町村 42市町村
35	リサイクル認定製品の数	廃棄物対策課	176製品	195製品	200製品
36	農業集落排水汚泥リサイクル率	農 地 整 備 課	64.6%	64%	65%
37	環境美化活動参加人数	廃棄物対策課	336,367人	350,000人	370,000人
38	一般廃棄物関係 ・排出量 ・再生利用量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	廃棄物対策課	696千t/年 137千t/年 501千t/年 58千t/年 (H25年度)	718千t/年 172千t/年 493千t/年 53千t/年	708千t/年 177千t/年 482千t/年 49千t/年
39	産業廃棄物関係(農業系を除く) ・発生量 ・資源化量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	廃棄物対策課	3,878千t/年 1,640千t/年 2,112千t/年 126千t/年 (H20年度)	4,085千t/年 1,838千t/年 2,127千t/年 120千t/年	4,095千t/年 1,884千t/年 2,095千t/年 116千t/年
40	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	環 境 管 理 課	64人	85人	100人
41	環境教育指導研修の参加教員	教 育 研 修 課	294人/年 累積5,377人	200人/年 累積4,600人	200人/年 累積5,000人
42	環境教育・環境学習への参加人数 ・環境学習出前講座参加人数 ・緑と水の子ども会議参加人数 ・川の体験学習の参加人数	環境生活政策課 恵みの森づくり推進課 河 川 課	6,570人 4,598人 3,786人	3,500人 3,600人 3,500人	3,700人 3,700人 4,000人
43	カワクラウオッチング調査 ・参加団体 ・参加延べ人数 ・調査延べ地点数	自然環境保全課	103団体 5,584人 128地点	95団体 5,500人 135地点	100団体 6,000人 150地点
44	地球温暖化防止活動推進員出前講座派遣回数	環 境 管 理 課	75回	100回	120回
45	森林文化アカデミーでの生涯学習参加人数	林 政 課	8,562人	7,500人	8,500人

図1-3-1 岐阜県環境基本計画の施策体系



環境保全対策の総合的推進

第3節 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進

平成24年度以降、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、5つの施策を実施し、緑豊かな清流の国ぎふづくりを進めている。

① 環境保全を目的とした水源林等の整備

水源となる奥山林や水源林、水質保全に役立つ溪流沿いの溪畔林、山地災害防止のために重要な森林において、針広混交林化などの森林整備を進める。

② 里山林の整備・利用の促進

住民に身近な環境である、広葉樹を中心とした里山林の整備を進めるとともに、持続的な取組となるよう、里山林の資源を有効活用する仕組みづくりを行う。

③ 生物多様性・水環境の保全

豊かな自然環境を保全するため、野生生物の保護管理、里地や身近な水辺の保全等に取り組む。

④ 公共施設等における県産材の利用促進

公共施設等の木造化や木質バイオマス利用等の取組を強化する。

⑤ 地域が主体となった環境保全活動の促進

地域が主体となった森林づくりや水環境保全等の活動を促進するため、市町村やNPOなどが行う取組を支援する新たな制度を創設する。

また、人づくりの観点から、県として主体的に環境教育を推進する。

第2部

環境の状況及び保全・創出 に関して実施した施策

第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

第1章 自然共生社会ぎふづくり

第1節 生物多様性の確保

1 野生生物の生息地、生育地の保護

(1) 自然環境保全地域<自然環境保全課>

本県の自然環境保全地域は、「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、昭和51年2月3日に「能郷白山」ほか3地域を指定したのをはじめ、16地域(2,957ha)が指定されている。

自然環境保全地域では、各種行為の規制を行うとともに、自然の主要な構成要素である植生について、継続的にその動向を把握し、適正な保護管理のための資料を得るため、自然環境変遷動向調査を実施している。

平成26年度は、祖師野自然環境保全地域(下呂市)及び、小川自然環境保全地域(郡上市)の調査を実施した。

(2) 緑地環境保全地域<自然環境保全課>

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年

2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域(654ha)となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良い生活環境の維持に資することを目的としている。

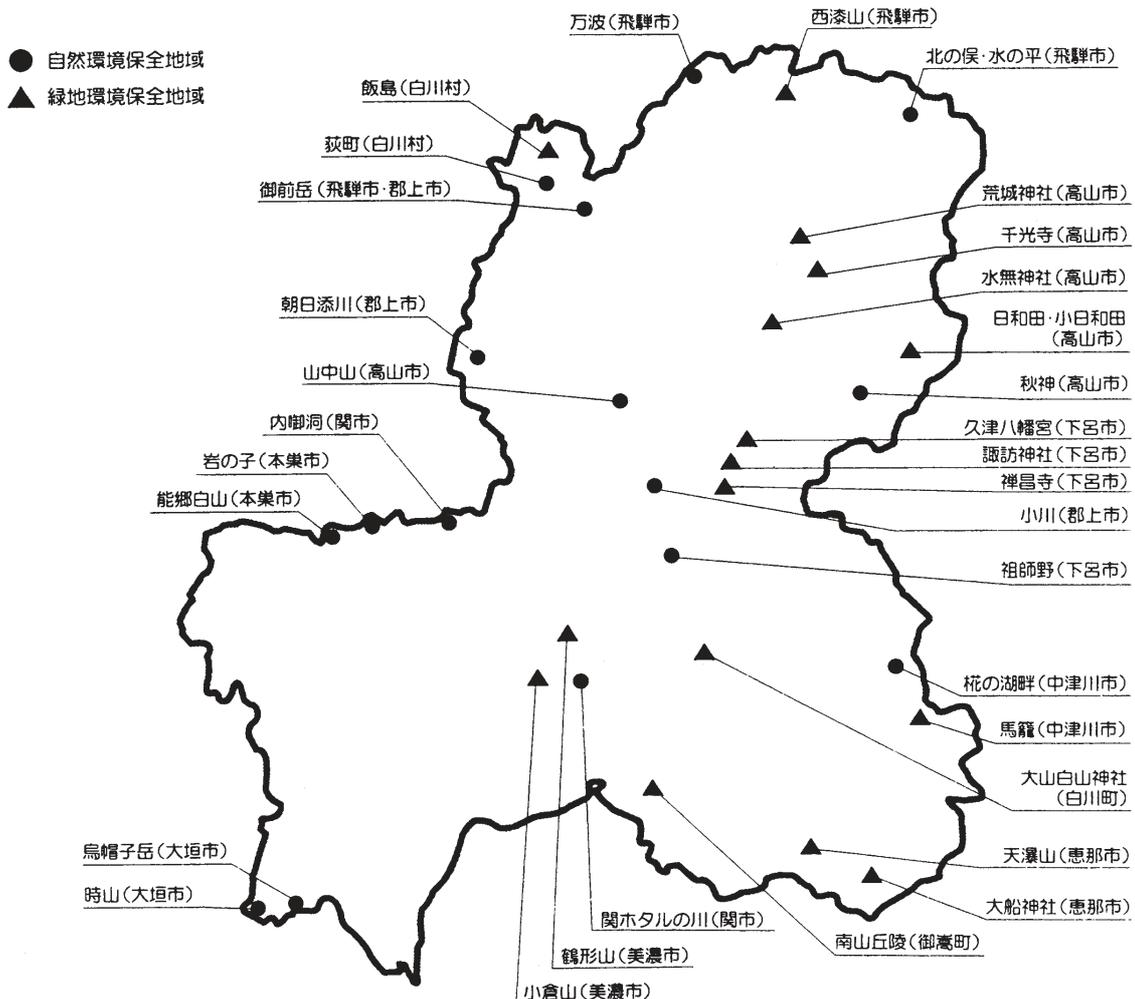
表2-1-1 自然環境保全地域等の状況

(平成27年3月末現在)

区分	地域数	面積 (ha)	内 訳	
			特別地区(ha)	普通地区(ha)
自然環境保全地域	16	2,956.87	1,918.56	1,038.31
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10
計	32	3,611.25	2,047.84	1,563.41

備考) 県自然環境保全課調べ

図2-1-1 自然環境保全地域等の位置図



備考) 県自然環境保全課調べ

(3) 生物多様性ぎふ戦略の策定と推進<自然環境保全課>

生物多様性基本法第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考えるー生物多様性ぎふ戦略の構築ー」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

- ◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」
→ 生物多様性の保全のための視点
- ◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」
→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点
- ◆第3の視点「ともに考え続ける」
→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとした。

平成26年度は、外来生物対策を目的としたストップ外来生物シンポジウム、希少種保全の啓発を目的とした生物多様性セミナーを開催し、有識者による基調講演、意見交換を行った。引き続き、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」に基づき、県公共工事においても生物多様性保全の推進を図る。

(4) 野生鳥獣の保護<自然環境保全課>

ア 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護・増殖を図るため、平成26年度は期間満了に伴う鳥獣保護区の期間更新を12箇所において行った。

休猟区は、狩猟鳥獣の増加を図るため、知事が3年の期間を定めて指定することとしており、平成26年度は4箇所、3,108haを指定した。

特定猟具使用禁止区域(銃猟)は、銃猟による危険を未然に防止するため、又は、静ひつを保つため必要と認められた場合に、知事が10年の期間を定めて指定するものである。平成26年度は12箇所、2,632haを指定した。

この他、立木竹の伐採等を制限して野生鳥獣の生息環境そのものを守る特別保護地区が、国指定1箇所2,510ha、県指定21箇所1,844ha指定されている。

表2-1-2 鳥獣保護区等の指定状況(国指定鳥獣保護区含む)
(単位: ha)

区分	年度			
	H24年度	H25年度	H26年度	
鳥獣保護区	箇所数	114	110	110
	面積	80,347	78,771	78,044
上記のうち 特別保護地区	箇所数	23	23	23
	面積	4,354	4,354	4,354
休猟区	箇所数	19	13	10
	面積	21,365	14,458	8,493
特定猟具使用 禁止区域	箇所数	135	137	138
	面積	69,329	70,453	71,063

備考) 県自然環境保全課調べ

イ 放鳥

放鳥事業は、主要な狩猟鳥であるキジ等を放鳥して増殖することにより狩猟資源の維持を図るため、「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき生息適地であ

る鳥獣保護区にキジ450羽、ヤマドリ20羽を放鳥した。

ウ 鳥獣保護思想の普及

野生生物保護功労者及び愛鳥週間にちなんで募集したポスターの入賞者を表彰し、入賞した愛鳥ポスターを展示して愛護精神の普及啓発に努めている。

また、愛鳥モデル校を指定して、小中学校の児童生徒の鳥獣保護に対する関心を高め、自主的な愛護活動の助長を図っている。

平成23年度に1校を指定した。

エ 傷病希少野生鳥獣の保護

傷病等により自力で生息できなくなった希少野生鳥獣の保護を行い、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の増殖及び種の保存を図っている。

また、平成26年度に野生鳥獣リハビリセンターが開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリが同センターで実施できるようになった。

なお、ボランティアで傷病鳥獣の保護飼養に当たっていただく「野生動物リハビリテーター」については、第11次鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24~28年度)において県が救護する鳥獣種を限定することに伴い、平成23年度末で廃止した。

オ 鳥獣による被害の防除

野生鳥獣は、農林水産業に被害を及ぼす場合もある。このため、野生鳥獣被害防止助成金の交付や、有害鳥獣捕獲が適正かつ効果的に実施されるよう市町村等に技術的援助を実施した。

カ 生息調査

希少魚類を含む河川生態系への影響が懸念されるカワウについて、ねぐら・集団繁殖地における生息個体数調査を実施し、ガン・カモ・ハクチョウ類の調査を県内全域で引き続き行った。

また、特定鳥獣保護管理計画策定のため、ニホンジカの子調査を行った。

表2-1-3 ガン・カモ・ハクチョウ類の調査結果

年度	区分	ガン類 (羽)	カモ類 (羽)	ハクチョウ類 (羽)	合計 (羽)
平成24年度		0	18,785	109	18,894
平成25年度		2	21,056	13	21,071
平成26年度		0	23,521	115	23,636

備考) 県自然環境保全課調べ

キ クマとの共存

ツキノワグマの出没情報を県域統合型GISを活用し、地図情報「クママップ」として県ホームページで公開して、県民への注意喚起を行った。

ク ワシタカ環境レンジャー

猛禽類及びその生息地を保護するため、「ワシタカ環境レンジャー」を166名の県民に委嘱(期間:平成23年10月1日から3年間)し希少猛禽類の生息情報を収集してきた。しかし、報告実績が年数件にとどまっていることから同レンジャーを平成26年9月末日をもって廃止し、民間の機関に業務を委託することとした。

(5) 生態系に配慮した林業の推進

ア 地域森林計画<林政課>

森林の有する水源かん養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材生産の各機能を高度に発揮させるため、流域を単位とした森林の取扱基準及び森林資源からみた整備目的を定めた地域森林計画を、宮・庄川森林計画区において樹立し、木曾川、揖斐川、長良

川、飛騨川の各森林計画区においては計画変更を行った。

イ 林地開発の許可<治山課>

森林の適正な利用を確保することを目的に、「森林法」に基づく林地の開発の許可等に関する審査及び指導を行っている。林地開発許可及び保安林転用解除の状況は表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 林地開発の許可及び保安林の転用解除の状況

(1) 林地開発許可(新規)の状況

単位：件数(件)、面積(ha)

開発の目的・年度	合計		工場・事業場用地の造成		住宅用地の造成		別荘地の造成		ゴルフ場の設置		レジャー施設の設置		土石の採掘		道路の新設・改築		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成24年度	5	15	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6	-	-	1	2
平成25年度	7	13	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	1	3
平成26年度	10	34	5	19	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	4	2	8

備考) 1 県治山課調べ

2 開発行為に係る森林面積が1haを超えるものが対象

(2) 保安林指定の解除状況(民有林)

単位：件数(件)、面積(ha)

申請事由・年度	区分	合計	指定理由の消滅(法第26条第1項関係)							公益上の理由(法第26条第2項関係)									
			計	施設用地	休用地	住宅用地	工業等用地	農業用地	採掘用地	その他	計	林道用地	路の用地	その他	建物用地	信託用地	送電用地	ダム用地	公共事業用地
平成24年度	件数	13	4	-	1	-	-	1	2	9	-	8	1	-	-	-	-	-	-
平成24年度	面積	4	0	-	0	-	-	0	0	4	-	4	0	-	-	-	-	-	-
平成25年度	件数	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-	3	-	-	-	-	-	-	3
平成25年度	面積	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	2
平成26年度	件数	31	17	-	-	-	-	-	17	14	-	11	-	-	-	1	-	-	2
平成26年度	面積	25	8	-	-	-	-	-	8	17	-	2	-	-	3	-	-	12	

備考) 県治山課調べ

ウ 森林の保管理<森林整備課>

適正な間伐の実施や、広葉樹施業、複層林施業の導入等により、野生生物の生息地・生育地の環境改善を図った。

林野火災や森林病害虫等による森林の被害は、森林の有する多面的機能を低下させる原因となる。

そのため、過去に森林被害が発生した場所や時期、原因等をGISに登録し、関係機関や市町村等に周知

するなど、県民の森林被害防止意識の向上に努めている。

また、県内の松くい虫被害は、県南部を中心に12市10町1村に渡り、次第に北部へ拡大しつつある。

平成26年度においては、被害面積565ha、被害材積は1,309m³となっている(表2-1-5)。このため、「森林病害虫等防除法」に基づき、各種防除事業を総合的に推進している(表2-1-6)。

表2-1-5 松くい虫の被害状況

地域	年度	22		23		24		25		26	
		面積(ha)	材積(m ³)								
岐	阜	105	540	99	513	94	495	48	42	45	35
西	濃	2	3	0	1	0	4	1	64	0	25
揖	斐	25	73	4	106	0	34	2	18	0	12
中	濃	0	0	6	50	0	0	0	0	0	0
郡	上	170	80	0	0	0	0	0	0	0	0
可	茂	68	460	62	449	67	431	101	699	76	260
東	濃	141	230	0	0	0	0	262	845	169	566
恵	那	1,032	1,224	123	316	236	551	236	475	275	346
飛	騨	31	80	30	98	3	56	10	72	0	65
下	呂										
計		1,574	2,690	324	1,533	400	1,571	659	2,215	565	1,309

備考) 県森林整備課調べ

表2-1-6 松くい虫の防除対策実績

防除方法	年度	22	23	24	25	26
被害木の駆除事業 (m ³)		265	283	231	103	250
薬剤の地上散布 (ha)		0	0	0	0	0

備考) 県森林整備課調べ
被害木の駆除事業量は、駆除、予防(薬剤の地上散布以外)の合計事業量

2 希少野生動植物の保護<自然環境保全課>

(1) 岐阜県レッドデータブックの公表及び「岐阜県希少な野生生物保護要綱」の制定

本県においても、近年、様々な人間の社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月1日に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001-岐阜県レッドデータブック」として取りまとめ公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入

れた「岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を、平成25年度には「岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版」を公表した。

(2) 「岐阜県希少野生生物保護条例」の制定

県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するために、平成15年3月19日岐阜県条例第22号として「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月11日に16種(両生類1種、魚類2種、植物13種)の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月4日にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。

表2-1-7 岐阜県レッドデータブック

岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物の一覧

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧Ⅱ類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

資料：岐阜県レッドデータブック

備考) 県自然環境保全課調べ

岐阜県レッドデータブックのカテゴリ定義

カテゴリ	基本概念	選定要件
絶滅危惧Ⅰ類	県内において、絶滅の危惧に瀕している種	生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危惧が増大している種	生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種
準絶滅危惧	県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足	県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

資料：岐阜県レッドデータブック

備考) 県自然環境保全課調べ

3 外来生物の防除や野生鳥獣の保護管理の推進

(1) 特定外来生物の防除について<自然環境保全課>

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたら

す事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成19年3月にはアルゼンチ

ンアリが、平成20年6月にはセアカゴケグモが生息確認された。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成26年度に1町が新たに確認を受け計23市町に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計24市町になった。なお、平成26年度には、アライグマ379頭、ヌートリア846頭が捕獲（狩猟及び有害捕獲による頭数を含む）された。

(2) 特定鳥獣保護管理計画に基づく取組<自然環境保全課>

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づき策定している4種（ニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の特定鳥獣保護管理計画について、平成27年5月の改正法の施行を踏まえ第二種特定鳥獣管理計画に変更した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として221頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、主要な餌であるブナ等堅果類の豊凶状況調査を行い出没を予測するとともに、クマの大量出没により有害捕獲頭数が増えことから、個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため狩猟の自粛をお願いした。

イノシシについては、前年度に引き続き狩猟期間を1ヶ月（2/16～3/15）延長して捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を1ヶ月延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。なお、平成27年の猟期からは、わな猟による捕獲数の制限を解除することとした。

(3) カワウ食害防止対策の推進<農政課水産振興室>

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、平成26年度は9漁業協同組合が行う駆除事業に対して支援した。また、ねぐらのコロニー化防止のために繁殖期直前に追い払いを実施した。また、カワウ食害対策指針を作成するための資料とするために飛来地における生息羽数調査を実施した。

第2節 身近な自然環境の保全と再生

1 身近な水辺の保全

(1) 水田魚道の設置促進<農村振興課>

水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、水路間の落差や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置の促進を進めている。平成26年度は、養老町で「水田魚道の設置研修会」を実施し、地域の方へ水田魚道の必要性や効果、設置方法など学んでいただいた。これまでに12地区の水田魚道が設置されている。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施<農地整備課>

ホタルやトンボなどが生息する自然環境に配慮した水路や、親水施設、水辺の散策路など身近な自然に親しむことのできる農村空間の整備を、地域の合意形成を図りながら進めている。

ア 環境に配慮した農業農村整備事業の実施

農業生産基盤整備事業では、自然環境との調和に配慮した整備を推進しており、地域の生き物調査などから必要に応じて、その地域で守るべき水生生物等の生息環境を考慮した工法を、住民協働にて選定し工事を実施した。

イ 希少生物保全推進事業の実施

農業農村整備事業において、希少生物や地域として保全が必要な生態系に配慮した工事を実施した場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援し、自然と共生する農業農村づくりを推進した。

ウ 農村地域のビオトープ化の推進

農村地域に広範に存在するため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近なビオトープ空間の整備を行った。

エ 自然と親しむ場の整備

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。

（平成26年度 1箇所）

(3) 治山事業<治山課>

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、山地治山、水源地域等保安林整備、防災林整備等各種治山事業を計画的に推進した。

また、砂防事業と連携し、流域の一体的な整備を行う仕組みを「里山砂防」と位置づけ、重点箇所の整備を実施している。

(4) 魚つき保安林の指定<治山課>

水生昆虫類の餌となる落ち葉などの供給や、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、さらには、水面へ木陰をつくり、水温の上昇を抑制するなど、魚が生息し易い環境をつくるため、魚つき保安林を指定している。平成26年度には、新たに恵那市内において指定した。

(5) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課、河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

ア 岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

イ 岐阜県自然工法管理士2,695名を認定（平成26年度末現在）

ウ 各現場で実施した自然共生への取り組み（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

エ 各務原市川島の実際の河川を利用した自然共生川づくりの実証実験

(6) 清流の国ぎふづくり水環境イベントの開催<河川課>

「清流の国ぎふ」づくりを支える人づくりを推進するため、平成26年度は、川や川に棲む生き物との触れ合いを通じて、身近にある自然環境の大切さを考えることを目的とした「清流の国ぎふづくり水環境イベント」を開催し、小学生の親子115名が参加した。

(7) 水辺の楽校プロジェクト<河川課>

小学校の近隣で河川改修を実施する場合に、市町村の要望に基づき、河川が体験学習の場となるような身近な水辺として整備している。

具体的には、自然な河岸、瀬や淵などの創出、水辺に近づける護岸等の整備を行う。県内では、瑞浪市の土岐川、山県市の鳥羽川、岐阜市の戸石川が登録されている。

(8) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃など河川美化活動を進めている。

ア 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、全ての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石などの自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用など環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

イ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類などの生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

ウ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐなど、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、平成25年度から当面の対策として、揖

斐川からの導水を行っている。

エ 糸貫川水環境対策

糸貫川の水辺には親水機能を有した公園等が多く存在しているが、一方で、恒常的に高いBODや濁り、ゴミの投棄など、水環境に課題を有している。

そこで、糸貫川をより魅力的な地域の憩いの場とするため、平成26年度に地域住民や学識経験者、関係市町、県関係機関等からなる「清流の国ぎふづくり糸貫川水環境対策検討会」を設立し、流域全体の水環境の改善を図ることとしている。

(9) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

その他にも、砂防、治山、森林整備が連携し、一体的な流域の整備を行う仕組みを「里山砂防」と位置づけ重点箇所として実施している。（平成26年度 不動川（瑞浪市）他5箇所）

(10) 水みちの連続性確保<河川課>

本県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）の協力で作成した、魚道の機能を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損箇所修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。平成26年度には長良川、揖斐川、木曾・飛騨川、宮川の4流域において魚道の管理者等を構成員とする「魚道管理連絡会」を設置・開催し、各流域の魚道管理方針を策定した。今後は方針に基づき、県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、平成26年3月20日には「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を設立し、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策を検討した。今後は検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

これらの事業を通じて、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川の原因風景を次世代へと継承し、世界農業遺産登録を目指すこととしている。

表2-1-8 フィッシュウェイ・サポーター委嘱数

年度	H25	H26	合計
人数（人）	115	45	160

備考）県河川課調べ

2 里地里山の保全

(1) 耕作放棄地対策<農村振興課>

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農

業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、平成26年度においては、71haの耕作放棄地を解消している。

ア 中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

イ 重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、平成26年9月24日～11月21日を『農地イキイキ再生週間』として設定し、企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施した。(12地区・103名参加)

(2) 1工事1配慮運動の実施<農地整備課>

農業農村整備事業の工事の施工に際して、わずかな経費での工夫を図り、小規模な対応により、地域の生態系や景観などに配慮する「1工事1配慮運動」を平成19年度から推進している。平成23年度から、施工時のみではなく、計画から完成まで工事に係る取組全体について環境配慮することとし、取組の拡大を図った。

(3) 地域住民による土地改良施設の維持・管理<農地整備課>

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。(平成26年度1箇所)(再掲)

(4) 里山の保全・利用対策の推進<恵みの森づくり推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県下各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して環境保全モデル林整備事業を実施した。

① 里山林整備事業

市町村等が県下各地で実施する里山林の整備等を支援した。

(整備面積：923.92ha、病虫害防除：517.86㎡、施設改修18ヶ所)

② 環境保全モデル林整備事業

平成25年度に第2号環境保全モデル林として選定した可見市我田の森(わがたのもり)について、整備・活用計画に基づき整備(森林整備、散策路、管理棟、バイオトイレ、ステージなど)を行った。

また、第3号、第4号環境保全モデル林の候補地を公募し、応募のあった4件の候補地の中から、土岐高山城跡の森(たかやまじょうしのもり)、中津川市加子母福崎の森(かしもふくさきのもり)をモデル林に選定した。(8月1日)

同モデル林で里山林保全活動を希望する団体や恵みの森づくりコンソーシアム会員、学識経験者、市、県から成る各環境保全モデル林整備・活用計画策定会議を設置し、平成26年9月から平成27年2月にかけて、各モデル林の整備の目的、整備内容及び利活用内容を検討し、計画を策定した。

(5) 森林被害防止対策の推進<森林整備課>

3月から4月までの間を「山火事予防運動」期間に定め、森林パトロールや各種広報媒体による普及活動を実施した。また、森林被害状況調査を実施して早期に森林被害を発見し、市町村が行う防除対策を支援した。

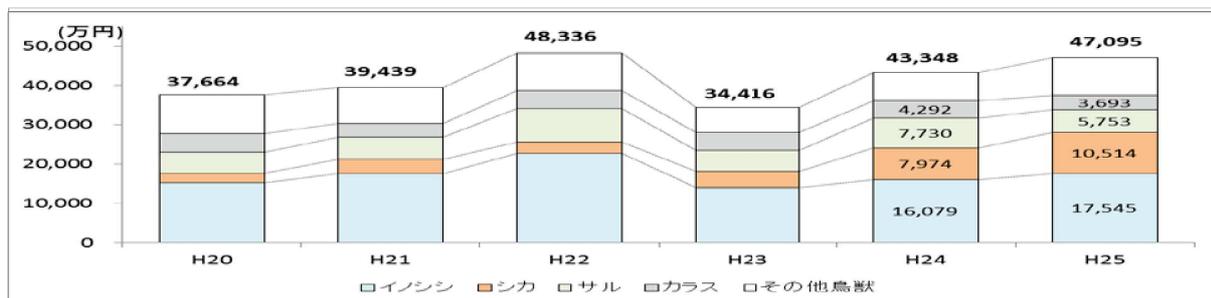
(6) アカマツ林整備、マツタケの発生量調査<林政課>

平成14年度以降、八百津町の町有アカマツ林において森林文化アカデミー森と木のクリエイター科1・2年の野外実習として、萌芽枝等の伐採やマツタケ子実体発生調査を行ってきたが、平成26年度は当該調査地点を含む森林への立入許可を管理者から得られなかったため、調査を行えなかった。

(7) 鳥獣被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額については、平成25年度には4億7千万円となった(図2-1-2)。

図2-1-2 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

本県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域ごとに地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成26年度は、重点支援地区設置による対策のモデルづくり(県下8地区)、市町村が行う防護柵設置(計313km)等の取組支援、被害集

落における研修会・講習会の開催(39回・延べ1,159人参加)などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19~26年度までに556人の相談員を養成した。

(8) 鳥獣被害対策(個体数管理)<自然環境保全課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、平成26年度は山県市

他11市町において5,653頭を捕獲した。

第3節 自然とのふれあいの機会の充実

1 自然公園等の保全と利用

(1) 自然公園<自然環境保全課>

ア 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

イ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は

知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、知事に事前に届出を行うこととされている。

ウ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、県立自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、53名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園の平湯地区に自然保護官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

エ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、平成26年度においては中部山岳国立公園の乗鞍鶴ヶ池駐車場の補修、東海自然歩道の標識立替ほか整備を実施した。

図2-1-3 自然公園の位置図

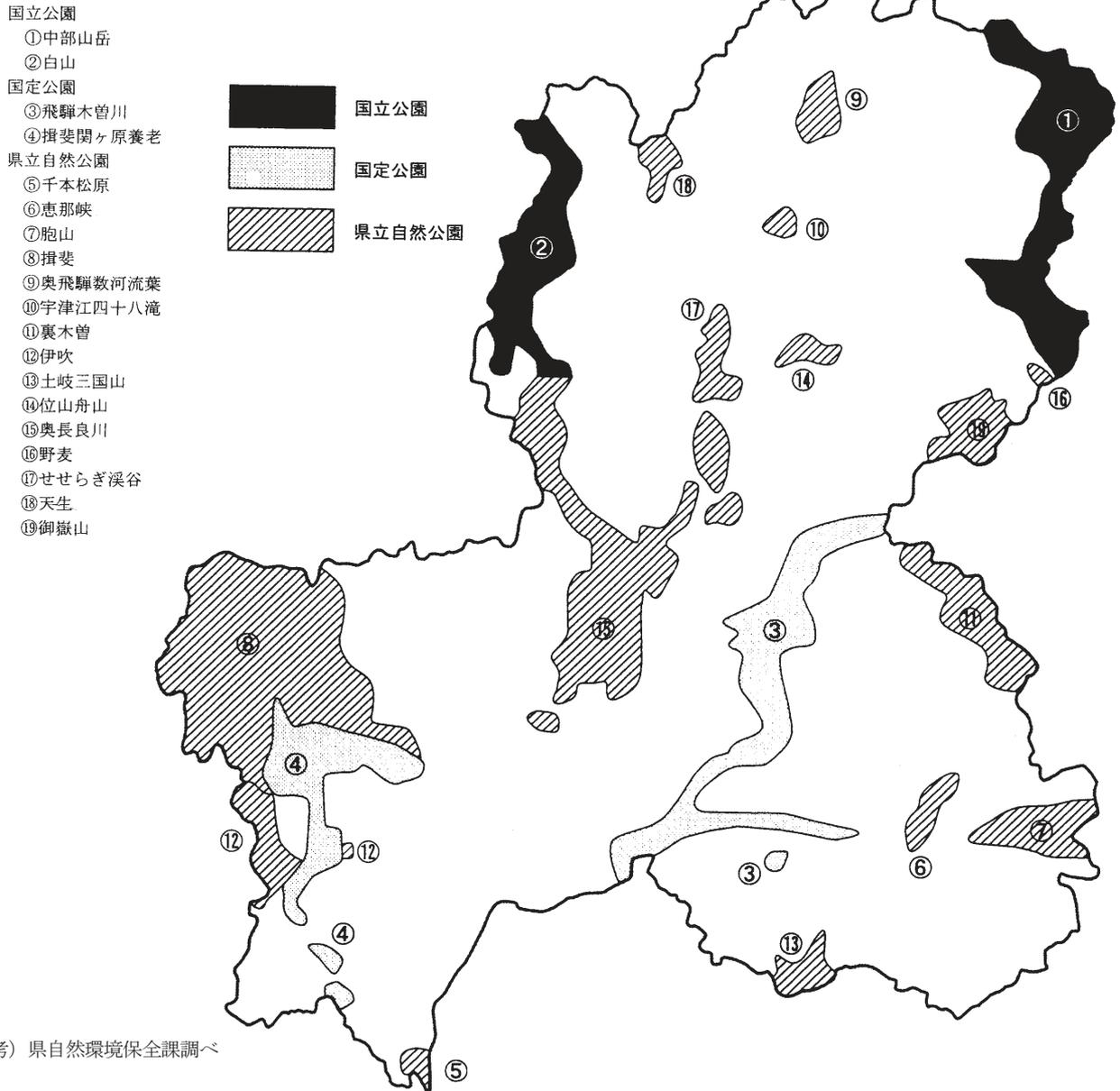


表2-1-9 自然公園の状況

(平成27年3月末現在)

区分	公園計画		特別地域				普通地域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国立公園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国定公園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県立自然公園	122,225	(62.6) 100			13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県自然環境保全課調べ
2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-1-10 自然公園内における行為許可・届出の状況

区分	工作物の新改増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)
平成26年度	国立公園	61	9	2	26	100
	国定公園	183	22	85	12	304
	県立自然公園	48	22	5	8	99
	計	292	53	92	46	503
平成25年度	235	46	77	17	34	409
平成24年度	243	45	57	22	28	395

備考) 県自然環境保全課調べ

表2-1-11 自然公園の利用施設の整備状況

(平成26年度)

公園名	市町村名	事業地	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	高山市丹生川町乗鞍	乗鞍環境鶴ヶ池駐車場補修	県単	岐阜県
揖斐関ヶ原養老国定公園	関ヶ原町	不破郡関ヶ原町関ヶ原	エコフィールド関ヶ原歩道整備	公共	岐阜県

備考) 県自然環境保全課調べ

(2) 長距離自然歩道<自然環境保全課>

長距離自然歩道は、国民が自らの足で広く自然や史跡を探訪することにより健全な心身を育成し、自然保護に対する理解を深めることを目的として、昭和45年から整備が進められ、現在整備中のものを含め全国に9の自然歩道がある。

ア 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」を起点として、大阪の「明治の森箕面国定公園」に至る1,697.2kmの我が国最初の長距離自然歩道であり、県内では恵那市から海津市までの8市6町を通過し、全長290.4kmとなっている。

この施設の快適な利用の促進を図るため、平成26年度には、標識の更新、草刈り等を行い維持管理に努めた。

イ 中部北陸自然歩道

中部北陸自然歩道は、新潟県山北町から滋賀県大津市までの中部北陸8県(群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀)にまたがる旧街道(北国街道、三国街道、中山道)をメインルートとし、総延長4,028.8kmの全国7番目の長距離自然歩道である。

県内のコースは、1日単位で歩くことができる26の「1日コース」(2.0km~19.0km)と、これら1日コースを結ぶ「連絡コース」(整備対象外コース)からなっており、11市町村を経過し、総延長は373.4km(うち1日コースは198.3km)となっている。

平成7年度から標識、公衆便所等の整備を行い平成12

年度に整備が完了した。

この施設の快適な利用の促進を図るため、平成26年度には、標識の更新、草刈り等を行い維持管理に努めた。

(3) 温泉<環境管理課>

温泉は、保養・休養の他に、慢性疾患等の治療の手段、観光資源等幅広く活用されているが、温泉源保護のため、温泉の掘削、増掘又は動力装置を行う場合若しくは温泉を浴用等公共の用に供する場合は、温泉法に基づく知事の許可が必要となる。

また、平成19年6月には、温泉に起因する可燃性ガス(メタンガス)による災害を防止する目的で改正温泉法が施行され、温泉水中に一定以上のメタンガス含有する場合には、法の基準による安全対策を施した上で知事の温泉採取許可を、一定濃度未満の場合は知事の確認を受けることが必要になった。

平成26年度におけるこれらの許可等件数は、掘削許可5件、動力装置許可2件、温泉利用許可13件、温泉利用許可地位承継承認5件、可燃性天然ガス確認2件であった。

温泉の公共的利用の促進のため、平湯温泉、奥飛騨温泉郷、白川郷平瀬温泉及び小坂温泉郷の4温泉地は、「国民保養温泉地」として環境大臣の指定を受け、温泉の保健的、療養的利用のために必要な諸施設(園地、スポーツ施設、温泉センター、遊歩道等)が整備されている。

また、小坂温泉郷及び白川郷平瀬温泉では、温泉を有

する保養機能と周辺の自然資源を活用した温泉地を目指すため、「ふれあい・やすらぎ温泉地」として環境省の選定を受け、平成7年度には小坂温泉郷で「自然ふれあい温泉センター（ひめしやがの湯）」、平成17年度には白川郷平瀬温泉で「大白川温泉しらみずの湯」を整備し、多くの利用がある。

2 自然とのふれあいの機会の充実

(1) エコツーリズムの推進<自然環境保全課>

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである。県内では郡上や飛騨地域を中心に、NPO、会社法人など様々な団体がエコツーリズムに取り組んでいる。県では自然環境を保全するとともに、地域振興や観光振興に資するため、エコツーリズム団体等への助成や地域コーディネーターの育成、エコツーリズム連携会議の開催など、エコツーリズムの促進に努めた。

(2) グリーン・ツーリズムの推進<農村振興課>

グリーン・ツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統や農林水産業（農林水産物）とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。本県では、グリーン・ツーリズムの振興を通じて、農村地域の就業機会の創出、農産物の販路拡大、交流・定住人口の増加を図るため、市町村及び関係団体で構成する「岐阜県グリーン・ツーリズム推進連絡会議」を設置し、地域の自主的な活動を支援する体制を整えている。

また、グリーン・ツーリズムインストラクターなどの指導者による農林漁業体験の提供や、地域食材を使った料理や特産品の提供など、一定の要件を満たすとして県が登録する「岐阜県農林漁業体験施設」が83施設あり、県内の豊かな自然、歴史・文化と併せて本県グリーン・ツーリズムの中心的な受け皿となっている。

(3) ぎふウェルネス・ツーリズムの推進<観光課>

県内には、世界遺産「白川郷」や「飛騨高山」、「下呂温泉」など全国的にも知られている観光資源とともに、「小坂の滝めぐり」、「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」、「天生県立自然公園と三湿原回廊」、「中山道ぎふ17宿」といった、県民が誇れるふるさとじまん『岐阜の宝もの』など「清流の国ぎふ」の魅力あふれる資源が目白押しである。

こうした観光資源を訪れ、岐阜の魅力を感じていただくため、国内外へ広くPRするとともに、各資源を広くつなげ、県内各地の周遊性を高め、宿泊につなげるための取組みを進めている。

具体的には、「小坂の滝めぐり」、「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、「天生県立自然公園と三湿原回廊」を『飛騨の森』と銘打ち、これらの魅力を満喫しながら周辺の観光地を周遊できる旅行商品の造成・販売に取り組んだほか、大手スポーツショップと連携し『飛騨の森』のPRを行った。

第4節 環境に配慮した社会基盤の整備

(1) 環境影響評価制度の運用<環境管理課>

ア 環境影響評価条例

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（法）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法律の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（条例）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行にともない、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、法の改正に伴い、手続について、整合性を図る必要があることと、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に改正を行い、平成25年4月1日に施行した。

「岐阜県環境影響評価条例」に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料6のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料7に示す。

なお、これまでの環境影響評価の実施状況については、資料8のとおりである。

イ 岐阜県地域環境保全指針

(7) 趣旨

開発を行う場合は開発に当たって環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを

目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

(イ) 内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダム の湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②手続

開発事業者は開発事業を実施するにあたって、この指針の環境配慮事項に基づいて、実施した環境配慮の自己判定を行い、県及び市町村に対して自己判定表を提出する。また、県及び市町村は、提出された自己判定表について必要に応じ指導・助言を行う(資料9)。

③環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の

内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

表2-1-12 岐阜県地域環境保全指針に基づく環境配慮事項の自己判定表の提出件数

(平成27年3月末現在)

県等事業	県道・林道	農用地整備	下水処理施設	その他
	7件	2件	2件	7件
民間事業	土石採取	宅地造成	商工業用地	その他
	19件	7件	18件	10件

備考) 県環境管理課調べ

(2) 自然環境保全協定の締結<自然環境保全課>

開発行為者が、一定規模以上の開発行為をしようとする場合には、「岐阜県自然環境保全条例」第36条により知事とあらかじめ自然環境保全協定を締結することとしている。

協定には、県土の自然環境の破壊を防止するために自然の改変を最少限度にとどめること、植生の回復を図ること及びその他自然環境の保全に必要な措置をとることなどを盛り込み、良好な自然の確保に努めている。

表2-1-13 自然環境保全協定の締結状況

年度	ゴルフ場	住宅等	ダム等	レジャー施設	土石の採取	車道	その他	計
22		1			1		1	3
23					1			1
24					6			6
25					4			4
26					2		4	6

備考) 県自然環境保全課調べ

第2章 快適生活環境ぎふづくり

第1節 公害対策の推進

1 公害の未然防止

(1) 公害防止計画の推進<環境管理課>

ア 岐阜地域公害防止計画の策定

(ア) 策定の経緯

公害防止計画は、「環境基本法」第17条第1項及び第2項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定する公害防止のための総合計画である。

本県においては、岐阜・大垣地域及び東濃地域の9市17町について昭和51年度から5年間を期限とする公害防止計画を策定し、公害防止のための施策を推進してきた。この結果、昭和61年度に岐阜・大垣地域の2市（関市、美濃市）と東濃地域の3市4町（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児町、御嵩町、笠原町、山岡町）が、平成8年度に岐阜・大垣地域の10町（川島町、岐南町、笠松町、柳津町、神戸町、安八町、墨俣町、北方町、本巣町、糸貫町）が、平成13年度に同地域の3町（垂井町、池田町、穂積町）が、さらに平成18年度に同地域の2市（大垣市、羽島市）が、それぞれ環境の状況が改善されたとして公害防止計画の策定地域から除外された。

しかし、岐阜地域の岐阜市及び各務原市については、引き続き対策を要することから平成18年度以降も計画を策定し、平成23年度に10年間を期限とする第8期計画を策定した。

表2-2-1 本県における公害防止計画の策定状況
(平成27年3月末現在)

区分	計画期間	計画地域名	対象市
第8期	平成23～平成32年	岐阜	岐阜市、各務原市（2市）

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 計画の概要

平成23年度に策定された岐阜地域公害防止計画は、平成24年2月27日付けで行った環境大臣への公害防止対策事業計画案に係る協議を経て、平成24年3月16日付けで、環境大臣の同意を得たものである。

岐阜地域については昭和51年度から、7期35年にわたり公害防止計画が策定され、同計画に基づいて公害防止に関する諸施策が推進されてきたものの、大気汚染、水質汚濁及び騒音について、依然として改善すべき問題が残されていることから、引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。この地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価、検討したうえで、国の施策と連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的、計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減するとともに、公害の防止に関する自然環境の保全及び地球環境の保全に係る諸施策を実施すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定されたものである。

本計画では、環境基本計画に定める長期的な目標の達成に資するものであることを踏まえつつ、平成32年度末を目途に未達成の環境基準等を達成維持することを目標として、引き続き対策を推進するものとされた。

表2-2-2 岐阜地域公害防止計画の概要

計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画の対象地域	岐阜市、各務原市（2市）
主要課題	1 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁 伊勢湾に流入する河川の汚濁負荷を削減し、伊勢湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。 2 自動車交通騒音 騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。 3 地下水汚染 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。 4 都市地域における大気汚染 都市地域における大気汚染の防止を図る。

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-3 岐阜地域の概況（計画策定時）

項目	面積	人口	製造品出荷額等	主要業種
岐阜地域	290.66 (km ²)	556 (千人)	8,747 (億円)	輸送用機械器具製造業、化学工業

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 主要課題への対応

①伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

当地域内の主要河川においてBODの環境基準を達成維持することを目標とする。また、伊勢湾のCOD、全窒素及び全りん的环境基準を達成することを目標として、平成26年度を目標年度とした第七次総量規制削減計画に基づく施策を推進する。平成27年度以降、次期計画が定められた場合は、その計画に基づく施策を推進する。

当地域の河川の水質汚濁負荷量は、生活系及び産業系排水が大半を占めるため、伊勢湾に流入する河川の水質汚濁対策は、生活排水対策を中心とし、これに産業排水対策を併せて進める。

表2-2-4 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁に対する主な施策

<ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備 (行政人口に占める処理人口の割合： 平成22年度 84.6%→平成32年度 89.7%) し尿処理施設の適正な維持管理 浄化槽の普及促進等 普及啓発・実践活動の促進 (ブルーリバー作戦の推進、河川愛護団体等への支援、「生活排水対策推進計画」の推進) 法・条例に基づく排水規制の徹底 (排水基準・総量規制基準の遵守についての監視・指導) 小規模事業場対策 「小規模事業場排水対策推進指導方針」 畜産排水対策 導水 平常時に流量の少ない河川への導水(境川・新荒田川、荒田川：合わせて2 m³/s)

備考) 県環境管理課調べ

②自動車交通騒音

当地域における今後の主要幹線道路沿道における騒音防止対策は、関係機関と連携しつつ、総合的かつ計画的に推進する。また、各種開発行為による新たな発生交通量に係る騒音の影響を未然防止するため、「環境影響評価法」及び「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を適切に実施し、必要に応じて環境保全対策を講ずる。

これらの施策を行うことにより、すべての道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼夜ともに達成することを目標とする。

表2-2-5 自動車交通騒音に対する主な施策

- ・発生源対策（車両検査・点検の徹底、整備不良車・過積載車両等の取締り強化、低公害車導入の普及促進）
- ・交通管理（交通管制システム等の整備拡充、適正な交通規制の実施、駐車対策）
- ・交通総量抑制対策
- ・道路整備（バイパス等の整備、補正補修等道路の適正管理）
- ・沿道対策（道路交通公害の影響に配慮した計画的土地利用）
- ・その他（面的評価を推進、監視測定体制の整備）

備考) 県環境管理課調べ

③地下水汚染

引き続き、岐阜市においては、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物を使用する事業場における排水処理施設の適正な維持管理を指導し、汚染源がある場合には直接浄化を実施して、汚染源の解消と汚染地区の拡大防止を目指す。

また、各務原市においては、農地における施肥量を削減した状態を維持し、東部の硝酸・亜硝酸性窒素汚染地区が水道資源の集中している西部まで拡大しないように努める。

表2-2-6 地下水汚染に対する主な施策

- ・地下水質の監視（概況調査、モニタリング調査）
- ・汚染確認時の措置（汚染範囲・汚染原因の把握、飲用指導、取扱事業場の指導）
- ・汚染地区対策（モニタリング調査による監視、立入検査等の発生源対策、飲用指導・健康相談等の住民対策、浄化対策、減肥）

備考) 県環境管理課調べ

④都市地域における大気汚染

当地域の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が1局設置され、常時監視が行われている。監視項目のうち二酸化窒素、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類は、すべての測定局で環境基準を達成しており、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成している。また、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成していない。

これは、全県内の測定局においても同様であるが、光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出の抑制に努め、被害発生を未然に防ぐため、緊急時対策を徹底する。また、これらの施策を通じて、長期的には地域内のすべての測定局において環境基準を達成することを目標とするが、当計画期間内においては1時間値が0.12ppmを超過しないことを目標とする。

表2-2-7 都市地域における大気汚染に対する主な施策

- 窒素酸化物対策
 - ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入）
 - ・移動発生源対策（バイパス等の道路整備、交通管制システムの整備）
 - ・普及啓発（中小企業制度融資の活用、大気汚染防止月間における取組、アイドリング・ストップ運動）
- 炭化水素対策
 - ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入、PRTR法の推進）
- 光化学オキシダント対策
 - ・光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出抑制に努める。
 - ・被害発生を未然防止のための緊急時対策として、平成14年6月制定の「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき、大気汚染情報を発令

する等の措置を講ずる。

備考) 県環境管理課調べ

(2) 公害防止管理者<環境管理課>

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場の公害防止組織の整備を図り、有効適切な自主管理を行うことにより公害防止を未然に防止することを目的として、昭和46年6月に制定された。

この法律の適用対象となる製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であって一定規模以上の施設を有する工場については、これを設置している事業者が、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出なければならない（資料10）。

表2-2-8 公害防止管理者等の届出状況

(平成27年3月末現在)

種類	区分	本務者	代理者	
公害防止統括者		452(138)	367(93)	
公害防止主任管理者		12(0)	10(0)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	38(1)	26(1)
		第2種	22(0)	9(1)
		第3種	22(2)	20(3)
		第4種	97(7)	76(3)
	水質関係	第1種	50(0)	30(0)
		第2種	156(10)	119(11)
		第3種	5(2)	10(3)
		第4種	69(6)	57(1)
	騒音関係		128(128)	70(70)
	粉じん関係		64(5)	45(2)
	振動関係		121(121)	43(43)
	ダイオキシン関係		4(1)	3(1)
	計	776(283)	508(139)	
	合計	1240(421)	885(232)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は市町村の処理事務によるもので内数

(3) その他の公害防止対策<企業誘致課>

ア 企業立地の適正化

工場の立地は、地域の環境保全に配慮して適正に行われることが必要である。このため、「工場立地法」に基づき工場適地調査を実施し、「国土利用計画法」「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」に基づく各種土地利用計画等との整合を図りつつ、環境保全にも配慮し、最も立地条件の良い土地を工場適地として選定し、企業への情報提供を行い、工場の立地誘導を促進した。

この工場適地調査は、県内全域を対象に企業誘致条例、工場立地関係窓口等について毎年調査するA種調査、各地区内の工場適地ごとに土地の状況、輸送施設との関係、用排水関係等について3地区ごとに毎年調査するC種調査からなる。

C種調査は、地区ごとに隔年で実施しており（平成25年度岐阜・可茂・東濃工業地区、平成26年度大垣・中濃・高山工業地区）、その調査結果による工場適地の状況は、表2-2-9のとおりである。なお、B種調査については、平成9年度の調査方法見直しにおいて、ニーズの低い調査項目、他の調査等で把握可能な調査項目を廃止し、必要な調査項目をA種及びC種調査に統合することにより平成10年度から廃止された。従来のB種調査は、都道府県単位で、用地、用水、

快適な生活環境をこつくり

輸送施設等の立地条件、気候等の自然条件、主要な産業などの概要について、5年に1回を目安に実施。

表2-2-9 工場適地の概要

地区名	岐阜	大垣	中濃	可茂	東濃	高山	計
適地数	2	1	5	5	2	3	18
適地面積(ha)	49	7	55	309	89	21	530
未立地面積(ha)	35	7	39	152	69	14	316

備考) 県企業誘致課調べ

「工場立地法」は、製造業等に係る工場又は事業場であって、一定規模以上(敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上)であるものの新設又は変更をする場合に、原則として工事着工の90日前(短縮申請すれば30日前でも可能)までに届け出ることを義務付けており、工場敷地利用及び工場環境整備等について地域環境の保全を図りつつ適正に行われるよう指導した。工場立地の届出状況は表2-2-10のとおりである。

表2-2-10 工場立地の届出件数の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年
新設(件)	13	14	17
変更(件)	42	49	59
計	55	63	76

備考) 県企業誘致課調べ

工場緑化は、周辺地域の環境を保全し、地域社会と産業活動の融和を図ることに意義がある。県では、国が行うコンクールへの推薦などにより、緑化への啓発、普及に努めている。

2 公害苦情・紛争の適正処理<環境生活政策課、環境管理課>

公害の苦情については、公害苦情相談員及び公害担当職員により、必要な調査、発生源に対する指導、助言を行っている。

公害に関する紛争については、その迅速かつ適正な処理を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が置かれている。

本県では、「岐阜県公害紛争処理条例」に基づき、13人の委員で構成される岐阜県公害審査会を設置しており、昭和45年度に発足以来、17件の公害紛争を処理している。

表2-2-11 県公害審査会に係属した事件一覧

年	係属件数	紛争の種類
昭和47年	1	悪臭
昭和51年	3	水質、騒音
昭和55年	1	騒音
昭和57年	1	騒音
昭和60年	1	騒音、振動
昭和62年	1	悪臭
平成3年	1	水質、大気
平成6年	1	騒音
平成7年	1	水質
平成13年	1	大気、水質、その他
平成18年	1	水質、土壌
平成21年	1	悪臭
平成24年	1	大気、水質
平成25年	1	悪臭
平成26年	1	騒音
計	17	

備考) 県環境生活政策課調べ

なお、公害苦情件数の状況は、資料11のとおりである。

第2節 健全な水循環の確保

1 汚濁発生源の抑制

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川(長良川、揖斐川を含む。)及び庄内川(土岐川)、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川(宮川)及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-2-12のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-2-12 主要河川水系 (平成27年3月末現在)

水系名	主要河川名	河川数	延長(km)	類型指定河川数	類型指定河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,353	35	1,186
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	88
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	6	237
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9		
合計		437	3,326	51	1,611

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は1級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである(資料12)。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では他の主要河川について平成23年度から順次調査を実施し、類型を指定しており、平成26年度は、木曾川の支川である川上川、落合川、中津川、付知川、阿木川及び中野方川並びに矢作川(矢作ダムより上流)と矢作川の支川である上村川、明智川、阿妻川を生物Aに、土岐川と土岐川の支川である小里川、肥田川、妻木川及び笠原川並びに矢作川(矢作ダムより下流)を生物Bに指定した(資料29)。

イ 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質

の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

平成26年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、124地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。また、木曽川、長良川及び揖斐川水域の7地点では、

表2-2-13に示す管理機関が自動測定を行った。このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた(資料27)。地下水については、121地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、51地点の井戸においてモニタリング調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた(資料28)。

表2-2-13 水質自動測定所の設置状況 (平成27年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管理機関	測定項目
木曽川	国土交通省木曽川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、シアン
長良川	岐阜市長良川水質自動測定所	岐阜市長良古津小島山	昭和45 (昭和63)	岐阜市	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD(UV)
	国土交通省大蔵大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、シアン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市福原新田町 (海津市海津町油島)	平成6	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、導電率、塩化物イオン

備考) 1 県環境管理課調べ
2 設置年度の()内は機器更新年度を示す。

(3) 水環境の状況<環境管理課>

ア 概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、平成26年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川(資料29)を中心に、70

河川において水質調査122地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を2地点で実施した。(表2-2-14、図2-2-1)。

表2-2-14 公共用水域の水質測定地点数と実施機関 (平成26年度)

○河川

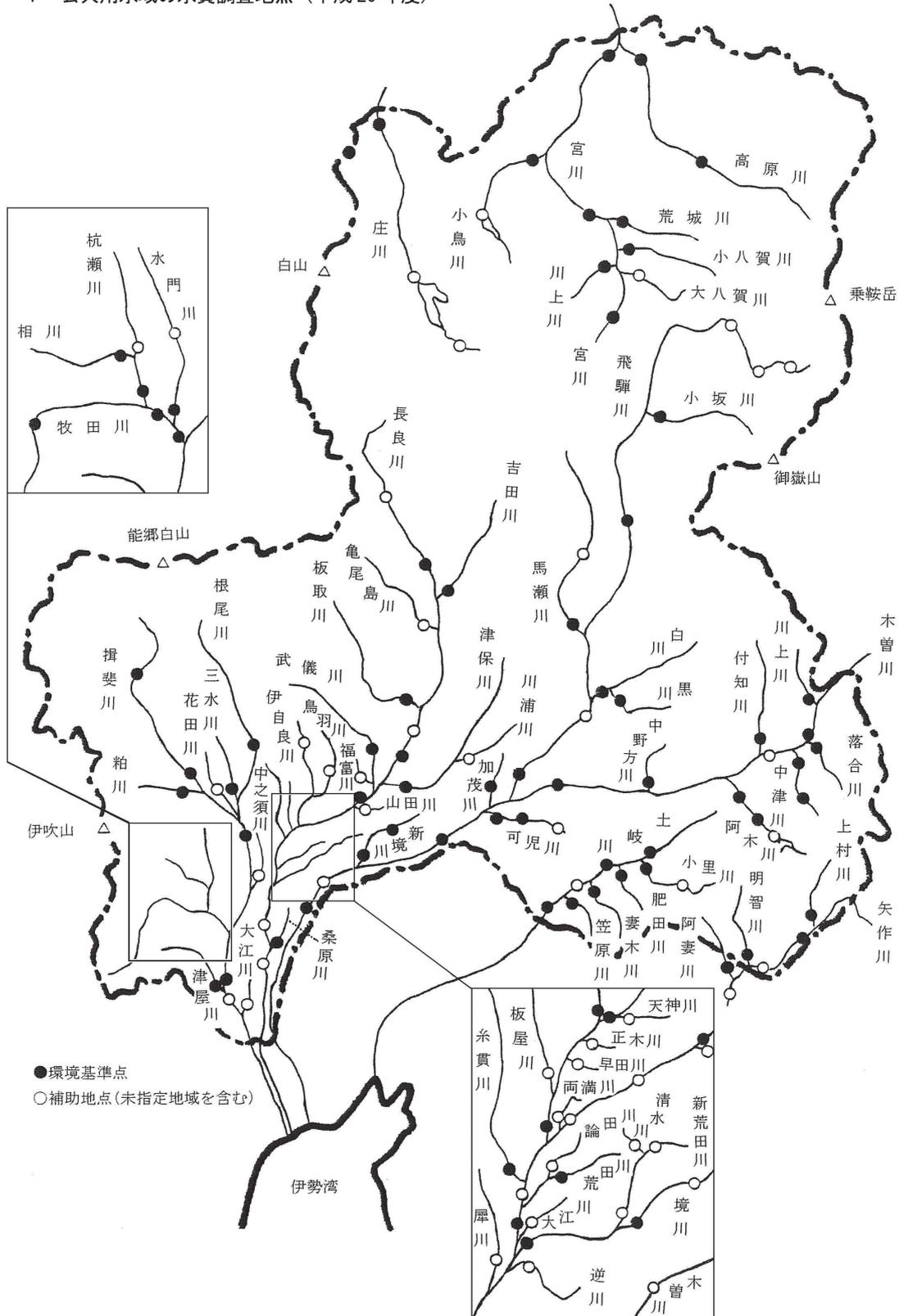
水域名	河川数	測定地点数	実施機関			
			水質調査			底質調査
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木曽川	15	32	28	4		
長良川	26	42	14	7	21	3
揖斐川	12	19	9	10		
庄内川(土岐川)	5	9	7	2		
神通川(宮川)	7	11	11			
矢作川	4	6	5	1		
庄川	1	3	3			
計	70	122	77	24	21	3

○湖沼

水域名	測定地点数	実施機関	
		水質調査	
		中部地整	富山県
横山ダム貯水池(奥いび湖)	1	1	
境川ダム貯水池(桂湖)	1		1
計	2	1	1

備考) 1 県環境管理課調べ
2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

図2-2-1 公共用水域の水質調査地点（平成26年度）



快適生活環境をつくり

備考) 県環境管理課調べ

(ア) 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料12）。

（健康項目）

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の

揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふっ素、ほう素については、海域には適用しない）。

平成26年度は、90地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた（表2-2-15）。

表2-2-15 健康項目の環境基準の適合状況(河川) (平成26年度)

項目	検体数等	岐 阜 県			全 国 (25年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を超える 地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を超える 地点数B	B/A (%)
カドミウム	55	0	0	3,082	4	0.13	
鉛	74	0	0	3,239	2	0.06	
六価クロム	59	0	0	3,186	0	0	
砒素	73	0	0	2,988	24	0.80	
総水銀	52	0	0	2,878	1	0.03	
アルキル水銀	36	0	0	651	0	0	
P	55	0	0	1,743	0	0	
ジクロロメタン	61	0	0	2,707	0	0	
四塩化炭素	61	0	0	2,657	0	0	
1,2-ジクロロエタン	61	0	0	2,686	1	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	61	0	0	2,696	0	0	
シス-1,2-ジクロロエチレン	61	0	0	2,696	0	0	
1,1,1-トリクロロエタン	61	0	0	2,715	0	0	
1,1,2-トリクロロエタン	61	0	0	2,694	0	0	
トリクロロエチレン	61	0	0	2,795	0	0	
テトラクロロエチレン	62	0	0	2,795	0	0	
1,3-ジクロロプロペン	56	0	0	2,685	0	0	
チウラム	56	0	0	2,641	0	0	
シマジ	56	0	0	2,671	0	0	
チオベンカルブ	56	0	0	2,662	0	0	
ベンゼン	57	0	0	2,652	0	0	
セレン	56	0	0	2,683	0	0	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	63	0	0	3,011	2	0.07	
ふっ素	60	0	0	2,685	14	0.52	
ほう素	58	0	0	2,555	1	0.04	
1,4-ジオキサ	56	0	0	2,596	0	0	
全 体	90	0	0	3,947	43	1.09	

備考) 県環境管理課調べ

(生活環境項目)

(a) 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域ごとにAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)及び大腸

菌群数の5項目についての基準値が定められている。

平成26年度は、木曾川等7本川44支川の水域類型を指定している69の水域を中心に122地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している102地点におけるBOD等5項目に関する延べ5,340検体の環境基準に対する適合率は、表2-2-16のとおり全体の88.0%であった。

表2-2-16 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況(河川) (平成26年度)

区分	年 度	AA		A		B		C		計	
		環境基準 適合数	適合率	環境基準 適合数	適合率	環境基準 適合数	適合率	環境基準 適合数	適合率	環境基準 適合数	適合率
		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数	
p H	25	268	98.5	481	98.4	157	93.5	183	98.5	1,099	98.2
		272		489		168		196		1,125	
	26	270	99.3	498	101.6	162	96.4	193	98.5	1,113	98.8
		272		490		168		196		1,126	
D O	25	271	99.6	477	97.5	168	100	193	98.5	1,109	97.2
		272		489		168		196		1,125	
	26	272	100	474	96.7	168	100	190	96.9	1,104	98.0
		272		490		168		196		1,126	
BOD	25	260	95.6	482	98.6	158	94.0	189	96.4	1,089	96.8
		272		489		168		196		1,125	
	26	259	95.2	482	98.4	163	97.0	187	95.4	1,091	96.9
		272		490		168		196		1,126	
S S	25	269	98.9	487	100	167	99.4	196	100	1,119	99.5
		272		487		168		196		1,125	
	26	271	99.6	486	99.2	166	98.8	196	100	1,119	99.4
		272		490		168		196		1,126	
大腸菌 群 数	25	23	8.5	152	34.9	82	49.1			257	29.4
		271		435		167				873	
	26	15	6.0	165	39.3	83	49.4			263	31.5
		248		420		168				836	
計	25	1,091	80.3	2,079	87.0	732	87.2	771	98.3	4,673	87.0
		1,359		2,390		839		784		5,372	
	26	1,087	81.4	2,105	88.4	742	88.3	766	97.7	4,700	88.0
		1,336		2,380		840		784		5,340	

備考) 1 県環境管理課調べ

(b) BOD及びSSの環境基準の達成率
 水質汚濁の代表的な指標であるBOD及びSSについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

2-18のとおり、平成26年度におけるBODの達成率は100%で、平成25年度の全国河川の達成率92%を上回っている。

① BOD

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-2-17及び表2-

② SS

SSの環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-17 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (mg/l)	基準値 (mg/l)	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		全国河川の 達成率 (25年度)
		達成水域数 総水域数	達成率									
AA	1以下	20 20	100%	20 20	100%	20 20	100%	19 20	95%	20 20	100%	89%
A	2以下	27 27	100%	94%								
B	3以下	11 11	100%	11 11	100%	11 11	100%	10 11	91%	11 11	100%	90%
C	5以下	11 11	100%	11 11	100%	10 11	91%	11 11	100%	11 11	100%	91%
D	8以下											95%
E	10以下											97%
計		69 69	100%	69 69	100%	68 69	99%	67 69	97%	69 69	100%	92%

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-18 水域別の環境基準の達成状況（河川）

区分	水域名	木曽川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
平成25年度	達成水域数	22	15	11	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率 (%)	100%	100%	85%	100%	100%	100%	100%	97%
	未達成水域名			箱川AA(4/12) 津屋川B(6/12)					
平成26年度	達成水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率 (%)	100%	100%	85%	100%	100%	100%	100%	100%
	未達成水域名								

備考) 1 県環境管理課調べ

2 未達成水域中の()内は総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

(c) 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

を指定している35水域47地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとに全ての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、平成26年度において測定を実施したすべての水域で環境基準を達成した。(表2-2-19)

平成26年度は、木曽川等5本川26支川の水域類型

表2-2-19 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況（河川）

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数 総水域数	達成率 (%)								
木曽川	25	1 1	100.0	0 0	—	4 4	100.0	0 0	—	5 5	100.0
	26	7 7	100.0	0 0	—	4 4	100.0	0 0	—	11 11	100.0
長良川	25	4 4	100.0	1 1	100.0	7 7	100.0	0 0	—	12 12	100.0
	26	4 4	100.0	1 1	100.0	7 7	100.0	0 0	—	12 12	100.0
揖斐川	25	1 1	100.0	0 0	—	1 1	100.0	0 0	—	2 2	100.0
	26	1 1	100.0	0 0	—	1 1	100.0	0 0	—	2 2	100.0
庄内川 (土岐川)	25	— —	—								
	26	0 0	—	0 0	—	5 5	100.0	0 0	—	5 5	100.0
矢作川	25	— —	—								
	26	4 4	100.0	0 0	—	1 1	100.0	0 0	—	5 5	100.0
計	25	6 6	100.0	1 1	100.0	12 12	100.0	0 0	—	19 19	100.0
	26	16 16	100.0	1 1	100.0	18 18	100.0	0 0	—	35 35	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総水域数は、調査年度に類型が指定されていた水域数を指す。

(イ) 湖沼水質調査
水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料12）。（健康項目）

平成25年度は、27項目について2地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した（表2-2-20）。

表2-2-20 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）（平成25年度）

検体数等項目	岐 阜 県			全 国 (22年度)		
	調査対象地 地点数 A	環境基準値 を超える 地点数 B	B/A (%)	調査対象地 地点数 A	環境基準値 を超える 地点数 B	B/A (%)
カドミウム	1	0	0	267	0	0
全シアン	1	0	0	219	0	0
鉛	1	0	0	267	0	0
六価クロム	1	0	0	238	0	0
砒素	1	0	0	268	2	0.75
総水銀	1	0	0	248	0	0
アルキル水銀	1	0	0	62	0	0
P-C-B	1	0	0	148	0	0
ジクロロメタン	2	0	0	211	0	0
四塩化炭素	2	0	0	209	0	0
1,2-ジクロロエタン	2	0	0	211	0	0
1,1-ジクロロエチレン	2	0	0	211	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0	0	211	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	2	0	0	217	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0	211	0	0
トリクロロエチレン	2	0	0	222	0	0
テトラクロロエチレン	2	0	0	222	0	0
1,3-ジクロロプロペン	2	0	0	217	0	0
チウラム	1	0	0	221	0	0
シマジン	1	0	0	221	0	0
チオベンカルブ	1	0	0	221	0	0
ベンゼン	2	0	0	211	0	0
セレン	1	0	0	213	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0	342	0	0
ふっ素	2	0	0	231	0	0
ほう素	2	0	0	230	0	0
1,4-ジオキサン	1	0	0	192	0	0
全 体	2	0	0	395(のべ地点数)	2	0.51

備考) 県環境管理課調べ

(生活環境項目)

(a) 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域ごとにAAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数の5項目について基準値が定められている。

また、同様に各水域ごとにIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全磷の2項目について基準値が定められている。

平成25年度は、水域類型を指定している2地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ125件の環境基準に対する適合率は、表2-2-21のとおり全体の89.6%であった。なお、全窒素については、本県の2地点には環境基準は適用されていない。

表2-2-21 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区分	年度	A		計		区分	年度	II		III		計				
		環境基準適合数 総検体数	適合率	環境基準適合数 総検体数	適合率			環境基準適合数 総検体数	適合率	環境基準適合数 総検体数	適合率					
pH	24	30	100.0	30	100.0	全 燐	24	6	100.0	11	91.7	17	94.4			
		30	(88.5)	30	(86.8)			6	(53.4)	12	(71.9)	18	(54.6)			
	27	100.0	27	100.0	4		80.0	12	100.0	16	94.1					
	27		27		5			12		17						
DO	24	26	86.7	26	86.7	計	24	131	94.9	131	94.9	24	138	(75.9)	138	(73.2)
		30	(80.4)	30	(84.5)			17	94.4	18	(75.3)		18	(75.3)		
	26	96.3	26	96.3	9		52.9	17	52.9	112	89.6	112	89.6			
	27		27		27			27		27		125		125		
COD	24	29	96.7	29	96.7	計	24	131	94.9	131	94.9	24	138	(75.9)	138	(73.2)
		30	(61.0)	30	(50.0)			17	94.4	18	(75.3)		18	(75.3)		
	27	100.0	27	100.0	9		52.9	17	52.9	112	89.6	112	89.6			
	27		27		27			27		27		125		125		
SS	24	29	96.7	29	96.7	計	24	131	94.9	131	94.9	24	138	(75.9)	138	(73.2)
		30	(71.4)	30	(69.7)			17	94.4	18	(75.3)		18	(75.3)		
	23	85.2	23	85.2	9		52.9	17	52.9	112	89.6	112	89.6			
	27		27		27			27		27		125		125		

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () は全国湖沼のAA~CまでもしくはI~Vまでの適合率である。

(b) COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全燐について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

① COD

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

② 全燐

全燐の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

(ウ) 底質調査

3河川の3地点において、平成26年度に調査を実施した結果は、平成25年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料27）。

(エ) 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、100メッシュを対象として、メッシュの中から調査地

点を1地点選定するメッシュ方式と、揮発性有機化合物の使用履歴のある事業場（廃止した事業場を含む）が立地するメッシュから21地点を選定するVOC重点調査により実施した。

この結果、砒素が2地点（高山市、海津市）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（多治見市）環境基準を超過した。

今後は、環境基準を超過した井戸について、モニタリング調査を実施し、汚染の経過を監視していく。このほかの井戸は、全項目について環境基準に適合していた。

イ 各水域ごとの状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

(ア) 木曾川水域（表2-2-22、図2-2-2）

(a) 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において、環境基準を達成した。下流の起地点（羽島市）においても0.6mg/lと良好な水質を保持している。

(b) 支川

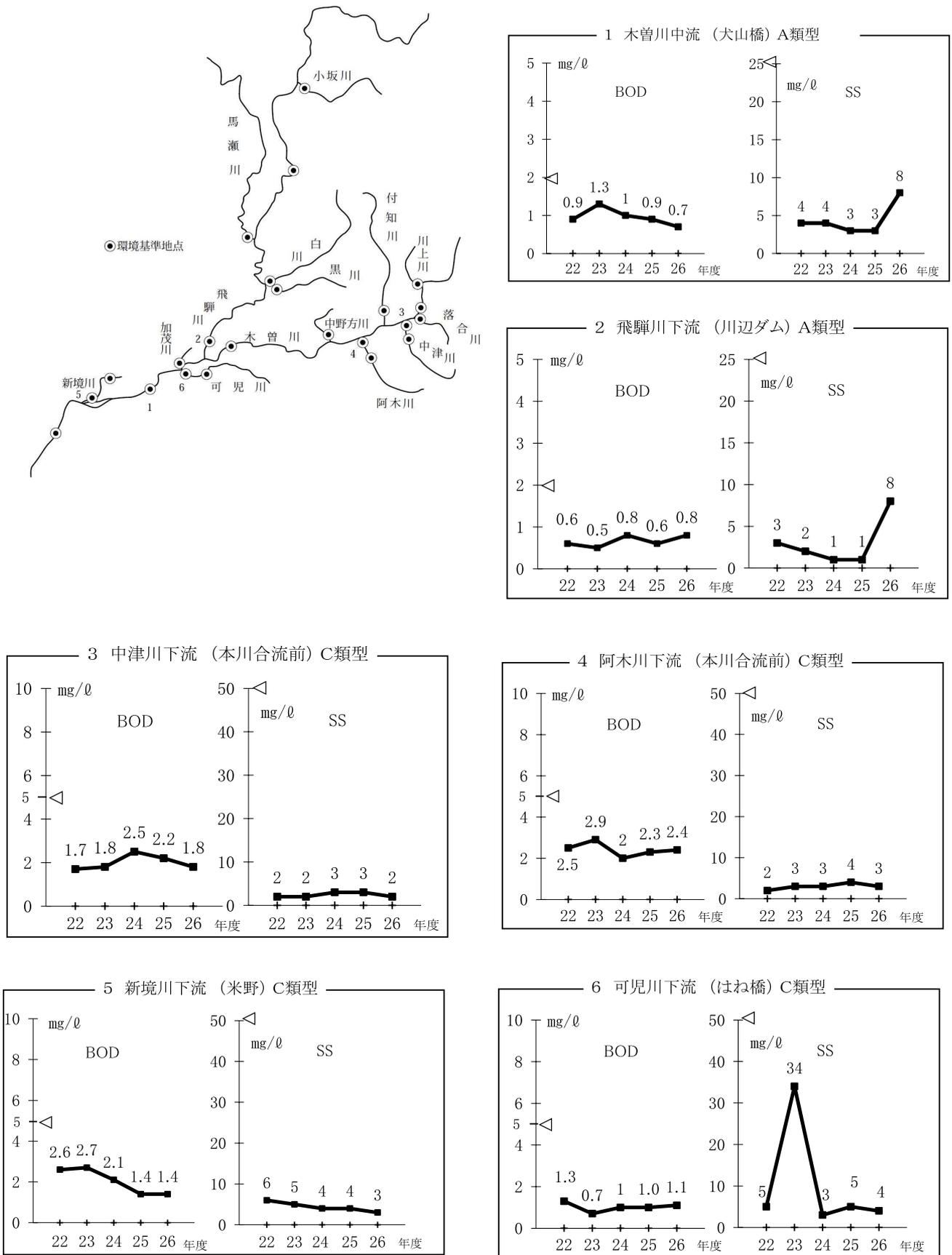
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-22 木曾川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/l)	25 年 度				26 年 度			
			75% 評 価		75%値 (mg/l)	75% 評 価		75%値 (mg/l)		
			X/Y	達成状況		X/Y	達成状況			
本川	木曾川上流	落合ダム	AA (1)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.7	
	木曾川中流	兼山ダム	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5	
		犬山橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.7	
木曾川下流	起	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.6		
支川	飛騨川上流	東上田	AA (1)	0/4	○	0.6	1/12	○	<0.5	
	飛騨川下流	川辺ダム	A (2)	0/4	○	0.6	0/12	○	0.8	
	川上川	本川合流前	A (2)	0/4	○	0.6	0/12	○	0.5	
	落合川	本川合流前	A (2)	0/4	○	0.8	0/12	○	0.7	
	中津川上流	中川橋	A (2)	0/4	○	0.6	0/12	○	0.5	
	中津川下流	本川合流前	C (5)	0/4	○	2.2	0/12	○	1.8	
	付知川	本川合流前	A (2)	0/4	○	0.7	0/12	○	0.6	
	阿木川上流	恵那大橋	A (2)	0/4	○	0.9	0/12	○	0.7	
	阿木川下流	本川合流前	C (5)	0/4	○	2.3	0/12	○	2.4	
	中野方川	巴橋	A (2)	0/4	○	0.6	0/12	○	0.6	
	可児川上流	鳥屋場橋	B (3)	0/4	○	1.0	0/12	○	1.0	
	可児川下流	はね橋	C (5)	0/4	○	1.0	0/12	○	1.1	
	加茂川	本川合流前	B (3)	0/4	○	1.1	0/12	○	1.1	
	新境川上流	東泉橋	B (3)	0/12	○	1.5	0/12	○	1.4	
	新境川下流	米野	C (5)	0/12	○	1.4	0/24	○	1.5	
	小坂川	古子橋	AA (1)	0/4	○	<0.5	0/12	○	<0.5	
	馬瀬川	飛騨川合流前	AA (1)	0/4	○	0.5	1/12	○	0.5	
	白川	飛騨川合流前	AA (1)	0/4	○	<0.5	0/12	○	0.5	
	黒川	岩穴橋	AA (1)	0/4	○	<0.5	0/12	○	0.5	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-2 木曽川流域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 △は環境基準値を示す。

快適な生活環境をふじくり

(イ) 長良川水域 (表2-2-23、図2-2-3)

(a) 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.6mg/ℓと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点(補助地点)においても、1.2mg/ℓと良好な水質を保持している。

(b) 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

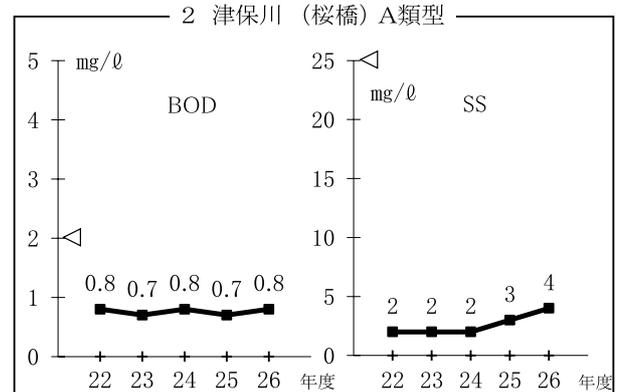
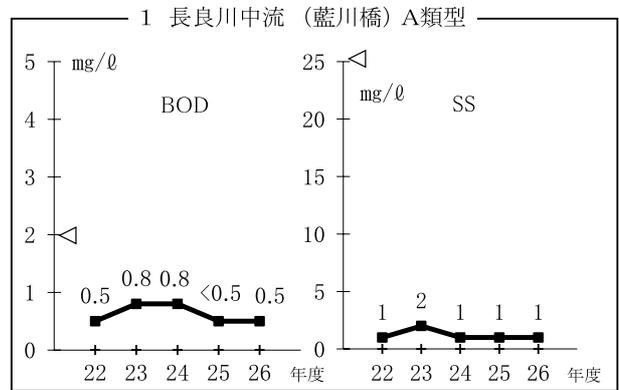
表2-2-23 長良川水域の環境基準(BOD)の達成状況

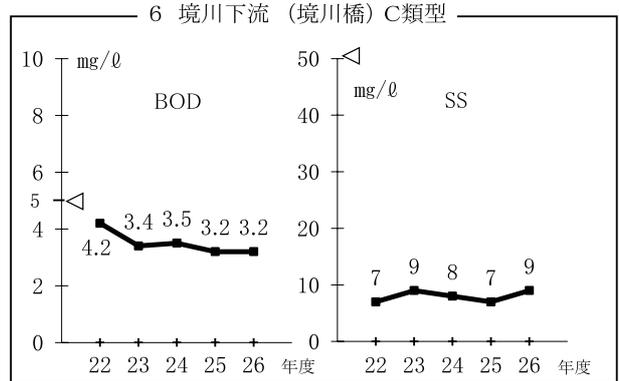
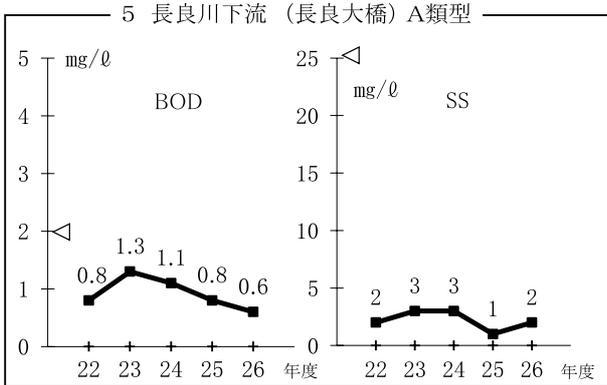
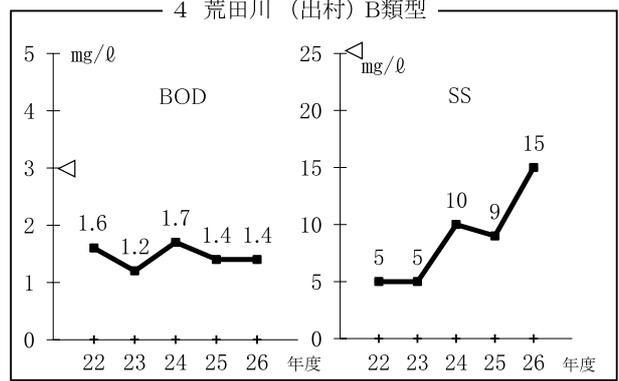
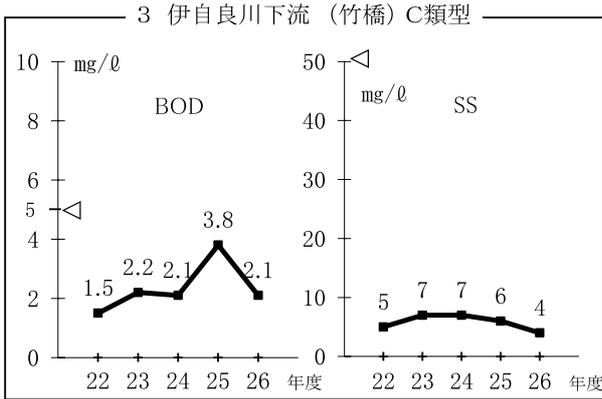
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/ℓ)	25年度			26年度			
			75%評価		75%値 (mg/ℓ)	75%評価		75%値 (mg/ℓ)	
			X/Y	達成状況		X/Y	達成状況		
本川	長良川上流	和合橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	長良川中流	鮎之瀬橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	長良川下流	長良大橋	A (2)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.6
支川	吉田川	小野橋	AA (1)	0/4	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	板取川	長瀬橋	AA (1)	0/4	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	武儀川	南武芸橋	A (2)	0/4	○	<0.5	0/12	○	0.6
	津保川	桜橋	A (2)	0/4	○	0.7	1/12	○	0.8
	伊自良川上流	繰船橋	A (2)	1/12	○	0.8	0/12	○	0.7
	伊自良川下流	竹橋	C (5)	1/12	○	3.8	0/24	○	2.1
	鳥羽川	伊自良川合流前	B (3)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.1
	境川上流	東辰新橋	C (5)	0/12	○	2.4	0/12	○	3.3
	境川下流	境川橋	C (5)	0/12	○	3.2	2/12	○	3.2
	荒田川	出村	B (3)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.4
	糸貫川	苗田橋	C (5)	2/12	○	4.3	0/12	○	3.9
	桑原川	本川合流前	C (5)	0/12	○	3.6	1/12	○	3.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(ウ) 揖斐川水域（表2-2-24、図2-2-4）

(a) 本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても1.2mg/lと良好な水質を保持している。

(b) 支川

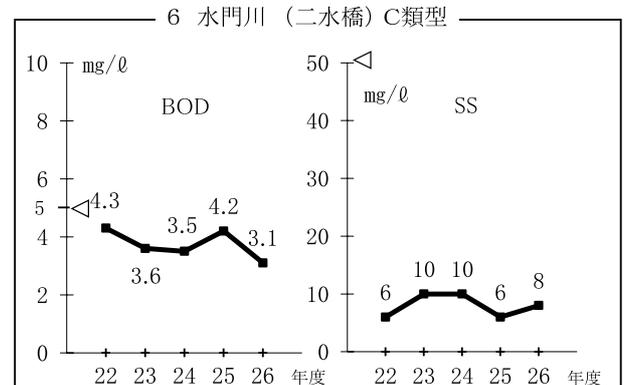
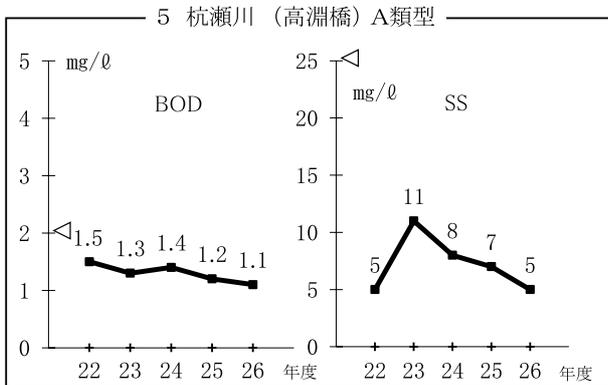
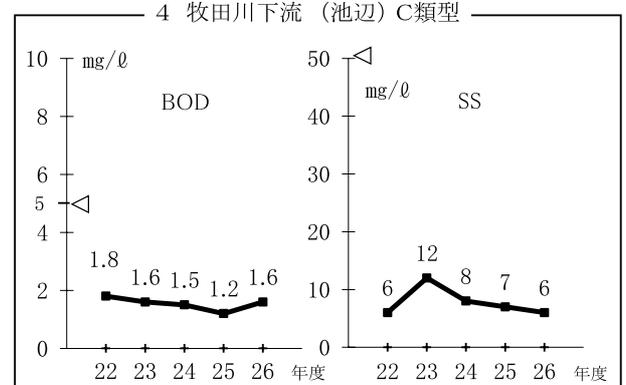
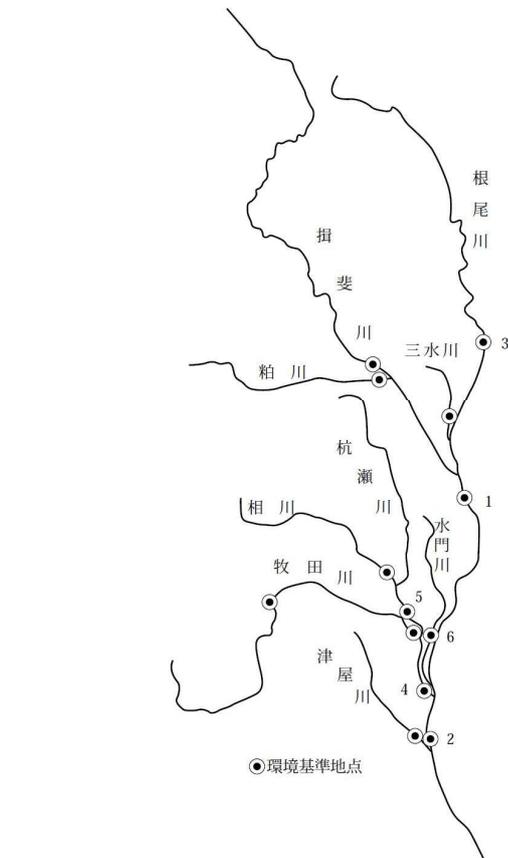
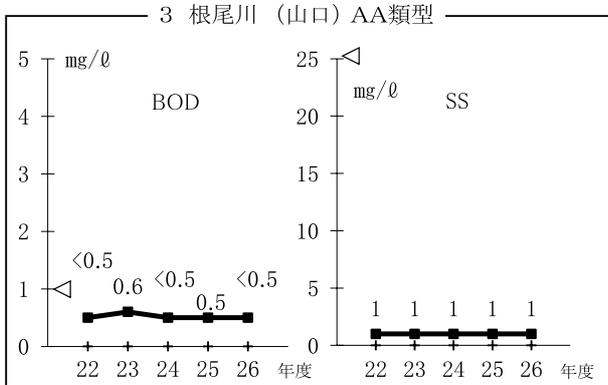
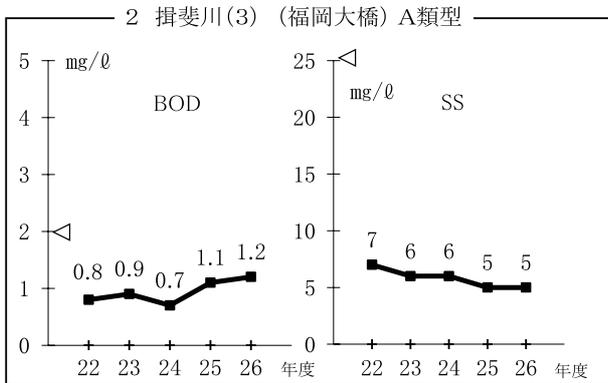
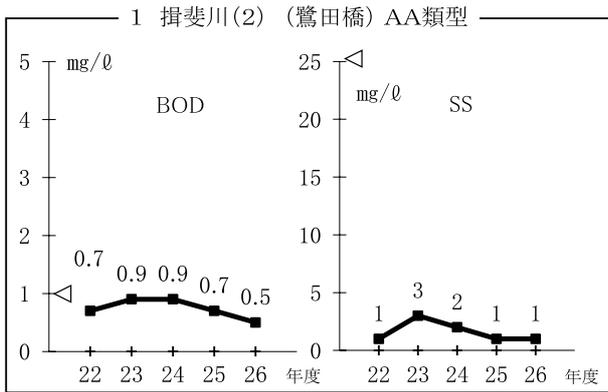
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-24 揖斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/l)	25 年 度		26 年 度	
			75% 評 価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/l)	75% 評 価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/l)
本川	揖斐川(1)	岡 島 橋 AA(1)	2/12	○ 0.8	0/12	○ 0.5
	揖斐川(2)	鷺 田 橋 AA(1)	0/12	○ 0.7	0/12	○ <0.5
	揖斐川(3)	福 岡 大 橋 A(2)	1/12	○ 1.1	1/12	○ 1.2
支川	粕 川	脛 永 橋 AA(1)	4/12	× 1.1	2/12	○ 0.6
	根 尾 川	山 口 橋 AA(1)	0/12	○ <0.5	0/12	○ <0.5
	三 水 川	三 水 川 橋 A(2)	1/12	○ 1.2	0/12	○ 0.9
	牧 田 川 上 流	一 之 瀬 橋 AA(1)	0/12	○ 0.8	2/12	○ 0.8
	牧 田 川 中 流	横 曾 根 橋 A(2)	0/12	○ 0.7	0/12	○ 0.6
	牧 田 川 下 流	池 辺 C(5)	0/12	○ 1.2	0/24	○ 1.6
	杭 瀬 川	高 淵 橋 A(2)	0/12	○ 1.2	0/24	○ 1.1
	相 川	綾 里 橋 B(3)	0/12	○ 1.8	1/12	○ 2.1
水 門 川	二 水 橋 C(5)	2/12	○ 4.2	5/24	○ 3.1	
津 屋 川	福 岡 大 橋 B(3)	6/12	× 3.7	1/12	○ 2.4	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-4 揖斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 △は環境基準値を示す。

快適生活環境を創出しよう

(エ) 庄内川(土岐川) 水域(表2-2-25、図2-2-5)

(a) 本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。

県境付近の天ヶ橋地点においても、1.2mg/ℓと

良好な水質を保持している。

(b) 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

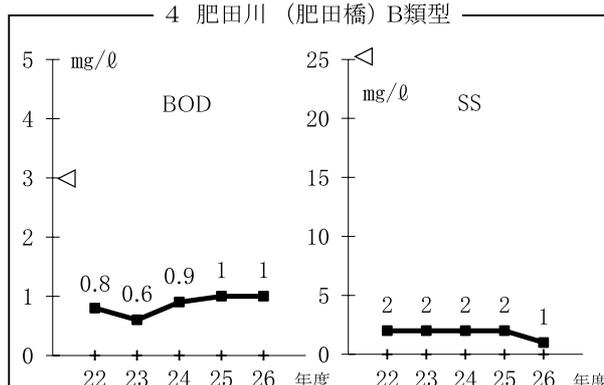
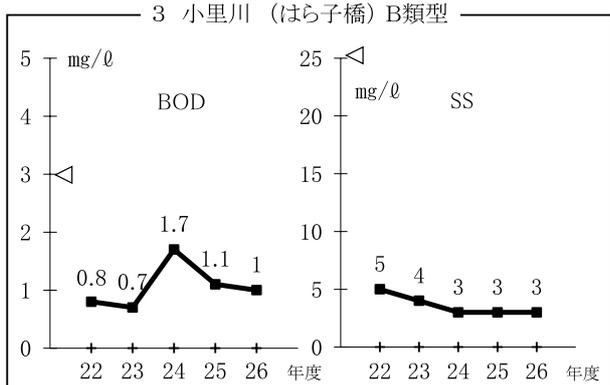
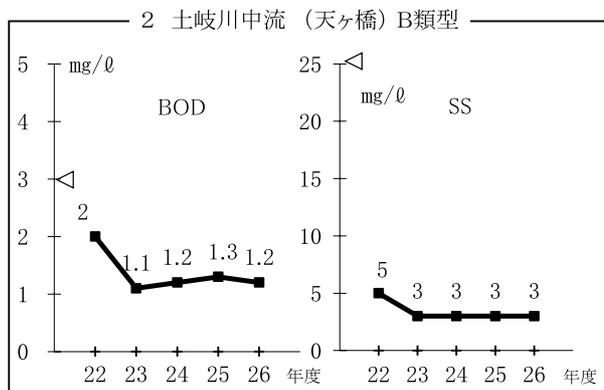
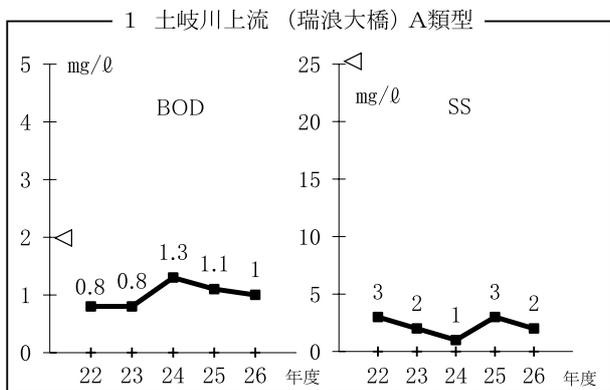
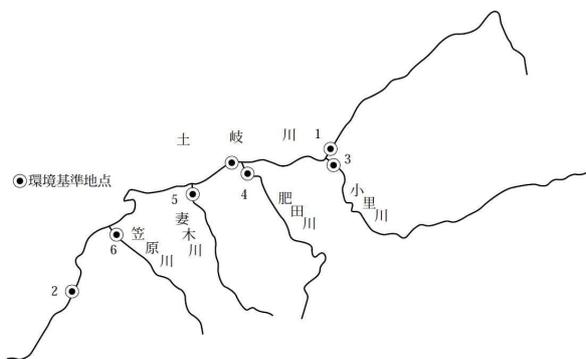
表2-2-25 庄内川(土岐川) 水域の環境基準(BOD)の達成状況

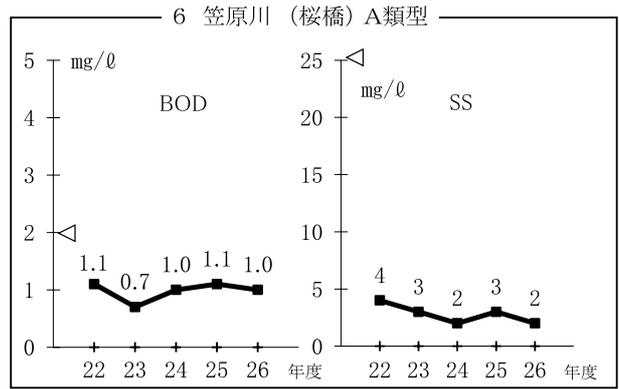
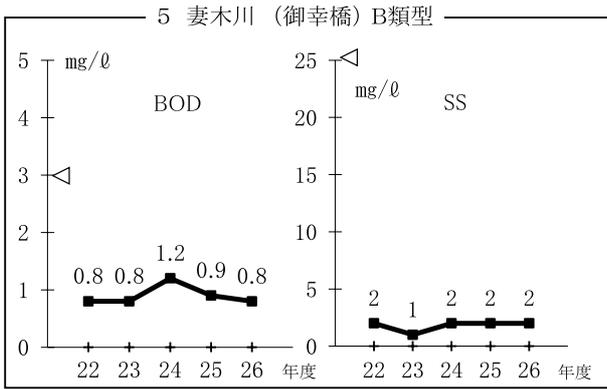
水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/l)	25 年 度			26 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/l)	X/Y	達成状況	(mg/l)	
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A(2)	0/12	○	1.1	1/12	○	1.0
	土岐川中流	三共橋	B(3)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.0
		天ヶ橋	B(3)	1/12	○	1.3	1/12	○	1.2
支川	小里川	はら子橋	B(3)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.0
	肥田川	肥田橋	B(3)	0/12	○	1.0	1/12	○	1.0
	妻木川	御幸橋	B(3)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.8
	笠原川	桜橋	A(2)	0/12	○	1.1	1/12	○	1.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-5 庄内川(土岐川) 水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 △は環境基準値を示す。

(オ) 矢作川水域 (表2-2-26、図2-2-6)
(a) 本川
県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.6mg/ℓと環境基準を達成した。

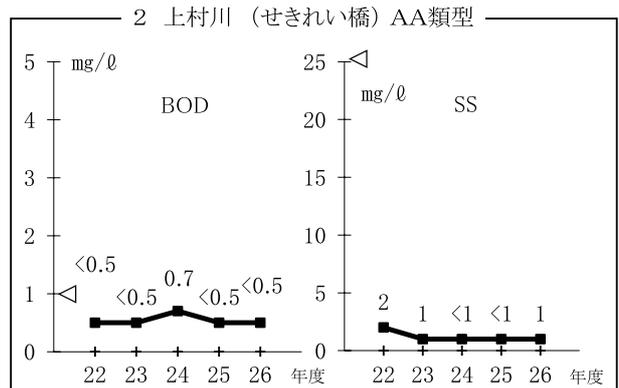
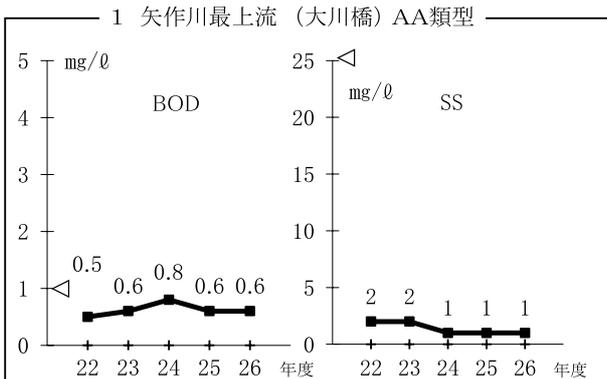
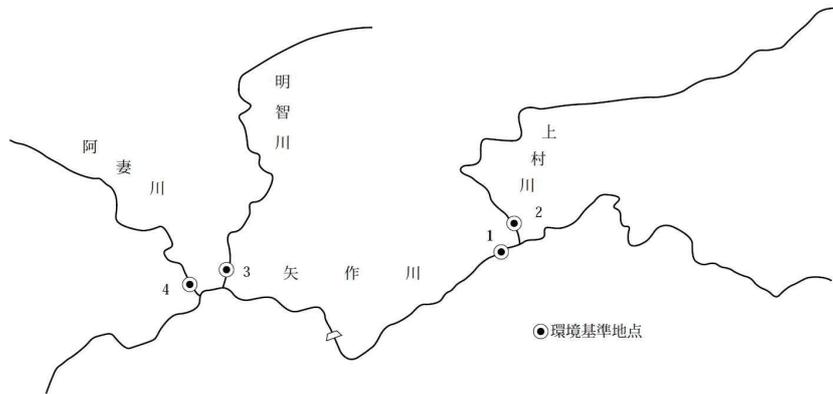
(b) 支川
すべての水域で環境基準を達成した。

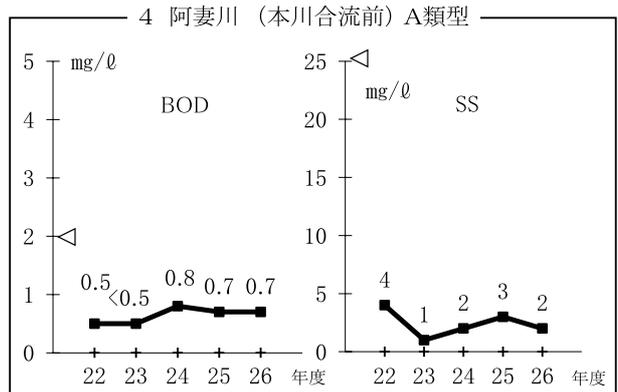
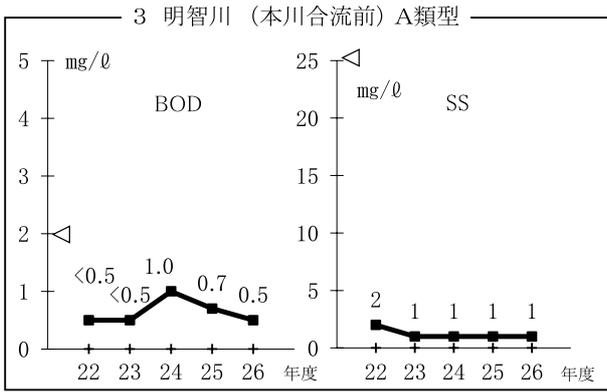
表2-2-26 矢作川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/ℓ)	25 年 度		26 年 度	
			75% 評 価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/ℓ)	75% 評 価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/ℓ)
本川	矢作川最上流	大 川 橋 AA (1)	0/12	○ 0.6	1/12	○ 0.6
	上 村 川	せ き れ い 橋 AA (1)	0/12	○ <0.5	1/12	○ <0.5
支川	明 智 川	本 川 合 流 前 A (2)	0/12	○ 0.7	1/12	○ 0.5
	阿 妻 川	本 川 合 流 前 A (2)	0/12	○ 0.7	0/12	○ 0.7

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 $\lt;$は環境基準値を示す。

(カ) 神通川 (宮川) 水域 (表2-2-27、図2-2-7)
(a) 本 川
上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

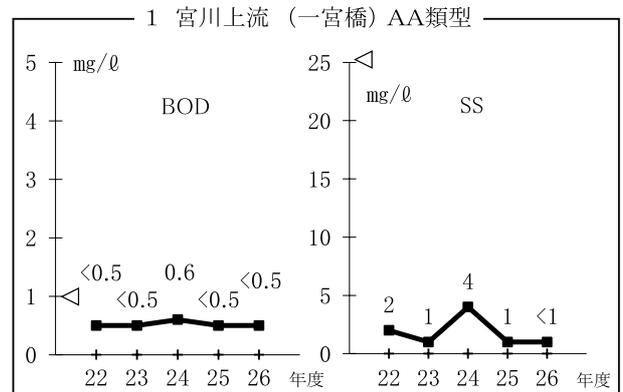
(b) 支 川
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-2-27 神通川 (宮川) 水域の環境基準 (BOD) の達成状況

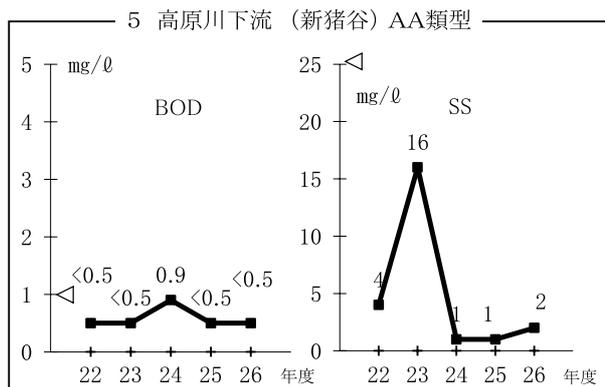
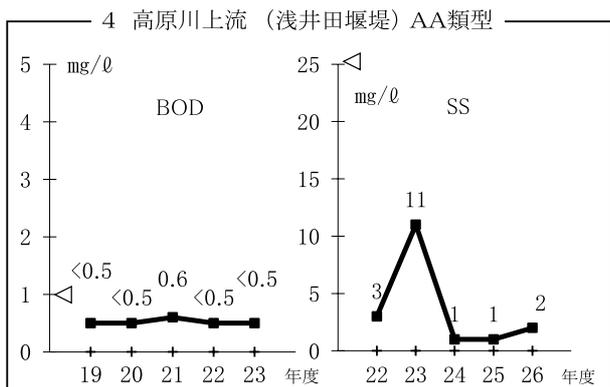
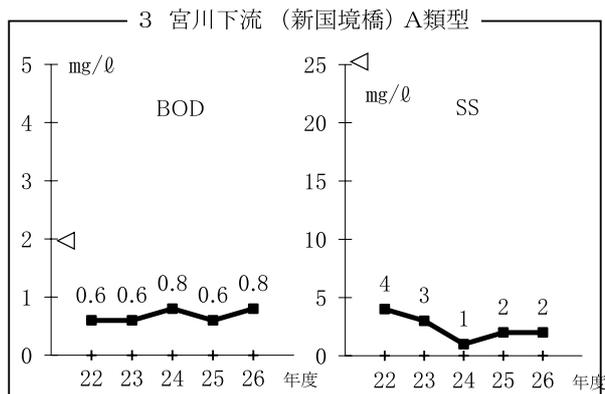
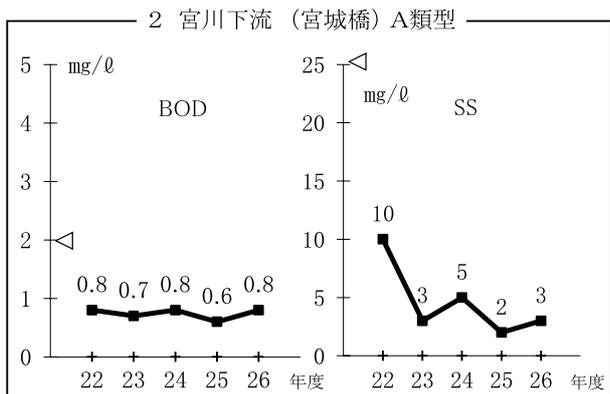
水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/l)	25 年 度		26 年 度			
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値		
			X/Y	達成状況	(mg/l)	X/Y	達成状況	
本 川	宮 川 上 流	一 宮 橋 AA (1)	0/12	○	$\lt;0.5$	0/12	○	$\lt;0.5$
	宮 川 下 流	宮 城 橋 A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8
		新 国 境 橋 A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8
支 川	高 原 川 上 流	浅 井 田 堰 堤 AA (1)	0/12	○	$\lt;0.5$	0/12	○	$\lt;0.5$
	高 原 川 下 流	新 猪 谷 AA (1)	0/12	○	$\lt;0.5$	0/12	○	$\lt;0.5$
	川 上 川	宮 川 合 流 前 A (2)	0/6	○	0.6	0/6	○	0.9
	小 八 賀 川	宮 川 合 流 前 AA (1)	0/12	○	$\lt;0.5$	0/12	○	$\lt;0.5$
	荒 城 川	宮 川 合 流 前 A (2)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.8
	小 鳥 川	宮 川 合 流 前 A (2)	0/6	○	0.5	0/6	○	0.5

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-7 神通川 (宮川) 水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



快適生活環境をふじくり



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(キ) 庄川水域（表2-2-28、図2-2-8）

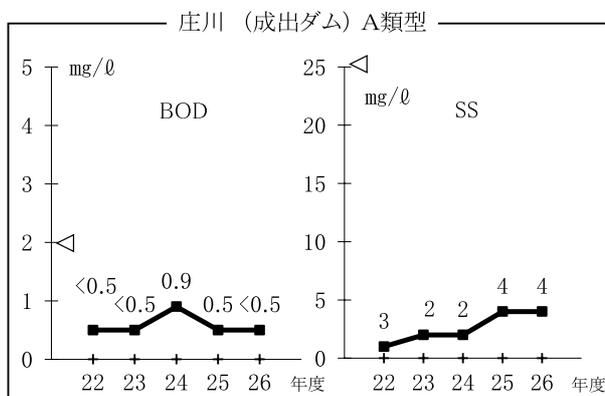
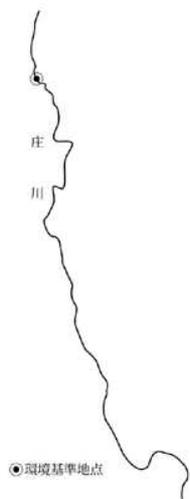
A類型の水域類型を指定しているが、0.5mg/l 未滿と環境基準を達成した。

表2-2-28 庄川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/l)	25 年 度		26 年 度			
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値		
			X/Y	達成状況 (mg/l)	X/Y	達成状況 (mg/l)		
本川 庄 川	成 出 ダ ム	A (2)	0/6	○	0.5	0/6	○	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-2-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与えている。平成26年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ26件及び68件、計94件であった。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

表2-2-29 魚類へい死及び重油等流出事故発生状況

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
魚類へい死	工業排水(件)	1(0)	2(1)	4(1)	0(0)	0(0)
	その他(件)	15(5)	30(7)	30(9)	31(9)	26(14)
	計(件)	16(5)	32(8)	34(10)	31(9)	26(14)
油流出等	工場(件)	33(4)	30(6)	36(11)	33(5)	17(4)
	その他(件)	54(27)	69(35)	67(32)	36(16)	51(30)
	計(件)	87(31)	99(41)	103(43)	69(21)	68(34)

備考) 1 県環境管理課調べ
2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、平成26年度末では、8,474(昭和46年度比約3.1倍)となっている。

これらの特定事業場の排水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m³未満の特定事業場にも基準を適用する上乘せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

平成26年度末における排水基準が適用される特定

事業場数は、1,402である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、平成26年度末の特定事業場数は、3,492あり、このうち排水基準が適用される特定事業場数は86となっている。

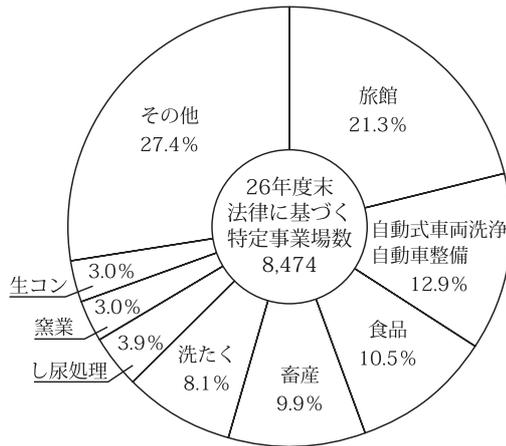
イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄施設、食品、畜産の順で、4業種で全体の半数を占めている(図2-2-9)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-2-10)。

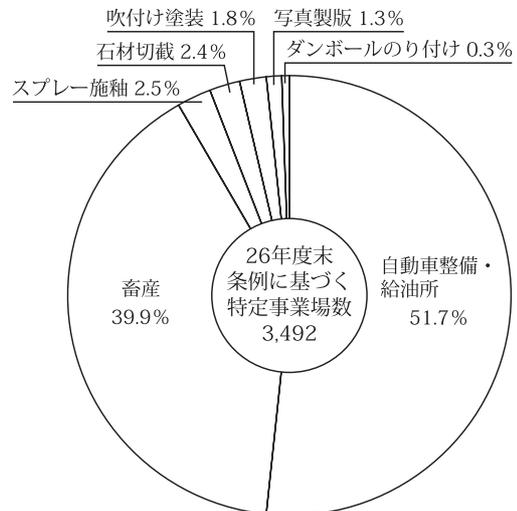
これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、砕石、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截、スプレー式施釉が多い(図2-2-11、図2-2-12)。

図2-2-9 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

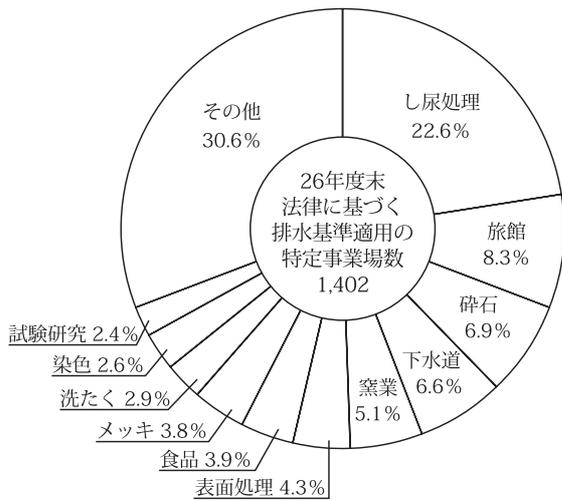
図2-2-10 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

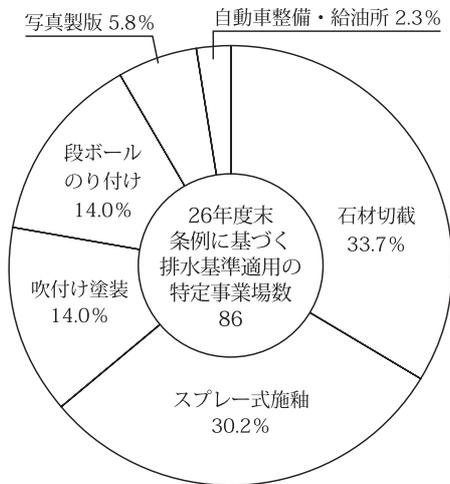
快適生活環境づくり

図2-2-11 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-12 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

ウ 水域別の特定事業場の状況

本県の特定事業場数(「水質汚濁防止法」に基づくもの 8,474、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの 3,492、計 11,966)を水域別にみると、長良川水域 30.6%、木曾川水域 26.6%、揖斐川水域 17.2%の順で多く、この3水域に約 75%が集中しており、以下神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料30)。

(7) 木曾川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、自動式車両洗浄・自動車整備、畜産の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

(イ) 長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めっき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、洗たく業の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

(ウ) 揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維(染色)、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、食品、旅館の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは畜産、自動車整備・給油所が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

(エ) 庄内川(土岐川)水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約 27%を占めて最も多く、以下自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉(タイル・洋食器)の順であり、他の水域に比べてスプレー式施釉が集中している。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

(オ) 矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

(カ) 神通川(宮川)流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めている。「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

(キ) 庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

(ク) 九頭竜川水域

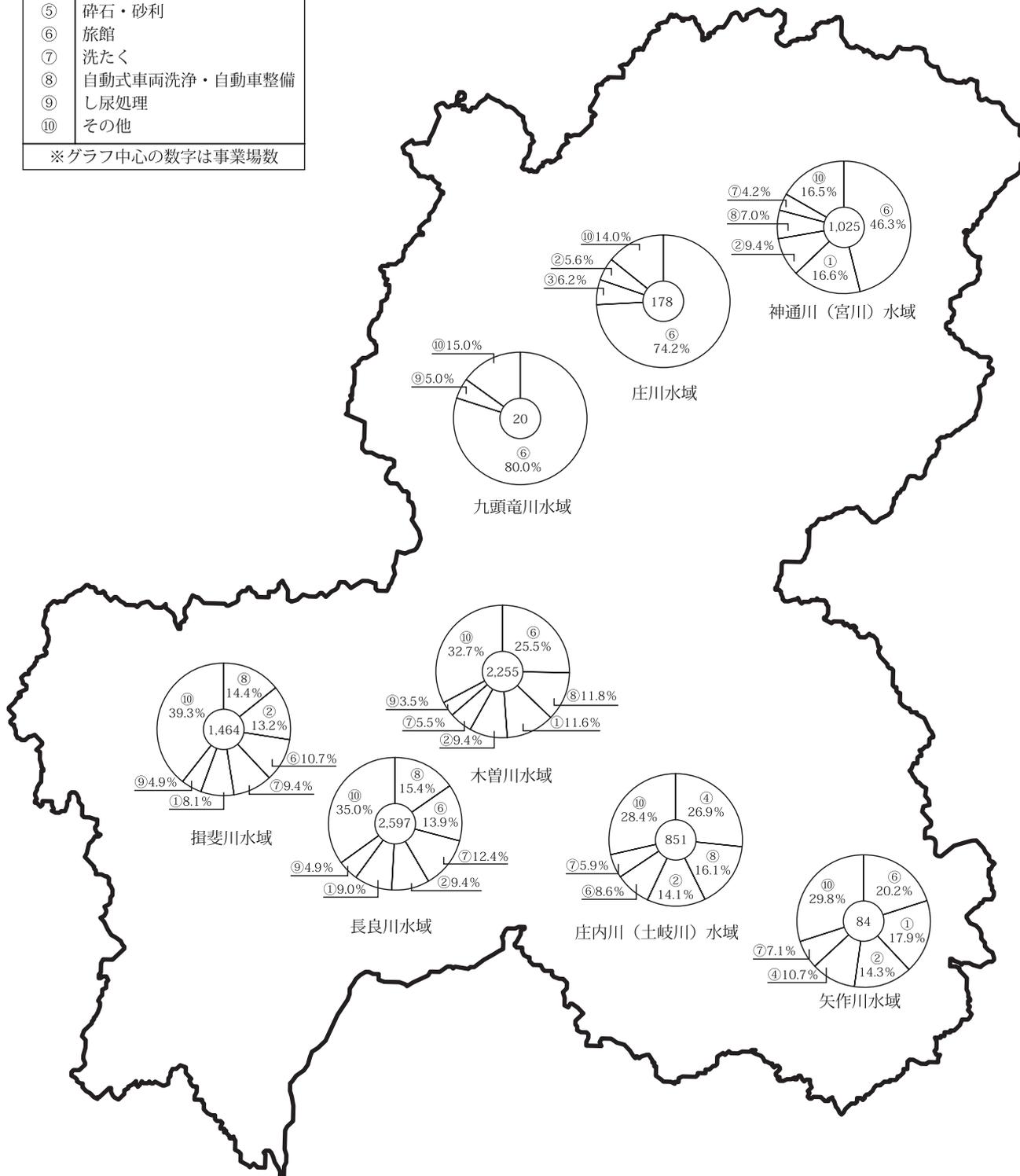
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-2-13 水域別特定事業場の状況（法律に基づくもの）

（平成27年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	砕石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



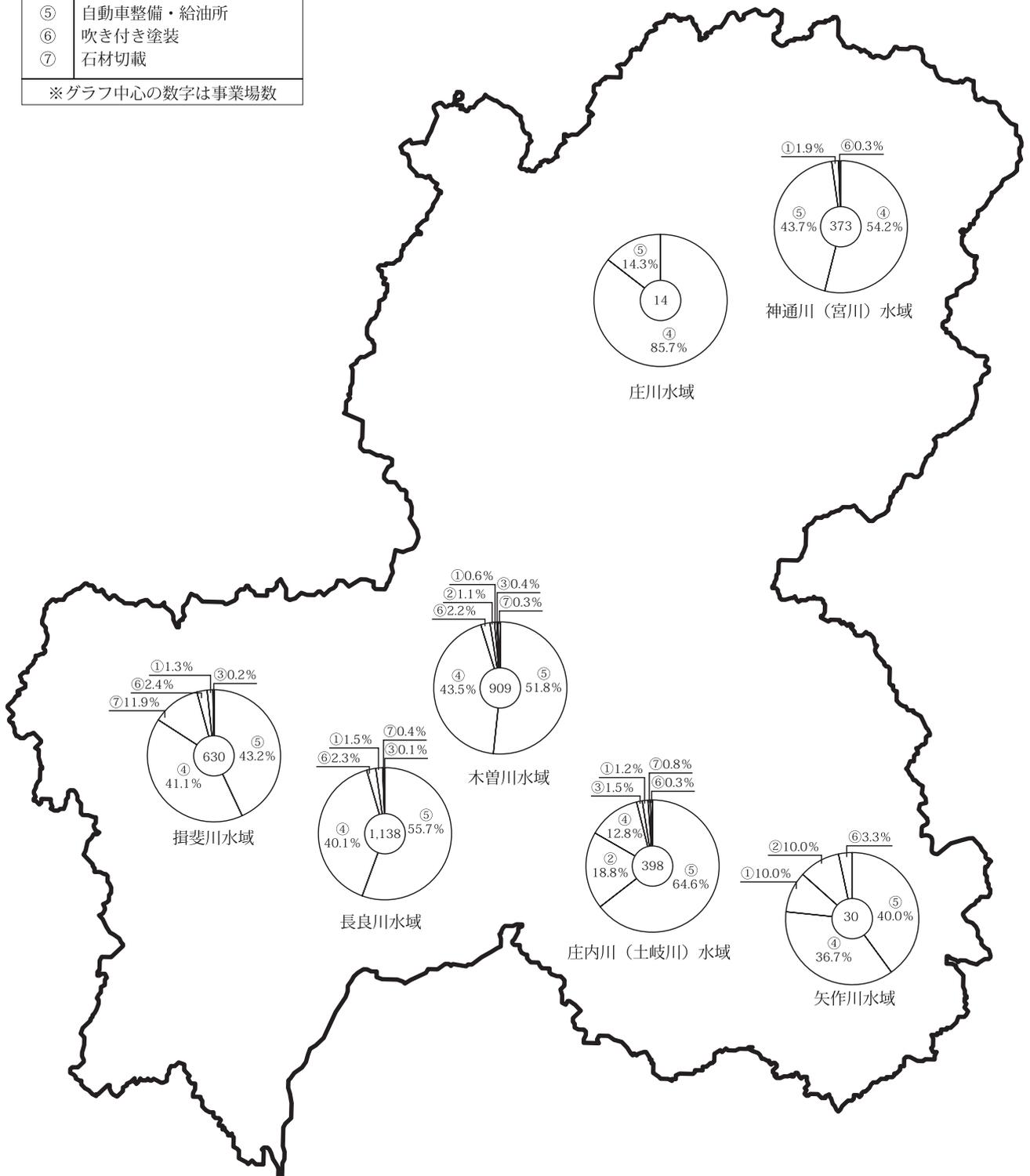
快適生活環境づくり

備考）県環境管理課調べ

図2-2-14 水域別特定事業場の状況（条例に基づくもの）

（平成27年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付き塗装
⑦	石材切載
※グラフ中心の数字は事業場数	



快適生活環境をふかす

備考) 県環境管理課調べ

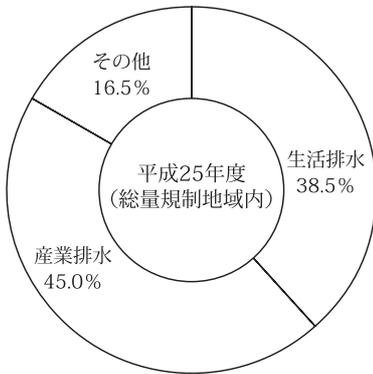
エ 生活系排水による汚濁状況

河川の水質汚濁の原因としては、工場・事業場等からの産業系排水、県民の日常生活による生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他系に分類される。

このうち産業系排水については、「水質汚濁防止法」等に基づく規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、平成25年度の汚濁負荷量（COD）は、昭和54年度を1としたとき0.43にまで減少した。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽（合併処理浄化槽）の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年度を1としたとき0.43にまで減少した。その結果、平成25年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が38.5%となり、産業系排水の45.0%を下回っている。

し尿を単独処理浄化槽やくみ取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっている。

図2-2-15 河川の水質の汚濁割合（COD）



備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべて

の特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する87市町村（平成13年指定時）の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第7次総量削減計画にもとづく本県の発生源別の削減目標量（平成26年度）と平成24年度の実績は、表2-2-30のとおりであり、目標達成にむけて汚濁負荷のさらなる削減に努めている。

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、平成26年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について1,155件（内岐阜市185件）の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-2-31のとおり27件の行政処分等を行った。

表2-2-30 平成26年度発生源別削減目標量と実績

区分	化学的酸素要求量(COD) (トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量 (トン/日)		
	21年度削減目標	25年度実績	26年度削減目標	21年度削減目標	25年度実績	26年度削減目標	21年度削減目標	25年度実績	26年度削減目標
生活排水	18	14	14	10	8	8	1.1	0.8	0.9
産業排水	18	16	17	5	4	4	0.6	0.5	0.5
その他	6	6	6	18	19	19	0.6	0.7	0.7
合計	42	36	37	33	30	31	2.3	2.0	2.1

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-31 特定事業場に対する行政処分状況

(平成26年度)

業種区分	処分内容	行政処分等				
		一時停止命令 (件)	改善命令 (件)	改善勧告 (件)	注意 (件)	計 (件)
総	数			4	23(10)	27(10)
水質汚濁防止法	畜産					
	食品			1	4(1)	5(1)
	染色・染毛			2	6(2)	8(2)
	製紙					
	出版・印刷					
	化学				1	1
	生コン					
	窯業			1	3	4
	砕石・砂利					
	機械・金属・鉄鋼					
	表面処理				1	1
	電気めっき					
	旅館				1	1
	洗たく					
自動式車両洗淨施設						
し尿処理				5(5)	5(5)	
下水道						
試験研究						
その他				2(2)	2(2)	
	小計			4	23(10)	27(10)
県公害防止条例	写真製版					
	スプレー式施釉					
	段ボールのり付け					
	畜産					
	自動車整備・給油所					
	吹付け塗装					
	石材切截					
	小計					

備考) 1 県環境管理課調べ
2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

エ 産業系排水対策の推進

(ア) 富栄養化対策<環境管理課>

①伊勢湾富栄養化対策

伊勢湾等の閉鎖性水域においては、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化し、プランクトン等が異常に繁殖していわゆる赤潮が発生するなど、水質を悪化させ、漁業被害等を引き起こしている。

このため、化学的酸素要求量(COD)に係る水質総量規制に加えて、富栄養化の原因物質である窒素、りん等の栄養塩類についても削減を図るため、愛知県、三重県、名古屋市と協調し、平成8年12月に改定した「伊勢湾富栄養化対策指導指針」に基づき削減指導を実施してきた。

しかし、窒素含有量及びりん含有量を削減対象とする第5次水質総量規制制度が導入されたことから、平成16年度からは、法規制に移行して削減対策を推進している。

②湖沼富栄養化対策

湖沼においては、水が滞留しやすいため、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化が進み、淡水赤潮やアオコの発生、水産被害及び水道のろ過障害・異臭味等の問題が全国的に起きている。

このため、昭和60年5月に「水質汚濁防止法施行令」等の改正により、特定事業場に対して、磷及び

窒素の規制が行われることになった。県内では、資料35のとおり一定要件を備える25湖沼の流域に立地する1日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に対し窒素又は磷の排水基準が適用されている。

(イ) ゴルフ場の環境保全対策

①ゴルフ場における農薬の適正使用<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「ゴルフ場の環境管理に関する規則(平成12年4月1日施行)」(以下、この項において「規則」という。)等に基づき、県内37ゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに102名の農薬管理指導士を認定した。

②排水等等の監視<環境管理課>

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、環境庁(当時)は平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針(以下、「暫定指導指針」という。)」を策定した。

また、規則に基づき立入調査を実施するとともに、自主的な排水の農薬濃度検査の実施を指導している。

オ 生活排水対策(ブルーリバー作戦)＜環境管理課＞
 (ア) ブルーリバー作戦の推進
 生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。
 (イ) 生活排水対策重点地域の指定
 生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない

水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域として指定することとされている。
 このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-2-32のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-2-32 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年月日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(平成26年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域及び加茂川流域	関市(旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巢南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

カ 下水道等の整備
 (ア) 下水道の整備＜下水道課＞

①概況

「清流と自然を守る岐阜県」の実現を目指して、豊かで美しい水を将来にわたって守り、県民すべてが快適で衛生的な生活を営めるように、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の効率的な整備を推進しており、平成26年度末の汚水処理人口普及率(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合)は90.7%となっている。

②流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曾川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曾川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、現在、神通川流域における流総計画を国土交通大臣と協議中である。

③流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曾川右岸流域下水道は、木曾川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町(平成27年3月31日現在)を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

- (計画の規模) 計画処理区域面積 17,540ha
- 計画処理人口 456,720人
- 計画処理能力 249,500 m³/日
- (排除方式) 分流式(汚水のみ)
- (処理方式) (標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法)＋急速砂ろ過

木曾川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、平成26年度末には約11,500haで約37万人分の処理を行っている。

④公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、平成26年度には42市町村中38市町村で事業(供用開始後の維持管理を含む)が実施されている。このうち、平成26年度末において処理を開始しているのは、表2-2-33のとおり42市町村中38市町村である。

快適生活環境づくり

平成26年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対す

る割合）は74.2%となっている。

表2-2-33 公共下水道の整備状況

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)
岐阜市	414.4	382.1	92.2
大垣市	162.7	140.1	86.1
高山市	90.9	76.4	84.0
多治見市	113.7	105.8	93.1
関市	91.1	78.4	86.1
中津川市	81.1	50.2	61.9
美濃市	21.9	16.1	73.5
瑞浪市	39.0	26.1	66.8
羽島市	68.6	29.3	42.7
恵那市	52.6	31.1	59.2
美濃加茂市	55.4	50.1	90.4
土岐市	60.1	50.4	83.9
各務原市	148.3	117.3	79.1
可児市	100.7	95.6	95.0
山県市	28.5	10.8	38.1
瑞穂市	53.3	4.3	8.1
飛騨市	25.7	19.2	74.8
本巣市	35.2	7.0	20.0
郡上市	44.2	25.4	57.5
下呂市	34.6	22.9	66.0
海津市	36.7	27.0	73.5
岐南町	24.7	23.0	93.1

備考) 県下水道課調べ

(イ) 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

平成26年度までに28市町で事業への取組を行っており、平成26年度には1地区で事業を実施した。

(ロ) 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-2-34のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽とし、平成12年度には窒素・リンを処理する高度処理型を補助対象にするなど対象枠を拡大し、浄化槽の一層の普及促進を図っている。さらに、平成18年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への

(平成27年3月末現在)

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)
笠松町	22.5	19.2	85.2
養老町	30.8	7.4	24.0
垂井町	28.2	15.0	53.1
関ヶ原町	7.7	5.8	75.0
神戸町	19.8	12.2	61.4
輪之内町	9.9	6.9	69.6
安八町	15.2	15.2	100.0
揖斐川町	22.7	1.9	8.3
大野町	23.8		
池田町	24.7	10.7	43.2
北方町	18.3	18.3	100.0
坂祝町	8.3	5.8	69.7
富加町	5.7	3.5	60.6
川辺町	10.5	10.1	96.1
七宗町	4.2		
八百津町	11.7	8.9	76.1
白川町	9.1		
東白川村	2.5		
御嵩町	18.9	12.5	66.4
白川村	1.7	1.5	87.5
岐阜県計	2079.7	1543.5	74.2

転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とした。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査（浄化槽法第11条）の実施状況は、表2-2-35のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-2-16のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-2-34 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(平成26年度)

振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数	振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数	振興局 (事務所名)	設置主体	設置基数
岐阜	羽島市	113	西濃 (揖斐)	揖斐川町	1	中濃 (中濃)	関市	5
	各務原市	98		大野町	242(140)		美濃市	7
	山県市	22		池田町	26		郡上市	0
	瑞穂市	190		美濃加茂市	17	多治見市	3(1)	
	本巣市	68(7)		可児市	6	瑞浪市	91	
西濃	大垣市	48(1)	中濃	坂祝町	1	東濃 (恵那)	土岐市	14
	海津市	2		富加町	1		中津川市	76(1)
	養老町	105(20)		川辺町	0	恵那市	91	
	垂井町	42		七宗町	13(1)	高山市	14	
	関ヶ原町	2		八百津町	8	飛騨	飛騨市	3
	神戸町	0		白川町	30(3)	岐阜市	下呂市	17
	安八町	0		東白川村	4		岐阜市	83(19)
	輪之内町	0		御嵩町	3	合計		1,446 (193)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () は単独処理浄化槽撤去費補助件数

表2-2-35 法定検査(11条)検査実施状況

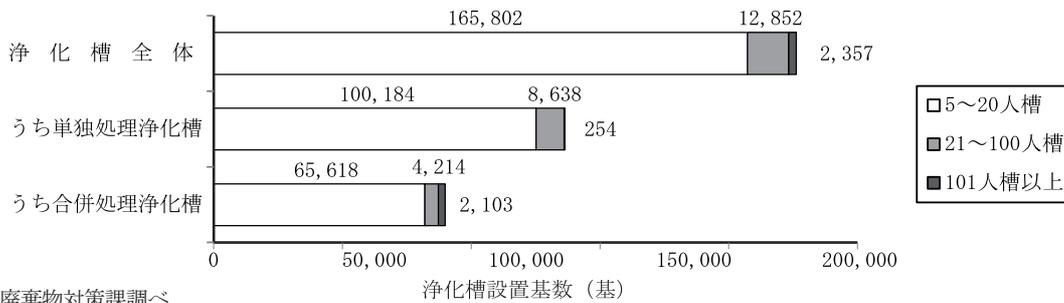
(平成25年度)

人槽別	5~20	21~50	51~200	201~500	501~	合計
検査対象基数(基)	162,849	10,670	3,264	817	344	177,943
検査実施数(基)	145,869	8,852	2,731	750	330	158,532
検査実施率(%)	89.57	82.96	83.67	91.80	95.93	89.09
検査結果	適正	140,381	7,971	2,286	635	151,573
	不適正	5,488	881	445	115	6,959

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 平成23年3月末の設置基数を「検査対象基数」としている

図2-2-16 浄化槽の設置状況

(平成26年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

ア りんごクリーン農業の推進及びPR

(ア) 県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「りんごクリーン農業」を推進し、平成26年度末の登録面積は16,576ha、県内農作物作付面積の約3分の1を占めるに至った。

(イ) りんごクリーン農業を推進するため、化学合成農薬を削減する技術として、カキの害虫「カキノヘタムシガ」の性フェロモン剤を推進し技術の普及を図った。

(ウ) りんごクリーン農業により生産された農産物(りんごクリーン農産物)について、量販店でのPR、りんごクリーン農産物の消費者プレゼント、各種ホームページ等を通じPRを行い、県民・消費者への周知と販売の拡大を図った。

表2-2-36 りんごクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	11	16	21	24	25	26
生産登録面積(ha)	209	5,178	12,337	16,893	17,007	16,576
県内農作物作付面積に占める割合(%)	0.4	9	24	34	34	-
生産登録件数	29	1,134	932	870	871	749

備考) 1 県農産園芸課調べ
2 作付面積=農林統計の農作物作付延べ面積、平成26年度は未発表。平成26年度りんごクリーン農業生産登録面積は27年3月末現在

イ IPM技術の開発

県内の主要品目(水稲、トマト、きゅうり、いちご)の難防除病害に対する化学合成農薬の適正使用と代替技術(生物的、物理的、耕種的)体系を組み合わせた総合的病害虫管理技術の開発を進め、りんごクリーン農業の推進を図った。

ウ 残留農薬自主検査の実施

(一社)りんごクリーン農業研究センターでは、検査依頼のあった885検体の農産物について、残留農薬検査を実施した。

また、りんごクリーン農業生産登録又は生産登録更新に必要な残留農薬の自主検査の実施に対し、120件の検査費用の助成を行った。

エ GAP(農業生産工程管理)導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程全体のリスクを管理し、適正な農業生産を実践する「GAP」を推進するために、農業者・産地に対する研修会や農業普及指導員を対象としたGAP指導者養成講座を開催するなどの取組みにより、県内39生産組織においてGAPが導入された。

2 土壌、地下水保全の推進<環境管理課>

(1) 地下水保全の総合対策

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地

盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成26年度に実施した地下水概況調査において、環境基準超過が判明した井戸(資料28)については、この要綱に基づき、汚染原因及び汚染範囲の調査等、必要な対策を実施した。

また、事業者の自主管理体制を確立するため、事業者が行うべき自主管理全般の手引き「有害物質使用事業者のための自主管理マニュアル」に基づき、事業者を指導している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の

遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 土壌汚染対策法の施行<環境管理課>

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日から施行されている(図2-2-17)。

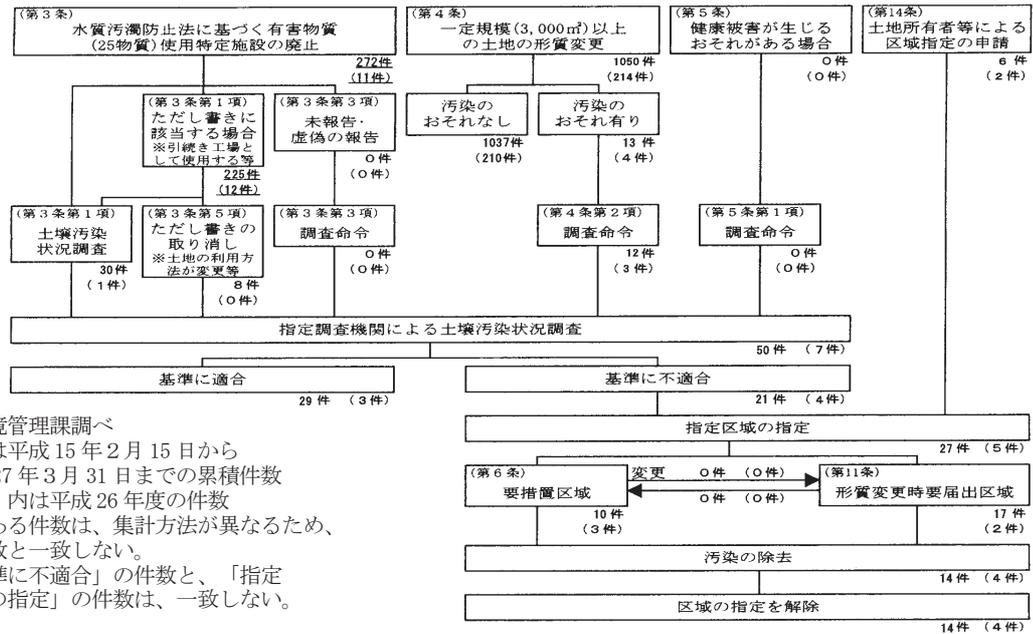
平成26年度末現在、県内で「指定区域(土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合し

ない区域)」に指定されている区域は13件である(表2-2-37)。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-2-17 土壌汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日～平成27年3月31日)



- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 件数は平成15年2月15日から平成27年3月31日までの累積件数
 3 ()内は平成26年度の件数
 4 〃のある件数は、集計方法が異なるため、合計数と一致しない。
 5 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-2-37 土壌汚染対策法に基づく指定区域

(平成27年3月末現在)

	指定年月日	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H25. 6. 7	岐阜県告示第315号 本巣市浅木字西ノ筋308番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	H25. 10. 25	岐阜県告示第486号 関市小屋名字上中島418番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号 多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
形質変更時 要届出区域	H17. 7. 29	岐阜県告示第595号 土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21	岐阜県告示第771号 関市常盤町27番地の一部	ほう素及びその化合物、シアン化合物	第3条
	H21. 8. 28	岐阜県告示第511号 関市平賀町1丁目63-2他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2. 16	岐阜市告示第535号 岐阜市水海道2丁目1-10	テトラクロロエチレン	第3条
	H22. 3. 26	岐阜市告示第593号 岐阜市早田町1丁目24	テトラクロロエチレン	第3条
	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号 土岐市下石町字西山304番2の一部	砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	H24. 6. 29	岐阜県告示第299号 多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12	岐阜市告示第371号 岐阜市祈年町4丁目1番地の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号 関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号 関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条

備考) 県環境管理課調べ

(4) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている

事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置(1台)、地下水浄化装置(2台)である。

表2-2-38 整備した環境浄化機材

(平成27年3月末現在)

環境浄化機材の種類	浄化機材の特徴	貸出先
土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

(5) 農作物及び農用地におけるカドミウム調査<農産園芸課>

農作物及び農用地土壌の安全性を確認するため、県内17市町33箇所ですべて6品目のカドミウム含有量調査を実施した。その結果はすべて国内基準値を下回り安全性に問題はなかった。

3 水をとりまく環境の保全

(1) カワゲラウオッチング(水生生物調査)の実施<自然環境保全課>

カワゲラウオッチング(水生生物調査)は、小中学生たちが水に親しみながら、身近な河川に生息する生物を調べることにより、河川の水質状況を知ってもらうとともに、調査の体験を通じて水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうなど、環境学習の入口ともなるため、県内の小中学校、地域で活動する環境保全団体等に参加を呼び掛けており、例年、大勢の参加を得ている。

平成26年度のカワゲラウオッチング参加数は、小中学生など103団体、延べ5,584人で、66河川、延べ128地点の河川に生息する生物を調べたところ、73地点(57.0%)がきれいな水と判定された(資料36)。

(2) 県民の感覚による河川調査の実施<自然環境保全課>

視覚や嗅覚を使った簡単な調査手法「感覚による川の評価方法」を利用し、地域の河川の状況調査を県民自ら行い、現状を評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図っている。平成26年度には、小中学校や環境保全団体、延べ5,473人が調査を行い、延べ259地点で調査が実施された。

(3) 「清流調査隊」の編制<自然環境保全課>

地域を流れる川の水質を改善するために、地域で連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組むため「清流調査隊」を編制し活動している。県民の目で地域の川の状況を観察することで、身近な水環境への意識を高め、各家庭での生活排水対策により川への影響を減らし、水質の改善につなげる。平成26年度は、合計1,303名が「清流調査隊」として、生活排水対策に取り組んでいる。

(4) 流域全体の清掃活動による河川清掃モデルの確立<自然環境保全課>

流域の環境保全団体等と関係機関との連携によって河川清掃の協働体組織を形成し、流域全体の河川清掃活動に取り組むことで、流域ごとの河川清掃モデルの確立と県民の河川環境保全意識の向上を図るため、平成26年度は、長良川、揖斐川、土岐川の3流域において活動団体等のネットワーク化を推進し、それぞれの流域の河川清掃活動を支援した。この活動に連動し、別途、県管理河川内の樹木伐採や大型ゴミの撤去を実施した。

<長良川流域>

- ・実施日：平成26年11月15日(土)、16日(日)、30日(日)
- ・実施場所：郡上市、関市、美濃市、岐阜市、海津市、羽島市、桑名市(7会場)
- ・参加人数：各会場合計 約500名
- ・ゴミ回収量合計：約5,000kg

<揖斐川流域>

- ・実施日：平成26年5月25日(日)
- ・実施場所：揖斐川町、大野町、池田町、大垣市、養老町、垂井町(6市町10会場)
- ・参加人数：各会場合計 約2,000名
- ・ゴミ回収量合計：約2,000kg

<土岐川流域>

- ・実施日：平成26年10月12日(日)、19日(日)
- ・実施場所：多治見市、瑞浪市(2市3会場)
- ・参加人数：各会場合計 約70名
- ・ゴミ回収量合計：約167kg

(5) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施<恵みの森づくり推進課>

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、県内の22市町村、258箇所、51,952.75haの森林を、水源地域に指定した。同年10月からは、水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度を開始し、届出に対しては、土地利用の方法等に関する助言を行った。

平成26年度届出実績 20件

(6) 間伐の推進<森林整備課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

平成26年度間伐実施面積 8,605ha

(7) 治山事業を通じた水源かん養機能の保全<治山課>

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

(8) 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環境管理課>

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する独立行政法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

平成26年度に、県が実施した排水等の測定結果は表2-2-39のとおりである。

(9) 地域協働水質改善事業<環境管理課>

輪之内町を流れる大樽川とその流域河川の水質を改善することを目的とし、地域住民、団体、行政機関等の地域社会が一体となり協働して課題解決を行う取り組みに対して、対象河川の河川環境調査、水質改善策の提案、環境導水実証実験・環境教育事業に係る経費に対する補助金の交付等の支援を行った。

表2-2-39 瑞浪超深地層研究所排水等の測定結果(主な項目)

測定項目		管理目標値	H26.6.24採取	H26.9.26採取
排出水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.30mg/l	0.30mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.47mg/l	0.46mg/l
放流先河川水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.10mg/l	0.10mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.28mg/l	0.17mg/l

備考) 県環境管理課調べ

第3節 大気環境の保全

1 汚染発生源の抑制<環境管理課>

(1) 概況

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などにより引き起こされる。

平成26年度の主な大気汚染物質の状況をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は平成25

年度と比較すると概ね横ばいであった。また、岐阜地域及び可茂地域において1回ずつ、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報の発令があった。

微小粒子状物質については、7測定局で環境基準を達成できなかった。

(2) 大気汚染物質の状況

大気汚染に係る環境基準は、資料12(1)のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている(有害大気汚染物質を除く)。

ア 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表

快適生活環境をぐくむ

的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。二酸化硫黄について14測定局で測定した結果は、表2-2-40及び資料13のとおりであり、これらを

平成25年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、大垣南部測定局の0.006ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-2-40 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを超えた日が2日 以上連続した ことの有無	長期的 評価の 適否 ○ 否×	平成25年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的 評価 の適否
岐阜	岐阜中央	363	8,631	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	無	○	0.001	○
	岐阜南部	363	8,655	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	無	○	0.001	○
	岐阜北部	363	8,647	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	各務原	365	8,707	0.004	0	0.0	0	0.0	0.014	0.007	無	○	0.004	○
	平均			0.002									0.002	
西濃・羽島	羽島	365	8,701	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.009	無	○	0.006	○
	大垣中央	279	6,682	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.009	無	○	0.006	○
	大垣南部	280	6,688	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	無	○	0.008	○
	大垣西部	357	8,561	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	無	○	0.003	○
	平均			0.004									0.006	
可茂	美濃加茂	364	8,695	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	無	○	0.004	○
東濃西部	笠原	363	8,683	0.005	0	0.0	0	0.0	0.021	0.010	無	○	0.006	○
	瑞浪	363	8,708	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.006	無	○	0.004	○
	平均			0.004									0.005	
諏・中訓	中津川	362	8,648	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.002	無	○	0.001	○
飛騨	高山	362	8,693	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	無	○	0.003	○
乗鞍		351	8,411	0.000	0	0.0	0	0.0	0.022	0.002	無	非適用	0.000	非適用
県平均				0.003									0.004	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(μm=千分の1mm)以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について19測定局(自動車排出ガス測定局4局を含む。)で測定した結果は、表2-2-41及び資料14のとおりである。

年平均値は、大垣赤坂測定局の0.040mg/m³が最も高かった。環境基準については、短期的評価・長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-2-41 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続した ことの有無	長期的 評価の 適否 ○ 否×	平成25年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m ³)	長期的 評価 の適否
岐阜	岐阜中央	365	8,721	0.013	0	0.0	0	0.0	0.096	0.040	無	○	0.014	○
	岐阜南部	365	8,730	0.015	0	0.0	0	0.0	0.174	0.042	無	○	0.015	○
	岐阜北部	365	8,727	0.013	0	0.0	0	0.0	0.078	0.039	無	○	0.017	○
	各務原	364	8,696	0.016	0	0.0	0	0.0	0.076	0.041	無	○	0.017	○
	平均			0.014									0.016	
西濃・羽島	羽島	267	6,367	0.018	0	0.0	0	0.0	0.101	0.047	無	○	0.017	○
	大垣中央	277	6,668	0.022	0	0.0	0	0.0	0.108	0.052	無	○	0.022	○
	大垣南部	280	6,694	0.019	0	0.0	0	0.0	0.099	0.048	無	○	0.017	○
	大垣西部	335	8,264	0.015	0	0.0	0	0.0	0.08	0.034	無	○	0.008	○
	大垣赤坂	321	7,845	0.040	0	0.0	0	0.0	0.135	0.077	無	○	0.039	○
平均			0.023									0.021		
可茂	美濃加茂	363	8,688	0.012	0	0.0	0	0.0	0.083	0.038	無	○	0.014	○
東濃西部	笠原	362	8,675	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.040	無	○	0.014	○
	瑞浪	362	8,697	0.013	0	0.0	0	0.0	0.083	0.033	無	○	0.014	○
	平均			0.013									0.014	
諏・中訓	中津川	363	8,700	0.017	0	0.0	0	0.0	0.087	0.045	無	○	0.017	○
飛騨	高山	363	8,697	0.012	0	0.0	0	0.0	0.090	0.035	無	○	0.013	○
乗鞍		295	7,643	0.005	0	0.0	0	0.0	0.073	0.021	無	非適用	0.005	非適用
県平均				0.017									0.017	
岐阜明德自排		365	8,729	0.016	0	0.0	0	0.0	0.095	0.040	無	○	0.017	○
大垣自排		364	8,718	0.021	0	0.0	0	0.0	0.094	0.046	無	○	0.022	○
可児自排		365	8,712	0.020	0	0.0	0	0.0	0.092	0.049	無	○	0.019	○
土岐自排		362	8,665	0.021	0	0.0	0	0.0	0.080	0.047	無	○	0.022	○

備考) 1 県環境管理課調べ
2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

ウ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について16測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-2-42、

資料15及び資料16のとおりである。平成25年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.019ppmが最も高いが、一般環境測定局においては、岐阜南部測定局の0.012ppmが最も高い。

環境基準については、長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-2-42 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 適○ 否×	平成25年度	
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	362	8,630	0.009	0	0.0	0	0.0	0.048	0.017	○	0.009	○
	岐阜南部	362	8,634	0.012	0	0.0	0	0.0	0.052	0.023	○	0.013	○
	岐阜北部	363	8,669	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	○	0.007	○
	各務原	364	8,663	0.008	0	0.0	0	0.0	0.044	0.015	○	0.008	○
	平均			0.009								0.009	
西濃・羽島	羽島	365	8,664	0.011	0	0.0	0	0.0	0.050	0.022	○	0.012	○
	大垣中央	364	8,658	0.011	0	0.0	0	0.0	0.047	0.021	○	0.011	○
	大垣南部	349	8,336	0.008	0	0.0	0	0.0	0.045	0.015	○	0.011	○
	平均			0.010								0.011	
可茂	美濃加茂	360	8,636	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.013	○	0.007	○
東濃西部	笠原	362	8,624	0.009	0	0.0	0	0.0	0.045	0.018	○	0.009	○
恵那・中津	中津川	364	8,663	0.011	0	0.0	0	0.0	0.047	0.020	○	0.011	○
飛騨	高山	355	8,484	0.008	0	0.0	0	0.0	0.048	0.023	○	0.010	○
	乗鞍	355	8,562	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	非適用	0.001	非適用
	県平均			0.008								0.010	
	岐阜明德自排	363	8,651	0.011	0	0.0	0	0.0	0.049	0.018	○	0.012	○
	大垣自排	361	8,643	0.013	0	0.0	0	0.0	0.049	0.024	○	0.014	○
	可見自排	364	8,669	0.014	0	0.0	0	0.0	0.054	0.023	○	0.014	○
	土岐自排	364	8,658	0.019	0	0.0	0	0.0	0.071	0.031	○	0.020	○

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて12測定局で測定した結果は、表2-2-43、図2-2-18及び資料17のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準が達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時までの）1時間値の最高値が最も高かったのは、岐阜北部測定局の0.124ppmである。昼間の年平均も、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とともに、平成25年度と比較すると横ばいであった。

なお、平成26年度は、岐阜地域及び可茂地域に1回ずつ、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報の発令があった（資料18）。

図2-2-18 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化

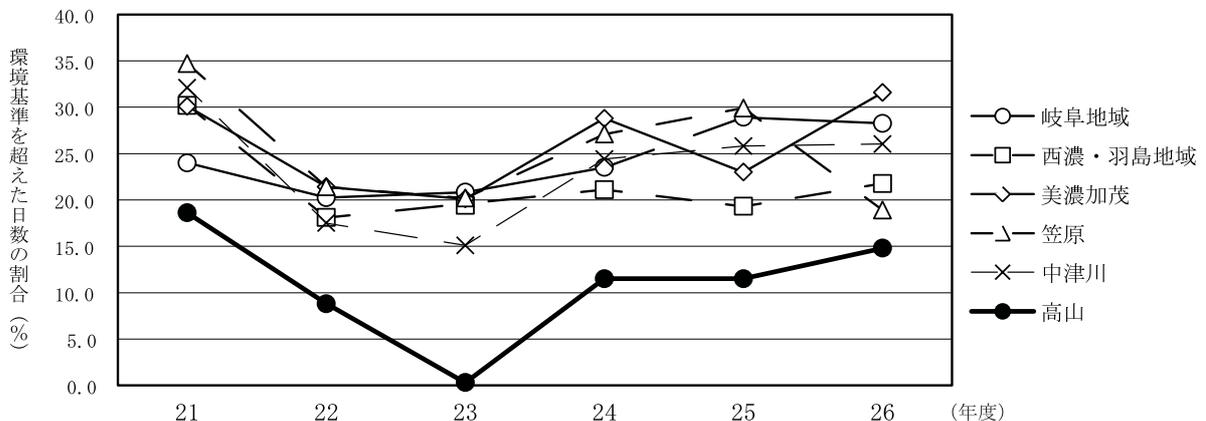


表2-2-43 光化学オキシダントの測定結果

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適合性 ○×	平成25年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適合性 ○×
岐阜	岐阜中央	365	5,442	0.036	103	28.2	594	10.9	0.114	0.051	×	0.035	×
	岐阜南部	365	5,438	0.035	96	26.3	555	10.2	0.114	0.050	×	0.034	×
	岐阜北部	333	4,923	0.036	105	31.5	582	11.8	0.124	0.052	×	0.033	×
	各務原	360	5,341	0.035	98	27.2	572	10.7	0.119	0.050	×	0.036	×
	平均			0.036								0.035	
西濃・羽島	羽島	363	5,362	0.033	80	22.0	381	7.1	0.104	0.048	×	0.032	×
	大垣中央	365	5,412	0.032	66	18.1	319	5.9	0.099	0.045	×	0.030	×
	大垣南部	365	5,427	0.035	92	25.2	496	9.1	0.108	0.049	×	0.034	×
	平均			0.034								0.032	
可茂	美濃加茂	361	5,340	0.034	114	31.6	678	12.7	0.123	0.052	×	0.033	×
東濃西部	笠原	365	5,418	0.030	69	18.9	355	6.6	0.103	0.046	×	0.032	×
恵・中瀬	中津川	365	5,419	0.031	95	26.0	506	9.3	0.120	0.049	×	0.032	×
飛騨	高山	365	5,391	0.032	54	14.8	316	5.9	0.098	0.045	×	0.029	×
	乗鞍	290	4,269	0.039	13	4.5	39	0.9	0.071	0.045	非適用	0.040	非適用
	県平均			0.034								0.033	

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。
 3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下であることを示す。
 4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

オ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は、大部分が自動車によるものである。

一酸化炭素について、岐阜明德自動車排出ガス測定局で測定した結果は、表2-2-44及び資料19に示すとおり年平均値0.3ppmで、環境基準を達成している。

表2-2-44 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	長期的評価の適合性 ○×	平成25年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適合性 ○×
岐阜明德自排	364	8,682	0.3	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	○	0.3	○

備考) 1 岐阜市調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出された大気汚染物質

が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の11測定局で測定した結果は、表2-2-45、資料22及び資料23のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、岐阜中央測定局、岐阜南部測定局、各務原測定局、羽島測定局、美濃加茂測定局、笠原測定局及び土岐自動車排出ガス測定局の7局で達成できなかった。PM2.5成分分析の結果は、資料24のとおりである。

表2-2-45 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 (μg/m³)	日平均値の年間98%値 (μg/m³)	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		長期基準の適合性 ○×	短期基準の適合性 ○×	長期的評価の適合性 ○×	平成25年度		
					日	%				年平均値 (μg/m³)	日平均値の年間98%値 (μg/m³)	長期的評価の適合性 ○×
岐阜	岐阜中央	360	13.2	35.8	8	2.2	○	×	×	13.7	35.3	×
	岐阜南部	362	14.1	37.8	10	2.8	○	×	×	14.9	36.8	×
	岐阜北部	359	13.6	33.1	6	1.7	○	○	○	14.2	33.8	○
	各務原	362	13.0	35.5	8	2.2	○	×	×	12.7	34.9	○
	平均		13.5							13.9		
西濃・羽島	羽島	364	16.4	37.3	13	3.6	×	×	×	15.2	37.5	×
	大垣中央	363	14.8	33.9	5	1.4	○	○	○	14.3	36.0	×
	平均		15.6							14.8		
可茂	美濃加茂	364	14.0	38.7	9	2.5	○	×	×	12.9	32.2	○
東濃西部	笠原	360	14.5	35.3	9	2.5	○	×	×	13.5	35.0	○
飛騨	高山	365	10.8	30.2	3	0.8	○	○	○	10.9	29.0	○
	県平均		13.9							13.6		
	可見自排	361	13.3	34.3	7	1.9	○	○	○	13.7	34.6	○
	土岐自排	361	17.0	40.6	11	3	×	×	×	15.5	36.5	×

備考) 1 岐阜南部測定局は環境省大気中微小粒子状物質モニタリング試行事業で測定しており、当該測定データは環境省に帰属し、速報値であるため、確定値ではなく参考値として扱う。
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15μg/m³以下であり(長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が35μg/m³以下である(短期基準)ことを示す。
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

快適生活環境を創出しよう

キ 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

岐阜南部測定局で測定した結果は、表2-2-46、及び資料20のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は0.13ppmCである。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると0.20ppmCを超えた日は20日(7.1%)である。また、0.31ppmCを超えた日は1日(0.4%)であった。

表2-2-46 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9 時測定 日数 (日)	6~9時3時間平均値			6~9時3時間平均 値が0.20ppmCを超 えた日数とその割合				6~9時3時間平均 値が0.31ppmCを超 えた日数とその割合				平成25年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日		%		日		%		年平均値 (ppmC)	6~9時 3時間平 均値の年 平均値 (ppmC)
								日	%	日	%						
岐阜南部	非メタン	6, 726	0.13	282	0.13	0.33	0.01	20	7.1	1	0.4	0.15	0.15				
	メタン	6, 726	1.97	282	1.98	2.14	1.81					1.96	1.97				
	全炭化水素	6, 726	2.10	282	2.11	2.43	1.88					2.11	2.12				

備考) 1 岐阜市調べ

2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。

3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

(3) 有害大気汚染物質の状況

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域3地点及び沿道地域2地点の計5地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-2-47のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等8物質については指針値が設定されている(資料12)。これら12物質の主な発生源は次のとおりである。

- ア ベンゼン
自動車の排出ガスが主な発生源とされている。
- イ トリクロロエチレン
金属製品の洗浄剤などに使用されている。
- ウ テトラクロロエチレン
クリーニングの洗浄剤などに使用されている。

エ ジクロロメタン

洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などに使用されている。

オ アクリロニトリル

合成繊維、合成ゴムの製造原料などに使用されている。

カ 塩化ビニルモノマー

合成樹脂の製造原料などに使用されている。

キ 水銀及びその化合物

蛍光灯、温度計の製造原料などに使用されている。

ク ニッケル化合物

顔料、メッキ製品、電池の製造原料などに使用されている。

ケ クロロホルム

フロン類の原料、抽出溶媒などに使用されている。

コ 1, 2-ジクロロエタン

塩化ビニルモノマーの生成などに使用されている。

サ 1, 3-ブタジエン

合成ゴム、合成樹脂の製造原料などに使用されている。

シ ひ素及びその化合物

液晶用ガラス原料、化合物半導体・シリコン半導体材料、木材防腐剤などに使用されている。

表2-2-47 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値)

(平成26年度)

(単位：ひ素、ベリリウム、マンガン、クロム ng/m³、それ以外 µg/m³)

測定物質	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣市役所東庁舎)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	瑞穂市 (瑞穂市役所)	岐阜市 (明徳測定局)	
アクリロニトリル	0.067	0.017	0.013			2
アセトアルデヒド	1.5	4.1	4.3	1.2	2.6	
塩化ビニルモノマー	0.011	0.017	0.016			10
塩化メチル	1.3	1.3	1.3			
クロロホルム	0.13	0.21	0.20			18
酸化エチレン	0.10	0.087	0.074			
1, 2-ジクロロエタン	0.15	0.12	0.12			1.6
ジクロロメタン	1.0	1.3	1.3			150
水銀及びその化合物	0.0023	0.0017	0.0016			0.04
トルエン	5.6	4.6	3.8	6	4.6	
テトラクロロエチレン	0.110	0.068	0.077			200
トリクロロエチレン	0.27	0.31	0.50			200
ニッケル化合物	0.0056	0.0012	0.0020			0.025
ひ素及びその化合物	1.7	0.030	0.27			6
1, 3-ブタジエン	0.066	0.042	0.041	0.091	0.076	2.5
ベリリウム及びその化合物	0.015	0.005	0.005			
ベンゼン	0.70	0.80	0.79	0.83	0.98	3
ベンゾ[a]ピレン	0.00017	0.00012	0.00013	0.00010	0.00013	
ホルムアルデヒド	2.1	2.7	2.4	1.6	2.1	
マンガン及びその化合物	21	4.6	4.6			
クロム及びその化合物	4.1	2.0	2.1			
実施主体	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

(4) 規制措置

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」、「岐阜県公害防止条例」及び「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

ア ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規

制の対象外となる小規模なボイラーなど4種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

q：硫黄酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K：K値 (地域ごとに定められる定数)

He：有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなって地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり(最大着地濃度の約584倍の関係がある)、大気汚染防止法施行規則により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

(イ) ばいじん

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のボイラー等2施設について排出口濃度を規制している。

(ウ) 有害物質

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られてきている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等5施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

イ 粉じん

(ア) 特定粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿(アスベスト)が指定され、一定規模以上の解綿用機械、混合機等9施設の特定粉じん発生施設に対し、敷地境界における濃度規制を行っている。

また平成8年5月に「大気汚染防止法」の改正に伴

い、「特定粉じん排出等作業」を指定し、作業基準を設け規制を行っている。

「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」が平成17年10月6日公布、11月1日から施行され、大気汚染防止法による規制対象の規模未満施設等に関する規制を実施している。

平成18年3月1日から、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物について規制の対象となっている。

また、同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も含まれることとなっている。

(イ) 一般粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じん以外の一般粉じんについて、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

ウ 揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

(5) 監視測定

大気環境の状況については、15箇所の一般環境大気測定局(土岐測定局については、平成23年12月で測定終了)と4箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視(24時間測定)を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-2-48のとおりである。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、平成26年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を延べ12週にわたって実施した。一般環境調査2地点における測定結果は、資料25のとおりである。

また、平成26年9月27日に御嶽山が噴火したことによる御嶽山周辺の大気環境への影響を把握するため、9月28日にきこちゃんスタジアム(下呂市小坂町)に設置した硫黄酸化物、浮遊粒子状物質について、異常値は見られなかった。

表2-2-48 大気環境常時監視測定局及び測定項目

(平成27年3月末現在)

種別	地域	測定局名	設置場所	測定項目							設置主体	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素		風向風速
一般環境大気測定局	岐阜	岐阜中央	岐阜市今沢町18 (市役所2F)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市
		岐阜南部	岐阜市西部菱野2 (あかね公園)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19 (福光東公園)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市
	西濃・羽島	各務原	各務原市蘇原中央町2-1-6 (市民会館駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
		羽島	羽島市竹鼻町86 (勤労青少年ホーム2F)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
		大垣中央	大垣市西外側町2-49 (市職員駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2 (築捨新田公民館)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
	可	大垣西部	大垣市綾野1-2719-1 (JAにしみの綾里支所2F)	○	○	○	○	○	○	○	○	大垣市
		大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1 (市赤坂地区センター駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	○	大垣市
		美濃加茂	美濃加茂市新池町3-4-1 (総合福祉会館)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
	東濃西部	笠原	多治見市笠原町1194-1 (多治見市中心身障がい児通園施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
		瑞浪	瑞浪市上平町1-1 (市役所1F)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
	恵那・中津川	中津川	中津川市かやの木町2-1 (市役所駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
		飛騨高山	高山市花岡町2-18 (市営花岡駐車場3F)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
	乗	鞍	高山市丹生川町久手字鼠尾508 (乗鞍スカイライン管理事務所)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県
小計 15局			14	15	12	12	○	10	1	12		
ガス自動車測定排出局	岐阜明徳	岐阜市明徳町11 (旧明徳小学校敷地内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市
	大垣	大垣市末森町4-49 (国道258号)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県	
	土岐	土岐市泉池ノ上町2-3 (国道19号)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県	
	可児	可児市今渡1680 (国道21号)	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜県	
小計 4局			4	4	4	4	1	2	3			
合計 19局			14	19	16	12	1	12	1	15		

備考) 県環境管理課調べ

(6) 発生源の監視指導等

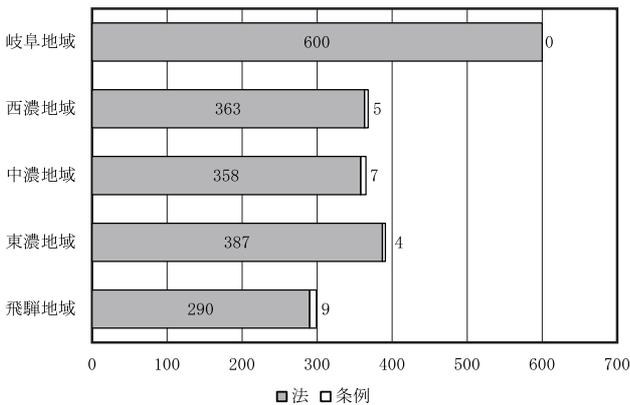
「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料26のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,998、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は26、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は241である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は25、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は928である。

これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、西濃地域、中濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,809施設(64.9%)、次いでディーゼル機関が509施設(11.8%)となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。平成26年度の立入検査等は、延べ566件について実施した。

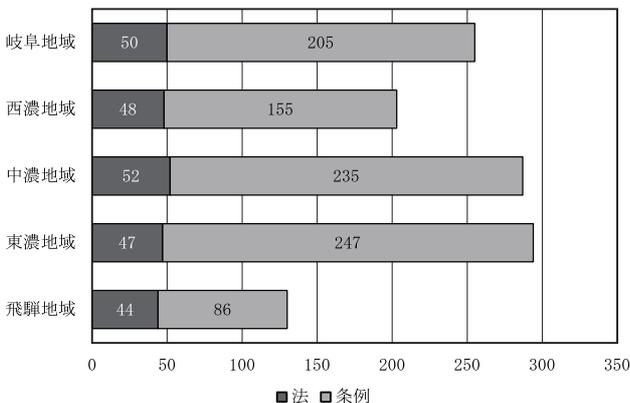
さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

図2-2-19 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数 (平成27年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

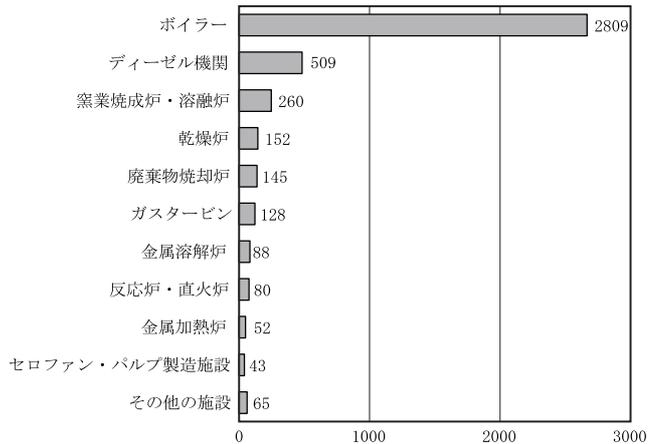
図2-2-20 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数 (平成27年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-21 ばい煙発生施設数

(平成27年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-2-49 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況 (平成26年度)

区分	件数	
工場・事業場の立入検査	566	
ばい煙測定等の行政検査	5	
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県実施分

(7) 大気汚染防止推進月間事業

冬期は、窒素酸化物や道路粉じん等の環境濃度が高くなり、大気汚染が悪化するため、本県では12月を大気汚染防止推進月間として、国や近隣自治体と連携を図りながら普及啓発を実施した。

(8) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスについては、昭和41年から車種ごとに段階的に濃度規制が強化され、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質(ディーゼル黒煙)などの排出量の削減が行われてきた。

環境に優しい実践的取組として、ホームページ等を通じてエコドライブの普及啓発を実施した。

2 オゾン層保護・酸性雨対策の推進<環境管理課>

(1) フロン回収の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)及びHFC(ハイドロフルオロカーボン)があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法:平成14年10月施行)により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正(平成19年10月施行)があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収量は年々増加しているが、回収率が3割程度と低迷している。また、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、平成27年4月1日から施行されるため、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類回収業登録事業者数は、平成27年3月末日現在、656である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、フロン類を使用する機器に温室効果ガスとしてのフロン類の二酸化炭素換算量を記入するシールを第一種フロン類回収業者の登録、更新および変更の申請のあった事業者に配布している。

(2) 酸性雨実態調査の推進

近年、酸性雨による湖沼や森林等の生態系への影響が懸念され、県内においてもその実態の把握が必要とされている。

県では、平成2年度から県内5地点において、雨水のpH、導電率、硫酸イオンなど10項目及び降水量を測定してきたが、平成17年度以降は、環境省の設置する伊自良湖の酸性雨測定局の調査により県内の傾向を把握している。

第4節 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

1 地盤沈下対策の推進

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海

三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

平成15年8月には、「岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針」を策定するとともに、岐阜県内のそれぞれの地域が、地盤沈下の沈静化や地下水保全等を目的とした活動の方針を設定する場合の目安とするために、圏域別に地下水保全のガイドラインを示した。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から、隔年で疎密をつけて観測することとし、偶数年度である平成26年度は、測量路線64km、水準点47地点について調査を行った。

平成26年度の調査結果では表2-2-50のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-2-51及び図2-2-22のとおりである。

表2-2-50 地盤沈下面積の経年変化

沈下面積 (km ²)	年度										
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1cm以上2cm未満	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
2cm以上3cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

イ 地下水位調査<水資源課>

岐阜・西南濃地域に設置してある25箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、平成26年度の主要観測井における地下水位は、表2-2-52のとおり、平成25年度に比べ大きな変化はないが、経年的な推移を見ると、図2-2-23のとおり、回復傾向にある。

表2-2-51 主要水準点の標高の経年変化

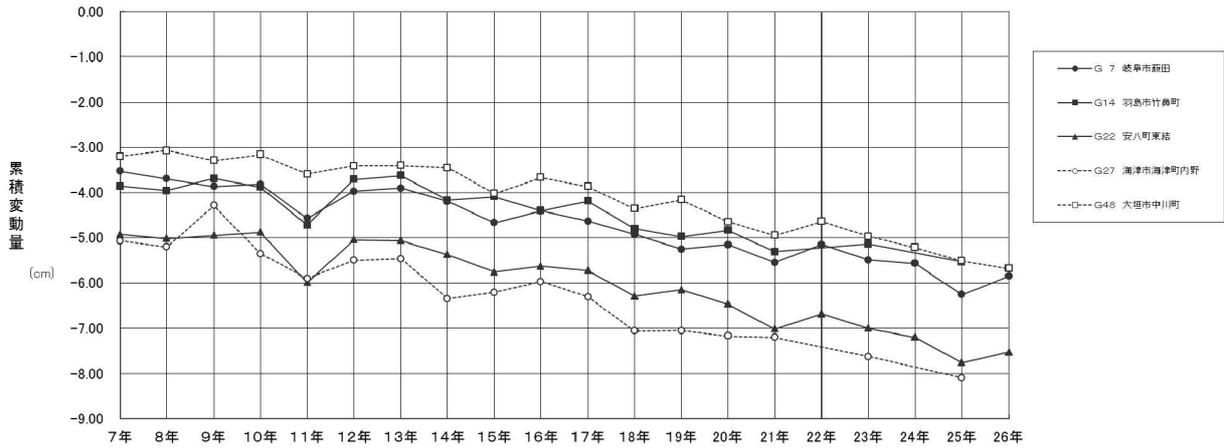
水準点標識番号(所在地)	47年標高 (A)	25年標高 (B)	26年標高 (C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2645m	8.2686m	+0.41cm	-5.85cm
G 14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.6088m	—	—	-5.53cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.6124m	5.6147m	+0.23cm	-7.53cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4819m	—	—	-8.09cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5256m	7.5273m	-0.17cm	-5.68cm

備考) 1 県環境管理課調べ

2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C)-(A)」と一致しない。

3 G14、G27については隔年測定地点となったため、26年標高は測量されていない。

図2-2-22 主要水準点の累積変動量の経年変化



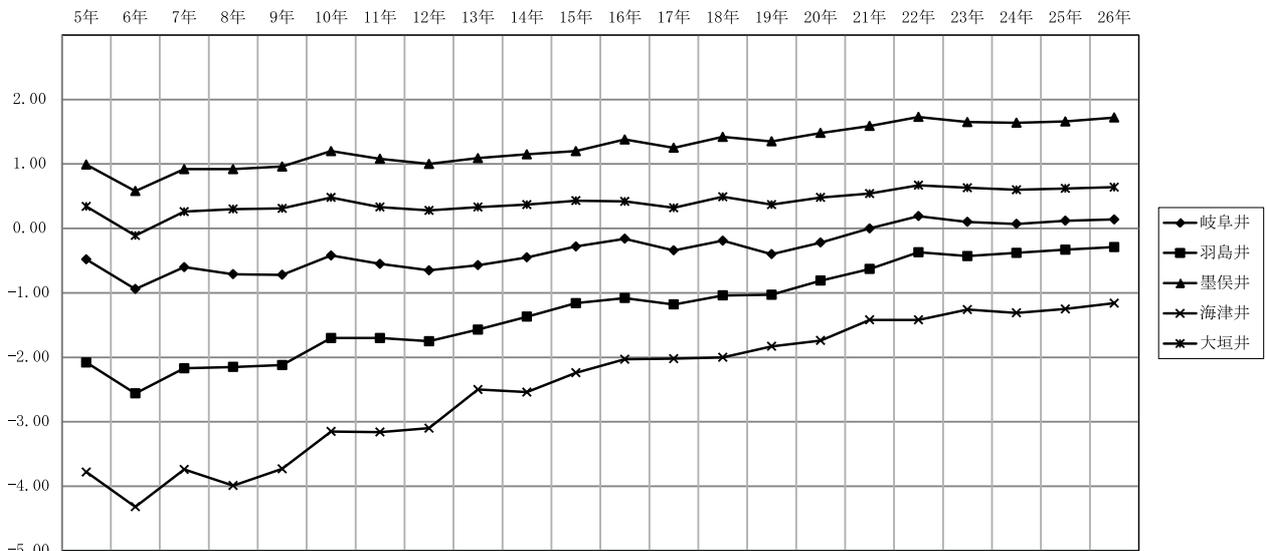
備考) 1 県環境管理課調べ
2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年と24年と26年は測定されていない。

表2-2-52 主要観測井の地下水位の経年変化

水準点標識番号(所在地)	昭和54年 地下水位(A)	平成25年 地下水位(B)	平成26年 地下水位(C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量 (C)-(A)
岐阜井 (岐阜市須賀)	-1.42m	+0.12m	+0.14m	+0.02m	+1.56m
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	-0.33	-0.29	+0.04	+5.09
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.66	+1.72	+0.06	+1.59
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-1.25	-1.16	+0.09	+8.69
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.62	+0.64	+0.02	+0.41

備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

図2-2-23 主要観測井地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

(3) 岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針<環境管理課>

ア 岐阜・西濃圏域

西濃圏域においては、地盤沈下を防止するために、平野部における年間揚水量を平成6年(異常渇水年)統計揚水量比90%以下までに削減することが必要である。

また、岐阜圏域の平野部においても、隣接する西南濃地域の地盤沈下を防止するため、同様の揚水量削減に努める。

イ 中濃圏域

中濃圏域北部における自然湧水の地下水は、歴史的

な由来もことから、現在の状況を保全することに努めるとともに、一層の地下水涵養に努める。

ウ 東濃圏域

東濃圏域は、地下水に恵まれていないが、利用可能な地下水については、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

エ 飛騨圏域

飛騨圏域のほとんどは山間部で、地下水の利用は少ないが、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

2 騒音、振動及び悪臭の防止

(1) 騒音の状況

ア 概況<環境管理課>

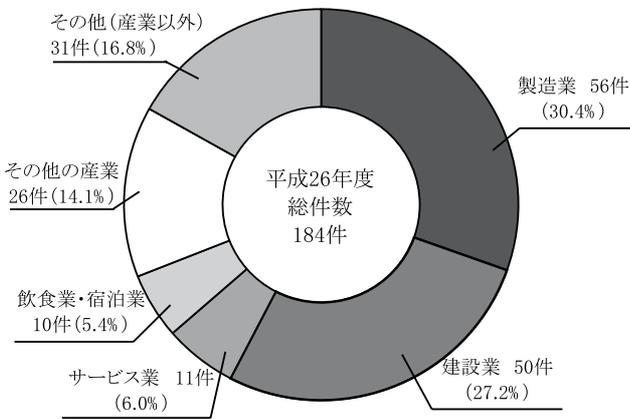
騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

平成26年度の騒音に関する苦情件数は184件であり、図2-2-24のとおり、事業所に起因するものが多く全体の約8割を占め、そのうち製造業、建設業に起因するものが多い。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などを積極的に行っている。

また近年、家庭からでる楽器やクーラーの音、ペットの鳴き声などいわゆる近隣騒音についても問題となっており、県民自らが近隣騒音の防止に留意するなど静穏な居住環境の保全対策が必要となっている。

図2-2-24 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

(ア) 道路に面する地域以外の地域 (以下「一般地域」という。)

平成26年度の測定結果は表2-2-53及び資料38のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは95.7%、類型Bでは91.5%、類型Cでは91.7%であった。また、全体の環境基準達成率は92.3% (昼間) であった。

表2-2-53 一般地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
平成24年度	100	89.4	94.9
平成25年度	100	91.3	91.9
平成26年度	95.7	91.5	91.7

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型A：専ら住居の用に供される地域
 類型B：主として住居の用に供される地域
 類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(イ) 道路に面する地域<環境管理課>

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

平成26年度は、454区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体(47,987戸)のうち、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも環境基準を達成したのは45,051戸(93.9%)であった。

表2-2-54 道路に面する地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
平成24年度	94.7	0.7	1.9	2.7
平成25年度	93.6	0.7	2.0	3.7
平成26年度	93.9	0.7	1.9	3.5

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 航空機騒音<環境管理課>

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域(岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町)の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

平成26年度の測定結果は、環境基準達成率が60.0%となっている。

表2-2-55 航空機騒音の環境基準達成率

区分	全体	類型I	類型II
平成24年度	50.0	0	62.5
平成25年度	60.0	50.0	62.5
平成26年度	60.0	50.0	62.5

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

(エ) 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

本県の南西部(大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町)を東海道新幹線鉄道が通過(約31km)しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

平成26年度の測定結果は、環境基準達成率が40.0%となっている。昨年度と比較して環境基準の達成率は低下している。

表2-2-56 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

区分	全体	類型I	類型II
平成24年度	60.0	52.9	100.0
平成25年度	75.0	70.6	100.0
平成26年度	40.0	29.4	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、商工業の用に供される地域である。
 3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-2-57のとおり12,239工場であり、その38.8%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別に見ると66,749施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

住居地に混在する特定工場等の多くは、比較的小規模であるが民家との距離も近いことから苦情が発生しやすい状況にある。

図2-2-26 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況

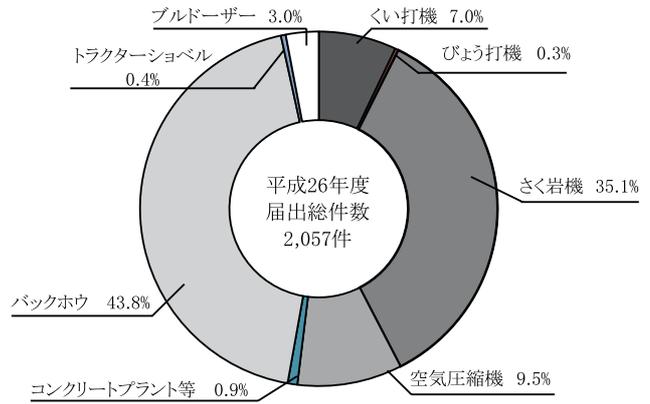


表2-2-57 騒音に係る特定工場等の届出状況

(平成27年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		3,007	1,451	1,369	1,352	576	7,755
県公害防止条例		1,736	789	810	943	206	4,484
計		4,743	2,240	2,179	2,295	782	12,239

備考) 県環境管理課調べ

エ 建設作業騒音の状況<環境管理課>

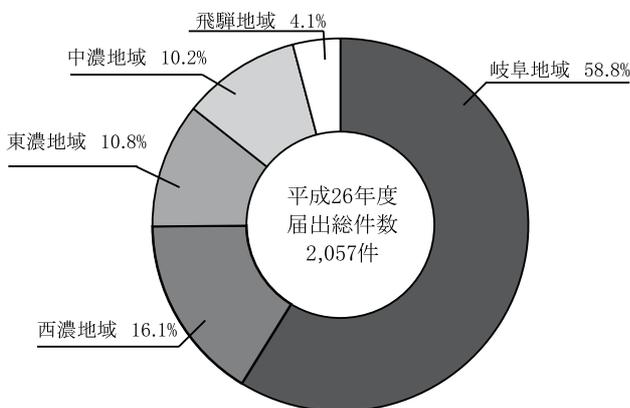
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成26年度は、県内で2,057件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-2-25のとおり、岐阜地域が最も多く全体の58.8%を占め、次いで西濃地域の16.1%となっている。

また、種類別にみると、図2-2-26のとおり、バックホウを使用する作業が最も多く全体の43.8%を占め、次いでさく岩機を使用する作業が35.1%となっている。

図2-2-25 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

備考) 県環境管理課調べ

オ 交通管理<警察本部交通規制課>

本県は、免許保有者（人口比）が全国8位、自動車保有状況（人口比）が全国12位と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、警察と住民、自治体、道路管理者等と連携して「あんしん歩行エリア」、「ゾーン30」を設定し、また、これらエリアやゾーンに含まれない地区においても、「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、歩行者用道路、一方通行、大型車両通行止め、速度規制、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音、振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、バス優先通行帯、駐車禁止、歩行者用道路等の交通規制を推進し、公共輸送機関利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

平成26年度には、旅行時間の短縮などによる騒音等軽減策として、岐阜市、各務原市、羽島市、大垣市、輪之内町内において28基の信号機を新たに集中制御化して交通管制エリアの拡大を行った。

平成26年度末現在における交通管制エリアは、本部センターのエリア面積150.86km²（581基）、大垣サブセンターは同38.90km²（171基）、各務原サブセンターは同22.02km²（103基）であり、その他に7箇所のミニセンター（多治見、可児、郡上、高山、関、恵那、瑞浪）で225基について集中制御を行っており、今後とも交通管制エリアの拡大を図っていく。

(2) 振動の状況<環境管理課>

ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

平成26年度の苦情件数は6件であり、資料11のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などが積極的に行われている。

イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要がある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-2-58のとおり5,849工場であり、その43.0%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種別別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-2-58 振動に係る特定工場の届出件数
(平成27年3月末現在)

地域名 適用区分	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法	2,517	1,309	928	872	223	5,849

備考) 県環境管理課調べ

ウ 建設作業振動の状況

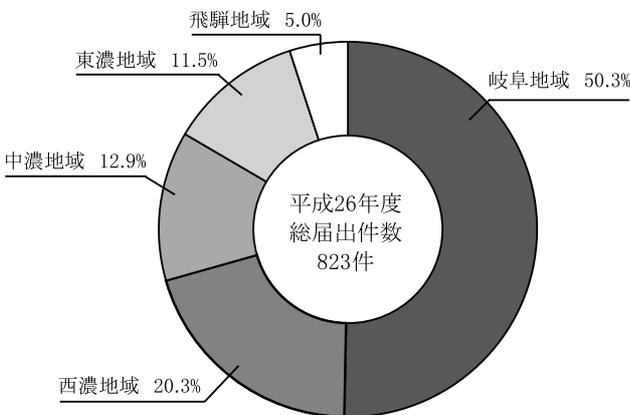
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成26年度は県内で823件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-2-27のとおり岐阜地域が最も多く全体の50.3%を占め、次いで西濃地域の20.3%となっている。

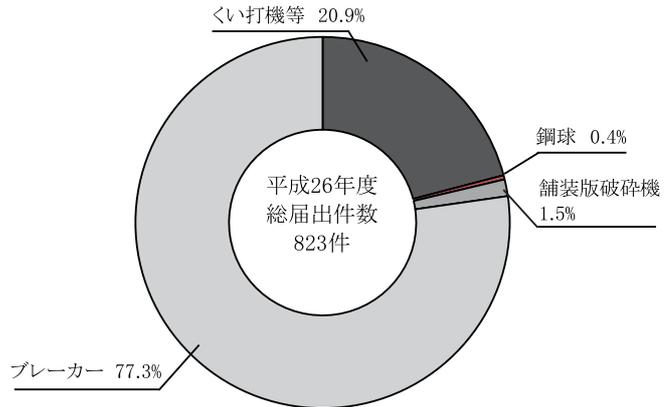
また、種別別にみると、図2-2-28のとおり、ブレイカーを使用する作業が最も多く全体の77.3%を占め、次いでくい打ち機等を使用する作業が20.9%となっている。

図2-2-27 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-28 振動に係る特定建設作業の種別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

エ 道路交通振動の状況

自動車交通量の増加、車両の大型化又は道路網の整備等により、自動車騒音と同様に広範囲な地域で問題となっているものの、騒音に比べて伝播距離は短く、その被害範囲は道路に近接した地域に限定されている。

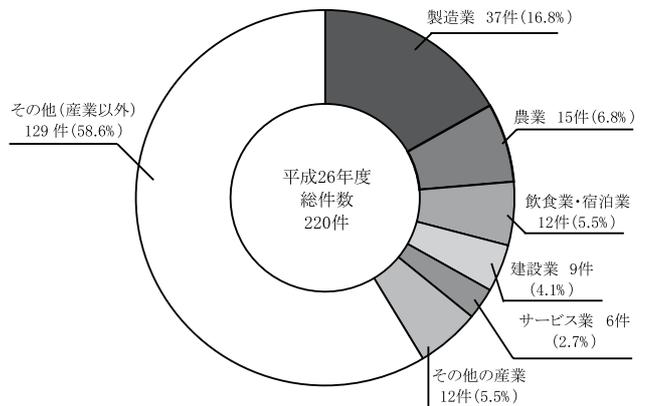
(3) 悪臭の状況<環境管理課>

ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

平成26年度の悪臭に関する苦情件数は220件であり、図2-2-29及び資料11のとおり、事業所の苦情によるものは全体の約41.4%で、製造業に起因するものが全体の16.8%を占め、次いで農業の6.8%となっている。

図2-2-29 悪臭に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について届出制度となっていないことから、悪臭に関連する工場・事業場の正確な数は把握できない。苦

情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場になる。農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

一般家庭においても、便槽、浄化槽、生活排水、ゴミ置き場等が苦情対象となっている。また屋外焼却に係る悪臭の発生事例もある。

(4) 騒音、振動、悪臭対策

ア 騒音対策

(ア) 一般環境騒音<環境管理課>

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（岐阜市等21市17町）内の一般地域130点において、定点観測調査を実施した。

(イ) 自動車騒音<環境管理課>

県内の国道、県道及び市町道の454区間の自動車騒音について面的評価を実施した。

(ロ) 航空機騒音<環境管理課>

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

一方、防衛省は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく民家の防音対策の対策地域を昭和60年3月に拡大するなど、平成26年度までに16,891戸について防音対策工事を実施した。

(エ) 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

一方、東海旅客鉄道（株）は「新幹線鉄道騒音振動障害防止対策要綱」に基づき、県内の上下線延長約62kmのうち約35kmに防音壁を設置し、更に防音効果を高めるための諸工事を行っている。

なお、関係市町と沿線住民とで構成する「岐阜県東海道新幹線公害対策連絡協議会」は、東海旅客鉄道（株）に対策の実施を要望している。

(オ) 工場騒音及び建設作業騒音<環境管理課>

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

イ 振動対策<環境管理課>

(ア) 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

ウ 悪臭対策

(ア) 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排水水中の濃度規制を行っている。

(イ) 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

(ロ) 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

(エ) 畜産関係の環境保全対策<畜産課>

① 畜産排水に係る水質汚濁の防止対策

家畜のふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本とし、排水処理による排出は最小限にとどめることとしている。しかし、いまだに浄化処理に頼らざるを得ない畜産農家も一部にある。

そのため、畜産排水に係る水質汚濁防止対策としては、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家の立地条件及び経営規模に適応した汚水処理施設を含む家畜ふん尿処理施設の設置の指導を行い、また、既存の施設に対しては、畜産農家を巡回し適正な維持管理を強力に指導している。

平成25、26年度の畜産環境保全整備に係る事業については表2-2-59、60のとおりである。

表2-2-59 畜産環境保全整備事業の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
畜産環境整備リース事業	5箇所	3箇所	2箇所
堆肥保管施設整備リース事業	1箇所	0箇所	1箇所
計	6箇所	3箇所	3箇所

備考) 県畜産課調べ

表2-2-60 畜産環境保全整備事業の実施状況

(平成26年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
畜産環境整備リース事業	1箇所	0箇所	1箇所
計	1箇所	0箇所	1箇所

備考) 県畜産課調べ

②畜産農家に対する指導

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉砕もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月12日に制定され、平成12年1月15日から施行されたことから、平成12年度から同法第26条に基づく、大気、水質、土壌等の常時監視を実施している。

平成26年度は、大気、河川水、地下水、土壌、河川底質のいずれの環境媒体においても環境基準に適合していた。

土壌については、平成14年度より一般環境の他に、発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）についても測定している。その結果は、一般環境よりも若干高い値であったが、環境基準を大きく下回っていた。

表2-2-61 ダイオキシン類調査の概要

ア) 調査時期 平成26年4月～平成27年3月

イ) 調査地点

調査対象	調査地点	検査件数	概要
大気	5(2)	14(8)	3地点は、各地点ごとに年2回測定、残る2地点は岐阜市内で、年4回測定
河川水	13(4)	25(10)	河川環境基準点等13地点、桑原川、津屋川、荒田川、境川については、年4回測定
地下水	6(3)	6(3)	常時生活用水等として使用されている井戸水
土壌	3(3) 8(5)	3(3) 8(5)	一般環境(学校の運動場、公園)発生源周辺(焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等)
底質	10(4)	10(4)	河川環境基準点等10地点
計	45(21)	66(33)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()は、内岐阜市が実施した数

第5節 環境汚染化学物質対策の推進

1 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類の常時監視<環境管理課>

ダイオキシン類は、発ガン性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害な影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が非常に高い。

県では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、平成10年度から大気その他、水質(河川水及び地下水)、土壌、河川底質及び水生生物の調査を実施してきた。

表2-2-62 ダイオキシン類調査の結果(概要)

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	単位
	濃度範囲	平均		
大気	0.0095～0.049	0.021	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年間平均値)	pg-TEQ/m ³
河川水	0.048～0.87	0.25	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)	pg-TEQ/L
地下水	0.037～0.13	0.066	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)	pg-TEQ/L
土壌(一般)	0.22～1.4	0.75	1,000pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g
土壌(発生源)	0.0028～2.8	1.18		
底質	0.14～15	4.3	150pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g

※pg:ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※TEQ:毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

※ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類ある。29種類の物質の毒性は、強弱があるので、この内の最も毒性の強い1種類(2, 3, 7, 8, -TeCDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

備考)県環境管理課調べ

ア 大気(環境基準 0.6pg-TEQ/m³)

今回の調査結果は、0.015～0.030pg-TEQ/m³(※年平均)の範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた大気環境基準に適合していた。

イ 河川水(環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.048～0.87pg-TEQ/L(※年平均)の範囲であり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

ウ 地下水(環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.037～0.13pg-TEQ/Lの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

エ 土壌(環境基準 1,000pg-TEQ/g)(調査指標

250pg-TEQ/g)

①一般環境

今回の調査結果は、0.22～1.4pg-TEQ/gの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

②発生源(焼却施設)

今回の調査結果は、0.0028～2.8pg-TEQ/gの範囲にあり一般環境よりも若干高めの値であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

オ 底質(環境基準 150pg-TEQ/g)

今回の調査結果は、0.14～15pg-TEQ/gの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた底質環境基準に適合していた。

表2-2-63 ダイオキシン類調査の結果(詳細)

ア 大気

環境基準: 0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)

(単位: pg-TEQ/m³)

番号	市町村名	調査地点	調査結果				年間平均値
			春期	夏期	秋期	冬期	
1	岐阜市*	市役所本庁舎	0.035	0.049	0.020	0.015	0.030
2	岐阜市*	北部測定局	0.019	0.012	0.0095	0.020	0.015
3	大垣市	大垣市役所東庁舎	0.023	—	0.029	—	0.026
4	土岐市	土岐市役所分庁舎	0.027	—	0.020	—	0.016
5	高山市	高山市役所花岡駐車場	0.016	—	0.015	—	0.016
平均							0.021

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

イ 河川水質及び底質

環境基準: 1pg-TEQ/L以下(年間平均値)、底質: 150pg-TEQ/g以下

番号	水域名	調査地点	水質		底質	
			採取月日	調査結果(pg-TEQ/L)	採取月日	調査結果(pg-TEQ/g)
1	木曾川水域	可児川 鳥屋場橋	11/12	0.087	11/12	0.71
2		黒川 岩穴橋	11/2	0.10	—	—
3	長良川水域	鳥羽川 正城橋*	11/20	0.058	11/20	4.4
4		荒田川 水門橋*	年4回実施	0.85	11/20	15
5		境川 境川橋*	年4回実施	0.38	11/20	1.5
6		長良川 長良橋*	11/20	0.048	11/20	0.17
7		津保川 桜橋	11/11	0.070	11/11	0.29
8		武儀川 南武芸橋	11/11	0.063	11/11	0.14
9		桑原川 本川合流前	年4回実施	0.87	7/14	7.1
10	揖斐川水域	三水川 三水川橋	11/7	0.074	11/7	4.5
11		粕川 脛永橋	11/7	0.093	—	—
12		牧田川 一之瀬橋	10/20	0.063	—	—
13		津屋川 福岡大橋	年4回実施	0.51	7/14	8.7
平均			0.25		4.3	

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

ウ 地下水

環境基準: 1pg-TEQ/L以下(年間平均値)

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果(pg-TEQ/L)
1	岐阜市*	事業場	5/28	0.037
2	岐阜市*	事業場	5/28	0.037
3	岐阜市*	事業場	5/28	0.047
4	中津川市	個人宅	6/27	0.13
5	土岐市	公共施設	6/27	0.078
6	白川町	事業場	7/14	0.069
平均				0.066

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

エ 土壌

(一般環境)

環境基準: 1,000pg-TEQ/g、調査指標値: 250pg-TEQ/g

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果(pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	岐阜市立市橋小学校	8/14	0.64
2	岐阜市*	岩田西公園	8/22	0.22
3	岐阜市*	佐野公園	8/14	1.4
平均				0.75

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

(発生源周辺)

環境基準: 1,000pg-TEQ/g、調査指標値: 250pg-TEQ/g

番号	市町村名	発生源施設名	調査地点	採取月日	調査結果(pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	岐阜市食肉地方卸売市場	茜町児童公園	8/14	0.15
2		民間事業場	太郎丸中島公園	8/22	0.0028
3		民間事業場	陣屋公園	8/14	2.0
4		岐阜県中央家畜保健衛生所	大菅南公園	8/14	2.5
5		民間事業場	日野橋公園	8/22	1.1
6	山県市	山県市クリーンセンター	大桑小学校グラウンド	7/15	0.092
7			山県市教育センターグラウンド	7/15	0.76
8			福祉公園広場	7/15	2.8
平均					1.18

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

快適生活環境をふじくり

(2) ダイオキシン類の発生源対策<環境管理課>

ア 規制措置

従来、ダイオキシン類の大気への排出については、「大気汚染防止法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく規制措置を講じてきたが、平成12年1月15日からは「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されている。

この法律により、ダイオキシン類を排出するとされる特定施設について、設置の届出、排出ガス等の測定と結果の報告の義務、排出基準が定められた。既設の施設は平成13年1月15日から排出基準が適用され、

平成14年12月からは既設の廃棄物焼却施設に対する規制値がさらに厳しくなっている。

イ 発生源対策

ダイオキシン類の9割は廃棄物焼却施設からの排出によるものといわれており、その排出を削減するため、廃棄物の減量化及びリサイクルの徹底を図るための諸施策を講じている。

また、ダイオキシン類の発生源対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく立入検査を行い、設置者による自主測定の実施に関する指導を行うとともに、大気基準適用施設の排出検査を行った。

表2-2-64 振興局・事務所別特定施設立入状況（立入件数）

(平成26年度)

種別	岐阜	濃	岐阜	中濃	中濃事務所	東濃	恵那	飛騨	合計
合計	18	35	23	28	28	3	11	23	169

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-65 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況(市・郡別)

(平成27年3月末現在)

番号	郡・市	大気基準適用施設数							合計	水質基準適用施設数	合計
		製鋼用電気炉	アルミニウム合金製造施設	廃棄物焼却炉				小計			
				4t/h以上	2t/h以上4t/h未満	200kg/h以上2t/h未満	200kg/h未満				
1	羽島市					1	2	3	3	3	
2	各務原市				3	3	2	8	8	3	
3	山県市					4	7	11	11		
4	瑞穂市					3	5	8	8	2	
5	本巣市						5	5	5		
6	羽島郡						3	3	3	1	
7	本巣郡					1	1	2	2		
	小計				3	12	25	40	40	6	
8	大垣市				3	2	7	12	12	3	
9	海津市		1			1	5	6	7	1	
10	養老郡					2	1	3	3		
11	不破郡				2		2	4	4		
12	安八郡					1	4	5	5	3	
	小計		1		5	6	19	30	31	7	
13	揖斐郡				3	4	16	23	23	3	
	小計				3	4	16	23	23	3	
14	美濃加茂市					1	3	4	4	1	
15	可児市			1	3		2	6	6	1	
16	加茂郡				1		4	5	5		
17	可児郡		1						1		
	小計		1	1	4	1	9	15	16	2	
18	関市				3	4	15	22	22	2	
19	美濃市						7	7	7		
20	郡上市					2	7	9	9	2	
	小計				3	6	29	38	38	4	
21	多治見市				2	2		4	4		
22	瑞浪市					3	5	8	8	1	
23	土岐市				3	2	3	8	8	1	
	小計				5	7	8	20	20	2	

24	中津川市				3	9	6	18	18	3	21
25	恵那市				1	3	1	5	5		5
小計					4	12	7	23	23	3	26
26	高山市				2	3	5	10	10	3	13
27	飛騨市			1		5		6	6	1	7
28	下呂市		1			6	2	8	9	2	11
小計			1	1	2	14	7	24	25	6	31
合計(県)			3	2	29	62	120	213	216	33	249
29	岐阜市	2		5	6	4	9	24	26	9	35
合計 (県及び岐阜市)		2	3	7	37	66	129	237	242	42	284

備考) 1 県環境管理課調べ

2 リスクコミュニケーションの推進

(1) P R T R制度の推進<環境管理課>

ア 環境汚染化学物質対策の推進

環境汚染化学物質の適正な管理及び排出削減に向けた事業者の自主的・積極的な行動を促進するため、本県では、国のP R T R (Pollutant Release and Transfer Register)制度の法制化に先駆け、平成10年度にP R T R制度の導入として有害化学物質使用・排出等実態調査を実施した。その後、県のパイロット事業等として法整備前の実態調査を実施した。

平成13年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づくP R T R制度が開始され、事業者による特定化学物質の排出実態把握が開始されている。

平成14年度から前年度の排出量等の届出が開始され、年度末にその集計結果が公表された。県でも県内の排出量等について集計を行い、独自に公表している。

平成15年度分報告からは、届出が義務付けられる事業所における第1種指定化学物質の取扱量が毎年5 tから1 tに引き下げられている。

また、平成20年度に化管法施行令が改正され、第1種及び第2種指定化学物質の見直しが行われ、これらの総数は562物質となった。加えて、届出対象事業者に医療業が追加された。なお、改正後の物質による報告及び医療業についての排出量、移動量の報告については、平成22年度から把握を開始し、平成23年度から届出が行われている。

①届出の概要（平成25年度）

ア) 対象化学物質

P R T R法に規定する第1種指定化学物質462物質

イ) 届出事業所

岐阜県 885 事業所（全国 35,974 事業所）

ウ) 個別事業所のデータ

環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

に掲載されている。

P R T R制度全般に関する情報は、

環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html> に

掲載されている。

②調査結果

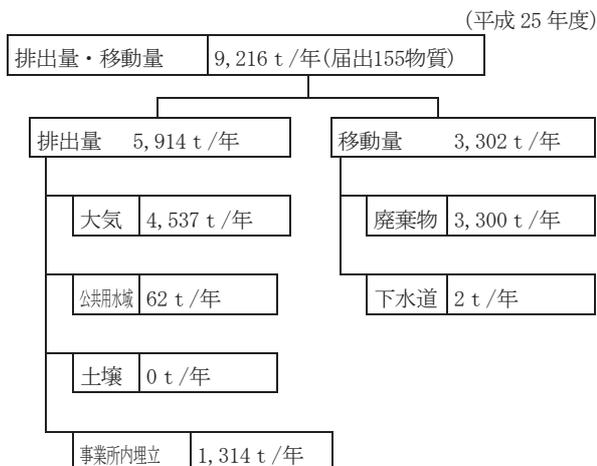
ア 県内の排出・移動量は、9,216 t/年（届出155物質）であり、排出量及び移動量はそれぞれ、5,914 t、3,302 tであった。

排出量のうち、大気中には4,537 t（76.7%）と最も多く、事業所内への埋立量が、1,314 t（22.2%）と続いている。また移動量としては、廃棄物中に3,300 t（99.9%）であった。前年度までと同様に大気への排出と廃棄物としての移動がそれぞれの大半を占めている。

イ 排出及び移動の主な物質について

主な排出及び移動物質は次のとおりであった。

図2-2-30 排出量・移動量フロー



備考) 県環境管理課調べ

表2-2-66 主な排出及び移動物質

(平成25年度)

岐 阜 県				全 国		
No	物質名	排出・移動量 (t/年)	対前年度比	物質名	排出・移動量 (t/年)	対前年度比
1	トルエン	2,533	4.5%	トルエン	89,393	△3.4%
2	二硫化炭素	1,600	0.0%	マンガン及びその化合物	49,932	△7.0%
3	鉛化合物	1,282	10.4%	キシレン	36,069	△4.7%
4	キシレン	723	3.2%	エチルベンゼン	17,378	△1.4%
5	塩化メチレン	519	△35.6%	塩化メチレン	17,241	△8.1%
その他の物質の合計		2,559	△12.8%	その他の物質の合計	165,564	1.0%
全物質の合計		9,216	△4.3%	全物質の合計	375,668	△2.3%

物質の主な用途

トルエン : 洗浄用溶剤、クリーニング溶剤等
 二硫化炭素 : セロハン製造時の加硫促進剤等
 ジクロロメタン : 金属脱脂洗浄剤、洗浄用溶剤等
 キシレン : 合成原料、接着剤、洗浄用溶剤等

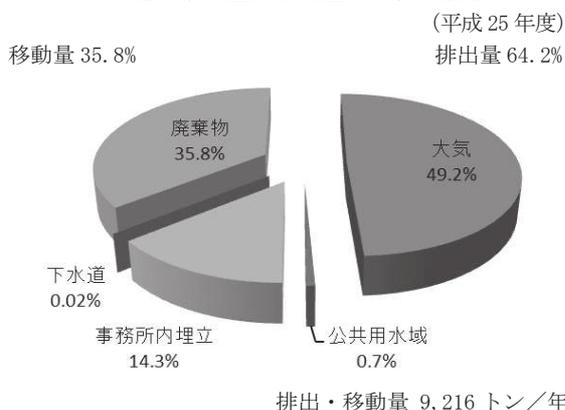
鉛化合物 : バッテリー、光学ガラス、顔料等原料
 マンガン及びその化合物 : 鉄鋼、電池原料等
 エチルベンゼン : 合成原料、溶剤等

備考) 県環境管理課調べ

ウ 排出量・移動量の媒体別割合

届出のあった排出量・移動量は、大気への排出が49.2%、廃棄物への移動が35.8%であった。

図2-2-31 届出排出量・移動量の媒体別割合

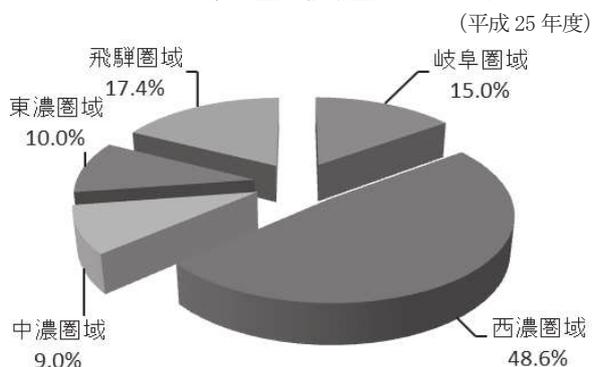


備考) 県環境管理課調べ

エ 排出量・移動量の圏域別割合

圏域別では、西濃地域が48.6%と高い割合を示している。

図2-2-32 届出排出量・移動量の圏域別割合



備考) 県環境管理課調べ

(2) リスクコミュニケーションの普及<環境管理課>

地域住民と事業者が相互に意見交換を行い、問題や行為に対して理解と信頼を深めていくとともに、リスク低

減を図っていくための手法として、リスクコミュニケーションがある。

県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者で紹介し県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施してきた。

この事業等を通じ事業者が企業責任の一端であると認識し、地域住民の知識の向上を図るため、情報提供や工場見学を実施した後に事業所とのリスクコミュニケーションを行うなど、積極的な実施の推進に努めている。

3 企業の自主的な取組の推進

(1) 環境配慮事業所 (E工場) 登録制度の普及<環境管理課>

県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「E工場」として登録し、公表する制度を平成12年8月に創設した。

制度創設5年目の平成17年度に、政策総点検における県民の意見を踏まえて登録基準を改正した。この改正により、登録要件を再構成し、取組内容の点数化処理により客観的に登録の可否を判断する制度とした。また、登録有効期間を5年間から3年間に短縮し、登録期間中には年度ごとに取組状況報告を求めることとした。

平成26年度末の登録事業所は、101事業所である(資料51)。

(2) 環境創出協定締結の推進<環境管理課>

従来、地域の環境保全を目的として、事業者及び市町村が「公害防止協定」を締結してきたが、この協定の内容を充実させ、協定項目に地球規模の環境保全・化学物質対策等を加え、さらに自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組みを広く住民へ公開していくことを求めた「環境創出協定<豊かで快適な環境を創出するための協定>」を平成16年6月に提案し、特に環境配慮に力を入れ取組んでいる事業者から協定締結を進めてきた。

平成26年度末の協定締結事業所は7事業所である(資料52)。

＜環境創出協定の特徴＞

- (①～⑤全てを網羅した、環境保全に関する協定は全国初)
- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町村・県へ報告

県では、文部科学省から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市の保健環境研究所に移設し、測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10カ所での測定ができる体制を整え、測定を実施している。平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、モニタリングポストによる測定結果は表2-2-67のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）の測定は、大気浮遊じん、降下物、水道水、土壌及び農産物等（精米、野菜類、茶、牛乳）を測定試料として行っている。

第6節 環境危機管理対策

(1) 放射性物質の測定＜環境管理課＞

表2-2-67 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果 (平成27年3月末現在)

		H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3
各務原市	最大	0.073	0.078	0.085	0.095	0.085	0.085	0.083	0.088	0.085	0.098	0.081	0.079
	最小	0.060	0.059	0.060	0.059	0.060	0.060	0.061	0.061	0.059	0.059	0.059	0.059
	平均	0.063	0.063	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.065	0.064	0.061	0.062
揖斐川町	最大	0.078	0.087	0.080	0.085	0.092	0.086	0.101	0.080	0.117	0.117	0.094	0.095
	最小	0.056	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.053	0.054	0.054	0.056	0.057
	平均	0.060	0.060	0.060	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.063	0.063	0.062	0.062
多治見市	最大	0.079	0.084	0.092	0.088	0.087	0.100	0.086	0.100	0.101	0.098	0.087	0.085
	最小	0.062	0.061	0.061	0.061	0.061	0.062	0.061	0.062	0.061	0.060	0.061	0.061
	平均	0.065	0.065	0.065	0.065	0.065	0.065	0.065	0.066	0.065	0.065	0.064	0.065
高山市	最大	0.104	0.119	0.164	0.121	0.123	0.109	0.121	0.127	0.115	0.097	0.102	0.111
	最小	0.080	0.080	0.081	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.048	0.046	0.051	0.071
	平均	0.085	0.085	0.086	0.085	0.086	0.086	0.086	0.086	0.073	0.057	0.063	0.082
岐阜市	最大	0.070	0.080	0.109	0.072	0.075	0.091	0.086	0.085	0.091	0.108	0.085	0.092
	最小	0.056	0.055	0.053	0.054	0.054	0.055	0.056	0.056	0.052	0.054	0.054	0.053
	平均	0.060	0.060	0.057	0.058	0.059	0.059	0.060	0.061	0.060	0.059	0.059	0.059
大垣市	最大	0.073	0.084	0.076	0.077	0.083	0.080	0.086	0.080	0.088	0.095	0.089	0.102
	最小	0.057	0.058	0.058	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.055	0.056	0.056	0.055
	平均	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061
美濃市	最大	0.076	0.088	0.088	0.100	0.089	0.085	0.101	0.102	0.096	0.103	0.102	0.088
	最小	0.057	0.057	0.058	0.057	0.056	0.057	0.057	0.057	0.053	0.055	0.055	0.053
	平均	0.062	0.062	0.063	0.064	0.063	0.063	0.062	0.063	0.063	0.061	0.060	0.061
郡上市	最大	0.072	0.082	0.093	0.090	0.095	0.087	0.098	0.095	0.102	0.098	0.088	0.091
	最小	0.057	0.057	0.057	0.056	0.057	0.057	0.057	0.057	0.037	0.037	0.048	0.052
	平均	0.061	0.060	0.061	0.062	0.062	0.061	0.061	0.062	0.054	0.047	0.056	0.062
恵那市	最大	0.094	0.095	0.105	0.105	0.105	0.102	0.110	0.107	0.124	0.099	0.105	0.108
	最小	0.073	0.073	0.073	0.072	0.072	0.072	0.073	0.073	0.071	0.072	0.071	0.072
	平均	0.076	0.077	0.077	0.077	0.077	0.077	0.078	0.078	0.077	0.077	0.077	0.077
下呂市	最大	0.100	0.107	0.113	0.145	0.121	0.109	0.122	0.124	0.121	0.126	0.104	0.116
	最小	0.080	0.079	0.081	0.081	0.081	0.079	0.081	0.080	0.063	0.066	0.072	0.077
	平均	0.084	0.084	0.086	0.087	0.087	0.085	0.085	0.086	0.079	0.078	0.080	0.085
揖斐川町坂内	最大	0.078	0.089	0.080	0.093	0.087	0.085	0.085	0.095	0.109	0.075	0.051	0.056
	最小	0.057	0.057	0.058	0.057	0.057	0.057	0.057	0.056	0.015	0.011	0.010	0.014
	平均	0.060	0.060	0.061	0.062	0.063	0.061	0.061	0.062	0.036	0.020	0.018	0.026
関ヶ原町	最大	0.084	0.101	0.079	0.107	0.096	0.093	0.094	0.091	0.105	0.115	0.097	0.106
	最小	0.068	0.068	0.069	0.068	0.068	0.068	0.068	0.068	0.060	0.055	0.060	0.063
	平均	0.071	0.071	0.071	0.072	0.072	0.071	0.071	0.071	0.072	0.071	0.071	0.072

備考) 1 県環境管理課調べ

2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。

岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。

揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。

関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

表2-2-68 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km ²)			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
平成26年4月1日～平成26年5月1日	5月20日	検出されず (0.60)	検出されず (0.10)	検出されず (0.093)	平成26年4月分(30日)
平成26年5月1日～平成26年6月2日	6月12日	検出されず (0.22)	検出されず (0.11)	検出されず (0.093)	平成26年5月分(32日)
平成26年6月2日～平成26年7月1日	7月9日	検出されず (0.19)	検出されず (0.11)	検出されず (0.096)	平成26年6月分(29日)
平成26年7月1日～平成26年8月1日	8月20日	検出されず (0.50)	検出されず (0.10)	検出されず (0.098)	平成26年7月分(31日)
平成26年8月1日～平成26年9月1日	9月8日	検出されず (0.25)	検出されず (0.042)	検出されず (0.039)	平成26年8月分(31日)
平成26年9月1日～平成26年10月1日	10月17日	検出されず (0.22)	検出されず (0.044)	検出されず (0.037)	平成26年9月分(30日)
平成26年10月1日～平成26年11月4日	11月18日	検出されず (0.18)	検出されず (0.047)	検出されず (0.037)	平成26年10月分(34日)
平成26年11月4日～平成26年12月1日	12月15日	検出されず (0.16)	検出されず (0.044)	検出されず (0.037)	平成26年11月分(27日)
平成26年12月1日～平成27年1月5日	1月16日	検出されず (0.13)	検出されず (0.050)	検出されず (0.041)	平成26年12月分(35日)
平成27年1月5日～平成27年2月2日	2月17日	検出されず (0.16)	検出されず (0.044)	検出されず (0.039)	平成27年1月分(28日)
平成27年2月2日～平成27年3月2日	3月12日	検出されず (0.11)	検出されず (0.044)	検出されず (0.041)	平成27年2月分(28日)
平成27年3月2日～平成27年4月1日	4月6日	検出されず (0.075)	検出されず (0.045)	検出されず (0.039)	平成27年3月分(30日)

備考) 1 県環境管理課調べ

*採取場所：岐阜県保健環境研究所(各務原市那加不動丘1-1)屋上

*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

*MBq/km² 「兆ベクレル毎平方キロメートル」=Bq/m² 「ヘクトベクレル毎平方メートル」

* () は検出下限値

(2) 県内水道水における放射性物質の測定結果<業務水道課>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島市の水道水から放射性物質が検出されたことを受け、本県の水道水の安全性を確認することを目的に県独自の放射性物質の検査を平成23年3月18日に実施した。その後、東京都の水道水から放射性物質が検出されたこと(3月23日東京都が公表)を受け、平成23年3月24日から検査を毎日実施した。平成24年4月からは毎月1回実施している。

<平成26年度放射性物質の測定結果について>

○測定項目：放射性ヨウ素 (ヨウ素-131)
放射性セシウム (セシウム-134 及びセシウム-137)

○測定機関：保健環境研究所、東部広域水道事務所

○測定方法：ゲルマニウム半導体検出器による測定

○検査箇所及び頻度

①木曾川水系(岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場)

- ・平成23年4月1日から毎日実施
- ・平成23年6月1日から原則週3回実施
- ・平成23年7月6日から原則週1回実施

②5水系(木曾川・飛騨川・長良川・揖斐川・神通川各水系)

- ・平成23年9月から5水系にて原則週1回実施
- ・平成24年1月から原則月2回実施

- ・平成24年4月から月1回実施(5箇所)
- ・平成25年4月から月1回実施(6箇所)

表2-2-69 県内5水系における採水場所

水系	対象水道事業	採水場所
木曾川水系	岐阜東部上水道用水供給事業	中津川浄水場
		川合浄水場
飛騨川水系		山之上浄水場
長良川水系	岐阜市上水道	鏡岩水源地
揖斐川水系	揖斐川町脛永簡易水道	脛永公民館
神通川水系	高山市上水道	上野浄水場

備考) 県業務水道課調べ

○測定結果：すべて不検出

(3) 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査<農産園芸課>

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

平成26年度においては、厚生労働省による食品に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器(ガン線スペクトロメーターによる核種分析法)、作物・野菜・果樹・魚類等については簡易検査機器(NaI(TI)シンチレーションスペクトロメーターによる方法)にて、25品目、57検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出(検出限界値：精密検査約2Bq/kg未滿、簡易検査25Bq/kg未滿)であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

(4) 県内産肉用牛の放射性物質全頭検査<畜産課>

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性セシウム汚染の疑いがある稲わらを給与した肉用牛については、平成23年8月12日から飛騨牛銘柄推進協議会が放射性セシウムによる汚染の有無の検査を開始し、その後、岐阜県農業協同組合中央会をはじめとするJAグループより緊急要請を受け、本県では平成23年8月29日から風評被害防止と畜産振興を目的として「県内産肉用牛の放射性物質全頭検査」を開始した。さらに平成24年7月1日より、前述の飛騨牛銘柄推進協議会実施の放射性物質検査と統合し、全頭検査事業を拡大した。

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターに検査業務を委託し、県内3ヶ所の食肉センター（食肉処理場）で食肉処理される県内産肉用牛について、簡易検査機器（NaI（TI）シンプレックスパケトメータによる方法）にてスクリーニング検査を実施しており、平成26年度にと畜された牛12,433頭の検査を行ったところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値である25Bq/kg未満・当時）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

第7節 各種景観の保全と創出**1 良好な景観の形成**

平成16年6月、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため「景観法」が制定された。

県においては、平成16年12月、「景観法」の制定を受け、従来の「都市計画法」「建築基準法」「岐阜県屋外広告物条例」「岐阜県風致地区条例」等に基づく各種施策をまちづくりに関する施策を含め、景観という視点から総合的に実施するものとして「岐阜県景観基本条例」を制定し、各種取組を実施している。

(1) 景観法に関する取組<都市政策課>**ア 景観法に基づく取組推進プランの策定**

平成19年9月に市町村による景観行政団体への移行や景観計画の策定などの取組に関して「景観法に基づく取組推進プラン」を策定した。

イ 景観計画策定のための参考資料集の作成

市町村における景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を目的として、「景観計画策定のための参考資料集」を作成した。

(2) 県民協働の取組の推進<都市政策課>**ア 景観シンポジウムの開催**

景観シンポジウムの開催等により、市町村及び県民の景観に対する意識の高揚並びに景観形成に資する活動の促進を図った。

イ 景観形成推進員の配置

「美しいひだ・みの景観づくり」の積極的な展開による岐阜県の美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の育成を図るため、景観形成推進員を配置し、県民一体となって景観行政の円滑な推進を図るとともに、県民の景観に対する意識の高揚を図った。

ウ 清流景観セミナーの開催

住民参加型の清流景観セミナーを開催し、現地視察や事例紹介などを通じ、市町村及び県民の景観まちづくりに対する意識の高揚を図った。

(3) 屋外広告物対策の推進<都市政策課>**ア 違反屋外広告物に対する県下一斉簡易除却の実施**

9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化

旬間」に合わせて、地区別美しいひだ・みの景観づくり推進会議が主体となって、県下一斉に簡易除却を行うとともに、商店街などで商店主への是正指導や屋外広告物に対する意識啓発等を行った。平成22年度からは景観形成推進員の方にも本取組に参加していた。

イ 屋外広告物景観モデル地区の指定

広告物等と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及び形成を積極的に進めることが特に必要であると認める区域を「屋外広告物景観モデル地区」として指定している。屋外広告物景観モデル地区においては、屋外広告物の掲出の許可について、通常の許可基準とは異なる独自の許可基準（広告物景観維持基準）を設けることができ、地域の特性に応じた屋外広告物規制が可能となる。

平成9年度に「高山市新宮町地区」を県内で初めてモデル地区に指定し、平成19年度には、「可児市東見東地区」を指定した。

ウ 市町村への「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務の移譲

良好な景観の形成は、景観の重要な構成要素である屋外広告物を含めて一体的に実施していくことが望ましいことから、景観行政団体である各務原市、高山市、下呂市、多治見市及び美濃市に「屋外広告物条例」の制定及び改廃に関する事務を移譲している。

(4) 景観の形成に関する施策の連携**ア 花の都ぎふづくりの展開<都市公園課>**

県は平成2年から「花の都ぎふ」運動を展開し、県内各地で花づくり・花かざりを推進してきた。平成3年には「花の都ぎふ」運動を展開するため（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターを設立し、「花の都ぎふ推進基金」を設けて、平成25年4月1日存続期間の満了により解散するまで、県内各地域において市町村や民間・ボランティア団体による花づくり・花かざり活動に対し、22年間で合計659件、33,432万円の助成を行った。

イ 地域景観の保全**(ア) 電線共同溝事業<道路維持課>**

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等の観点から、道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線について、交付金事業等を活用して無電柱化を推進している。

(イ) 治山事業における生活環境・自然環境の保全<治山課>

自然環境が優れた地域等において、森林のもつ国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、地域の景観等に配慮した治山事業を実施した。

ウ 都市環境の整備**(ア) 都市公園の整備<都市公園課>**

都市に緑とオープンスペースをもたらす、都市環境を改善し、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を与えるだけでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所を提供するなど多目的な機能を有する都市公園の整備を行った（表2-2-70）。

現在、県内の都市公園は、1,381箇所、1,895.70haに達している。また、都市計画区域人口1人当たり公園面積についても毎年着実に増加している（表2-2-71）。

表2-2-70 都市公園の整備状況

(平成26年3月末現在)

種 類		箇所数	面積(ha)	種 類		箇所数	面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園都市	街区公園	1,091	229.63	特 殊 公 園	48	151.03
		近隣公園	77	128.16	大規模公園	4	343.15
		地区公園	40	180.87	緩衝緑地	6	8.82
	計		1,208	538.66	都市緑地	64	155.91
	基幹公園	総合公園	18	318.15	広場公園	4	0.67
		運動公園	26	228.43	国営公園	1	144.12
計		44	546.58	都市市林	1	5.94	
				緑 道	1	0.82	
				計	1,381	1,895.70	

備考) 県都市公園課調べ

表2-2-71 都市公園の数と面積の推移

年 度	都市公園箇所数	都市公園面積(ha)	都市計画区域内人口1人当たりの公園面積(m ² /人)	
			岐阜県	全国平均
8	1,020	1,190.40	6.44	7.28
9	1,041	1,251.60	6.75	7.46
10	1,066	1,287.01	6.93	7.71
11	1,089	1,366.20	7.33	7.92
12	1,109	1,391.33	7.45	8.13
13	1,136	1,413.65	7.54	8.35
14	1,160	1,475.77	7.85	8.48
15	1,174	1,564.81	8.30	8.70
16	1,185	1,629.51	8.63	8.89
17	1,208	1,684.16	8.93	9.10
18	1,226	1,748.63	9.26	9.25
19	1,253	1,788.34	9.47	9.39
20	1,285	1,804.59	9.57	9.53
21	1,300	1,832.06	9.76	9.66
22	1,325	1,846.25	9.71	9.75
23	1,353	1,868.42	9.90	9.80
24	1,369	1,889.48	10.01	9.92
25	1,381	1,895.70	10.01	10.01

備考) 県都市公園課調べ

(イ) 高度地区の指定<都市政策課>

高度地区は、「都市計画法」に基づいて、市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度又は最低限度を定める制度であり、区域に指定されると、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。県内では2市において指定されている(表2-2-72)。

表2-2-72 高度地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市計画区域名	市町村名	面積(ha)	最終決定年月日	備考
岐阜	岐阜市	13.2	平成18年8月31日	川原町地区
高山	高山市	258.0	平成19年7月31日	市街地中心部の6地区
計	2市	271.2		

備考) 県都市政策課調べ

(ウ) 景観地区の指定<都市政策課>

景観地区は、「景観法」に基づいて、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定める制度であり、建築物の形態意匠制限を定めるとともに、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限等を定めることができる。県内では2地区が指定されている(表2-2-73)。

表2-2-73 景観地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市計画区域名	市町村名	地区名	面積(ha)	最終決定年月日
各務原	各務原市	テクノプラザ	64.0	平成22年8月10日
		グリーンランド 柄山	6.1	平成22年8月10日
計	1市	2地区	70.1	

備考) 県都市政策課調べ

(エ) 風致地区の指定<都市政策課>

風致地区は、「都市計画法」に基づいて、良好な自然的景観を維持するための制度であり、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地、歴史的な意義のある地域等に指定される。この地区内においては、建築物の建築、その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取等の行為は「岐阜県風致地区条例」に基づき規制される。県内では16地区が指定されている(表2-2-74)。

表2-2-74 風致地区の指定状況 (平成27年3月末現在)

都市名	風致地区の名称	面積(ha)	最終決定年月日
岐阜市	金華山長良川	2,144.0	平成16年5月18日
	加納城跡	4.0	平成16年5月18日
	長森前一色	5.8	平成16年5月18日
	鷺山	9.9	平成21年3月30日
高山市	城山	47.0	昭和45年6月13日
	松倉	115.0	昭和46年3月30日
	北山	29.0	平成5年4月1日
	東山	38.0	平成8年4月1日

多治見市	高根山	14.1	昭和58年3月31日
	虎溪山	48.6	平成25年3月29日
	窠洞	18.6	平成16年5月18日
	中蜂谷	1.6	平成19年11月1日
関市	安桜山	25.1	昭和59年3月31日
	梅竜寺山	5.8	昭和59年3月31日
各務原市	伊木山	24.0	平成17年5月31日
養老町	養老白石	167.0	昭和28年5月14日
合計	16地区	2,697.5	

備考) 県都市政策課調べ

(オ) ヒートアイランド対策の推進<都市整備課>
街路事業において、平成16年度～平成26年度に中高木を3,550本、うち大気環境推奨木を216本植栽した。また、透水性舗装を67,084㎡実施している(表2-2-75)。

表2-2-75 中高木の植栽状況

年度	中高木(本)		透水性舗装(㎡)
		(内大気環境推奨木)(本)	
16	3,062	0	9,744
17	45	10	5,879
18	114	104	2,169
19	59	13	688
20	67	30	1,902
21	0	0	2,345
22	144	0	7,067
23	0	0	9,362
24	59	59	20,275
25	0	0	7,207
26	0	0	446
合計	3,550	216	67,084

備考) 県都市整備課調べ

エ 県土緑化の推進<恵みの森づくり推進課>

(ア) 緑の募金

緑の募金運動は、平成7年6月から「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行され、平成8年からの募金活動に向けて、社団法人岐阜県緑化推進委員会が募金団体の指定を受けた。

昭和25年から開始された前身である「緑の羽根」募金運動から数えて、平成26年で65回目を迎えた。なお、平成26年の募金額は56,712千円となっている。

オ 中部圏保全区域の整備<秘書課>

中部圏保全区域とは、中部圏(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。)の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、「中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)」に基づき、国土交通大臣が関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して指定するものである。

中部圏保全区域の本県の指定状況は、表2-2-76のとおりである。

また、中部圏保全区域整備計画は、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)」に基づいて作成され、各保全区域の整備の基本構想、土地の利用に関する事項、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園

その他の政令で定める施設の整備に関する事項について定められている。

表2-2-76 中部圏保全区域の指定状況

(平成27年3月末現在)

指定年月日	昭和43年11月14日(総第43号)
指定面積	3,589 km ²
区域名	市町村名
中部山岳区域	益田郡小坂町、大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、吉城郡神岡町(大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。)及び同上宝村の各区域並びに恵那郡川上村、同加子母村、同付知町及び同福岡町の各区域のうち裏木曾県立自然公園に属する区域 面積 1,594 km ²
白山区域	郡上郡白鳥町、同高鷲村、大野郡荘川村及び同白川村の各区域 面積 980 km ²
飛騨木曾川区域	瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗村、同八百津町、同白川町、同可児郡御嵩町、同可児町、同兼山町、益田郡下呂町及び同金山町の各区域のうち飛騨木曾川国定公園に属する区域 面積 145 km ²
揖斐伊吹区域	揖斐郡谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村、同坂内村及び同徳山村の各区域並びに大垣市、海津郡南濃町、養老郡養老町、同石津町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、同池田町及び本巣郡本巣町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域 面積 870 km ²

備考) 県秘書課調べ

(5) 地域における保全活動の実施<農村振興課>

ア ふるさと水と土指導員の活動

農地や農道、用排水路等の土地改良施設において、ふるさと水と土指導員等が中心となった地域住民活動により、花木植栽等を行い美しい農村景観を創出する。平成26年度は県内8箇所で開催した。

イ 棚田の保全活動

棚田保全組織による棚田保全活動に対する支援を行い、日本の原風景ともいわれる棚田の景観を守り続けていく。平成26年度は県内7箇所で開催した。

ウ 多面的機能支援交付金の実施

地域の農業者のみならず地域住民も参画し地域が一体となって、農地や農業用排水路、農道等の適切な管理をするための活動を支援する。平成26年度は県内で556の組織が設立され活動を実施した。

2 歴史的・文化的環境の保全<社会教育文化課>

(1) 文化財の保護

本県は、地理的にも本州の中央部に位置し、東西の文化交流の接点にある。古くから人々が住みつき、数多くの優れた歴史・文化遺産が残されている。この遺産は、現代に生きる私たちにとって、学問的にも文化的にも貴重な価値があり、永く国民の財産として保存に努めなければならない。

しかし、道路建設、宅地造成、商工業団地造成、農業基盤整備、ゴルフ場開発など、多種多様な開発事業によって文化財、特に史跡・名勝・天然記念物や埋蔵文化財

快適生活環境づくり

に影響が及ぶ場合があり、保護対策が必要となってきた。

一方、近年、歴史的・文化的雰囲気を求めるなど環境の快適性への関心が強くなる中で、まちづくりや地域の文化振興という観点からも文化財の保存と活用の必要性が高まってきている。

平成26年度に実施した文化財の保護施策は、次のとおりである。

ア 指定文化財の保護

岐阜県教育委員会では、重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物などの保護を図るため、文化財保存事業を行った。その内容としては、主に補助事業として土地の買上げや環境整備・保存修理などである。

国指定の重要文化財（建造物・国宝含む）及び史跡・名勝・天然記念物については、2件、県指定のものについては、9件の補助事業を行った。

また、史跡・名勝・天然記念物の指定を受けているものについては、現状変更の制限を行い（国指定については基本的に文化庁の許可が必要）、県指定のものについては、その変更が文化財の価値を損なうものではないと判断されるものに限り許可を行った。

県指定の許可は30件、国指定について文化庁から権限委譲を受けた許可は10件であった。

イ 埋蔵文化財

国、地方公共団体、民間の別なく、土地開発事業の計画立案段階において、県もしくは市町村の関係行政機関と事前協議を行うよう指導し、適正な保存方法の実施に努めている。

しかし、開発に伴う発掘調査量の増大に、県・市町村とも、出土文化財の収蔵施設確保や調査体制において苦慮している。

県内において、平成26年度中に、県・市町村が実施した埋蔵文化財発掘調査は、県単街路事業に伴う六里遺跡・稲荷遺跡など24件である。

ウ 歴史的・文化的建造物、景観の保存

古い街並みや集落の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区制度」が設けられている。

県内では、白川村荻町45.6ha、高山市三町4.4ha、高山市下二之町大新町6.6ha、恵那市岩村町本通り14.6ha及び美濃市美濃町9.3ha、郡上市郡上八幡北町14.1haが国の選定を受け「重要伝統的建造物群保存地区」となっている。

白川村荻町は、平成7年12月にユネスコの「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の文化遺産として、富山県の五箇山とともに世界遺産一覧表に記載された。

平成26年度に、新選定の郡上八幡北町を含む6地区では町並みの保存修理として修理及び修景事業を実施した。

また、建築後50年以上を経過した国土の歴史的景観に寄与するような建造物を文化財登録制度により、平成26年度は19件を登録し、平成27年3月末で登録された建造物は全部で224件となった。

エ その他

県内の文化行政を円滑に進めるため、市町村の文化行政担当課長等を対象に文化行政担当課長会議を開催するとともに、文化財の保護・管理を強化するため、文化財保護管理巡視事業を実施した。

また、県民の文化財に対する関心と理解を深め、愛護思想の普及を図るため、文化財愛護標柱を設置した。

表2-2-77 文化財の指定等状況(建造物関係及び記念物のみ)
(平成27年3月末現在)

区分	国指定等件数	県指定件数
国 宝（建造物）	3	—
重要文化財（建造物）	46	55
重要伝統的建造物群保存地区	6	—
特別天然記念物	3	—
史 跡	25	158
名 勝	4	5
天 然 記 念 物	35	194
名勝及び天然記念物	2	—
史跡・天然記念物	—	1
重要文化的景観	1	—
計	125	413

他 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 8
備考) 県社会教育文化課調べ

第3章 低炭素社会ぎふづくり

第1節 温室効果ガス削減に向けた取組の推進

1 中長期目標の設定<環境管理課>

(1) 中長期目標の達成に向けた取組の推進

地球温暖化対策の5本の柱（中長期目標の設定、事業者対策の強化、温室効果ガス吸収源対策、新エネルギー対策、環境教育の推進）を定めた「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を平成20年度末に制定、公布し、平成21年に一部施行、平成22年3月に全面施行した。

このうち、中長期目標の設定について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく岐阜県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を行うため「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を平成23年6月に策定した。

実行計画において中期目標は、世帯当たり自動車普及台数が多いこと、持ち家率が高いこと、森林資源が豊富であることなど、温室効果ガス排出量の削減や森林吸収に関連する岐阜県の特徴を踏まえ、計画策定時点で考えられる要素や対策を勘案して、排出削減量及び森林吸収量を積み上げて設定した。

- ・長期目標 2050年度までに1990年度比 80%削減
- ・中期目標 2020年度までに1990年度比 20%削減

また、実行計画では、中期目標達成に向け、「新エネルギーの利用促進」、「ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供」、「事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援等」、「地域環境の整備及び改善」、「森林の整備と新たな環境価値の創出」という5つの取組方針を設定し、策定時における県の取組を示している。

2 事業者対策の推進

(1) 事業者対策の推進<環境管理課>

「岐阜県地球温暖化防止基本条例」の全面施行により、一定規模以上の事業者や建築物の建築主を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」「自動車通勤環境配慮計画書・実績報告書」「建築物環境配慮計画書・工事完了届」の提出が義務付けられ、さらに、提出された計画書等の概要を県ホームページで公表することにより、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図っている。

- ・温室効果ガス排出削減計画書提出事業者数 299 事業所（平成26年度提出分）
- ・自動車通勤環境配慮計画書提出事業者数 48 事業者（平成26年度提出分）

(2) 資金融資制度<商業・金融課>

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行った。

平成26年度の新規融資は83件であった。

3 家庭での取組の推進<環境管理課>

(1) 県民運動の推進

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成20年から県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組を推進している。

平成20年6月の環境月間から、地球温暖化防止のための身近な取組10項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言」の賛同者の募集を開始した。宣言者数は、平成26年度末までに、210,799人（内訳1,144団体175,591人、個人35,208人）となった。

また、わりばしの使い捨てを見直し、繰り返し洗って使える「再使用はし」や国産材のわりばしなどの環境に

やさしいはしを使用する「環境にやさしいはし推進店」（平成27年3月末現在385店舗）の参加店舗を募集し、ホームページ等でPRしている。

さらに、県内の主なライトアップ施設、企業の看板照明や家庭の電気を消すよう呼びかける「ライトダウンジャパン」を行い、特に、6月21日（土）〔夏至の日〕と7月7日（月）〔七夕の日・クールアースデー〕の夜20時～22時の2時間、一斉消灯を行うキャンペーンを実施し、二酸化炭素排出削減に対する意識啓発を行った。

- ・【夏至ライトダウン】平成26年6月21日（土）
- ・【クールアース・デー：七夕ライトダウン】

平成26年7月7日（月）

一方、運輸部門対策も含め、エコドライブの実践を呼びかけるため、大原自動車学校で「エコドライブ講習会」を開催した。

これからの社会を支える若年対策として、学んだ成果を家庭に伝え、さらに家庭における実践を期待し、小学校児童、中学校生徒向けの環境学習プログラムを関係機関と協力して実施した。地球温暖化問題について実験やクイズを交えて学ぶ「ぎふ・ちゅうでん ストップ！地球温暖化教室」を岐阜県地球温暖化防止活動推進センター、中部電力（株）岐阜支店と協働して県内6校で実施したほか、温暖化対策や省エネの必要性を学んだうえで各家庭での省エネの実践につなげる「家庭から省エネチャレンジ事業」を県内2校で実施した。

イベントとしては、県民に地球温暖化防止対策の実践を働きかけるため、「お天気パワーで地球を救おう！」を開催した。

- ・開催日 平成26年12月7日（日）
- ・会場 大垣市スイトピアセンター
- ・気象キャスターによるステージショー、展示&ワークショップ

4 カーボン・オフセットの普及<環境管理課>

(1) カーボン・オフセットの取組推進

事業活動やイベントの中で排出される二酸化炭素の排出量を把握し、削減に向け努力するとともに、削減が困難な部分の排出量について、二酸化炭素を削減又は吸収するプロジェクトで生み出された「クレジット」と相殺する「カーボン・オフセット」の取組が地球温暖化防止に貢献する新たな手段として注目されている。

本県では、平成22年6月に開催した「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」において、初めてカーボン・オフセットを行ったのを契機に、イベント開催に当たってカーボン・オフセットを行うための手順、温室効果ガス排出量の算出方法、PR方法、オフセット手段などを具体的にわかりやすく示すガイドライン「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」を平成23年7月に策定した。

平成24年度は7月の「清流の国ぎふづくり県民大会」や9月から10月に開催された「ぎふ清流国体」と「ぎふ清流大会」において、どうしても削減できなかった二酸化炭素排出量を岐阜県内で創出されたJ-VER（清流の国ぎふJ-VER）でオフセットするなど、県が実施等するイベントで、カーボン・オフセットに取り組んだ。

また、平成24年度からは清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、森林の温室効果ガス吸収源としての環境価値に着目したカーボン・オフセットの取組として、県内外への普及啓発や岐阜県産J-VERの販売促進を行っている。

一方、平成22年9月1日に開催された東海三県一市知事市長会議で合意された東海三県一市による連携したカーボン・オフセットの広域的な取組として、事務レ

ベルでのワーキンググループを立ち上げて、情報交換やクレジットのデータベース化、マッチングイベントなどの取組みを実施している。

具体的な活動としては、クレジットのデータベース化の取組として、東海地域でのオフセット・クレジット（J-V E R）プロジェクトや家庭用太陽光発電によるグリーン電力認証事例をとりまとめ、岐阜県のホームページ上で公開している。

5 地球環境の整備及び改善

(1) 総合的な渋滞対策の推進<道路建設課>

平成18年度から「岐阜県第4次渋滞対策プログラム」に基づきハード・ソフト対策を進めてきたが、近年の交通観測技術の進展・普及により渋滞状況の把握が容易になったことを受け、平成24年度末には従前の渋滞対策プログラムに代わり「地域の主要渋滞箇所」を選定している。

平成26年度は、それら渋滞箇所の詳細状況調査に加え、対策内容やマネジメント手法など、今後の渋滞対策の進め方について検討を行い、地球環境の改善につながる新たな施策の立案に向けた作業を進めた。

なお、過年度から継続的に事業を実施している箇所もあり、平成26年度には従前の「岐阜県第4次渋滞対策プログラム」での渋滞箇所のうち、約30箇所に対する事業を実施している。

(2) 緑地環境保全地域<自然環境保全課>

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域（654ha）となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-3-1 緑地環境保全地域の状況

(平成27年3月末現在)

区分	地域数	面積 (ha)	内 訳	
			特別地区 (ha)	普通地区 (ha)
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10

備考) 県自然環境保全課調べ

(3) 地域公共交通の確保<公共交通課>

県内の公共交通については、もともと鉄道やバスの路線網が十分でない上に、少子化に伴う人口減少やモータリゼーションの進展により利用者が減少し、さらに利便性が低下するという悪循環となっている。

こうした状況のなか、県内の公共交通を支援し、日常生活における家用車への依存度の低減を図った。

- 地方鉄道や路線バスの事業者が担う広域的・幹線的な公共交通や交通空白地等を運行する市町村バスの運行を維持確保するための助成を行った。

- 地域に最適な公共交通ネットワークの形成を図るため、交通事業者や市町村など関係者と構成する「岐阜県地域公共交通協議会」において、鉄道、路線バス、市町村バスの路線網の維持確保、改善に関する協議を行った。

(4) 建築物における環境配慮の促進<環境管理課>

建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入な

ど、環境配慮措置を適正に講ずる内容を記載した建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出の徹底を図った。

- 建築物環境配慮計画書提出事業者数（平成26年度提出分） 73

(5) 特別緑地保全地区の指定<都市政策課>

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、「都市緑地法」に基づいて指定される。対象となる地域は、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模形態を有する地域、②風致又は景観が優れ、かつ、地域住民の健全な生活環境の確保に必要な地域、③伝統的又は文化的な意義を有する地域等である。県内では4地区が指定されている（表2-3-2）。

表2-3-2 特別緑地保全地区の指定状況

(平成27年3月末現在)

都市名	地区の名称	面積 (ha)	最終決定 年月日	所在地
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	40.2	昭和52年 3月26日	瑞浪市釜戸町字裏山及び字城山
土岐市	仲森特別緑地保全地区	1.6	昭和51年 3月26日	土岐市泉中窯町
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42.0	昭和53年 2月15日	各務原市鶴沼字松田及び字八木山
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	2.1	昭和56年 10月20日	飛騨市古川町大字上気多字神岡
計	4地区	85.9		

備考) 県都市政策課調べ

第2節 新エネルギー・省エネルギーの導入促進

1 新エネルギーの導入促進<新産業振興課>

(1) 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施

平成21年度より、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組んできた。

これまでに、平成22年5月に県営都市公園「花フェスタ記念公園」（公共施設モデル）を、同年6月に東海北陸自動車道ひるがのスマートICに隣接する「クックラひるがの」（商業施設モデル）を一般公開した。これら2つは「次世代エネルギーパーク」の認定を受けている。同年11月には岐阜市内に次世代新エネ・省エネモデルハウス「GREENY（グリーンイー）岐阜」（家庭モデル）、平成23年2月にはJR岐阜駅アクティブG（都市モデル）、同年3月には郡上市内古民家（中山間地モデル）を一般公開するとともに実証実験を行っている。平成25年3月には道の駅「星のふる里ふじはし」（防災機能強化型モデル）を一般公開した。

(2) 国土強靱化に向けた取組

「次世代エネルギーインフラ」は高いエネルギー効率の他、独立性の高さという特徴を持っており、災害時等の非常時においても活用できるシステムである。

そのため、地域防災計画への位置づけや設置条件等を満たした県内の公共施設等へ「防災機能強化型次世代エネルギーインフラ」の導入を推進及び促進しているところである。

特に、その具体の導入については、平成25年3月の道の駅「星のふる里ふじはし」への導入実績を基に、平成25年度においては、県内6か所程度の道の駅の選定及び簡易設計を実施し、この結果をもとに平成26年度は「明宝」「南飛騨小坂はなもも」「茶の里東白川」の3箇所を整備し、平成27年度は残りの3箇所を整備する。

(3) 次世代エネルギービジョンの策定

岐阜県のエネルギー政策の方向性を定めた、次世代エネルギービジョンを平成23年3月に策定した。策定にあたっては、①省エネルギー対策、②複数のエネルギー・技術のベストミックス、③コストメリットを重視したエネルギー技術の導入、という3つの視点を重視した。

将来目標値として、無対策に比べ、2030年には、省エネルギー対策により24.5%、新エネルギーも含めると30.5%のエネルギー消費量の削減が見込まれる。

(4) 地産地消型スマートコミュニティの展開

大規模太陽光発電と、観光・地域振興、防災等を組合せた、地産地消型の次世代エネルギーインフラ（地産地消型スマートコミュニティ）の構築を目指すため、その可能性について調査を行った。太陽光のみならず、木質バイオマスを組み合わせることで、想定する地区のエネルギー需要量を賄えることが分かり、今後は民間企業のノウハウをうまく活用し、課題を解決したうえで、事業実施の可能性を見出ししていく。

2 木質バイオマスエネルギーの導入促進<県産材流通課>**(1) 木質バイオマスエネルギーの推進**

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下、「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援を実施しており、平成26年度は8事業体に対し移動式チップヤグラップル付きトラック等の導入を支援した。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、平成26年度は福祉施設、温泉施設、学校等の計10施設において木質ペレットストーブ（37台）、薪ストーブ（5台）、木質資源ボイラー（2台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組みの支援を実施しており、平成26年度は7市町において計2,282トンの未利用材が搬出された。

3 農業用水を活用した小水力発電の導入促進<農地整備課>**(1) 小水力発電施設の導入促進**

「ぎふ農業・農村基本計画」において、環境保全の推進に取組む施策として「資源の循環利用と自然エネルギーの活用促進」を掲げ、農業用水路の落差などを利用した小水力発電の導入を推進している。

平成23～24年度には農業水利施設を活用した小水力発電導入可能地調査を実施し、160箇所を可能地を選定した。

可能地調査の結果等を踏まえ、平成26年度までに小水力発電の導入を希望する31箇所において経済性、施工性等の検討を行い、発電施設設置の適否を明らかにした。

県独自の取り組みとして、平成23～25年度には、小水力発電の普及啓発を目的に、県下13箇所が簡易な小水力発電施設の設置に対する支援を実施したほか、平成24～25年度には、災害時の避難所となる施設の非常用電源として農業用水を活用するための小水力発電施設を県内7箇所を整備した。

また、平成26年度までに県下14箇所の農業水利施設において、県営施工により小水力発電施設の整備を実施しており、平成26年2月には、県営施工による農業用水を活用した小水力発電所としては、東海3県で初となる「加子母清流発電所」（中津川市加子母小郷地区）が稼働を開始した。

平成24年度に県営単事業として、農業水利施設が

有する発電能力の最大限活用により、余剰売電収益を地域振興施設（学校や役場等）の電気料金や農業の6次産業化に資する活動費に利用できる「小水力発電施設整備事業」を創設し、平成26年度には3箇所施設整備に着手した。

さらに、売電収益を従来の農業用施設の維持管理費や農村振興に資する活動費等に充当するだけでなく、営農に必要な施設の電気代や生活環境維持に必要な公共活動に充当することを可能にし、事業主体を市町村・土地改良区に加え農業協同組合も対象とした「小水力発電活用支援事業」を平成26年度に創設し、2箇所に補助を行った。

4 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の活用<環境生活政策課>**(1) 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の造成**

平成25年度に、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付を受け、「岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金」を造成し、13億円（事業期間：H25～H27）を積み立てた。平成26年度には、新たに2.7億円の交付を受け、基金に積み増し（事業期間：H26～H28）、これを財源として、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を図ることとした。

(2) 「災害に強く、低炭素な地域づくり」の推進

上記基金を活用して、平成26年度には、県直轄事業として、道の駅3施設への再生可能エネルギー等導入が完了した（前述）。

また、市町村が実施する庁舎、学校、公民館等の公共施設への再生可能エネルギー等導入事業を支援し、平成25年度は、1町1施設、平成26年度には、10市町村26施設への設備導入が完了し、大規模災害時において、商用電力が遮断された場合にも、必要な電力が確保できるなど、地域の防災拠点の機能強化が図られた。

平成26年度末時点の試算では、導入した設備の稼働により、年間約233トンの二酸化炭素排出量削減が見込まれる。

5 省エネルギーの推進**(1) 岐阜県省エネ・新エネ推進会議の設置<新産業振興課>**

県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県次世代エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間企業等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として「岐阜県省エネ・新エネ会議」を平成23年5月16日に設置した。

平成26年度においては、3回開催し、県等のエネルギー施策、夏の節電対策、冬の省エネ対策について議論を行った。

(2) EV・PHVタウンの推進<新産業振興課>

2010年12月に経済産業省の選定を受けた「EV・PHVタウン」構想に基づき、EV・PHVの普及に向けた取り組みを実施している。

平成23年度においては、県民を対象に中山間地における次世代自動車モニター実証を行い、EV・PHVの活用モデルを構築した。平成24年度においては、事業者を対象に次世代自動車のモニター実証を実施するとともに、バスツアーやスタンプラリー等の各種普及啓発活動を実施した。平成25年度においては高山市にて経済産業省・次世代自動車振興センターと共にEV・PHVタウンシンポジウムを開催し、平成23～24年度に実施した実証試験の結果および活用モデルを発表した。これら実証試験や普及啓発活動に加え、平成22～23年度に実施した県の充電インフラに対する補助制度及び平成24年度から実施されている国の同種補助制度の効果

もあり、県内には128か所の急速充電器が整備された。これらの位置情報については、GISを活用し「EV・PHV急速充電器マップ」として、県HP上に公開している。

(3) 資金融資制度<商業・金融課>【再掲】

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行った。

平成26年度の新規融資は83件であった。

(4) 建築物の省エネ措置の促進<建築指導課>

一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、設備改修等の際に必要な「省エネ法」に基づく届出について、ホームページ等を用いて情報提供を行うと共に、建築確認申請窓口等で啓発を行った。[平成26年度届出件数(本県受理分)：263件]

(5) 低炭素法に基づく低炭素建築物新築等認定制度の促進<建築指導課>

平成24年に公布・施行された「低炭素法」(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づく建築物の認定について、ホームページ等を用いて情報提供及び啓発を行った。[平成26年度申請件数(本県受理分)：6件]

(6) 省エネルギー型ライフスタイルの推進<環境管理課>

夏のエコスタイルキャンペーンとして、クールビズ等と呼びかけ省エネルギー型ライフスタイルを推進した。

夏季の節電対策として、本県職員においては、上着非着用、ノーネクタイの軽装に加え、ポロシャツ、チノパン、スニーカー等も着用可とする「ぎふ清流クールビズ」に取り組んだ。

(7) 事業者としての岐阜県の取組み<環境管理課>

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3で策定が求められている地方公共団体実行計画として「岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を平成23年8月に策定するなど、事業者として省エネルギー及び新エネルギー導入に率先して取り組んでいる。

事務事業の実施に当たっては、この実行計画の方針に基づき環境マネジメントシステムとしてISO14001を採用し、温室効果ガス排出抑制をはじめとする環境配慮の取組を実施している。

第3節 森林資源を活用した吸収源対策の推進

1 間伐の推進

(1) 計画的な間伐の推進<森林整備課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、8,605haの間伐を実施した。

国の補助では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

(2) 利用間伐の促進<森林整備課>

収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「利用間伐」を進めた。

県内では、伐り捨てを主体とした間伐から利用間伐への移行が進みつつあるが、その取り組みは地域によって差が生じている。低コストな作業システムを確立し普及するため、今後も引き続き、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進め、「森林経営計画」の策定とその確実な実行を通じた計画的かつ効率的な利用間伐を支援する。

(3) 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

(4) J-VER制度を活用した取組の推進<恵みの森づくり推進課・環境管理課>

J-VERは、カーボン・オフセットに用いられるク

レジットのひとつであり、国内で実施される木質バイオマスエネルギーの利用や森林整備、間伐などのプロジェクトが、温室効果ガスの排出を削減・吸収するものであることを国(環境省)が認め(プロジェクト登録)、排出削減・吸収された温室効果ガスの量に応じてクレジット(J-VER)が認証・発行される。環境省により平成20年11月に制度化された。

本県においても、J-VER制度を活用した取組が進められており、県内の森林関連プロジェクトでは、9団体で69,565t-CO₂分の温室効果ガスを吸収するJ-VERが認証されている。(平成26年5月現在)

平成25年4月からは、J-VER制度と国内クレジット制度が発展的に統合され、J-クレジット制度として運用されている。

2 企業との協働による森づくりの推進<恵みの森づくり推進課>

(1) 企業との協働による森づくりの推進

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業等との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年4月から、企業、市町村、県、地域住民等との協働による生きた森林づくりに取り組み、平成27年3月末までに17件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の森林整備活動の促進に努めている。

第4節 関連産業の育成支援

1 新エネルギー関連産業の育成支援<新産業振興課>

(1) 地域の再生可能エネルギー活用支援

地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入に向けての研究会等の活動に対する支援を行い、地産地消型のエネルギー利用に繋げ、地域の付加価値の創出や地域の活性化を図った。地熱・地中熱・小水力発電についての研究・啓蒙活動、また地域のエネルギービジョンの策定等の支援を行った。

(2) 次世代自動車関連産業の育成支援

電気自動車およびプラグインハイブリッド車の普及促進や関連産業の育成に向けた取組を行うため、平成23年度に産官学連携により「岐阜県次世代自動車推進協議会」を設立した。平成24年度は年2回の総会開催に加えて、啓発活動として関連産業をテーマとしたセミナーや先進事例見学バスツアー、スタンプラリー等の活動を行った。

また、平成25年度は「岐阜県次世代自動車推進協議会」の意見を参考に、岐阜県内全域が次世代自動車の行動範囲となるよう充電インフラのネットワークの早期確立を目指して「岐阜県充電インフラ整備計画」を策定した。

(3) 次世代住宅関連産業の育成支援

平成23年3月に策定した岐阜県次世代エネルギービジョンでは、高断熱化をはじめとする省エネ対策、並びにエネルギーを地産地消する次世代エネルギーインフラを住宅等に積極的に導入する目標を掲げている。

この目標を達成するため、平成24年度は家庭版ESCO導入可能性調査事業を行ったほか、平成25年3月に各種取組の推進母体となる「岐阜県次世代住宅普及促進協議会」を設立し、平成25年6月に「ぎふ次世代住宅導入ガイドライン」を策定した。協議会事業として平成25年度は研究会3回、人材育成16回(次世代住宅塾)、ビジネスマッチング1回(次世代住宅産業展示会)、普及啓発事業1回(次世代住宅シンポジウム)を実施した。

表2-4-1 一般廃棄物の処理状況

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
し 尿	計画収集人口 (千人)	205	174	144	132	123	121	112
	下水道投入 (百kℓ)	0	0	0	0	0	0	0
	市町村 計画 収集量	6,807	6,582	6,402	6,249	6,373	6,152	6,083
	し尿処理施設 (百kℓ)	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元 (百kℓ)	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (百kℓ)	0	0	0	0	0	0	0
	小計 (百kℓ)	6,807	6,582	6,402	6,249	6,373	6,152	6,083
自家処理量 (百kℓ)	14	10	10	7	5	5	4	
合計 (百kℓ)	6,821	6,592	6,413	6,256	6,378	6,157	6,087	
ご み	計画収集人口 (千人)	2,097	2,073	2,034	2,032	2,025	2,065	2,055
	ごみ総排出量 (千t)	790	768	736	712	711	702	696
	生活系ごみ (千t)	487	483	467	449	453	445	449
	事業系ごみ (千t)	218	203	194	191	193	194	191
	集団回収量 (千t)	86	82	75	72	66	63	56
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,027	1,013	991	960	959	932	928

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

平成26年度においては、表2-4-2のとおり循環型社会形成推進交付金を活用し、基幹的設備改良(焼却施設)6箇所、リサイクルセンター1箇所、汚泥再生処

理センター1箇所、最終処分場2箇所について、施設整備に努めた。

平成27年3月末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料47、48、49及び50のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。平成26年度の立入検査の実施状況は、表2-4-3のとおりである。

表2-4-2 一般廃棄物処理施設の整備状況

(平成26年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
基幹的設備改良(焼却施設)	多治見市	170t/日	23~26
基幹的設備改良(焼却施設)	可茂衛生施設利用組合	240t/日(焼却炉) 60t/日(灰溶融炉)	24~28
基幹的設備改良(焼却施設)	岐阜市	450t/日	24~27
基幹的設備改良(焼却施設)	岐阜市	150t/日	25~26
基幹的設備改良(焼却施設)	中濃地域広域行政事務組合	168t/日	25~27
基幹的設備改良(焼却施設)	大垣市	240t/日	26~29
リサイクルセンター	飛騨市	0.2t/5h	25~26
汚泥再生処理センター	岐阜市	160kℓ/日	26~27
最終処分場	西濃環境整備組合	19200m ²	25~27
最終処分場	可茂衛生施設利用組合	17000m ²	26

備考) 県廃棄物対策課調べ

表2-4-3 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況

(平成26年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
箇所数	24 (2)	25 (3)	11 (1)	71 (5)
立入検査回数	29	20	11	76

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 環境美化運動の促進<廃棄物対策課>

空き缶や吸い殻等のごみの散乱を防止するため、年間を通じて美しいふるさと運動を実施し、特に強化期間として春と秋に「空き缶クリーンキャンペーン週間」(年2回)を設け、県民総参加によるクリーン活動を展開している。

県としても、「県職員によるノーカン活動」や各種啓発事業を行うとともに、「長良川を美しくしよう運動の会」構成員として、年3回実施される「長良川を美しく

しよう運動」(長良川の清掃活動)に参加している。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

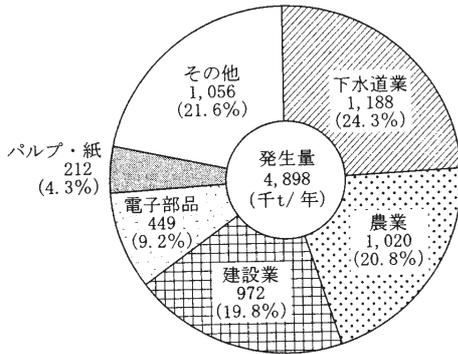
(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

環境省と岐阜県が共同で実施した平成21年度産業廃棄物実態調査によれば、平成20年度の産業廃棄物の発生量は、資料46のとおり4,898千tと推定されており、前回調査(平成16年度)と比較して6.7%の減少となっている。これを業種別に見ると図2-4-1のとおり

で、多量に排出している業種は下水道業、農業、建設業、電子部品、パルプ・紙で、これら5業種で約8割を占めている。また、産業廃棄物の種類別にみると、図2-4-2のとおり汚泥32.4%、動物のふん尿20.8%、がれき類17.0%、廃酸8.2%となっている。

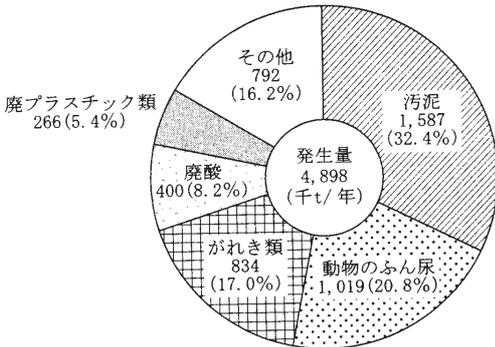
これらの処理状況（農業を除く）は図2-4-3のとおりで、発生量3,878千tのうち、42.3%が資源化され、さらに54.5%が減量化され、3.3%が最終処分されていると推定される。

図2-4-1 産業廃棄物の業種別発生量 (平成20年度実績)



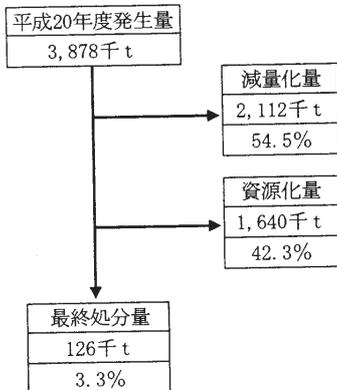
備考) 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」

図2-4-2 産業廃棄物の種類別発生量 (平成20年度実績)



備考) 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」

図2-4-3 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況 (平成20年度実績)



備考) 1 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」
2 下段は発生量に対する比率を示す。
3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(ア) 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し処理を行わなければならない。

(イ) 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任の一翼を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-4-4のとおりである。

表2-4-4 産業廃棄物処理業者の許可状況 (平成27年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	3,917 (43)
	積替を含むもの	132 (21)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	256 (32)
	最終処分のみ	7 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	457 (5)
	積替を含むもの	15 (3)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (3)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市 (中核市) の分を内数で示す。

(ウ) 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-4-5のとおりである。

表2-4-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況 (平成27年3月末現在)

施設名	施設数	
汚泥の脱水施設	5 (1)	
汚泥の乾燥施設	3 (0)	
焼却施設	43 (1)	
区分 (重複有り)	汚泥焼却施設	13 (1)
	廃油焼却施設	4 (1)
	廃プラスチック類焼却施設	12 (0)
	その他焼却施設	27 (1)
廃油の油水分離施設	1 (0)	
廃酸廃アルカリの中和処理施設	4 (0)	
破碎施設	170 (13)	
区分 (重複有り)	廃プラスチック類破碎施設	49 (0)
	木くずがれき類破碎施設	169 (13)
最終処分場	9 (1)	
区分	管理型	6 (1)
	安定型	3 (0)
シアン化合物分解施設	1 (0)	
合計	236 (16)	

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市 (中核市) の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査

を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処分業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-4-6のとおりである。

表2-4-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者	1,321 (311)	970 (359)	890 (451)	788 (443)	625 (347)	859 (123)	625 (112)	506 (107)
処理業者	846 (133)	662 (107)	776 (111)	706 (116)	626 (114)	567 (113)	598 (112)	662 (113)
計	2,252 (247)	2,167 (444)	1,632 (466)	1,494 (559)	1,251 (461)	1,426 (236)	1,223 (224)	1,168 (220)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 農業用使用済プラスチックの処理<農産園芸課>

本県における、農業用使用済プラスチックの排出量は表2-4-7のとおりで、長期的な傾向をみると園芸用資材の長期利用が進んでいることや園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、近年、使用済プラスチックの排出量は徐々に減少してきている。

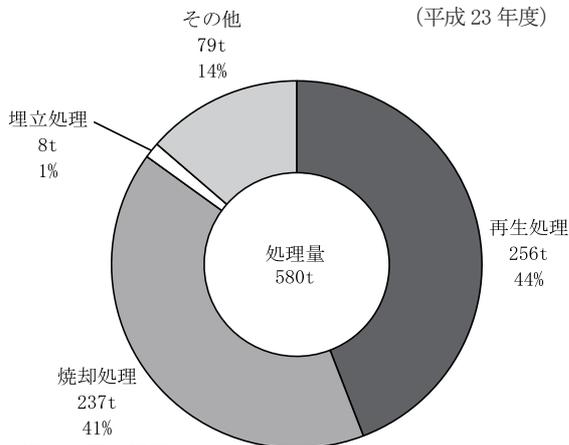
平成23年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量580tのうち、44%が再生処理され、41%が焼却処理された(図2-4-4)。

表2-4-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
排出量(t)	883	631	580

備考) 県農産園芸課調べ

図2-4-4 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況



備考) 県農産園芸課調べ

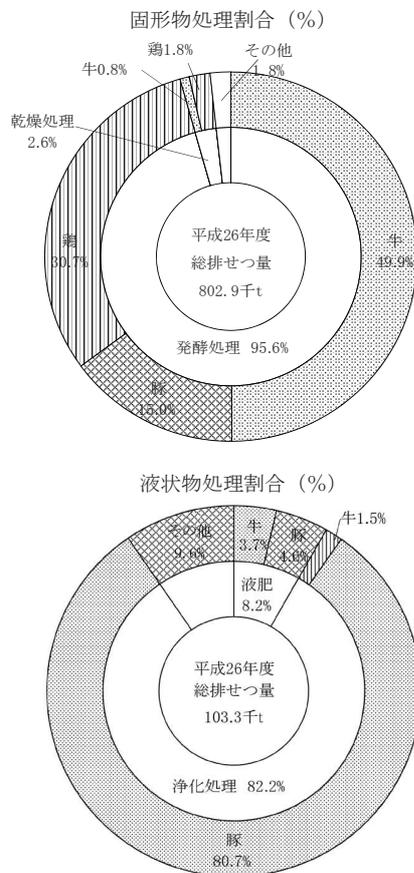
(4) 家畜ふん尿の処理<畜産課>

平成26年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-4-5のとおりで、総排せつ量906.2千tのうち88.6%に当たる802.9千tが固形物として処理され、残り11.4%に当たる103.3千tが液状物として処理された。

固形物の98.2%に当たる788.6千tが発酵又は乾燥処理された後、農地還元による再利用が行われ、残りの1.8%に当たる14.4千tが焼却等の処理がなされた。

液状物の8.2%に当たる8.5千tが液肥として農地還元による再利用が行われ、82.2%に当たる84.9千tが浄化処理された。

図2-4-5 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産課調べ

3 廃棄物の処理対策の推進

(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進<廃棄物対策課>

(ア) 第2次岐阜県廃棄物処理計画の策定

岐阜県廃棄物処理計画(平成14年度策定)が平成23年度に終期を迎えたこと、平成23年3月に新しい環境基本計画が策定されたことを踏まえ、今後の循環型社会の構築に向けた取組みを推進するための基本方針として「第2次岐阜県廃棄物処理計画」(平成24年度~33年度)を平成24年3月に策定した。

(イ) ダイオキシン類対策

産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の削減を促進するため、焼却施設設置者に対するダイオキシン類の測定指導、恒久対策指導等を行った。

また、平成11年12月15日より「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を完全施行し、法規制未滿の小規模焼却施設に対する規制を行っている。焼却炉の構造基準に適合しない施設に対しては、焼却炉の改善を指導し、改善までの間は休止するように指導している。

(f) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。法に従い、事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管について指導を行っている。

(g) 排出事業者向け法令講習

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施しており、平成26年度は6つの団体・事業者において出前講座形式で講習を実施した。

(2) 農業用使用済プラスチックの適正処理対策の推進<農産園芸課>

農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。

なお、岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

(3) 畜産廃棄物の処理対策<畜産課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、耕畜連携の推進、その有効利用を図るよう指導した。その際、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

このように、家畜ふん尿は農地還元することを前提として指導を行っているが、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うよう指導している。

また、立地条件及び経営規模に適應した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-4-8のとおりである。

表2-4-8 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	平成26年度（実績）	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	424.5	411.2
豚	212.3	125.1
鶏	269.4	260.8
計	906.2	797.1

備考) 県畜産課調べ

(4) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物処理施設の整備における県の関与のあり方については、平成18年に設置した有識者等による検討委員会において検討が行われ、平成20年3月に報告書が提出されたところであるが、この報告書を受け、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成22年1月1日より施行した。

4 不法投棄等の不適正処理対策の推進

(1) 組織の構築<廃棄物対策課>

ア 廃棄物不適正処理対策連絡会議（平成8年度～）

不適正処理事案について、県・市町村・警察署・消防署等の関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するために組織している。

イ 不適正処理対策部門の設置（平成14年4月～）

県警警視を室長とする「不適正処理対策室」を設置。（平成14年4月～平成18年3月）

県警警視を課長とする「不法投棄監視課」を設置。同時に警部をチーフ、警部補を非常勤併任職員に配置。（平成18年4月～平成21年3月）

県警警視の併任を解消し、県警警部をチーフ、警部補1名を常勤併任職員、1名を非常勤併任職員に配置。（平成21年4月～）

ウ 廃棄物対策課に監視指導担当を設置（平成23年4月～）

不法投棄監視課の廃止に伴い、廃棄物対策課に監視指導担当を新設し、不法投棄監視監を配置。

エ 岐阜県産業廃棄物対策会議（平成15年度～）

岐阜市椿洞における産業廃棄物不適正処理事案の発覚を受け、県各局及び県警察本部との緊密な連携のもと、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し、迅速かつ厳格な対応を行うため、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織している。

オ 廃棄物監視指導専門職の設置（平成16年度～）

産業廃棄物の不適正処理事案に対して、県警との連携により監視活動等の強化を図るため、各振興局・事務所に警察官OBの専門職を警察本部と併せて任用し配置している。

[配置人数] 平成26年度 8名

(岐阜地域環境室並びに各振興局・事務所1名ずつ計8名)

(2) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

ア スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）

・空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。

・飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。

[実施回数] 平成26年度 5回

イ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

・国・他県市合同での路上検査

県境等で他県市等との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）

・県内全域での路上検査の実施（平成20年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

ウ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

・行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

[実施回数] 平成26年度 450回

エ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

・機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(3) 通報体制の整備<廃棄物対策課>

ア 廃棄物インターネット110番の活用(平成11年度～)
 廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

[通報受理件数] 平成26年度末現在 361件(累計)

イ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員(平成12年度～)、森林組合員(平成13年度～)、岐阜県森林施業協議会(平成16年度～)及び中日本高速道路株式会社(平成17年度～)

(4) 不適正処理事案の公表(平成16年度～)<廃棄物対策課>

県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止・拡大抑止を目的に、産業廃棄物不適正処理事案に関する事実や行政対応の状況を県ホームページで公表している(毎月更新)。

[行政処分事案] 9件、[行政指導事案] 11件(平成26年度末現在)

(5) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止し、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、平成19年4月1日より「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行した。

(6) ふるさと環境保全委員会の設置(平成15年度～)<廃棄物対策課>

産業廃棄物を処理する施設等が存する地域において、産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が処理施設等を監視する組織として、平成15年5月6日から各地域にふるさと環境保全委員会を設置している。

[設置状況]平成26年度末現在 20委員会 270名

(7) 産業廃棄物立入検査強化事業<廃棄物対策課>

市町村職員を県職員(市町村立入検査員)に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

平成26年度は、25市町村59名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

(8) 廃棄物事犯の取締り<警察本部生活環境課>

循環型社会実現のため、循環資源の有効利用及び廃棄物の適正処理に関して廃棄物の処理やリサイクルに関する法整備が行われているが、依然として行政指導に従わない者や、廃棄物を有価物と称して法から免れようとする不適正処理事犯が絶えず、大きな社会問題になっている。

岐阜県警察では、このような情勢をふまえて関係機関と連携し、

- ・産業廃棄物の不法投棄事犯
 - ・暴力団等が関与する組織的な事犯
 - ・行政指導を無視して行われる事犯
- 等を重点に取締りを強化している。

平成26年中の検挙状況は、表2-4-9のとおりである。

表2-4-9 廃棄物事犯関係検挙状況

平成26年1月1日～12月31日

一般廃棄物	68件	70名
産業廃棄物	3件	3名

備考) 県警察本部生活環境課調べ

5 災害時における廃棄物処理対策の推進<廃棄物対策課>

水害、地震等における災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類など、一時的に大量の廃棄物が発生し、また道路の通行不能等によって平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要であると考えられる。そこで、県では平成17年6月に「震災廃棄物処理計画」及び「水害廃棄物処理計画」の記載例を策定し、市町村に対し速やかな計画策定を促している。

第3節 関連産業の育成

1 リサイクル関連産業の育成支援

(1) リサイクル認定製品の利用促進<廃棄物対策課>

「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行うとともに、国土交通省中部地方整備局等が主催する「建設技術フェア」に出展し、製品の使用を呼びかけた。

第4節 環境への負荷を軽減するための取組

1 環境に関する調査及び研究<産業技術課・農政課・林政課>

各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究等を実施しており、得られた成果を社会に還元できるように努めている。

ア 工業技術研究所

(ア) 熱可塑性CFRPに関する成形・加工技術の確立

温室効果ガスであるCO₂の排出量削減のために、航空機や次世代自動車等の輸送用機械では、軽量化を図る必要がある。そのため、軽量で高強度な炭素繊維強化プラスチック(CFRP)の利用が増加している。特に、自動車等の量産部品においては、短時間に形状付与が可能な熱可塑性CFRPの適用が進められており、成形および機械加工技術の確立が急務となっている。このため、以下3課題に取り組んだ。

① 熱可塑性CFRPの切削・研削加工技術の確立

熱可塑性CFRPは高強度の炭素繊維に熱可塑性樹脂を含浸させた複合材料であるため、加工によってケバや樹脂の溶融などの加工損傷が生じることや、加工工具の摩耗や工具への溶着が課題となっている。そこで、端面加工における冷風の効果や加工力等の基礎的な加工特性を把握した。熱可塑性CFRPの高品質で低コストな加工技術を確立することによって、輸送用機械への適用の増加が期待できる。

② 熱可塑性CFRPの立体成形技術の確立

従来の熱硬化性CFRPは特殊な加工設備が必要であるとともに、加工時間が長く、熱や電気等のエネルギーも必要量が多い。それに対し、近年、注目をされている熱可塑性CFRPは、加熱ヒーターとプレス機を利用し、加工時間を大幅に短縮することが可能であり、消費するエネルギーの削減が

期待できる。

熱可塑性 CFRP の製品への利用を検討する企業では、基本的な材料の性質や成形条件に関する情報が不足しているのが現状である。そこで、本研究では、熱可塑性 CFRP 材料に関する基本的な成形技術を確認するために、加熱方法・プレス圧・冷却時間等の成形条件を検討した。研究成果は研究発表会や研究報告書により、広く企業に情報提供し、企業における製品化や加工技術開発を支援する。

③ レーザ加工機による CFRP 等の加工技術開発

熱可塑性 CFRP の切削加工に関しては、切削工具の摩耗、粉塵の発生の問題、ウォータージェット加工においては、ランニングコストが高い、切削面が粗い等の問題があり、これらを解決する手段としてレーザ加工機に期待が高まっている。しかしながら、レーザ加工は素材に対して熱影響を及ぼすため、構造部材に適用するには強度面などで課題がある。本研究では、ファイバーレーザによる切断及び溶着について取組み、CFRP 切断時の熱影響を最小化する加工条件の解明、CFRP と他の素材（樹脂・金属）との溶着加工について検討した。

(イ) 金型材料の表面処理技術に関する研究

金型は機械金属・プラスチック関連の製造業で広く必要とされ、その製作にはコストと時間がかげられ、完成後は企業の資産として扱われる。しかし、製品製造による繰り返し負荷によって損耗が進み、製品の外觀、品質、寸法および性能に大きな影響を与える。従って、鍛造、プレス、ダイキャスト、刃物などの企業の最も関心のある永続的な技術的課題が金型の長寿命化である。長寿命化には、表面硬度の向上ならびに素材靱性を維持させることが重要である。その1つの方法として、期待される表面処理方法が、電子ビームを用いた金型材料への窒素拡散である。平成 25～26 年度は、電子ビームを用いた表面処理方法を試み、金型材料に窒素が拡散することを見出した。今後、さらなる窒素拡散ならびに耐摩耗性効果の最適条件を確立することが必要である。さらに、実機による実証試験によって耐久性向上が確認できれば、金型補修のスパンの長期化による経費削減、さらには資源の有効活用につながる。

イ 産業技術センター

(ア) リサイクルプラスチック材料の品質向上に関する研究

リサイクルプラスチック材料は、不純物の混入や高温加熱による分子量の低下などにより通常の原料よりも品質が劣り、ロットごとにばらつきもあり、原材料の特性が特定できないため、製品の品質管理が難しいという課題がある。このため、加工前の段階で材料特性を知ることが、生産性向上のうえで重要となる。そこで、リサイクルプラスチック材料の熔融粘度を、ホットプレートと金属板を使って扁平化したリサイクルプラスチック材料の面積から、成形加工前に簡単に測定できる手法を開発した。実際に粘度がわかっているプラスチック材料に対してこの簡易測定を行い、その妥当性を評価したところ従来の一般的な測定法と比較して同等の結果が得られた。また、リサイクルプラスチック原料についても一般的な測定法である MFR 法と本手法である簡易測定法との間に十分な相関性が得られ、これまでに開発したホットプレスを使った簡易測定法よりさらに安価にリサイクル材料の溶

融粘度が測定できるようになった。

(イ) 環境配慮型ハロゲンフリー難燃繊維の開発

ポリエステル繊維の難燃剤として利用されてきた臭素系のヘキサブロモシクロドデカンには、難燃性能がよいものの難分解性かつ高蓄積性であるため環境への影響が問題になっている。当県では、県内中小企業においても利用しやすい素材難燃型のポリエステル短繊維を開発に取り組んできた。

平成 26 年度は、市販のハロゲンフリー難燃剤粒子と PET 樹脂と混練したペレットの作製とマルチフィラメントの紡糸を試みた。種々の添加剤を検討したところ、繊維強度 27mN/dtex、酸素指数 28.3 のポリエステル繊維を作製できた。平成 27 年度も作製法の改良を進めることにより、酸素指数が 30 以上の難燃性に優れた素材難燃型のポリエステル短繊維の開発を目指す。

(イ) 未利用資源を利用した快適機能性繊維素材の開発

現在、消費者は「環境に配慮した安心・安全な素材を使った製品」への関心が高く、これをコンセプトとした研究会を、地場繊維産業の企業とで組織している。本県では、生の竹材を爆砕処理して得た繊維と綿を混紡して糸を作製し、肌に低刺激な繊維製品を目指した製品試作、モニター調査を行った。また、爆砕竹わたや間伐材など未利用資源を利用した不織布の開発をしている。放置竹林や間伐材など地域の未利用資源を活用した繊維素材を開発し、衣料品やインテリア製品にその応用を図ることで、県内繊維製品の差別化や販路開拓への貢献が期待できる。

平成 26 年度は、スギ・ヒノキ間伐材の混合粉末と乾燥竹の粉末を、ウェブ繊維の間に挟む方法で不織布を作製し、抗菌性と消臭性について試験した結果、ともに基準値以上の機能性があることが分かった。今後これを活かした製品化について検討するとともに、粉末の不織布への定着など物性面での向上を検討する。

ウ 情報技術研究所

(ア) 水田用小型除草ロボット（アイガモロボット）の実証研究

化学農薬に頼らず環境負荷の少ない水稲栽培の最大の課題は雑草対策であり、除草剤に代わる有効な除草手段が必要とされている。開発中のアイガモロボットは中山間地の小規模な圃場にも持ち込み可能な、小型軽量の水田用除草ロボットである。クローラ式の移動機構で水田内を繰り返し走行し、クローラによる「踏み潰し、掻き出し、濁水」の効果により、雑草の生長を抑制する。現在までの研究で、水管理を適切に行えば、十分な除草効果が得られることを確認した。ロボットの実用化を目指して、自律走行機能の完成度を上げるとともに、いろいろな圃場での実証試験を行う。本研究は、中山間農業研究所、農業経営課、農林事務所、岐阜大学、民間企業、県内農家等と連携して実施している。

エ セラミックス研究所

(ア) カルシウム系酸化物を用いた赤外線反射タイルの開発

近年、都市部におけるヒートアイランド現象が顕著になっている。これは、太陽光に含まれる赤外線を建築物や道路が吸収し、熱に変換されることが要因の一つであることから赤外線を高効率に反射するような建材の開発を検討した。種々の素材の光学物性を評価している過程でカルシウムを含む酸化物が赤外線領

域において90%を超える極めて高い反射率を示すことがわかった。そこで本素材をタイル原料の一部に置き換えてタイルの作製を検討した。その結果、開発したタイルは高い反射率を保持しており、ヒートアイランド現象の抑制に期待できることが示唆された。開発したタイルを屋外に設置し、冬期の日中における温度推移を従来の白色タイル(赤外線領域における反射率約70%)と比較した。その結果、開発したタイルは白色タイルよりも温度の上昇を抑制できることを確認した。今後、夏期における実証データを測定し、ヒートアイランド対策に効果的な建材として展開していく。

オ 生活技術研究所

(7) 避難所における快適環境を提供する高機能建材の開発—木質材料を用いた吸音建材の開発—

地震などの災害時に設置される避難所では、共同生活によって生じる生活音が気になる、また音が反響して重要な情報が聞き取りにくいなどといった音に関する問題がある。そこで、本研究はこれら避難所における音問題の改善を図ることを目的に、木質系材料を用いた吸音建材の開発を行った。主材料は、森林資源の有効活用や環境保全の観点から、県産ヒノキ間伐材木削片を用いた。株式会社エスウッドが製造販売を行っている桧ストランドボードの密度を下げることによって吸音性を向上させ、イグサボードなどの素材や密度の異なるボードを積層して吸音型と吸音・遮音型の2種類のパーティションを製作した。当研究所における音響性能評価測定の結果、吸音・遮音型はヒノキ無垢板に近い遮音性を有したうえで、人の耳の感度が高い周波数帯(1~4kHz)において、吸音率0.3以上の吸音性が認められた。これら開発したパネルは、避難所におけるパーティションや仮設住宅の壁材への利用のほか、一般建築における高機能建材としての利用展開を検討している。

カ 農業技術センター

(7) 土壌由来温室効果ガス発生抑制に関する研究

水田土壌における有機物管理に伴う炭素蓄積量の変化を把握するため、有機物施用方法が異なる5区画を設け、土壌中の全炭素、全窒素等を測定した。

(イ) 葉菜類におけるリン酸減肥指標の策定

リン酸肥料は全量輸入に依存しており、価格は上昇傾向であるが、農地にはリン酸が集積している地点も多い。このため、リン酸を有効に活用し、施肥コストが削減できるよう、農地土壌のリン酸含量に応じた減肥指標を作成した。指標は雨よけハウスにおいて年間に複数回作付されるコマツナ、ホウレンソウを前提としており、作付開始前の(年間1度の)土壌の可給態リン酸の分析により、1年間のリン酸の施肥量を①無施肥、②吸収量相当施肥、③慣行施肥から選択する基準とした。

(ウ) アザミウマ類に対する赤色ネットを主体とした総合防除技術の開発

キュウリの主要病害である黄化えそ病対策は、ウイルス媒介虫であるミナミキイロアザミウマの施設内への侵入抑制と施設内での増殖抑制が重要である。一方で、本害虫は農薬への感受性が低下しており難防除害虫となっている。侵入抑制対策として、ハウスの開口部に防虫ネットを展張する方法があるが、風通しが悪くなりハウス内が暑くなる欠点がある。そこで、従来の0.4mm目白色ネットよりも目が粗く風通しのよい0.6mm目の赤色ネットの侵入抑制効果を検討したところ、従来の0.4mm目よりもミナ

ミキイロアザミウマの侵入を抑制し、ハウス内の昇温度合いも低くできた。さらに、天敵を組み合わせることで、侵入したミナミキイロアザミウマの密度を低く抑えることが可能であり、両者を組み合わせた高い密度抑制効果が得られる防除法を開発した。

(エ) 微小害虫に対する環境に優しい微生物防除資材の開発

トマトやキュウリ等果菜類の難防除害虫であるアザミウマ類は、直接的な加害だけでなくウイルス病も媒介し、深刻な問題となっている。本害虫は化学農薬への感受性が低下し、防除が困難なことから、環境に優しい生物農薬の開発が期待されている。また、食の安全・安心に対する関心の高まりから農薬の使用削減がいつそう求められている。そこで、昆虫病原性糸状菌を用いた微生物防除剤を開発するため、有効な天敵糸状菌を自然界より検索し、これまでに防除資材として利用が期待できる数種の菌種を得た。さらに、選択肢が限られる気温が低い時期でも利用できる菌株を選抜するため、分離菌株について発芽能を検討し、天敵糸状菌の活性が高い温暖な時期だけでなく、低温下でも発芽が比較的早く致死時間も短い有望な菌株を得た。

キ 中山間農業研究所

(7) 環境負荷を軽減する夏秋トマト、夏秋ナスの少量培地耕システムの開発

本県で開発された「独立袋栽培」システムをさらに改良し、環境負荷軽減のための排出液の回収システムの構築、栽培装置への廃棄された水稲育苗苗箱の利用により環境負荷をさらに軽減できるシステム作りを行った。平成26年度は長ナス品種「筑陽」への適応性を検討した。

(イ) 夏秋トマトの温暖化に対応する多収穫栽培技術の開発

夏秋トマト栽培において、殺菌剤の使用量、並びに使用回数の低減化が期待できる、葉かび病や土壌病害に対し耐病性を持つ品種について比較試験を行った。

(ウ) クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発

クリの主要害虫クリシギゾウムシの防除は、臭化メチルの全廃に伴い代替の化学農薬によるくん蒸処理が実用化されたが、コスト面等から普及が難しい状況にある。そこで、くん蒸処理に頼らないクリシギゾウムシの防除技術の開発を行っている。

平成26年度は、畑での効率的な防除を目的に、予め幼虫を放飼して羽化消長を調査し、それを基に羽化盛期(防除適期)を予測し防除する方法の実用性を明らかにした。またクリ収穫後の保管温度が幼虫の発育に及ぼす影響について明らかにした。

(エ) クリ・人・環境にやさしい施肥体系の確立

本県東美濃地域のクリ産地では、環境に配慮した栽培への取り組みが行われているが、施肥については、過剰、あるいは生育・収量の向上に寄与していないなどの事例が散見され、現地からは堆肥などから供給される肥料成分も考慮した、環境にやさしい施肥体系の確立が求められている。そこで、クリの樹相診断に基づいた、合理的な施肥体系を確立するための試験を行っている。平成26年度は、管内クリ園の土壌化学性と樹体生育量との関係を明らかにし、クリの樹勢を診断する暫定指標を生育ステージごとに策定した。

(オ) 園芸作物の高品質生産を可能にする汎用性低コスト雨よけハウスの開発

本県飛騨地域は長野県等と比較して降雨量が多いため、多くの露地作物で水を介して伝染する病害の被害を受け、多量の殺菌剤の散布を必要とするうえ生産が安定しない。そこで殺菌剤散布回数の低減化が期待でき、かつ低コストな「簡易雨除けハウス」の開発を行った。

平成26年度は有望品目の組み合わせと農薬使用量削減の実証を行った。

(カ) 大手流通企業とタイアップした「宿儺かぼちゃ」のブランド化及び高品質安定生産技術の開発

地域特産の「宿儺かぼちゃ」は放任栽培がされているため、膨大な栽培面積を要する他、防除効果が上がりにくく病害虫の被害が著しい現状にある。そこで、防除効果向上により農薬散布量の低減化が見込める「摘心栽培」について、実用化に向けた検討を行っている。

(キ) シクラメン等鉢花の新品種育成と栽培技術の確立

シクラメン栽培の経営環境は厳しく、省力化や省エネによる低コスト生産技術の開発が渴望されている。そこで、化石燃料の使用量を削減するため、鉢の周りのみを局所的に加温する方法を検討した結果、トンネル被覆と温水チューブ循環方式の組み合わせが有効と思われた。

(ク) 機械除草技術の中核とした水稻有機栽培システムの確立と実用化

当研究所では水稻作における環境保全型農業の実現に向け、情報技術研究所と共同で、自律走行が可能な小型で軽量の除草ロボットの開発を行っている。平成26年度は有機栽培体系での小型除草ロボットの除草効果と玄米収量の検証を行った。

ク 畜産研究所

(ア) 臭気のリサイクルを目的とした脱臭装置の普及と回収したアンモニアの利用

畜産研究所養豚養鶏研究部で開発した簡易な薬液脱臭装置（特許第4349306号）の普及を図るため、特許許諾企業と連携し商品化した（商品名：アンモニアリサイクラー）。関連企業と連携して、畜産農家に対する装置の普及活動を行うとともに、本装置で回収したアンモニア含有溶液が工業分野で利用できるかどうかを検討した。

また、回収したアンモニア含有溶液の肥料利用を促進するため、肥料取締法における公定規格改正に必要な試験を実施し、規格改正に関する打ち合わせを行った。

(イ) 豚への飼料米給与による低コストな環境負荷低減・差別化豚肉生産技術の開発

通常肉豚肥育用配合飼料に飼料用米（粉碎玄米を30%ないし粉碎籾米を50%）混用した飼料を肥育豚（体重70～90kg）へ給与することで、尿中に排泄される窒素量を削減できるかどうかを検証した。

その結果、通常の飼料を与えた肉豚に比べ、飼料用米を混用した飼料を給与した肉豚は、尿中への排出窒素が、20%程度減少することが明らかになった。

しかし、飼料用米を混用した飼料を給与した肉豚は、背脂肪厚が過大となる等、枝肉歩留りに問題があった。

よって、これらの問題を改善するため、飼料用米を混用した飼料への必須アミノ酸の添加による影響を調査している。

ケ 水産研究所

(ア) 水生生物保全のための環境教育活動

水生生物に関する環境教育を行っている指導者が、効果的に環境教育の活動を行えるように技術支援を行った。

① イベント等として実施した環境教育活動

農林事務所などが実施する「田んぼの生き物調査」において、捕獲された魚などの同定や解説を小学校や地域住民を対象に計6回行った。

② 教育機関を対象とした環境教育活動

小・中学校の体験学習、大学の研修などにおいて、生物多様性の保全に関する技術や知識の提供を行った。

③ 希少水生生物保全のための支援活動

ウシモツゴを守る会の活動（親魚交換会、定期調査、外来魚防除）を推進した。ウシモツゴを放流した関市及び美濃市のため池（計11箇所）において定期調査を実施し、そのうち5箇所で繁殖を確認した。また、この活動に参加している小学校4校において勉強会を開催し、児童らに希少魚保全に係る知識を提供した。

(イ) イタセンパラの生息域外保全に関する研究

国の天然記念物であり国内希少野生動物種にも指定されている絶滅リスクの高いイタセンパラの生息域外保全を行うため、平成25年度、本所敷地内に整備された野外池にイタセンパラ成魚50尾を導入し、産卵時期である秋期に産卵母貝としてイシガイを収容して繁殖を促した結果、平成26年9月に1201尾の再生産を確認した。

(ロ) 生物多様性に配慮した水田魚道の生態学的評価

水田で繁殖・成育する魚類8種について、農業排水路におけるそれらの存否は標高や水路幅などの環境要因により影響されることを確認した。

また、水田魚道を遡上し水田内で繁殖する魚種は、水田魚道が設置された農業排水路の環境（標高や水路幅）によりおおそ推定できることを確認した。

さらに、魚が通過すると自動で写真撮影する「自動計数装置」（情報技術研究所と共同開発）を既設の水田魚道3か所に設置し、魚が遡上・降下する時間帯や環境条件などを解析した。

コ 森林研究所

(ア) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク・酸性雨モニタリング（土壌・植生）調査

酸性雨による生態系への影響を早期に把握するため、伊自良湖（山県市）、郡上市大和地内においてヒノキ人工林のモニタリング調査を行った。

(イ) 針葉樹人工林の高齢化に適應する間伐体系の構築

十分な間伐が行えず高齢化（植林後40年超）している針葉樹人工林の管理に対応できる新たな間伐体系が必要であることから、特に過密状態にある人工林の間伐技術及び間伐効果と作業効率の調査解析に取り組み、長伐期施業に対応した間伐技術体系を構築した。

(ロ) ナラ枯れ被害木のバイオマス利用と低コストな予防法による防除技術の開発

ナラ枯れ被害木を薪として有効利用してカシノナガキクイムシを駆除する技術、および被害材の板材利用の可能性、並びに浸透移行性の高い薬剤を用いた低コスト予防技術の開発に取り組んだ。

(ハ) 生態系保全のための土と木のハイブリッド治山構造物の開発

生態系の保全に役立つ現地調達材による木製治山構造物とその維持管理手法を開発するため、現場施工した木製構造物の部材の腐朽度調査と解析を行った。

(オ) 森林の水土保全機能を高める森林制御方法の開発

間伐手遅れのため表土流亡の発生する可能性の高い人工林の表土流亡や下層植生の回復を図るための現実的な間伐手法について検討した。

(カ) 高精度森林情報を活用した森林経営計画策定支援システムの開発

森林資源の管理と生産計画を正確な情報に基づき環境に配慮した経営計画策定を支援するシステムを開発するため、産官学が連携し、広域の森林資源情報を把握するための技術開発に取り組んだ。

(キ) 森林バイオマス利用のための林地残材収集運搬技術の開発

間伐等で伐採されながら、捨てられていた未利用部位をマテリアル原料やエネルギー資源として利用を進めるため、効率的な収集運搬システムの開発に取り組んだ。

2 環境への負荷を軽減するための支援及び取組

(1) ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）＜環境管理課＞

ア ISO14001の概要

ISO14001とは、国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムの構築及びそれに伴う環境パフォーマンスの改善を継続的に進めていくための世界唯一の国際規格である。この規格はあらゆる種類の組織が、自主的な環境保全に関する取組みを進めるために、自ら環境方針及び環境目的を明確にし、自らの事業活動、製品又はサービスが環境に及ぼす影響について管理し、健全な環境を保全していくための仕組みである。

環境マネジメントシステムの構築に取り組むこと

により、組織における環境保全に対する意識が高まり、全従業員による積極的な環境保全活動を推進することができる。

なお、ISO14001の認証を取得するには日本で唯一のISO加盟機関である（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した審査登録機関に認証申請を行い審査を受ける必要があり、平成27年7月30日現在、岐阜県内のISO14001認証取得事業所数は401である（JABデータによる）。

イ 岐阜県庁本庁舎及び総合庁舎における認証取得

県は自らが県内最大規模の事業者・消費者であるという認識から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に積極的に対処するため、県庁舎が行う事務・事業活動を対象として「岐阜県庁環境マネジメントシステム」を構築し、10分野15項目の目標を達成するため、積極的な環境保全活動を実施してきた。

岐阜県庁本庁舎は、平成11年7月30日にISO14001の認証を取得し、平成16年3月には、岐阜県庁本庁舎の認証拡大として東京事務所ほか10機関で認証を取得した。

また、県内の総合庁舎においては、各圏域の自主性と特性を活かした取組を進めるため、独自のシステムを構築し、平成15年3月末までに全ての総合庁舎でISO14001の認証を取得した。

平成20年度からは、高等学校、警察署等にも取組の範囲を拡大し、全ての所属において（県立3病院及び流域浄水事務所を除く）ISO14001の取組を進めた。

平成21年3月には、公募審査員7名による外部審査の実施及び「ISO14001の規格に適合している」旨の報告に基づき、自己宣言を行った。

ー岐阜県庁環境マネジメントシステムー

1 環境方針

1 基本理念

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、古くから自然と共存し、個性ある文化を創り出してきました。

しかし、物質的な豊かさを求め、エネルギーや資源を大量に消費する今日の社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしています。私たちのふるさと岐阜県、さらには地球全体の、豊かで、快適で、健康に良い環境は、将来の世代へと受け継がれていかなければなりません。

このため、私たちは、あらためて自然がもたらす恵みに深く思いを巡らすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環から成り立っていることを認識し直さなくてはなりません。

岐阜県は、「自然生態系を保全する」、「生活環境を守る」、「循環型社会をつくる」、「地球環境を保全する」及び「県民協働を進める」の5つを基本目標に定め、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的に作り出すという新たな決意のもとに、県民、事業者及び行政が一体となり、人と自然とが共存できる社会の構築を目指します。

〈自然生態系を保全する〉

生態系の構成員として共生をめざし生態系を守ります。

〈生活環境を守る〉

良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止するとともに歴史的、文化的な景観を大切に、豊かな生活環境を守ります。

〈循環型社会をつくる〉

3R対策を推進し、循環を基調とした社会をつくります。

〈地球環境を保全する〉

ライフスタイル、事業活動を見直し、環境にやさしい行動を実践し、良好な地球環境を保全します。

〈県民協働を進める〉

県民、地域住民組織、NPO、事業者、公共団体などが情報の共有、ネットワークの形成を図り、具体的な行動に向けて協働を進めます。

2 基本方針

県は、基本理念のもとに、自らが大規模な事業者・消費者であるとともに、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境を創出していく立場から、物品の購入、県庁舎等の維持管理、公共事業の実施、環境保全事業及びその他の活動の実施に際し、次に掲げる事項に

係る施策を率先して実施します。

さらに、県民及び事業者の環境保全に対する自主的な取組を促進します。

- (1) 環境教育及び環境学習の推進
- (2) 県民と連携した環境保全活動の推進
- (3) 環境に配慮した公共事業の推進
- (4) 大気汚染、水質汚濁等公害の発生防止
- (5) 環境に配慮した物品の購入の推進
- (6) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進
- (7) 省エネルギー・省資源の推進及び新エネルギーの活用
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨等地球環境問題への対応

これらの事項のうち、特に環境影響の大きいものについては、環境目的及び目標を設定し、積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。

県は、環境に関する法令、協定、その他の合意事項を遵守します。

県は、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

県は、この環境方針を県庁舎内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成18年6月21日

岐阜県知事 古田 肇

ウ 岐阜県庁環境マネジメントシステムの取組状況

平成22年度を目標年度とする岐阜県庁地球温暖化対策実行計画（第3次）についての達成状況は、基準年度である平成16年度と同レベルとする目標に対し、1.4%増となっている。

この第3次計画の計画期間終了に伴い、第4次計画として、平成23年8月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した。

第4次計画は、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、目標年度の平成27年度には、基準年度（平成22年度）に比較して、温室効果ガス

の排出量を二酸化炭素換算で7%削減することを目標としている。（表2-4-10）

計画の推進にあたっては、ISO14001規格に基づく「岐阜県庁環境マネジメントシステム」により推進することとしている。なお、ISOの取組みについては、平成23年度までは、外部審査によりISO14001の規格への適合性を確保していたが、平成24年度から外部審査を廃止し、圏域別の内部監査員研修や内部監査結果の公表等によって内部監査の充実を図り、規格への適合性を担保している。

表2-4-10 岐阜県庁地球温暖化対策実行計画（第4次計画）の削減目標

a 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

区 分	平成22年度実績排出量	平成27年度目標排出量
二酸化炭素	53,025 t-CO ₂	49,295 t-CO ₂
メタン	9 t-CO ₂	9 t-CO ₂
一酸化二窒素	136 t-CO ₂	136 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	36 t-CO ₂	36 t-CO ₂
合 計	53,206 t-CO ₂	49,476 t-CO ₂
目標に対する増減	-	7.0%削減

b 間接影響項目

区 分	平成22年度実績値	平成27年度目標値	増減
水使用量(千m ³)	1,055	1,051	0.4%減
紙使用量(万枚)	13,936	12,937	7.2%減
廃棄物処分量(t)	1,497	1,497	-

(備考) 県環境管理課調べ

(2) 森林認証制度の普及<恵みの森づくり推進課・治山課>

既に森林認証を取得している県有林（平成18年2月取得）を核としたFSCグループ森林管理認証の維持・拡大審査が行われた。

県内の認証森林（FSC及びSGEC）は5団体、

20,025haとなっている。

(3) 環境関連産業の育成・支援<商業・金融課>

地球環境の保全・改善を積極的に図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行った。

平成26年度の新規融資は83件であった。

第5章 環境にやさしいぎふの人づくり

第1節 環境教育・環境学習の推進

1 教えることのできる人材の育成と活用

(1) 教員研修の充実<教育研修課>

岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）において“先端科学体験講座～サイエンスワールドで学ぼう！遺伝子解析、放射線の性質～”、“エコ・サイエンス体験講座～サイエンスワールドで楽しく学べる「プラスチックリサイクル」と「太陽光エネルギー」～”の2講座を開講している。また“博物館活用講座～野外で学ぶ自然観察ネタと授業で使える収蔵物を教えませす～”など、身近な環境に関する調査、実験、新しい実践例を盛り込み、受講した教員が学校で児童生徒に体験させながら環境の大切さや環境問題を分かりやすく理解させることができるようになっている。

また、総合教育センターでは岐阜県森林文化アカデミーと連携し、“自然体験講座～森は教材の宝庫！自然の中で体験から学ぶ～”の他、初任者研修において体験学習を実施している。これらの研修講座には、自然や農業に関する体験学習に役立つ内容だけでなく、植物、森林が環境問題の解決に大きく関与していることを学ぶ内容も盛り込まれており、環境教育の一層の充実と推進が図れるよう配慮されている。

平成26年度の環境教育に関わる研修の受講者数は、延べ294名であった。

(2) 岐阜県環境学習出前講座（ECO講座）の実施<環境生活政策課>

環境行政に携わる県環境生活部及び振興局環境課の職員や地域の人材を、学校や企業、地域のコミュニティに、講師あるいは環境学習のお手伝いとして平成12年から派遣しており、平成26年度は140回派遣した。

(3) 地域人材の育成と活用

ア 森林と人との共生を目指す森林文化アカデミー<林政課>

森林文化アカデミーは“森林と人との共生”を基本理念として、岐阜県の広大な森林と豊かな自然をフィールドとした森林及び森林文化に関する実学を学ぶ専修学校である。特に、森と木のクリエイター科の自然体験活動指導者・インタープリター養成コースでは、環境教育への深い理解をベースにインタープリテーション活動の総合的なデザインができ、その力を活かして自然環境保全や地域づくりに貢献できる人材育成を実施した。

・インタープリテーション：自然観察や自然体験などを通じ、自然や歴史について解説すること。

平成26年度は森林文化アカデミーから33人の学生が卒業した。

イ 岐阜県緑の博士<恵みの森づくり推進課>

貴重な樹木の保護・保存を図るため、一定水準の知識・技能を身につけた岐阜県緑の博士（グリーンドクター）を養成・認定した。

平成7年度から認定を開始して平成26年度末までに162名が認定されている。このうち最上級である3A級は5名となっている。

また、県民に対して樹木の保護・保存の基礎的知識を普及啓発するために、各務原市内において、緑の育成と樹木保護保存セミナーを開催した。

(4) ぎふ木育指導者の養成<恵みの森づくり推進課>

ぎふ木育を推進するため、幼稚園、保育園の保育士や小中学校、高等学校の教員、さらにはNPOなどを対象として、実際のプログラム体験、効果的な手法や必要となる知識・技術などの習得を図るための木育指導者研修を開催した。（受講者：延べ177人）

2 学習の機会の提供及び活用

(1) ぎふ清流未来の会議の開催<自然環境保全課>

子どもたちの環境教育の活動を中心に、それに関わる指導者や各種団体の活動に至るまで、清流の国ぎふの未来に繋がる学習成果発表会等を行う「ぎふ清流未来の会議」を開催し、平成26年度は、岐阜県内の小・中学校、高等学校4校、下流域である三重県内から1団体、約100人が参加した。県域を越えた流域一体の環境保全意識を高める機会を提供することができた。

(2) 地球温暖化に関連する学習機会の充実<環境管理課>

地球温暖化対策に寄与するエコドライブの実践を呼びかけるため、大原自動車学校で「エコドライブ講習会」を開催した。

また、小学校児童、中学校生徒向けの環境学習プログラムとして地球温暖化問題について実験やクイズを交えて学ぶ「ぎふ・ちゅうでん ストップ！地球温暖化教室」を岐阜県地球温暖化防止活動推進センター、中部電力(株)岐阜支店と協働して県内6校で実施したほか、温暖化対策や省エネの必要性を学んだうえで各家庭での省エネの実践につなげる「家庭から省エネチャレンジ事業」を県内2校で実施した。

12月の地球温暖化防止月間には、地球温暖化対策をテーマとし、子供向けのワークショップやステージイベントの実施などを内容とした「お天気パワーで地球を救おう！」を開催し、地球温暖化防止に関する学習機会を提供した。

(3) 「こどもエコクラブ」事業の推進<環境生活政策課>

地域や学校等における自主的な環境保全活動である「こどもエコクラブ活動」について必要に応じて支援を行った。

平成26年度末でのこどもエコクラブは119クラブ、4,243名の登録となっている。

(4) 清流の国ぎふ環境学習推進事業<環境生活政策課>

学校や地域における環境学習をより効果的かつ総合的なものとするため、環境学習の専門家を派遣し、体験学習の進め方や単元指導計画等について、アドバイスを行った。

平成26年度は、県下16小中学校等に対して、環境教育推進員等を計21回派遣した。

(5) 農地や農業用施設の有する多面的機能の普及啓発<農村振興課>

ア 農地や農業用施設を活用した環境学習の実施

将来を担う子どもや地域住民を対象に多様な生きものが生息する環境の大切さや農地や農業用施設の有する多面的機能、農業用水の歴史調査などの環境学習を実施している。平成26年度は県内で「ぎふ田んぼの学校」を18地区で実施した。

イ ぎふ水土里の体験スタンプラリーの開催

農地や農業用施設の有する多面的機能を広く県民に知っていただくため、用水路などの農業用施設を巡り歩くウォーキングイベントを実施している。平成26年度は県内9箇所（展示会含む）で実施し、延べ6,475人が参加した。

(6) 林業に関連する学習機会の充実

ア みどりの少年団の推進<恵みの森づくり推進課>
みどりの少年団は、緑を守り、育てる心を養うことを目的に活動する小中学校児童生徒達の自主的団体であり、その団体数は、69 団体約 5,500 人（平成 27 年 1 月 1 日現在）となっている。

イ 森林文化アカデミー生涯学習講座の開催<林政課>
岐阜県立森林文化アカデミーにおいて、一般の方々を対象に自然、環境、木工、木造建築など、森林と森林文化に関する「生涯学習講座」を 30 回開催し、計 1,148 人が受講した

(7) 川を題材とした総合的な学習の時間に取組む団体に対する支援の実施<河川課>

将来を担う子どもたちに、身近にある川について学んでもらい、日々の暮らしを守る川の役割や環境に関する理解を深めてもらうことを目的に、平成14年度より川を題材とした「総合的な学習の時間」に取り組む小中学校等に対して、職員の講師派遣などによる支援を実施している。

平成 26 年度は、従来から行ってきた身近な川の生物調査や水質調査などの体験学習に加えて、子どもたちの防災への意識を高めることを目的に、伝統的な防災施設や過去の水害、土砂災害に関する学習にも積極的に取り組み、県内 62 の小中学校に対して支援活動を実施した。

(8) 学習施設の活用<社会教育文化課>

ア 岐阜県博物館

岐阜県博物館において、自然環境及び古生物学をテーマとした展覧会を開催するとともに、自然分野（生物・地学）に関わる催し物や出前授業、講演会を実施した。また、博物館サポーターの活動として「モニタリングサイト1000里地調査」を百年公園内で実施した。

特別展「里山いま昔～人と自然 あらたな“絆”を求めて～」(会期：平成 26 年 9 月 12 日～平成 26 年 11 月 16 日)では、里山の歴史や自然にかかわる資料を展示し、百年公園内で体験活動を実施することで県民に里山の豊かさや価値を提示し、人と里山との新たなかかわり方を提案した。期間中の観覧者数は、8,213 人であった。

また企画展「ひだみの 古生物の記憶～生命の進化と大量絶滅～」(会期：平成 26 年 4 月 26 日～6 月 29 日)を開催した。岐阜県では「古生代」の地層から日本最古の化石をはじめ多くの化石資料が見つかっている。さらに太古に大量絶滅を記録した重要な地層も残されている。岐阜の大地に刻まれた太古の生物の歩みを県内産の化石を中心とした資料や復元画・復元模型を通して紹介した。期間中の観覧者数は、8,260 人であった。

自然分野に関わる催し物では、「里山ウォッチング」を毎月 1 回開催。また「春の七草ウォッチング」(1月6日)、「魚の捕り方教えます～ビオトープの魚調べ～」(7月24日)、古民家で里山体験シリーズ

(「体験農園の収穫祭」9月17日、「椎茸づくり 菌打ち体験—古民家で里山体験—」3月7日)などの体験学習を実施した。特に、「里山ウォッチング」は年間を通じて実施し、四季の変化に富んだ自然の姿を楽しんでいただく機会となった。

自然分野の出前授業では、「カワガラスウォッチング」「化石レプリカづくり」「ウシモツゴ勉強会(外来種について)」などをテーマに 15 回を実施し、自然のすばらしさや環境保護の重要性を考える機会を提供することができた。

そのほか「荒ぶる獣たち～21世紀の獣と人とのかわり」などの自然環境に関する講演会を開催した。

博物館サポーターとともに実施した「モニタリングサイト 1000 里地調査」では、百年公園の植物相、鳥類、中・大型哺乳類、蝶類について調査し、「モニタリングサイト 1000 里地調査報告会」(3月14日)において同調査結果を報告した。

イ 少年自然の家、青年の家

少年自然の家及び青年の家(宿泊型)における集団宿泊や野外活動を通じて、青少年の心身を鍛錬し、豊かな情操や社会性を養うなど、体験的に自主・自立・協同・友愛・奉仕の精神を取得させ、豊かな人格形成を図った。

平成26年4月1日現在では6施設が設置されており、平成25年度の延べ宿泊人数は126,864人であった。

(9) 地域に根ざした環境学習<学校支援課>

小・中学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、身近にある自然環境等を題材にして自然と人々の暮らしとのつながりを探究したり、家庭や地域住民と協力して環境保護活動をしたりするなど、体験的な学習に取り組んでいる。平成 26 年度の総合的な学習の時間において、環境をテーマとして位置付けている小学校は 326 校(全体の 87.2%)、中学校は 86 校(全体の 44.1%)であった。具体的な活動としては、各地域の森林や河川に生息する動植物等について調査活動を行ったり、自然と深い関わりのある山村での生活を体験したりしている。これらの活動を通して、ふるさとの豊かな自然を見つめ、よりよい環境を育てていこうとする意欲の醸成が図られている。また、特別活動において、児童会・生徒会が自主的、日常的にリサイクル活動や地域の清掃活動、花・緑化運動などを行っている事例もある。

県立高等学校や県立特別支援学校では、特色ある学校づくりの一環として、地域に根ざした環境に対する取組を積極的に企画立案して実施している学校がある。例えば、栗殻を畑の肥料やキノコの菌床として利用するための研究をしている学校や、廃材をリユースしたエコ製作活動で環境に配慮したものづくり教育を試みている学校がある。また、ギフチョウが生息できる森林環境づくりを進め、小学生を対象に森林環境学習会を行ったりしている学校もある。

表 2-5-1 少年自然の家、青年の家(宿泊型)設置状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地	設置者
独立行政法人 国立乗鞍青少年交流の家	高山市岩井町913-13	国
岐阜市少年自然の家	岐阜市山県北野2081	岐阜市
各務原市少年自然の家	各務原市鵜沼小伊木町4-213	各務原市
池田町青少年研修施設	揖斐郡池田町山洞276	池田町
関市立中池自然の家	関市塔ノ洞3885-1	関市
位山自然の家	下呂市萩原町山之口1034	下呂市

備考) 県社会教育文化課調べ(平成 26 年度社会教育調査)

3 環境情報の共有<環境生活政策課>

(1) 環境情報の提供

県・市町村広報誌やメール等の各種媒体の活用により、環境に関する情報を提供しているほか、環境白書を教育機関等へ幅広く配布している。

第2節 「清流の国ぎふ」づくりを支える仕組みづくり

1 県民協働による環境保全活動の推進

(1) NPO法人等との協働<環境生活政策課>

平成15年度に策定した「協働事業推進ガイドライン」を改訂し、協働事業の提案にあたっては、協働意識の浸透によりNPOと行政との直接の意見交換を原則とするものの、助言などを必要とするときには、「協働総合窓口」を利用できることとする仕組みとした。

表2-5-2 特定非営利活動法人(NPO法人)の認証状況 (平成27年3月末現在)

区 分	～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合 計
法人認証数 [県内所管分]	494	34	52	61	36	48	27	18	770
うち定款で環境の保全を活動分野に掲げる法人数(*1)	163	20	28	28	10	25	7	7	288

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 1つの法人が複数分野で活動している場合が多い(*1)。

(2) 「環境月間」における普及啓発の実施<環境生活政策課>

毎年6月の「環境月間」において、県民が自らのこととして環境問題について考える契機とするため、環境保全に関する講演会や環境美化活動等の行事を実施している。

平成26年度においても、地域の清掃活動や環境技術に関する講演会を開催するなど、環境に関する取組みを実施した。

(3) 「清流」環境保全政策の推進<自然環境保全課>

平成22年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機とした、森・川・海のつながりを踏まえた環境保全に対する県民意識の高まりと、同大会の理念を継承・発展させるため、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく環境保全の取組を進めている。

この取組を県民協働のものとするため、平成23年2月に有識者、NPO・関係団体等で構成する「清流の国ぎふづくり県民連携会議」(平成25年度から「清流環境づくり連携会議」に名称変更)を設置したほか、この取組の趣旨に賛同する事業を募集し「清流ミナモの未来づくり」として登録した。

全活動を「清流ミナモの未来づくり」として登録。
登録数：47件(県機関、市町村、環境保全団体、企業など 28団体)

(4) 「清流月間」における普及啓発の実施<自然環境保全課>

県民の清流への関心と理解を深め、清流の保全活動への参加意欲を高めることを目的に、平成23年3月に岐阜県環境基本条例を改正し、水に親しむ機会が多くなる7月に岐阜県の「清流月間」に制定した。

清流月間には、県内各地で清流に関わる環境学習、清掃活動、水に親しむイベントなど122の取組が実施され、約31,000人が参加した。

(5) 上下流交流事業の実施<自然環境保全課>

上下流域の地域住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森川海のつながりや相互の自然環境等に理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的に、上下流域の親子を対象として県内外の森川海で環境学習や環境保全活動等のプログラムを行う上下流交流ツアーを開催し、平成26年度は、13回277人が参加した。

(6) 清流の国ぎふ森林・環境税の導入<恵みの森づくり推進課>

平成18年の「第57回全国植樹祭」や平成22年の「第30回全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海の中での環境保全の意識を継承しながら、豊かな森林や清らかな川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく仕組みとして「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年4月1日から導入した。

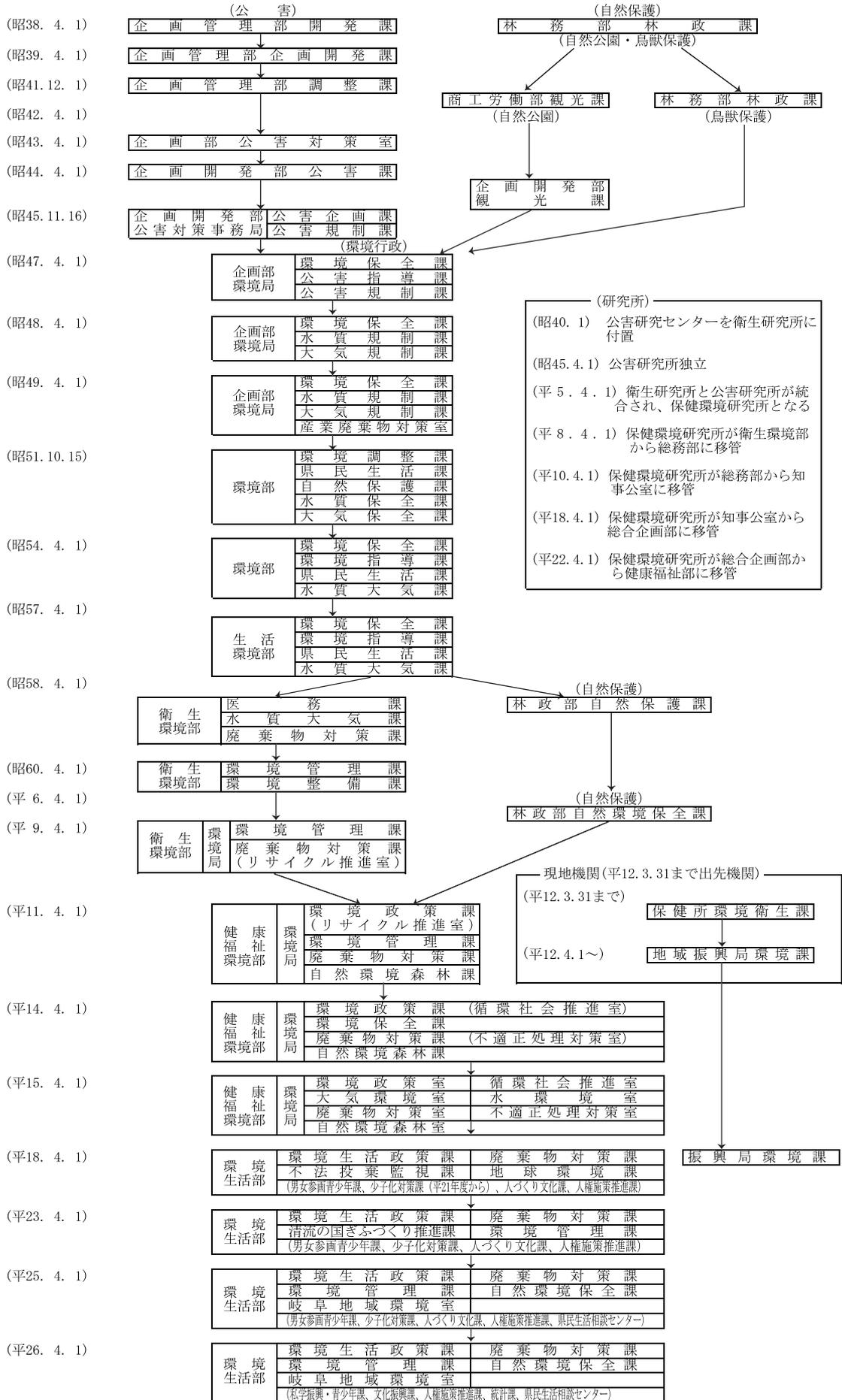
同税を活用して、5つの施策(①環境保全を目的とした水源林等の整備、②里山林の整備・利用の促進、③生物多様性・水環境の保全、④公共施設等における県産材の利用促進、⑤地域が主体となった環境保全活動の促進)を実施し、緑豊かな清流の国ぎふづくりを進めている。

○清流環境づくり連携会議
(平成25年度～ 清流環境づくり連携会議)
清流の国ぎふの実現に向け、広く県民の意見を反映させるとともに、県民、民間団体、行政等地域社会が一体となった環境保全の取組を推進するため設置。
構成員：学識経験者、報道機関、環境保全団体、経済団体、地域団体、市町村など
開催日：平成26年9月11日(木)
概 要：清流環境保全施策について現地視察を行い、その後、施策についての意見交換を実施。

○清流ミナモの未来づくり
「清流を守ろう、活かそう、伝えよう」を合言葉に、地域のNPO、学校、企業、自治体等が取り組む環境保

資 料

1 岐阜県環境行政組織の変遷



2 環境行政関係年表

(1) 岐阜県関係分

(平成 26 年度)

年 月 日	項 目
26. 5. 27	・「ぎふ・ちゅうでん ストップ!地球温暖化教室」の開講(県下6校 ~27年3月10日)
26. 5. 30	・美しいふるさと運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」の実施(~6月5日)
26. 6. 19	・「家庭から省エネチャレンジ事業」の実施(県下2校 ~27年3月10日)
26. 6. 22	・「野生動物捕獲の手法論と体制論~手法と体制の適切なマッチングをめざして~」の開催
26. 7. 7	・「クールアース・デー/セタライトダウン」(午後8時~10時の消灯)の実施(主唱:環境省)
26. 7. 15	・「ストップ外来生物シンポジウム」の開催
26. 7. 26	・「清流の国ぎふ上下交流ツアー」の実施(13回 ~平成27年1月18日)
26. 7. 28	・「岐阜県自然環境保全審議会(自然保護部会)」の開催
26. 8. 29	・「岐阜県産J-VER活用セミナー」の開催
26. 9. 5	・「岐阜県環境審議会」の開催
26. 9. 5	・「岐阜県環境審議会(水質部会)」の開催
26. 9. 11	・「第6回清流環境づくり連携会議」の開催
26. 9. 17	・「岐阜県自然環境保全審議会(温泉部会)」の開催
26. 9. 24	・美しいふるさと運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」の実施(~10月1日)
26. 10. 15	・「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施(~11月14日)
26. 11. 2	・「グリーン購入啓発展~すすめよう!環境にやさしいお買い物~」の開催(県内2会場、~3日、11月8日)
26. 11. 17	・「岐阜県環境審議会(水質部会)」の開催
26. 11. 29	・「ぎふ清流未来の会議」の開催
26. 12. 1	・「岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」の公布及び施行
26. 12. 1	・「岐阜県環境教育等推進懇話会」の開催
26. 12. 7	・地球温暖化防止月間イベント「お天気パワーで地球を救おう!」の開催
26. 12. 16	・第19回野生動物管理学研究セミナー「ニホンライチョウの現状と保護」の開催
26. 12. 22	・「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例」の公布及び施行
27. 1. 22	・第20回野生動物管理学研究セミナー「鳥獣行政における専門家配置のあり方を考える」の開催
27. 2. 23	・「岐阜県環境審議会」の開催
27. 2. 23	・「岐阜県環境審議会(水質部会)」の開催
27. 3. 2	・「岐阜県自然環境保全審議会(温泉部会)」の開催
27. 3. 6	・「岐阜県自然環境保全審議会(自然保護部会)」の開催
27. 3. 27	・公共用水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

(2) 国関係分

(平成 26 年度)

年 月 日	項 目
26. 5. 30	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の公布
26. 6. 1	・大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行
26. 6. 4	・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の公布
26. 7. 30	・土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令の公布
26. 8. 1	・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行
26. 8. 8	・自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令の公布
26. 8. 10	・自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令の施行
26. 10. 10	・土壌汚染対策法に基づく指定調査及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の公布
26. 11. 4	・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布
26. 11. 17	・水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示
26. 11. 17	・地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示
26. 12. 1	・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行

3 主要環境指標でみる岐阜県の位置

指 標	年 度	岐阜県	全 国	単 位	算 式	資 料	備 考
人口10万人当たり公害苦情件数(総数)	26	70.7	60.5		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(大気汚染)	26	14.4	13.1		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(水質汚濁)	26	12.1	5.7		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(騒音)	26	9.0	13.0		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(振動)	26	0.3	1.5		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(悪臭)	26	10.8	8.2		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
人口10万人当たり公害苦情件数(土壌汚染)	26	0.1	0.2		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データは25年度
面積1km ² 当たり特定事業場数(ばい煙)	26	0.188	0.232		$\frac{\text{特定事業数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは25年度
面積1km ² 当たり特定事業場数(粉じん)	26	0.023	0.027		$\frac{\text{特定事業数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは25年度

資 料

指 標	年 度	岐 阜 県	全 国	単 位	算 式	資 料	備 考
面積1km ² 当たり特定事業場数（VOC）	26	0.002	0.003		特定事業数 総面積(km ²)	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データは25年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（水質）	26	0.798	0.704		特定事業数 総面積(km ²)	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データは25年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（騒音）	26	0.72	0.56		特定事業数 総面積(km ²)	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データは25年度
自然公園面積率（H27.3.31現在）	26	18.4	14.4	%	自然公園面積 総面積	環境省「自然公園面積」	

4 自然環境保全地域等の指定状況

(平成27年3月末現在)

区 分	地 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	内 訳		指 定 年 月 日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然 環 境 保 全 地 域	能郷白山	本巢市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市莊川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地（ヒサマツミドリシジミ、キシマミドリシジミ）
	関ホテルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地（ゲンジボタル、カワニナ）
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巢市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内囃洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地（ブッポウソウ）
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43		S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70		S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31			
緑 地 環 境 保 全 地 域	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀑山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	禪昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諏訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クスギを主体とした良好な緑地	
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合 計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の()内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

資 料

5 自然公園の指定状況

(平成27年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
計		4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨数河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ溪谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
	御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4
計		15箇所		122,224	11.5
自然公園合計		19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の()内は公園の全面積を示す。

6 岐阜県環境影響評価条例の対象事業

(平成27年3月末現在)

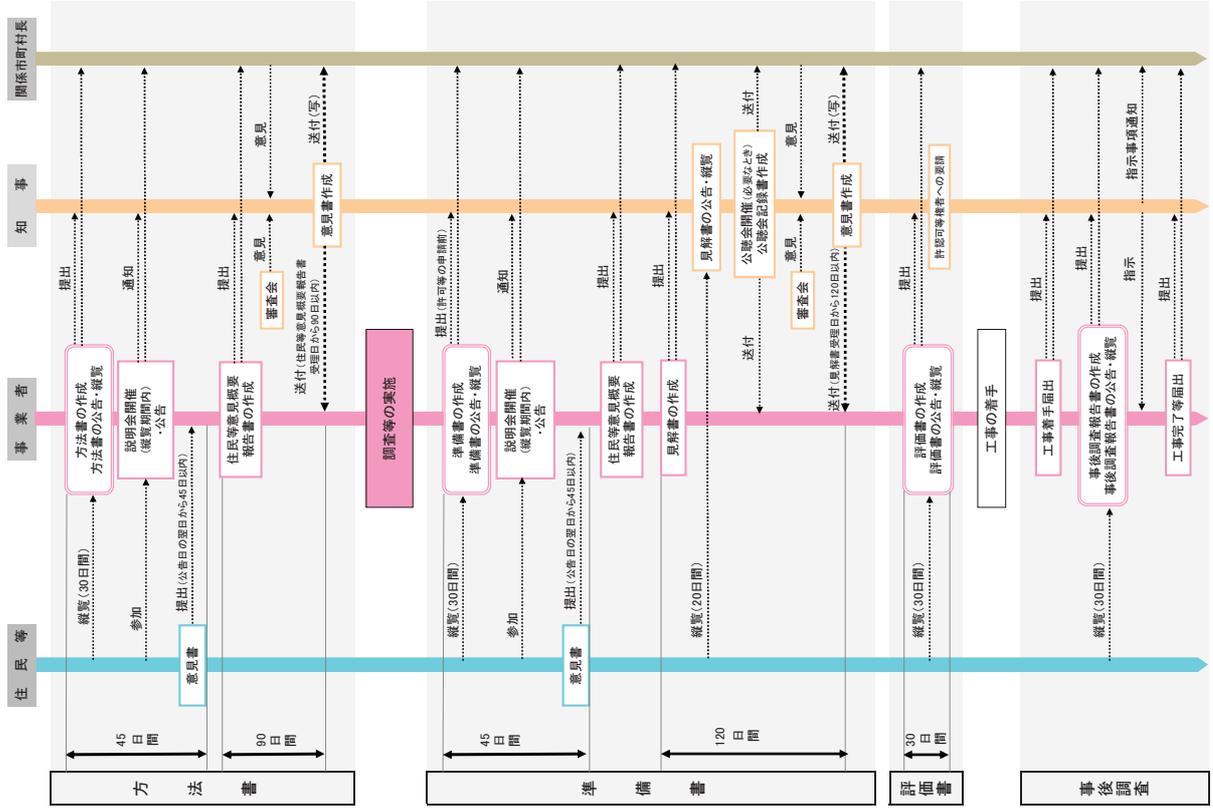
対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業(以下「土地開発事業」という。)の施行(②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。)、施行する土地の区域(以下「施行区域」という。)の面積が20ヘクタール以上のもの(標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあつては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの)。 ② 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。 ③ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。 ④ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。 ⑤ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。)の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。
2 道路の建設	道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号に規定する車線(以下「車線」という。)の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する幅で、かつ、その区間が5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	① ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。 ② 放水路(河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。)の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。
4 堰の建設	取水堰(河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。)の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。)(又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの)。
6 飛行場の建設	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項の自衛隊が設置する陸上空港等の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長(延長後の長さが1,875メートル以上となるものに限る。)

対象事業の種類	要 件
7 廃棄物最終処分場の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。</p> <p>変更の場合、埋立地の変更後の面積が5ヘクタール以上となるもの。</p>
8 廃棄物処理施設の建設	<p>① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p> <p>② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p>
9 工場又は事業場の建設	<p>製造業（物品の加工修理工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間あたり4キロリットル以上又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。</p>
10 電気工作物の建設	<p>① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。</p> <p>② 風力発電所の設置又は変更 新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。</p> <p>③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第8号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。</p>
11 高層工作物又は高層建築物の建設	<p>① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。以下「建築物」という。）の建築。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。</p> <p>② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建築するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、当該工作物の構造が容易に移転し、かつ、又は除去することができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが50メートル以上のもの。</p>

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

7 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー

(平成24年12月26日改正、平成25年4月1日施行)



8 環境影響評価の実施状況

(2) 国関係分
(1) 岐阜県環境影響評価条例

(平成27年3月末現在)

①環境影響評価方法書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成21年 8月	電気工作物建設事業
2	平成22年10月	風力発電事業
3	平成26年10月	電気工作物建設事業

※ 平成21年度以降以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価書

No.	公 告 等 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成22年 2月	物流センター建設事業
2	平成22年12月	コージェネレーションシステム設置事業
3	平成23年 8月	ごみ焼却施設建設事業
4	平成24年 3月	技術センター新設事業

※ 平成21年度以降以降に手続きを終えたものを抜粋

(2) 環境影響評価法

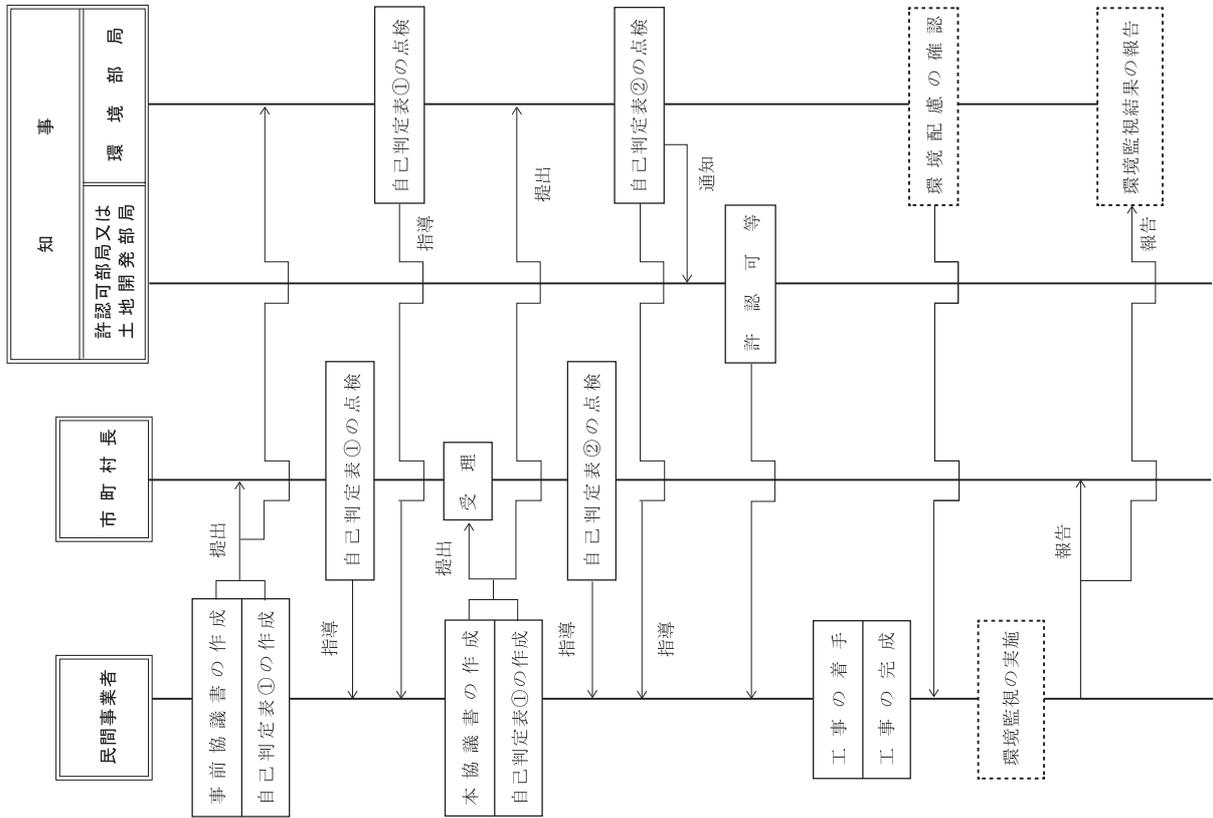
①環境影響評価書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年 4月	国道19号端浪恵那道路
2	平成26年 8月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成21年度以降以降に提出されたものを抜粋

9 岐阜県地域環境保全指針のの流れ

(平成27年3月末現在)



自己判定表①：事前協議時に提出する自己判定表
 自己判定表②：本協議時に提出する自己判定表

10 公害防止管理者等の設置を必要とする工場

(平成27年3月末現在)

区分	特定工場	特定工場の規模	特定工場が設置すべき公害防止管理者等
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者
	上記以外の工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者
		排出ガス量 1万m ³ N/時以上	大気関係第4種 公害防止管理者
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者
	上記以外の工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キログラム以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キログラム以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キログラム以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キログラム以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キログラム以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キログラム以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場	騒音・振動関係 公害防止管理者
		大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん関係 公害防止管理者
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん（石綿）発生施設を設置している工場	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げられた施設を設置する工場	ダイオキシン類関係 公害防止管理者
		ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げられた施設を設置する工場	ダイオキシン類関係 公害防止管理者

11 平成 26 年度公害苦情件数の状況

発生源	種類	典 型 7 公 害							廃棄物投棄	その他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合計
農業		9	4	0	1	0	0	15	29	0	2	31
林業		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
漁業		0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2
鉱業		3	4	0	0	0	0	0	7	0	0	7
建設業		47	18	0	50	1	0	9	125	1	3	129
製造業		28	68	0	56	1	0	37	190	2	8	200
電気・ガス・熱供給・水道業		1	2	0	4	0	0	0	7	0	0	7
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業		0	3	0	4	0	0	1	8	0	1	9
卸売・小売業		3	4	0	3	0	0	2	12	1	1	14
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		2	2	0	2	0	0	0	6	0	0	6
飲食店・宿泊業		3	13	0	10	0	0	12	38	1	1	40
医療・福祉		2	0	0	1	0	0	0	3	0	0	3
教育・学習支援業		0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	3
複合サービス事業		1	1	0	2	0	0	1	5	0	1	6
サービス業		5	7	0	11	0	0	6	29	2	0	31
公務		0	2	0	1	0	0	1	4	0	0	4
分類不能の産業		4	4	0	6	2	0	7	23	0	0	23
産業関係合計		109	134	0	153	4	0	91	491	8	17	516
その他（産業以外）		183	112	3	31	2	0	129	460	255	208	923
合 計		292	246	3	184	6	0	220	951	263	225	1,439

12 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(平成 27 年 3 月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	評 価	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値につき 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	—	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98% パーセンタイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

項 目	環 境 基 準	項 目	指 針 値
ベンゼン	1 年平均値が 3 μg/m ³ 以下であること。	アクリロニトリル	1 年平均値が 2 μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 200 μg/m ³ 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1 年平均値が 10 μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200 μg/m ³ 以下であること。	水銀	1 年平均値が 0.04 μgHg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 150 μg/m ³ 以下であること。	ニッケル化合物	1 年平均値が 0.025 μgNi/m ³ 以下であること。
		クロロホルム	1 年平均値が 18 μg/m ³ 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1 年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下であること。
		ヒ素及び無機化合物	1 年平均値が 6ngAs/m ³ 以下であること。
		マンガン及び無機マンガン化合物	1 年平均値が 0.14 μgMn/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	対象区域	備考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	〃	
鉛	0.01 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃	
砒素	0.01 mg/L以下	〃	
総水銀	0.0005 mg/L以下	〃	
アルキル水銀	検出されないこと	〃	
P C B	検出されないこと	〃	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	〃	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	〃	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	〃	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	〃	
チウラム	0.006 mg/L以下	〃	
シマジン	0.003 mg/L以下	〃	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃	
セレン	0.01 mg/L以下	〃	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	〃	
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公共用水域	
ほう素	1 mg/L以下	〃	

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

備考) 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1µg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6µg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1µg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6µg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準

項目	環境基準		対象区域	備考	
環境騒音 (*1)	一般地域	地域の類型・区分	全市町村	(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。	
					基準値(デシベル)
			昼間(6~22時)		夜間(22~6時)
		AA(療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50以下		40以下
		A(専ら住居の用に供される地域)	55以下		45以下
	B(主として住居の用に供される地域)	55以下	45以下		
C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60以下	50以下			
道路に面する地域 (*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下		
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下		
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden) (*3)		2市2町 岐阜市、各務原市、 岐阜町、笠松町	注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
	I(専ら住居の用に供される地域)	57以下			
	II(I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62以下			
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)		2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、 関ヶ原町、安八町	注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル (*3) 平成25年4月1日から施行。
	I(専ら住居の用に供される地域)	70以下			
	II(商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下			

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	対象	備考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであることと認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機磷(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
全シアン	検液中に検出されないこと。		
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。		
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。		
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
PCB	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。		

資料

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目

ア 健康の保護に関する要監視項目 (平成27年3月現在)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
E P N	0.006mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノプロカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (I BP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

イ 水生生物保全に関する要監視項目 (平成27年3月現在)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 B	0.006mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 B	0.01mg/L以下
		生 物 特 B	0.08mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	1 μg/L以下
		生 物 特 B	0.7 μg/L以下
		生 物 特 B	4 μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.03mg/L以下
		生 物 特 B	0.003mg/L以下
		生 物 特 B	0.03mg/L以下

(備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成27年3月現在)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(8) 公共用水域等における農業の水質評価指針 (平成27年3月現在)

項 目	種 類	指 針 値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロロホン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモプチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ペンシリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
メフェナセツト	除草剤	0.009 mg/L以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準

調 査 対 象	環 境 基 準
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
公 共 用 水 域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地 下 水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底 質	150 pg-TEQ/g 以下
水 生 生 物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準

[排出ガス]

(単位: ng-TEQ/m³N)

種 類	施設規模 (焼却能力)	新 設 施 設	既 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	0.1	1
	2 ~ 4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼 結 炉		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 製 造 施 設		1	5

[排水水] (単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類		新設施設	既設施設
1	クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設	10	10
2	カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等		
11	ジオキサジンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	PCB分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム
 ※ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム
 ※TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したものである。

13 二酸化硫黄の年平均値の経年変化 (単位：ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	岐 阜 南 部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	岐 阜 北 部	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各 務 原	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	平 均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004
	大 垣 中 央	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004
	大 垣 南 部	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.006
	大 垣 西 部	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002
	平 均	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004
可 茂	美 濃 加 茂	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
東 濃 西 部	笠 原	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.005
	土 岐	0.004	0.003	0.003	-	-	-
	瑞 浪	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
	平 均	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	0.004
恵 中 川	中 津 川	0.006	0.005	0.004	0.006	0.001	0.001
飛 騨	高 山	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
乘 鞍	鞍 鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
県 平 均	*	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003

* 乗鞍測定局を除く

14 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化 (単位：mg/m³)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
	岐 阜 南 部	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
	岐 阜 北 部	0.017	0.017	0.016	0.017	0.017	0.013
	各 務 原	0.022	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
	平 均	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.021	0.022	0.021	0.017	0.017	0.018
	大 垣 中 央	0.023	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022
	大 垣 南 部	0.022	0.017	0.015	0.014	0.017	0.019
	大 垣 西 部	0.021	0.020	0.021	0.013	0.008	0.015
	大 垣 赤 坂	0.034	0.031	0.039	0.035	0.039	0.040
平 均	0.024	0.023	0.024	0.020	0.021	0.023	
可 茂	美 濃 加 茂	0.015	0.013	0.013	0.013	0.014	0.012
東 濃 西 部	笠 原	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013
	土 岐	0.015	0.020	0.022	-	-	-
	瑞 浪	0.015	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013
	平 均	0.016	0.018	0.018	0.015	0.014	0.013
恵 中 川	中 津 川	0.017	0.016	0.015	0.017	0.017	0.017
飛 騨	高 山	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
乘 鞍	鞍 鞍	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005
県 平 均	*	0.019	0.018	0.019	0.017	0.017	0.017
岐 阜 明 徳 自 排		0.016	0.016	0.017	0.017	0.017	0.016
大 垣 自 排		0.022	0.022	0.021	0.021	0.022	0.021
可 児 自 排		0.013	0.013	0.012	0.016	0.019	0.020
土 岐 自 排		0.023	0.023	0.021	0.021	0.022	0.021

* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

資 料

15 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	岐 阜 南 部	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012
	岐 阜 北 部	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	各 務 原	0.007	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
	平 均	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
	大 垣 中 央	0.014	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011
	大 垣 南 部	0.016	0.013	0.011	0.005	0.011	0.008
	平 均	0.014	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010
可 茂	美 濃 加 茂	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
東 濃 西 部	笠 原	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	土 岐	0.019	0.014	0.013	—	—	—
	平 均	0.015	0.013	0.012	—	—	—
恵 中 津 川	中 津 川 上 金	—	—	—	—	—	—
	中 津 川	—	—	—	0.012	0.011	0.011
飛 騨	高 山	0.012	0.011	0.010	0.009	0.010	0.008
乗 鞍		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
県 平 均 *		0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008
岐 阜 明 徳 自 排		0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
大 垣 自 排		0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013
可 児 自 排		0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014
土 岐 自 排		0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019

* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

16 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.022	0.020	0.019	0.018	0.020	0.017
	岐 阜 南 部	0.026	0.026	0.027	0.027	0.026	0.023
	岐 阜 北 部	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	0.012
	各 務 原	0.016	0.020	0.019	0.019	0.019	0.015
	平 均	0.020	0.021	0.020	0.020	0.020	0.017
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.025	0.025	0.024	0.022	0.025	0.022
	大 垣 中 央	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.021
	大 垣 南 部	0.028	0.023	0.021	0.014	0.022	0.015
	平 均	0.025	0.023	0.022	0.019	0.023	0.019
可 茂	美 濃 加 茂	0.018	0.016	0.016	0.016	0.016	0.013
東 濃 西 部	笠 原	0.021	0.020	0.021	0.021	0.021	0.018
	土 岐	0.034	0.024	0.022	—	—	—
	平 均	0.028	0.022	0.022	—	—	—
恵 中 津 川	中 津 川 上 金	—	—	—	—	—	—
	中 津 川	—	—	—	0.023	0.022	0.02
飛 騨	高 山	0.028	0.024	0.025	0.024	0.028	0.023
乗 鞍		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
県 平 均 *		0.023	0.021	0.021	0.020	0.021	0.017
岐 阜 明 徳 自 排		0.025	0.022	0.023	0.022	0.022	0.018
大 垣 自 排		0.028	0.027	0.027	0.026	0.026	0.024
可 児 自 排		0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023
土 岐 自 排		0.035	0.035	0.034	0.034	0.034	0.031

* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

17 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化

(単位: %)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	19.7	21.9	15.8	25.5	30.1	28.2
	岐 阜 南 部	23.6	19.7	22.7	21.9	27.7	26.3
	岐 阜 北 部	18.6	18.9	21.6	18.6	24.4	31.5
	各 務 原	34.0	20.5	23.2	27.9	33.4	27.2
	平 均	24.0	20.3	20.8	23.5	28.9	28.3
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	28.8	14.8	17.8	18.6	20.6	22.0
	大 垣 中 央	30.4	18.7	19.1	22.2	13.4	18.1
	大 垣 南 部	31.5	20.8	21.3	22.5	23.8	25.2
	平 均	30.2	18.1	19.4	21.1	19.3	21.8
可 茂	美 濃 加 茂	30.1	21.4	20.1	28.8	23.0	31.6
東濃西部	笠 原	34.7	21.4	20.2	27.1	29.9	18.9
恵 中 津 川	中 津 川	32.1	17.5	15.1	24.4	25.8	26.0
飛 騨	高 山	18.6	8.8	0.3	11.5	11.5	14.8
県 平 均 *		27.5	18.6	17.9	22.6	24.0	24.5

注) 環境基準非適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

18 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化 (昭和 59 年度～平成 26 年度)

年度 月	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年度 月	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
7	0	0	3	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	9
8	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	7
9	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
計	0	0	4	3	0	3	1	4	2	4	3	0	0	1	0	0	26

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況 (平成 21 年度～平成 26 年度)

年 度	予 報				注 意 報							
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数			
H21	5.12	西濃・羽島	13:00	0.106	5.21	西濃・羽島	14:00	0.130	0			
		恵那・中津川	15:00	0.106								
	5.21	西濃・羽島	13:00	0.118		東濃西部 可茂	13:00			0.107		
		東濃西部	13:00	0.107			15:00			0.108		
	6.2	東濃西部	15:00	0.119		6.27	東濃西部			13:00	0.128	0
	6.26	西濃・羽島	13:00	0.111			西濃・羽島			14:00	0.141	0
		東濃西部	13:00	0.103			恵那・中津川			15:00	0.127	0
	8.4	東濃西部	15:00	0.105		8.17	西濃・羽島			15:00	0.130	0
	8.17	西濃・羽島	14:00	0.119			東濃西部			15:00	0.121	0
H22	発令なし				発令なし							
H23	発令なし				発令なし							
H24	発令なし				7.28	西濃・羽島	15:00	0.120	0			
						東濃西部	15:00	0.139	0			
H25	5.14	東濃西部	14:00	0.104	発令なし							
H26	5.30	岐阜地域	14:00	0.114	発令なし							
		可茂地域	14:00	0.111								

※予報発令基準：0.100ppm 以上、注意報発令基準：0.120ppm 以上

19 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局名	年 度					
	21	22	23	24	25	26
岐阜明徳自排	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

20 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化

(単位：ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐阜南部	非メタン	0.17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.13
	メタン	1.8	1.82	1.96	1.96	1.97	1.98
	全炭化水素	1.97	1.98	2.12	2.11	2.12	2.11

21 降下ばいじん量の測定結果

(平成26年度)

測定地点	年平均値 (t/km ² /月)	月 間 値		実施主体	
		最高値 (t/km ² /月)	最高値の出現月		
大垣市	大垣市役所(丸の内)	1.9	5.1	8月	大垣市
	中川変電所	2.0	4.1	8月	
	赤坂町①	5.5	10.0	3月	
	赤坂町②	7.8	14.1	4月	
	赤坂地区センター駐車場	3.5	6.9	3月	
	なかそね保育園	3.2	5.7	8月	
	深池町	3.3	6.4	9月	
	墨俣地域事務所	2.6	6.0	7月	
	上石津地域事務所	2.6	6.2	9月	
本巣市	山口地内	7.2	8.2	4月	本巣市
	向道地内	3.4	6.1	6月	
	南原地内	2.9	5.4	8月	
	居住地内	3.3	10.5	5月	
	下川原地内	2.4	4.3	9月	
	中川原地内	2.1	3.9	9月	
	大洞地内	2.1	4.6	9月	
	石神地内1	2.2	4.0	9月	
石神地内2	3.0	5.0	9月		
可児市	今渡南小学校	2.1	3.1	6月	可児市
	土田小学校	2.4	3.7	11月	
	東明小学校	1.8	2.9	11月	
	桜ヶ丘小学校	1.9	3.6	8月	
	兼山保育園	2.1	5.9	11月	

22 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地 域	測定局名	年 度		
		24	25	26
岐 阜	岐阜中央	12.6	13.7	13.2
	岐阜南部	14.7	14.9	14.1
	岐阜北部	11.8	14.2	13.6
	各務原	12.3	12.7	13.0
	平 均	12.9	13.9	13.5
西濃・羽島	羽 島	13.7	15.2	16.4
	大垣中央	13.9	14.3	14.8
	平 均	13.8	14.8	15.6
可 茂	美濃加茂	12.9	12.9	14.0
東濃西部	笠 原	13.1	13.5	14.5
飛 騨	高 山	10.0	10.9	10.8
県 平 均*		12.8	13.6	13.9
可 児 自 排		13.2	13.7	13.3
土 岐 自 排		14.5	15.5	17.0

* 自動車排出ガス測定局は含まない。

23 微小粒子状物質(PM2.5)の日平均値の98%値の経年変化

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地 域	測定局名	年 度		
		24	25	26
岐 阜	岐阜中央	34.7	35.3	35.8
	岐阜南部	41.7	36.8	37.8
	岐阜北部	33.2	33.8	33.1
	各務原	35.0	34.9	35.5
	平 均	36.2	35.2	35.6
西濃・羽島	羽 島	35.7	37.5	37.3
	大垣中央	34.2	36.0	33.9
	平 均	35.0	36.8	35.6
可 茂	美濃加茂	33.3	32.2	38.7
東濃西部	笠 原	34.5	35.0	35.3
飛 騨	高 山	24.5	29.0	30.2
県 平 均*		34.1	34.5	35.3
可 児 自 排		34.4	34.6	34.3
土 岐 自 排		36.7	36.5	40.6

* 自動車排出ガス測定局は含まない。

24 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果 (平成26年度)

測定局	測定日	質量濃度 μg/m ³	各成分の割合 (%)												
			Cl ⁻	NO ₃ ⁻	SO ₄ ²⁻	Na ⁺	NH ₄ ⁺	K ⁺	Mg ²⁺	Ca ²⁺	OC	EC	金属	その他	
各務原	H26.5.8～H26.5.22	12.0	0.5	3.4	29.9	0.5	11.4	0.7	0.2	0.6	27.0	6.6	1.4	18.1	
	H26.7.23～H26.8.6	11.9	0.2	1.1	30.8	1.1	9.7	0.8	0.0	0.5	35.5	8.6	0.8	11.0	
	H26.10.22～H26.11.5	12.5	1.0	7.7	17.2	0.5	8.0	1.3	0.0	0.5	33.3	12.9	0.9	16.8	
	H27.1.21～H27.2.4	9.3	1.8	8.8	28.5	0.9	13.1	0.8	0.0	0.8	24.2	9.8	0.9	10.4	
美濃加茂	H26.5.8～H26.5.22	11.6	0.5	3.2	28.8	0.6	10.8	0.8	0.2	0.6	28.8	6.2	1.1	18.7	
	H26.7.23～H26.8.6	11.6	0.2	0.9	30.4	1.1	9.4	0.9	0.0	0.4	38.3	6.8	0.6	11.1	
	H26.10.22～H26.11.5	11.2	1.2	5.5	18.0	0.6	7.6	1.4	0.0	0.5	36.0	12.6	0.8	16.0	
	H27.1.21～H27.2.4	9.9	2.3	7.7	25.2	0.8	11.9	0.8	0.0	0.3	26.8	10.1	0.9	13.3	

注) 金属成分は、Na、K、Caを除いた無機元素成分の総和。
 その他は、質量濃度から各成分濃度を引いた残り。

25 大気環境測定車による環境調査結果

一般環境調査結果

(平成26年度)

調査地点	調査期間	二氧化硫黄			浮遊粒子状物質			二氧化硫素		光化学オキシダント		一酸化炭素			非メタン炭化水素		メタン	
		1時間値の最高	1日平均値の最高	1時間値の全平均	1時間値の最高	1日平均値の最高	1時間値の全平均	1日平均値の最高	1時間値の全平均	昼間1時間値の最高	昼間1時間値の全平均	1日平均値の最高	8時間平均値の最高	1時間値の全平均	1時間値の最高	6～9時の全平均	1時間値の最高	6～9時の全平均
		(ppm)			(mg/m ³)			(ppm)		(ppm)		(ppm)			(ppmC)		(ppmC)	
揖斐川町 揖斐総合庁舎	26/05/15 ～07/24	0.016	0.010	0.005	0.085	0.046	0.020	0.009	0.005	0.115	0.046	0.9	0.5	0.3	0.22	0.09	2.17	1.81
関市 関市役所	26/07/24 ～08/07	0.013	0.007	0.004	0.062	0.027	0.0016	0.008	0.006	0.113	0.034	0.4	0.4	0.2	0.33	0.12	2.44	1.80

注) 光化学オキシダントの「昼間」は、午前5時から午後8時までをいう。

26 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況

(平成27年3月末)

区分	大気汚染防止法に基づくもの						県公害防止条例に基づくもの			
	ばい煙発生施設		VOC排出施設		粉じん発生施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岐阜市	314	586	2	5	12	73	0	0	33	66
大垣市	148	403	4	5	13	46	1	37	54	206
高山市	161	312	1	1	19	108	3	3	32	139
多治見市	104	172	0	0	20	93	0	0	63	174
関市	86	187	1	1	13	32	1	1	111	250
中津川市	62	159	3	10	12	24	2	2	58	249
美濃市	35	71	0	0	4	9	0	0	15	57
瑞浪市	36	85	1	2	5	12	0	0	28	111
羽島市	50	140	0	0	4	5	0	0	18	44
恵那市	83	157	1	3	6	13	1	1	31	117
美濃加茂市	36	114	2	10	4	4	2	18	22	70
土岐市	102	166	0	0	4	8	1	1	67	205
各務原市	94	219	2	11	20	52	0	0	49	167
可児市	65	164	3	5	0	0	1	6	27	262
山県市	21	30	1	3	2	2	0	0	50	76
瑞穂市	28	91	0	0	4	17	0	0	10	22
飛騨市	50	79	0	0	8	27	0	0	23	85
本巣市	40	93	0	0	7	37	0	0	19	74
郡上市	61	124	0	0	15	44	2	2	22	68
下呂市	71	115	0	0	12	39	6	6	22	75
海津市	41	87	0	0	8	49	2	2	19	49
(市計)	1688	3554	21	56	192	694	22	79	595	2010
羽島郡	44	79	0	0	0	0	0	0	23	87
養老郡	27	43	0	0	1	5	0	0	9	24
不破郡	36	82	2	4	1	1	0	0	13	62
安八郡	39	117	1	3	3	3	1	1	26	72
揖斐郡	72	166	0	0	22	72	1	1	34	118
本巣郡	9	25	1	1	1	1	0	0	3	5
加茂郡	54	110	1	3	14	48	1	1	31	176
可児郡	21	62	0	0	2	7	0	0	7	55
大野郡	8	11	0	0	5	12	0	0	9	27
(郡計)	310	695	5	11	49	149	3	3	333	1182
合計	1998	4249	26	67	241	843	25	82	928	3192

資
料

27 河川底質の調査結果

水域名	河川名	地点名	年度	強熱減量 (%)	平均粒径 (mm)	P C B (mg/kg)
長良川	伊自良川	竹 橋	25	2.7	0.25	0.01
			26	2.4	0.27	0.01未満
	境川	境 川 橋	25	1.0	0.30	0.01未満
			26	0.9	0.34	0.01未満
	荒田川	出 村	25	11.0	0.13	0.45
			26	10	0.19	0.18

28 地下水質の測定結果

概況調査及び定期モニタリング調査

(1) 調査方法

①メッシュ方式による全項目調査（岐阜市以外）

県下を2kmメッシュで区分し、重要度2以上の53メッシュについて、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。

②メッシュ方式による自然由来項目調査（岐阜市以外）

県下を2kmメッシュで区分し、重要度1以下の14メッシュについて、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。

③VOC重点調査

揮発性有機化合物使用履歴のある事業場（廃止を含む）（以下「VOC使用等事業場」という。）が立地する21メッシュを対象に、調査井戸を1井戸選定し調査する。

④岐阜市内の調査

岐阜市内を2.5km～5kmメッシュで区分し、全30メッシュについて、調査井戸を1井戸選定し調査する。

⑤国土交通省中部地方整備局による調査

3地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）

⑥モニタリング調査

過去に汚染の確認された51井戸について調査を実施する。

(2) 調査地域

<概況調査>

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、白川町、御嵩町、白川村

<定期モニタリング調査>

六価クロム：関市（3地点）

砒素：大垣市（2地点）、※瑞浪市、下呂市、海津市（3地点）、養老町、※白川村

総水銀：多治見市

四塩化炭素：各務原市（2地点）

トリクロロエチレン：関市

テトラクロロエチレン：各務原市（2地点）、山県市（4地点）、郡上市

ベンゼン：美濃加茂市

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：中津川市、瑞浪市（3地点）、恵那市、美濃加茂市（3地点）、各務原市、可児市、御嵩町

ふっ素：高山市、多治見市（2地点）、※瑞浪市（3地点）、恵那市（2地点）、土岐市（3地点）、※郡上市、御嵩町（2地点）、※白川村（2地点）

ほう素：可児市（2地点）、※郡上市

※瑞浪市、郡上市及び白川村の1地点は同一地点

(3) 調査時期

平成26年5月～平成26年11月

(4) 調査項目

①メッシュ方式による全項目調査（岐阜市以外）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー

②メッシュ方式による自然由来項目調査（岐阜市以外）

カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

③VOC重点調査

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー

④岐阜市内の調査

①と同じ28項目

⑤国土交通省中部地方整備局による調査

①と同じ28項目

(5) 調査結果

別表のとおり

○モニタリング調査結果

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
六価クロム	0.05mg/L以下	関市旭ヶ丘	4.0
		関市伯耆町	1.8
砒素	0.01mg/L以下	関市富木町	0.45
		大垣市荒川町	0.064
		大垣市十六町	0.043
		瑞浪市釜戸町 *2	0.032
		下呂市湯之島	0.024
		海津市海津町高須町	0.035
		海津市海津町草場	0.016
		海津市坂田町今尾	0.044
		養老町横屋	<0.005
		白川村飯島 *3	0.0060
		多治見市笠原町平園	0.0029
		各務原市藤原新生町	0.0074
		各務原市藤原外山町	0.0089
		各務原市鷺沼各務原町	<0.0020
		各務原市鷺沼各務原町	0.0095
山県市佐賀 *3地点	0.010 ~ 0.014		
山県市高富	0.0096		
郡上市和良町沢	0.0082		
美濃加茂市川合町	0.032		
中津山市千目林	9.6		
瑞浪市和合町	13		
瑞浪市西小田町	37		
瑞浪市南小田町	6.6		
恵那市明善町	16		
美濃加茂市加茂野町	16		
美濃加茂市太田町	12		
美濃加茂市太田町	12		
各務原市鷺沼大伊木町	11		
可児市中恵士	15		
御嵩町上恵士	14		
高山市新宮町	1.7		
多治見市生田町	1.6		
多治見市前御町	1.6		
瑞浪市釜戸町 *3地点 *2	1.2 ~ 3.7		
恵那市明善町	17		
恵那市山崎町馬場山田	2.7		
土岐市駒知町	8.4		
土岐市下右町	6.7		
土岐市下右町	1.5		
郡上市高鷲町大鷲 *4	1.2		
御嵩町美佐野	4.2		
御嵩町美佐野	11		
白川村飯島 *3	0.40		
白川村袴町	1.3		
可児市中恵士	0.77		
可児市中恵士	1.2		
郡上市高鷲町大鷲 *4	6.1		
ほう素	1 mg/L以下		

*2 表中の瑞浪市釜戸町は同一地点である。

*3 表中の白川村飯島は同一地点である。

*4 表中の郡上市高鷲町大鷲は同一地点である。

※ 調査地点については、環境省通達に従い、関係者の正当な利益を保護するため、地区名までの公表とする。

○概況調査結果

項目	環境基準	地点数	測定結果 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L以下	100	不検出~0.0007
全シアン	検出されないこと	100	すべて不検出
鉛	0.01 mg/L以下	100	不検出~0.005
六価クロム	0.05 mg/L以下	86	すべて不検出
砒素	0.01 mg/L以下	100	不検出~0.027
総水銀	0.0005mg/L以下	100	すべて不検出
アルキル水銀	検出されないこと	97	すべて不検出
PCB	検出されないこと	86	すべて不検出
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	107	不検出~0.006
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	107	不検出~0.0031
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	107	すべて不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	107	すべて不検出
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	107	すべて不検出
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	107	すべて不検出
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	107	不検出~0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	107	不検出~0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	107	すべて不検出
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	107	すべて不検出
チウラム	0.006 mg/L以下	86	すべて不検出
シマジン	0.003 mg/L以下	86	すべて不検出
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	86	すべて不検出
ベンゼン	0.01 mg/L以下	107	すべて不検出
セレン	0.01 mg/L以下	100	不検出~0.007
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	100	不検出~13
ほう素	0.8 mg/L以下	100	不検出~0.39
ほう素	1 mg/L以下	100	不検出~0.09
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下	107	すべて不検出
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	107	すべて不検出

○概況調査環境基準超過地点

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
砒素	0.01mg/L以下	高山市下切町	0.020
		海津市海津町五町 *1	0.027
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	多治見市大藪町	13

*1 国土交通省中部地方整備局の定点観測井戸。

29 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(平成27年3月末現在)

1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

Table with columns: 河川, 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists various rivers and their water quality designations.

Table with columns: 湖沼, 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists various ponds and lakes.

Table with columns: 湖沼, 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists various ponds and lakes.

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成 (ロ)は、5年以内で可及的すみやかに達成 2 横山ダム貯水池及び境川ダム貯水池は、全要素については、当分の間適用しない。

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

Table with columns: 河川, 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists rivers with biological preservation designations.

Table with columns: 湖沼, 水 域, 該当類型, 達成期間, 指定年月日. Lists ponds and lakes with biological preservation designations.

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成

(平成27年3月末現在)

30 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数

Table with columns: 水 質 汚 濁 防 止 法, 県公害防止条例. Lists specific business counts by water quality category and industry.

31 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数

(平成27年3月末現在)

Table with columns: 水 質 汚 濁 防 止 法, 県公害防止条例. Lists specific business counts by water quality category and industry.

34 日平均排水量400m³以上の水域別・業種別の特定事業場数 (平成27年3月末現在)

水域名	水 質 汚 濁 防 止 法																	県公害防止条例											
	畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計	
木曾川	1	1	2	6		2	1	1	5	2	3	3	1			1	16	25	1	71								2	2
長良川		9	9	19		3	2	1		1	5	2	1	2		1	25	25	3	108									
揖斐川		9	8	3	2	12				1	9	3	1	1			13	17	5	84							1	10	11
土岐川							1		1									6		8					1				1
矢作川									1									2		3									
神通川	1					2	3					1	6				4	10	4	31									
庄川							3		2									3		8									
九頭竜川																													
合 計	2	19	19	28	2	19	10	2	9	4	17	9	9	3		2	58	88	13	313						1	3	10	14

35 りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼

(1) りんに係る排水基準の対象湖沼 (平成27年3月末現在)

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km ²)	湖面積 (km ²)
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
高根第二ダム貯水池	高山市	173	0.5
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
阿木川ダム貯水池 (阿木川湖)	中津川市、恵那市	82	1.6
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
松野防災ため池 (松野湖)	瑞浪市	6	0.3
岩村ダム貯水池 (三森山湖)	恵那市	2	0.02
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
矢作ダム貯水池 (奥矢作湖)	恵那市、豊田市 (愛知県)	505	2.7
蜂屋ダム調整池	美濃加茂市	0.2	0.07
下小鳥ダム貯水池	飛騨市	186	2.8
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
上大須ダム貯水池	本巣市	12	0.5
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峽金山湖)	下呂市	1,035	4.3
大ヶ洞ダム貯水池 (はぎの湖)	下呂市	4	0.04
藤古川ダム貯水池	関ヶ原町	57	0.04
横山ダム貯水池	揖斐川町	471	1.7
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2
大白川ダム貯水池 (白水湖)	白川村	20	0.7
鳩谷ダム貯水池	白川村	580	1.4
境川ダム貯水池 (桂湖)	白川村、南砺市 (富山県)	38	1.6

(2) 窒素に係る排水基準の対象湖沼

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km ²)	湖面積 (km ²)
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峽金山湖)	下呂市	1,035	4.3
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2

36 平成26年度水生生物調査 (カワゲラウオッチング) の概要

(1) 調査参加人数等の推移

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
団 体 数	90	98	97	100	109	103
参 加 人 数 (延べ参加人数)	4,663 (4,965)	5,238 (6,273)	4,805 (5,091)	5,788 (5,823)	5,145 (5,867)	4,540 (5,584)
河 川 数	71	70	64	74	74	66
地 点 数 (延べ地点数)	107 (121)	117 (137)	104 (124)	111 (124)	129 (132)	125 (128)

(2) 水質階級別の地点数等

水 質 階 級	平成26年度 岐阜県		平成25年度			
	地点数	割合 (%)	岐阜県		全 国	
	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)
I	73	57.0	80	60.6	—	59.0
II	49	38.3	42	31.8	—	26.0
III	4	3.1	8	6.1	—	8.0
IV	2	1.6	2	1.5	—	4.0
不明 (指標生物見つからず)	0	0.0	0	0.0	—	2.0
計	128	100.0	132	100.0	2,258	100.0

I : きれいな水
 II : ややきれいな水
 III : きたない水
 IV : 大変きたない水

*調査方法: 「川の生きものを調べよう ―水生生物による水質判定―」 環境省・国土交通省 編
 *四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがあります。

37 地盤沈下の状況

(1) 地盤沈下域面積の経年変化 (km²: 岐阜県) (基準日: 11月1日)

年間沈下量	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
1 cm以上 2 cm未満	—	約 12	約 4	約 15	約 6	約 0	約 1	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 148	約 1.4	0	0	約 0	約 0	約 0	約 0
4 cm以上	約 0.9	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年
1 cm以上 2 cm未満	0	約 25	約 6	約 0	0	約 9	約 0	約 19
2 cm以上 4 cm未満	0	約 0	約 0	約 0	0	約 0	0	約 0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1 cm以上 2 cm未満	約 0	約 7	約 27	0	約 254	約 0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 24	約 0	約 0	0
4 cm以上	0	0	0	0	約 0	0	0	0

年間沈下量	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
1 cm以上 2 cm未満	約 53	約 21	0	約 8	約 38	0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 3	約 0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1 cm以上 2 cm未満	約 12	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	0
2 cm以上 4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	26年
1 cm以上 2 cm未満	約 0
2 cm以上 4 cm未満	0
4 cm以上	0

(2) 累積沈下量の大きい水準点 (観測開始～平成26年11月: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	桑原	42.20	羽島市中小藪
2	帆引	39.85	海津市海津町帆引新田
3	金廻	37.95	海津市海津町金廻
4	高須	35.00	海津市海津町高須字小島
5	2454	32.93	海津市海津町大字稲山字古新田

(3) 過去5年間の累積沈下量の大きい水準点 (平成21年11月～平成26年11月: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	上流 IL-1	5.17	安八郡輪之内町松内
2	帆引	3.76	海津市海津町帆引新田
3	下流 IL-20	3.68	海津市海津町安田新田
4	下流 IL-16	3.12	海津市海津町七右衛門新田
5	上流 IL-2	2.98	安八郡輪之内町
5	2454	2.98	海津市海津町大字稲山字古新田

(4) 年間沈下量の大きい水準点 (平成25年11月～平成26年11月: 岐阜県)

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	下流 IL-20	1.24	海津市海津町安田新田
2	帆引	1.22	海津市海津町帆引新田
3	下流 IL-16	1.09	海津市海津町七右衛門新田
4	上流 IL-1	1.05	安八郡輪之内町松内
5	2453	0.95	海津市海津町大字安田

※隔年で調査している地点は、年間沈下量を算出できないため除外した。

38 一般環境騒音の測定結果

(平成 26 年度)

地域の区分	測定地点数	達成数 (達成率 %)				全時間全体
		昼間		夜間		
		(午前6時～午後10時)		(午後10時～午前6時)		
一般地域	A	23	22	(95.7)	—	—
	B	71	65	(91.5)	—	—
	C	36	33	(91.7)	—	—
	計	130	120	(92.3)	—	—

備考) 達成数は、騒音に係る環境基準の達成地点数を示す。

39 航空機騒音の測定結果

(平成 26 年度)

測定地点	類型	騒音値 (Lden)		年間値	
岐阜市前一色1丁目2番地1	I	春季	57	57	
		秋季	58		
各務原市那加東垂町1-1	I	春季	59	61	※
		秋季	63		
岐阜市水海道1丁目16番地13	II	春季	54	57	
		秋季	58		
岐阜市高田5丁目	II	春季	63	63	※
		秋季	63		
岐阜市岩地4丁目1番地	II	春季	59	59	
		秋季	59		
各務原市那加桜町1-69	II	通年測定		69	※
各務原市三井東町4-32	II	春季	64	65	※
		秋季	62		
各務原市鶉沼朝日町2-384-1	II	春季	57	57	
		秋季	56		
羽島郡岐南町徳田8-97	II	春季	37	43	
		秋季	41		
羽島郡笠松町江川116	II	春季	50	49	
		秋季	47		

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 Lden とは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

3 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 57以下

II …… 62以下

40 新幹線鉄道騒音の測定結果

(平成26年度)

路線名	測定地点	類型	音圧レベル (デシベル) 25m (軌道までの距離)
羽島市下中町加賀野井	※72	I	69
羽島市上中町長岡字村前 556-1	69	I	72
羽島市舟橋町 4	69	II	73
安八町米取金沼 (個人宅)	※73	I	74
安八町米取金沼 (商店)	※72	I	74
安八町大神大道南	※74	I	73
安八町大神野方	※71	I	72
大垣市新町2丁目	72	II	71
大垣市青柳町 4	※71	II	71
大垣市十六町	※71	I	67
垂井町表佐 2250-3	※71	I	67
垂井町宮代	※71	I	67
垂井町野田 552	※74	I	70
岡ヶ原町岡ヶ原 3462	70	I	67
岡ヶ原町公園 5	※71	I	67
岡ヶ原町藤下	67	I	67

(備考) I 類型の区分は次のとおりである。
 I ……専ら住居の用に供される地域
 II ……I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域
 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。
 2 I ……70以下
 II ……75以下

41 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成26年度)

路線番号	路線名	評価対象道路		評価結果	昼間・夜間とも基準値を超過	昼間のみ基準値を超過	夜間のみ基準値を超過
		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所				
1	大垣藩支公園線	養老郡養老町室原	養老郡養老町石神	374	333	0	39
2	国道303号線	揖斐郡揖斐川町清水	揖斐郡揖斐川町三輪	426	426	0	0
3	多治野八呂津線	加茂郡八呂津町伊吹連志	加茂郡八呂津町線橋	188	188	0	0
4	多治野八呂津線	可児郡御器町上重土	可児郡御器町上重土	80	80	0	0
5	一般国道157号線	本巣郡北方町北方	本巣郡北方町北方	300	300	0	0
6	一般国道21号	岐阜市西部 本郷	岐阜市西部 中島	64	64	0	0
7	一般国道21号	岐阜市西部 本郷	岐阜市西部 中島	23	22	1	0
8	一般国道21号	岐阜市大森江東2丁目15	岐阜市大森江東2丁目15	15	15	0	0
9	一般国道21号	岐阜市大森江東2丁目10	岐阜市大森江東2丁目10	29	29	0	0
10	一般国道21号	岐阜市大森江東2丁目16	岐阜市大森江東2丁目16	29	29	0	0
11	一般国道21号	岐阜市宇佐南2丁目3	岐阜市宇佐南2丁目3	1	1	0	0
12	一般国道21号	岐阜市宇佐南2丁目3	岐阜市宇佐南	51	29	5	17
13	一般国道21号	岐阜市北条1丁目6	岐阜市北条1丁目6	74	64	5	5
14	一般国道21号	岐阜市北条1丁目13	岐阜市北条1丁目13	91	91	0	0
15	一般国道156号	岐阜市東中2丁目13	岐阜市下条良	57	56	0	0
16	一般国道156号	岐阜市三笠町	岐阜市三笠町	30	30	0	0
17	一般国道156号	岐阜市北条一色1丁目19	岐阜市北条一色1丁目19	96	76	0	20
18	一般国道156号	岐阜市白野南	岐阜市白野南	130	119	0	11
19	一般国道156号	岐阜市白野南	岐阜市白野南	99	99	0	0
20	一般国道156号	岐阜市白野南	岐阜市白野南	13	13	0	0
21	一般国道157号	岐阜市丸	岐阜市丸	17	13	0	4
22	一般国道157号	岐阜市丸	岐阜市丸	563	563	0	0
23	一般国道157号	岐阜市加納 城南通	岐阜市加納 本郷	257	255	0	2
24	一般国道256号	岐阜市長良橋光	岐阜市岩崎1丁目	324	323	0	1
25	一般国道256号	岐阜市長良橋	岐阜市岩崎	59	59	0	0
26	一般国道256号	岐阜市長良橋	岐阜市長良橋	352	352	0	0
27	岐阜市環状線	岐阜市東通	岐阜市加納 城南通	311	309	0	2
28	岐阜市環状線	岐阜市加納 城南通	岐阜市大森江東2丁目5	228	197	0	30
29	岐阜市環状線	岐阜市大森江東2丁目5	岐阜市大森江東2丁目11	169	169	0	0
30	岐阜市環状線	岐阜市大森江東2丁目11	岐阜市宇佐北2丁目15	187	155	0	32
31	岐阜市環状線	岐阜市宇佐北2丁目15	岐阜市加納 城南通	310	263	0	23

42 騒音関係の特定施設別の届出数

(1) 工場数

(平成27年3月末現在)

Table with 10 columns: 施設の種類, 地域名, 岐阜地域, 西濃地域, 中濃地域, 東濃地域, 飛騨地域, 合計. Rows include 金属加工機械, 空気圧縮機及び送風機, etc.

(2) 施設数

(平成27年3月末現在)

Table with 10 columns: 施設の種類, 地域名, 岐阜地域, 西濃地域, 中濃地域, 東濃地域, 飛騨地域, 合計. Rows include 金属加工機械, 空気圧縮機及び送風機, etc.

Large table with 10 columns: 市町下郷土, 市町下郷土, 1, 117, 105, 0, 0, 11, 1. Rows list various municipalities like 可児市, 守山市, etc.

43 振動関係の特定施設別の届出数

(1) 工場敷

施設の種類	地域名							合 計
	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計		
金属加工機械	218	312	277	126	34	967		
圧縮機	362	299	353	396	91	1,501		
土石用又は駆動用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	66	75	78	245	32	496		
織機	1,640	472	42	2	9	2,165		
コンクリートプロダクション並びにコンクリート製鉄設備及びコンクリート柱製造設備	8	6	11	15	4	44		
木材加工機械	38	37	61	22	42	200		
印刷機械	73	43	15	29	9	169		
ゴム練用又は合成樹脂練用のローラー機	3	3	9	4	0	19		
合成樹脂用射出成形機	100	59	80	31	2	272		
鋳造造型機	9	3	2	2	0	16		
合 計	2,517	1,309	928	872	223	5,849		

(2) 施設敷

施設の種類	地域名							合 計
	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計		
金属加工機械	1,822	3,689	2,934	1,657	113	10,215		
圧縮機	1,745	1,662	2,231	1,783	423	7,844		
土石用又は駆動用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	235	338	249	1,588	104	2,514		
織機	6,578	5,270	261	29	28	12,166		
コンクリートプロダクション並びにコンクリート製鉄設備及びコンクリート柱製造設備	15	12	26	43	11	107		
木材加工機械	51	40	97	29	63	280		
印刷機械	243	276	105	83	12	719		
ゴム練用又は合成樹脂練用のローラー機	9	34	261	7	0	311		
合成樹脂用射出成形機	591	669	550	530	3	2,343		
鋳造造型機	22	24	8	6	0	60		
合 計	11,311	12,014	6,722	5,755	757	36,559		

44 ダイオキシン類常時監視結果

(1) 大気

番号	市町村名	調 査 地 点	24 年度	25 年度	26 年度
1	大垣市	大垣市役所東庁舎	0.29	0.012	0.026
2	土岐市	土岐市役所分庁舎	0.16	0.043	0.024
3	高山市	高山市役所隣花園駐車場	0.089	0.015	0.016
	平	均	0.18	0.023	0.022

(2) 河川水

番号	水域名	河川名	調査地点	24 年度	25 年度	26 年度
1		可児川	はね橋	0.26		
2		白川	飛騨川合流前	0.080		
3	木曾川水域	中津川	本川合流前		0.069	
4		新境川	東泉橋		0.16	
5		黒川	岩穴橋			0.10
6		可児川	鳥屋塚橋	0.41	0.64	0.087
				1.2	1.3	1.3
				1.7	0.57	0.61
7		桑原川	本川合流前	0.13	1.3	0.26
				平均0.86	平均0.95	平均0.87
8	長良川水域	糸貫川	苗田橋	0.45		
9		椋取川	長瀬橋		0.065	
10		津保川	桜橋			0.070
11		武儀川	南武芸橋			0.063
				1.0	1.0	0.54
				0.35	1.1	0.61
				1.5	0.5	0.44
12		津屋川	福岡大橋	0.43	0.69	0.45
13	揖斐川水域	妻木川	御幸橋		0.13	
14		三水川	三水川橋			0.074
15		粕川	脛水橋			0.093
16		牧田川	一之瀬橋			0.063
17		宮川	宮城橋		0.11	
18	神通川水域	小八賀川	本川合流前		0.11	
19		矢作川	大川橋	0.068		
20		阿智川	本川合流前	0.070		
21		阿斐川	本川合流前	0.41	0.071	
	平	均		0.28		0.21

(3) 底質

番号	水域名	河川名	調査地点	24 年度	25 年度	26 年度
		可児川	はね橋	0.36		
	木曾川水域	中津川	本川合流前		0.78	
		新境川	東泉橋		0.38	
		可児川	鳥屋塚橋			0.71
		桑原川	本川合流前	9.0	9.9	7.1
	長良川水域	糸貫川	苗田橋	0.76		
		津保川	桜橋			0.29
		武儀川	南武芸橋			0.14
		津屋川	福岡大橋	7.7	4.7	8.7
	揖斐川水域	相川	綾里	1.4		
		三水川	三水川橋			4.5
	庄内川水域	妻木川	御幸橋		0.22	
	神通川水域	宮川	宮城橋		0.29	
	矢作川水域	矢作川	大川橋	0.048		
		阿智川	本川合流前	0.073		
	平	均		2.8	2.7	3.6

(4) 地下水

調査年度	実施年度	市町村名	調査地点	調査結果
岐阜圏域	平成24年度	各務原市	事業場	0.13
	平成25年度	笠松町	小学校	0.069
	平成24年度	関ヶ原町	店舗	0.16
西濃圏域	平成24年度	大垣市	事業場	0.16
	平成25年度	関市	関市総合斎苑 わかくさ	0.094
中濃圏域	平成25年度	坂祝町	個人宅	0.068
	平成26年度	白川町	事業場	0.069
東濃圏域	平成26年度	中津川市	個人宅	0.13
	平成26年度	土岐市	セラトピア土岐	0.078

(5) 発生源周辺土壌

実施年度	発生源	市町村名	調査地点	調査結果
平成23年度	本巣市真正廃棄物焼却施設	本巣市	本巣市民文化ホール	4.7
			真正グラウンド	0.89
			真正中学校	1.1
平成25年度	恵北衛生センター	中津川市	個人宅	0.37
			東股森林事務所	1.9
			個人宅	1.2
平成26年度	西濃環境整備組合	瑞穂市	真南グラウンド	0.74
		神戸町	下宮地区公民館	4
		大野町	道路敷	2.8
平成26年度	山県市クリーンセンター	山県市	大桑小学校グラウンド	0.092
		山県市	山県市教育センターグラウンド	0.76
		山県市	福祉公園広場	2.8

45 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧 (平成27年3月末現在)

認定番号	製品名	製品名	製造業者名	循環資源
1	認定特選のため削除			
2	製造中止のため削除			
3	製造中止のため削除			
4	認定特選のため削除			
5	古紙100パーセントトレットペーパー	各種トレットペーパー	複製紙類	古紙
6	製造中止のため削除			
7	製造中止のため削除			
8	古紙100パーセントトレットペーパー	各種トレットペーパー	河村製紙類	古紙
9	古紙100パーセントトレットペーパー	各種トレットペーパー	中村製紙類	古紙
10	古紙100パーセントトレットペーパー	各種トレットペーパー	川一製紙類	古紙
11	認定特選のため削除			
12	廃プラスチック再生品	製木「ブラウウッド」	リス興業類	廃プラスチック (PE, PP)
13	認定特選のため削除			
14	認定特選のため削除			
15	廃材を使用したブロック	アーザーブリックススクラッチシリーズ	亀井製陶類	無機性汚泥、産業沈殿汚泥、廃プラスチック類、燃えがら、塵じん
16	認定特選のため削除			
17	認定特選のため削除			
18	認定特選のため削除			
19	認定特選のため削除			
20	製造中止のため削除			
21	製造中止のため削除			
22	製造中止のため削除			
23	認定特選のため削除			
24	廃材を使用したブロック	アステールサント	揖斐川工業類	廃ガラス
25	認定特選のため削除			
26	工場廃材のため削除			
27	認定特選のため削除			
28	認定特選のため削除			
29	認定特選のため削除			
30	製造中止のため削除			
31	認定特選のため削除			
32	廃材・小径材を使用した木製品	モリレンウッドミックス	岐阜県森林組合連合会	木材チップ
33	認定特選のため削除			
34	認定特選のため削除			
35	製造中止のため削除			
36	認定特選のため削除			

37	認定特選のため削除								
38	再生土木資材								
39	再生土木資材								
40	認定特選のため削除								
41	認定特選のため削除								
42	認定特選のため削除								
43	廃材を使用したブロック	フェニション							
44	認定特選のため削除								
45	製造中止のため削除								
46	認定特選のため削除								
47	副伐材・小径材を使用した木製品	ウッヂ・ハーティ							
48	副伐材・小径材を使用した木製品	ナチュラルフット							
49	原材料廃棄のため削除								
50	認定特選のため削除								
51	認定特選のため削除								
52	認定特選のため削除								
53	認定特選のため削除								
54	認定特選のため削除								
55	再生土木資材								
56	認定特選のため削除								
57	認定特選のため削除								
58	認定特選のため削除								
59	認定特選のため削除								
60	認定特選のため削除								
61	認定特選のため削除								
62	認定特選のため削除								
63	認定特選のため削除								
64	認定特選のため削除								
65	認定特選のため削除								
66	認定特選のため削除								
67	廃プラスチック再生品	パーキングストップ							
68	認定特選のため削除								
69	廃プラスチック再生品								
70	廃プラスチック再生品								
71	認定特選のため削除								
72	認定特選のため削除								
73	認定特選のため削除								
74	認定特選のため削除								
75	製造中止のため削除								
76	認定特選のため削除								
77	認定特選のため削除								
78	再生土木資材								
79	再生土木資材								
80	再生土木資材								
81	認定特選のため削除								
82	製造中止のため削除								
83	認定特選のため削除								
84	認定特選のため削除								
85	認定特選のため削除								
86	認定特選のため削除								
87	認定特選のため削除								
88	廃プラスチック再生品								
89	認定特選のため削除								
90	認定特選のため削除								
91	認定特選のため削除								
92	認定特選のため削除								
93	認定特選のため削除								
94	認定特選のため削除								
95	製造中止のため削除								
96	再生土木資材								
97	認定特選のため削除								
98	認定特選のため削除								
99	認定特選のため削除								
100	認定特選のため削除								
101	認定特選のため削除								
102	認定特選のため削除								
103	認定特選のため削除								

176	再生土木資材	可変側溝（VS側溝、VS側溝、土留VS側溝、V S側溝カセットウォール） ウッドデッキ キープスルー	東海商事ブロック工業株 揖斐郡森林組合、山本商事株 揖斐川工業株	東海商事ブロック工業株	滑融スラグ 間伐材 汚泥
177	間伐材・小径材を使用した木製品	間伐材を使用したブロック			
178	認定期間終了のため削除				
179	認定期間終了のため削除				
180	認定期間終了のため削除				
181	認定期間終了のため削除				
182	認定期間終了のため削除				
183	認定期間終了のため削除				
184	認定期間終了のため削除				
185	製造中止のため削除				
186	製造中止のため削除				
187	製造中止のため削除				
188	認定期間終了のため削除				
189	認定期間終了のため削除				
190	認定期間終了のため削除				
191	認定期間終了のため削除				
192	認定期間終了のため削除				
193	認定期間終了のため削除				
194	認定期間終了のため削除				
195	認定期間終了のため削除				
196	認定期間終了のため削除				
197	認定期間終了のため削除				
198	認定期間終了のため削除				
199	認定期間終了のため削除				
200	認定期間終了のため削除				
201	認定期間終了のため削除				
202	製造中止のため削除				
203	製造中止のため削除				
204	製造中止のため削除				
205	再生土木資材				
206	再生土木資材				
207	認定期間終了のため削除				
208	認定期間終了のため削除				
209	認定期間終了のため削除				
210	認定期間終了のため削除				
211	認定期間終了のため削除				
212	認定期間終了のため削除				
213	認定期間終了のため削除				
214	認定期間終了のため削除				
215	認定期間終了のため削除				
216	認定期間終了のため削除				
217	認定期間終了のため削除				
218	認定期間終了のため削除				
219	認定期間終了のため削除				
220	認定期間終了のため削除				
221	認定期間終了のため削除				
222	認定期間終了のため削除				
223	認定期間終了のため削除				
224	認定期間終了のため削除				
225	認定期間終了のため削除				
226	再生土木資材				
227	認定期間終了のため削除				
228	製造中止のため削除				
229	製造中止のため削除				
230	認定期間終了のため削除				
231	認定期間終了のため削除				
232	認定期間終了のため削除				
233	認定期間終了のため削除				
234	再生土木資材				
235	認定期間終了のため削除				
236	認定期間終了のため削除				
237	認定期間終了のため削除				
238	認定期間終了のため削除				
239	認定期間終了のため削除				
240	認定期間終了のため削除				
241	認定期間終了のため削除				
242	認定期間終了のため削除				
243	認定期間終了のため削除				
244	認定期間終了のため削除				
245	認定期間終了のため削除				
246	認定期間終了のため削除				
247	認定期間終了のため削除				
248	認定期間終了のため削除				
249	認定期間終了のため削除				
250	認定期間終了のため削除				
251	再生土木資材				

104	認定期間終了のため削除				
105	製造中止のため削除				
106	認定期間終了のため削除				
107	認定期間終了のため削除				
108	認定期間終了のため削除				
109	認定期間終了のため削除				
110	認定期間終了のため削除				
111	認定期間終了のため削除				
112	認定期間終了のため削除				
113	認定期間終了のため削除				
114	認定期間終了のため削除				
115	認定期間終了のため削除				
116	認定期間終了のため削除				
117	再生土木資材				
118	認定期間終了のため削除				
119	認定期間終了のため削除				
120	認定期間終了のため削除				
121	認定期間終了のため削除				
122	認定期間終了のため削除				
123	再生土木資材				
124	再生土木資材				
125	再生土木資材				
126	再生土木資材				
127	認定期間終了のため削除				
128	認定期間終了のため削除				
129	認定期間終了のため削除				
130	認定期間終了のため削除				
131	認定期間終了のため削除				
132	認定期間終了のため削除				
133	認定期間終了のため削除				
134	認定期間終了のため削除				
135	再生土木資材				
136	再生土木資材				
137	再生土木資材				
138	認定期間終了のため削除				
139	認定期間終了のため削除				
140	認定期間終了のため削除				
141	認定期間終了のため削除				
142	認定期間終了のため削除				
143	認定期間終了のため削除				
144	認定期間終了のため削除				
145	認定期間終了のため削除				
146	認定期間終了のため削除				
147	認定期間終了のため削除				
148	認定期間終了のため削除				
149	認定期間終了のため削除				
150	認定期間終了のため削除				
151	認定期間終了のため削除				
152	認定期間終了のため削除				
153	認定期間終了のため削除				
154	認定期間終了のため削除				
155	認定期間終了のため削除				
156	認定期間終了のため削除				
157	認定期間終了のため削除				
158	認定期間終了のため削除				
159	認定期間終了のため削除				
160	認定期間終了のため削除				
161	認定期間終了のため削除				
162	認定期間終了のため削除				
163	認定期間終了のため削除				
164	認定期間終了のため削除				
165	認定期間終了のため削除				
166	認定期間終了のため削除				
167	認定期間終了のため削除				
168	認定期間終了のため削除				
169	認定期間終了のため削除				
170	認定期間終了のため削除				
171	認定期間終了のため削除				
172	認定期間終了のため削除				
173	認定期間終了のため削除				
174	認定期間終了のため削除				
175	再生土木資材				

46 産業廃棄物の発生量 (平成 20 年度)

(単位: t)

種類	業種 合 計 (農業を含む)	農 業	合 計 (農業を除く)	林 業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情 報 通信業	運 輸 業 ・ 郵便業	卸 ・ 小 売 業	不動産業・ 物品賃貸業	学術研究・ 専門・技術 サービス業	宿泊業・ 飲食 サービス業	生活関連 サービス ・ 娯楽業	医療・福祉	サービス業				
																	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸
燃え殻	14,612		14,612			14,540						2		6			63			
汚泥	1,587,370		1,587,370		17,351	375,517	1,188,426		150	382		321	797	1,047	1,307	2,071				
廃油	59,546		59,546		82	54,696			3	128	1,097		3	1,301	245	1,876				
廃酸	399,891		399,891		217	399,247	3					109			314					
廃アルカリ	90,600		90,600		10	87,748		8	7	1,195		1327			263	41				
廃プラスチック類	265,886	4	265,882	2	17,220	219,243		18	1,796	3,248		26	56	677	18,308	5,286				
紙くず	33,285		33,285		3,101	29,497		687												
木くず	117,312		117,312		80,332	36,980														
繊維くず	2,705		2,706		182	2,523														
動植物性残さ	31,455		31,455			31,455														
動物系固形不要物	123		123			123														
ゴムくず	214		214			192			13	2					6	1				
金属くず	223,806		223,806		19,974	199,634	98	48	625	2,104	27	13	96	34	627	627				
ガラス・陶磁器くず	84,720		84,720	162	27,732	54,258	15		635	310		0	35	10	1,402	160				
鉱さい	64,926		64,926			64,926														
がれき類	834,270		834,270		763,049	59,708	4,322		5,640	1,552										
動物のふん尿	1,018,567	1,018,567																		
動物の死体	1,578	1,578																		
ばいじん	6,092		6,092			6,092														
その他の産業廃棄物	60,726		60,726	5	42,276	6,404	7		195	2,448		149	3	563	4,350	4,327				
合 計	4,897,684	4,202,149	3,877,535	170	971,527	1,642,783	1,192,870	765	9,189	12,339	27	1951	2,288	2,582	26,693	14,352				

備考) 1 環境省・県廃棄物対策課調べ「平成21年度産業廃棄物実態調査」
2 端数処理の関係で合計は合わない。

47 し尿処理施設整備状況

(平成 27 年 3 月末現在)

振興局 (事務所)	市町村 組合名	施 設 名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				Kl/日	内訳			
岐 阜 地域圏境室	羽島市	羽島市環境プラント	—	70	—	高負荷脱窒素	H10~12	羽島市桑原町西小藪
	各務原市	各務原市クリーンセンター	—	126	—	標準脱窒素	S62~H元	各務原市蘇原宮塚町
	もつす広域連合	もつす広域連合衛生施設	瑞徳市、本巣市、北方町	140	70 70	標準脱窒素 標準脱窒素	S56~57 S63~H元	瑞徳市生津天王東町
	岐北衛生施設利用組合	岐北衛生センター	山県市、関市	70	—	高負荷脱窒素	S59~61	山県市岩佐馬坂口
西 濃	大垣衛生施設組合	大垣衛生センター	大垣市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	340	—	高負荷脱窒素	H10~12	大垣市荒川町
	南濃衛生施設利用事務組合	南濃衛生センター	海津市、養老町	90	60	嫌気性消化	S36~38 S47~48 H2	養老郡養老町高田
					30	固液分離	S59~60	
中 濃	関市	関市浄化センター	—	40	—	好気性消化	S53 S58	関市倉知中坂下
	美濃市	美濃市衛生センター	—	40	—	高負荷脱窒素	H3~5	美濃市極楽寺宇南山
	郡上市	郡上環境衛生センター	—	90	—	膜分離高負荷脱窒素	H11~13	郡上市八幡町吉野
可 茂	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	200	100 100	標準脱窒素 標準脱窒素	S61~63 H13~15	美濃加茂市牧野緑ヶ丘
	多治見市	多治見市月見センター	—	61	—	標準脱窒素	S62~H元	多治見市月見町
東 濃	瑞浪市	瑞浪市衛生センター	—	40	—	好気性消化	S33 S54~55	瑞浪市日吉町川平
	土岐市	土岐市衛生センター	—	64	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~8	土岐市泉町久尻
							S42	
恵 那	中津川市	中津川衛生センター	—	115		好気性消化 標準脱窒素	S49~50 S58	中津川市中津川
						H6		
	中津川市	恵北衛生センター	—	45	—	膜分離高負荷脱窒素	H8~9	中津川市付知町字雨池
	恵那市	藤花苑	—	35	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7	恵那市宇武並町藤
飛 騨	恵那市	環南衛生センター	—	35	—	標準脱窒素	S54~55	恵那市明智町大小屋
	高山市	環境センター	—	80	—	高負荷酸化	S47~48	高山市冬頭町
							S60	
							S60~61	
							S63	高山市久々野町久須母
飛 騨	飛騨市	みずほクリーンセンター	(高山市)	40	—	膜分離高負荷脱窒素	H13~14	飛騨市宮川町三川原
		北吉城クリーンセンター	(高山市)	32	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7	飛騨市神岡町吉ヶ原
	下呂市	中山浄化園	—	66	—	好気性消化	S51~52 S56~57 H9~10	下呂市三原
岐阜市	寺田プラント	—	120	—	固液分離	H16	岐阜市寺田	
岐阜羽島衛生施設組合	し尿処理場	岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町	100	—	改造型脱窒素	S54~55	岐阜市境川	
合 計		24箇所(24施設)	—	2,064				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 「組合構成市町村名」欄の () は委託処理をしている市町村を示す。

資 料

48 県内ごみ焼却施設一覧

(1) 5 t/日以上

(平成 27 年 3 月末現在)

振興局 (事務所)	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地	
				t/日	炉数					
岐 阜 地域環境室	各務原市	北清掃センター	—	192	3	ガス化熔融	全連	H12~14	各務原市須衛	
	山県市	山県市クリーンセンター	—	36	2	焼却+灰熔融	全連	H19~H21	山県市谷合	
西 濃	大垣市	クリーンセンター	—	240	3	焼却	全連	H4~7	大垣市米野町	
	垂井町	クリーンセンター	—	40	2	焼却	機バ	H7~8	垂井町表佐	
	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	海津市、養老町、関ヶ原町	80	2	ガス化熔融	全連	H17~20	養老町有尾	
揖 斐	西濃環境 整備組合	西濃環境保全センター	大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸 町、輪之内町、安八町、揖斐川 町、大野町、池田町、北方町	180	2	焼却	全連	S63~H2	大野町下座倉	
				90	1	ガス化熔融	全連	H13~15		
中 濃	中濃地域広域 行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	168	3	ガス化熔融	全連	H12~14	関市下有知字赤谷	
	郡上市	郡上クリーンセンター	—	75	2	ガス化熔融	全連	H15~17	郡上市八幡町有坂	
可 茂	可茂衛生施設 利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富 加町、川辺町、七宗町、八百津 町、白川町、東白川村、御嵩町	240	3	焼却+灰熔融	全連	H7~10	可児市塩河	
東 濃	多治見市	三の倉センター	—	170	2	ガス化熔融	全連	H12~14 H23~26	多治見市三の倉町	
		笠原クリーンセンター	—	18	2	焼却	機バ	H9~10	多治見市笠原町平園	
	瑞浪市	クリーンセンター	—	50	2	ガス化熔融	全連	H12~14	瑞浪市日吉町	
	土岐市	環境センター	—	70	3	焼却	機バ	S63~H元	土岐市泉町久尻	
恵 那	中津川市	中津川環境センター	—	98	2	ガス化熔融	全連	H13~15	中津川市駒場	
	恵那市	エコセンター恵那	—	90	1	RDF炭化	RDF+炭化	H13~14	恵那市長島町久須見	
飛 騨	高山市	恵南クリーンセンターあおぞら	—	25	1	ガス化熔融	全連	H13	恵那市明智町吉良見	
		資源リサイクルセンター (白川村)	—	100	2	焼却	全連	S58~60	高山市三福寺町	
	久々野クリーンセンター	—	16	2	焼却	機バ	S63~H元	高山市久々野町久々野字谷口		
	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	—	25	2	焼却	准連	H24~25	飛騨市古川町谷	
岐阜市	岐阜市	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	60	2	焼却	准連	H3~5 H13	下呂市小川
		掛洞プラント	—	150	1	焼却	全連	S51~53 H25~26	岐阜市奥字掛洞	
岐阜市	岐阜市	東部クリーンセンター	—	450	3	焼却	全連	H6~9	岐阜市芥見	
		衛生センター	岐阜市、羽島市、各務原市、 岐南町、笠松町	180	3	焼却	全連	H4~6	岐阜市境川	
合 計		23箇所 (24施設)	—	2,843	51	—	—	—	—	

(2) 200kg/時間以上

(平成 27 年 3 月末現在)

振興局 (事務所)	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				kg/時間	炉数				
岐阜県環境 部	本巣市	真正廃棄物焼却施設	—	250	1	焼却	固バ	H7	本巣市下真桑
揖 斐	大野町	大野町相羽処分場	—	375	1	焼却	固バ	H3	大野町大字相羽
合 計		2箇所 (2施設)	—	625	2	—	—	—	—

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 「組合構成市町村名」欄の () は委託処理をしている市町村を示す。

49 粗大ごみ処理施設整備状況

(平成 27 年 3 月末現在)

振興局 (事務所)	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜県環境 部	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	46	併用	H20~H22	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	5	破碎	H19~H21	山県市谷合
西 濃	西南濃粗大廃棄物 処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ 原町、神戸町、輪之内町、安八町	70	併用	H6~9	養老町有尾字下池
中 濃	中濃地域広域行政 事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	50	併用	S63	関市下有知字赤谷
	郡上市	北部クリーンセンター	—	8	併用	H8~9	郡上市白鳥町二日町字岩棚
可 茂	可茂衛生施設利 用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川 辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎	H7~10	可児市塩河
東 濃	多治見市	三の倉センター	—	25	破碎	H12~14	多治見市三の倉猪場
		粗大不燃物施設	—	17	併用	H13~15	中津川市駒場
恵 那	恵那市	恵南クリーンセンターあおぞら	—	12	併用	H10~11	恵那市明智町吉良見
飛 騨	高山市	資源リサイクルセンター	—	132	破碎	H8	高山市三福寺町
		東部クリーンセンター	—	60	併用	H8~9	岐阜市芥見
合 計		11箇所 (11施設)	—	491	—	—	—

備考) 県廃棄物対策課調べ

50 リサイクルプラザ整備状況

(平成 27 年 3 月末現在)

振興局 (事務所)	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
西 濃	南濃衛生施設利 用事務組合	リサイクルセンター	養老町、海津市、関ヶ原町	16	選別・圧縮	H17~H20	養老郡養老町有尾
	大垣市	大垣市リサイクルセンター	大垣市	3.7	選別・圧縮	H21~23	大垣市米野町
中 濃	中濃地域広域行政 事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	12	破碎・選別	H13~14	関市下有知字赤谷
	郡上市	郡上クリーンセンター	—	13	破碎・圧縮	H15~17	郡上市八幡町有坂
可 茂	可茂衛生施設利 用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川 辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎・選別	H7~10	可児市塩河
東 濃	多治見市	三の倉センター	—	34	破碎・選別 ・圧縮	H12~16	多治見市三の倉
恵 那	恵那市	恵南クリーンセンター リサイクルプラザ	—	12	破碎・選別	H10~11	恵那市明智町吉良見
		恵那市リサイクルセンター	—	4.5	破碎	H8~9	恵那市長島町久須見
岐阜市	中津川市	中津川資源センター	—	19	破碎・圧縮	H13~15	中津川市駒場
		東部クリーンセンター 芥見リサイクルプラザ	—	60	破碎	H8~9	岐阜市芥見
合 計		10箇所 (10施設)	—	240	—	—	—

備考) 県廃棄物対策課調べ

51 工工場 (環境配慮事業所) 登録事業所

(平成27年3月末現在)

番号	事業所名	所在地
2	(株)りゅういぎ 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地の21
3	(株)岡本	岐阜市坂野町5番地
6	大日コンサルタント(株)	岐阜市藤田南3-1-21
8	川崎重工(株) 航空宇宙カンパニー	各務原市川崎町1番地
11	ムトー精工(株)	各務原市鶴沼川崎町1丁目60番地の1
12	岐阜車体工業(株)	各務原市鶴沼三ツ池町6の455
13	エーザイ(株) 川島工場	各務原市川島竹早町1
14	日本インシュレーション(株) 生産事業部	瑞穂市野田新田字北沼4064-1
15	(株)住友大阪セメント 岐阜工場	本巣市山口11番地
18	(株)三進	大垣市二葉町7丁目12番地
19	岐建(株) 大垣アスファルト合材工場	大垣市荒尾町田加590-1
23	上田石灰製造(株) 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地
24	東レ(株) 岐阜工場	安八郡神戸町安次900-1
26	フェザー安全剃刀(株) 研究所事業所	関市元重町57番地
27	フェザー安全剃刀(株) 関工場	関市宮内町1丁目7番地5
28	貝印(株) 関田原流通センター	関市新迫町68
29	カイインダストリーズ(株) 千正工場	関市千正2000
30	カイインダストリーズ(株) 田原工場	関市新迫町68
32	カイインダストリーズ(株) 小屋名本社工場	関市小屋名1110
34	(株)日立精機システム 岐阜工場	美濃加茂市加茂町471番地
35	フェザー安全剃刀(株) 美濃工場	美濃市松森600番地の21
37	KYB(株) 岐阜南工場	可児市土山505番地
38	カイインダストリーズ(株) 大和鋼工場	郡上市大和町1470-1
44	東京塗業(株) ((株)TYK)	多治見市大畑町3-1
45	太陽電機(株) 多治見工場	多治見市小畑町6-1
46	三菱電機(株) 中津川製作所	中津川市駒場町1番3号
47	富士通システムエンジニアリング(株)本社・中津川工場	中津川市苗木2110番地
49	神明リフレックス(株)	土岐市土岐津町土岐1372-1
54	明智セラミックス(株)	恵那市明智町1614番地
57	飛騨塗業(株)	下呂市漆垣内町2593
58	KYB金山(株)	高山市山町戸高路野4350-130
60	田辺製薬吉城工場(株)	飛騨市古川町是重1丁目1番27号
65	(株)文藻堂	羽島市江吉良町江中7-1
66	岐阜プラスタック工業(株) 本社工場	各務原市前渡東町4丁目222番地
72	旭化成建材(株) 穂積工場	瑞穂市別府2142番地
75	(株)丸順 浅西工場	大垣市浅西3丁目22番地22
76	トップオート(株) 本社工場	大垣市大外3丁目23番地の1
78	住友化学(株) 大阪工場 岐阜プラント	安八郡安八町牧字十八町3750番地
79	帯人デューポンフィルム(株) 岐阜事業所	安八郡安八町南条1357番地
86	パジェロ製造(株)	加茂郡祝町酒倉2079番地
90	豊栄興業(株)	多治見市藤之島町1-21
94	(株)ノーワテックニカ 送風機工場	中津川市茄子川1683-169
95	(株)ノーワテックニカ 本社工場	中津川市茄子川中垣外1646-45
96	(株)ノーワテックニカ 手賀野工場	中津川市手賀野会所沢175-28
99	(株)ナカヒョウ 飛騨工場	高山市久々野町大西675-1
100	神岡部品工業(株)	飛騨市神岡町藤生野363
101	(株)東洋	飛騨市古川町若宮2丁目1番1号
103	錦屋バイテック(株) 各務原工場	各務原市那加新加納町2070
104	(株)エスライオンギョ	羽島郡岐南町平成4-68
105	生活協同組合 コープさぶ 各務原支所	各務原市鶴沼各務原町1-4-1

番号	事業所名	所在地
107	生活協同組合 コープさぶ 岐阜南支所	羽島郡岐南町八剣北1-209
109	生活協同組合 コープさぶ 西濃南支所	大垣市古吉町字丸池129-1
112	太陽電機(株) 御嵩工場	可児郡御嵩町中1956-2
117	鍋屋ハイテック(株) 関工場	関市柳江大池1番地
120	生活協同組合 コープさぶ 中濃支所	関市西本郷通6-4-6
121	大同メタル工業(株) 岐阜工場	郡上市美並町大原135番地
127	太陽電機(株) 瑞浪工場	瑞浪市明世町山野内601-1
129	明知ガイシ(株) 大久手工場	恵那市明智町1001-200
130	明知ガイシ(株) 的場工場	恵那市明智町904-1
131	生活協同組合 コープさぶ 恵那中津支所	恵那市東野1261
133	生活協同組合 コープさぶ 飛騨支所	高山市石浦町6丁目20番地
134	生活協同組合 コープさぶ 益田センター	下呂市萩原町西上田1737
135	(株)三栄水栓製作所 岐阜工場	各務原市鶴沼朝日町1丁目136-4
137	太平洋工業(株) 東大垣工場	大垣市浅西4丁目1番地の1
138	太平洋工業(株) 北大垣工場	安八郡神戸町横井300番地の1
140	(株)ヤマザキマザック 美濃加茂製作所	美濃加茂市峰屋町中峰屋字山崎333
142	セントラル建設(株) 恵那アスコセンター	恵那市武並町竹折15番地の2
143	(株)長瀬工建	高山市久々野町久々野1559番地
145	岐阜県各務原浄化センター	各務原市前渡西町1521番地
146	(株)ギブ加藤製作所本社工場	岐阜市鶴島1348番地
148	日本トムソン(株) 岐阜製作所	美濃市極楽寺916番地
152	メイラ(株) 関工場	関市新迫町81番地の21
154	三信電子(株)	飛騨市古川町宮城町105
156	(株)カンチ 岐阜アスコ	岐阜市中郷2-11
158	(株)東和製作所	岐阜市河渡1734
160	東和製作所	加茂郡山辺町下川2372-7
162	日本和器工業(株) 関工場	関市小瀬1217-1
163	カヤバ工業(株) 岐阜北工場	可児市上田2548
165	(株)東海スプリング製作所 御嵩工場	可児郡御嵩町御嵩2098-1
166	(株)殿井フレイクシステムズ 生産技術本部	美濃市3951
167	(株)東和製作所	美濃加茂市川合町4丁目5番2号
169	(株)ギブ加藤製作所 関工場	関市小屋名436-1
170	生活協同組合 コープさぶ 多治見支所	多治見市旭ヶ丘10丁目16-100
171	明光化成工業(株) 岩村工場	恵那市明智町大字飯沼町字下木郷2835-2
172	明光化成工業(株) 岩村工場	恵那市明智町大字飯沼町字下木郷2835-2
173	山口鋼業株式会社	岐阜市本庄町5丁目5丁目8番地
175	株式会社ギブ加藤製作所 泉南工場	瑞穂市十七条739-1
176	宇部エレクトロニクス株式会社 岐阜工場	岐阜市森田西2-1-1
177	(株)ギブ加藤製作所 関庄工場	関市千正991-9
178	株式会社スプリング製作所 鶴沼工場	各務原市鶴沼沼沼町7丁目230
179	(株)岐阜サイクルセンター 輪之内工場	安八郡輪之内町中郷新田字道上1354
180	生活協同組合 コープさぶ 岐阜西支所	岐阜市西河渡1-55
181	(株)ギブ加藤製作所 草我屋工場	岐阜市草我屋6丁目56
182	(株)ギブ加藤製作所 特殊処理工場	瑞穂市別府2301-1
183	(株)ギブ加藤製作所 穂積第3工場	瑞穂市別府2221-1
184	中日本ワイエー・エンジニアリング名古屋 名古屋支店	羽島郡岐南町平島2-221-2番地
185	中日本ワイエー・エンジニアリング名古屋 名古屋支店	羽島市舟橋町3-27
186	KYB(株) 岐阜東工場	可児市上田60番地
187	KYBモーターサイクルシステムズベンシヨ(株)	可児市上田2548番地
188	中日本ワイエー・エンジニアリング名古屋 多治見支店	多治見市白山町3-66-1
189	中日本ワイエー・エンジニアリング名古屋 名古屋支店	高山市清見町夏殿字宮ノ脇476-1番地
合計	101 事業所	

52 環境創出協定締結事業所

(平成 26 年 3 月末現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日	更新年月日
1	岐阜プラスチック工業(株)本社工場	各務原市	H16. 8. 23	H25. 8. 23
2	リコーエレメックス(株)恵那事業所	恵那市	H17. 3. 18	H26. 3. 18
3	帯人デュボンフィルム(株)岐阜事業所	安八町	H17. 3. 28	H26. 3. 28
4	東レ(株)岐阜工場	神戸町	H17. 3. 28	H26. 3. 28
5	テバ製薬(株)高山工場	高山市	H17. 3. 28	H26. 3. 28
6	ミスノテクニクス(株)	養老町	H20. 3. 25	H26. 3. 25
7	RITTAエレクトロプロダクツ(株)	恵那市	H21. 2. 27	H27. 2. 27

53 温室効果ガス排出実績

(単位:万t-CO₂) (平成 27 年 3 月末現在)

部門	平成2年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	排出実績	排出実績(速報値)							
二酸化炭素	1561.7	1614.6	1647.6	1626.0	1527.8	1509.5	1536.5	1554.5	1496.1
産業	610.9	492.6	530.6	534.8	481.4	493.8	478.3	475.8	426.2
運輸	411.7	396.4	391.3	390.3	368.1	361.2	359.2	351.4	341.4
業務	171.0	246.6	255.2	238.9	228.2	229.5	241.7	246.2	244.7
家庭	208.3	304.6	295.2	285.1	277.8	281.4	303.3	311.3	315.1
工業プロセス	125.4	128.0	128.6	131.0	127.0	99.2	110.1	102.0	101.1
廃棄物	34.4	46.4	46.7	46.0	45.3	44.5	43.8	67.8	67.6
その他のガス	192.8	117.9	122.1	121.2	116.9	93.4	94.5	95.5	97.8
森林吸収減対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総排出量	1754.5	1732.5	1769.7	1747.3	1644.7	1602.9	1631.0	1650.0	1593.9
1990年(平成2)年度比(%)	100.0	98.7	100.9	99.6	93.7	91.4	92.9	94.0	91.8

54 審議会の活動状況

(平成 26 年度)

1 環境審議会

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
平成26年9月5日	審議会	1 岐阜県環境審議会会長の選出について 2 岐阜県環境審議会会長代理の指名について 3 岐阜県環境審議会各部会委員及び部会長の指名について 4 岐阜県環境基本計画について
平成26年9月5日	水質部会	1 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (木曽川水系6河川、庄内川土岐川水系5河川、矢作川水系4河川)
平成26年11月17日	水質部会	1 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (木曽川水系6河川、庄内川土岐川水系5河川、矢作川水系4河川)
平成27年2月23日	審議会	1 水生生物保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について(答申) 2 新たな岐阜県環境基本計画の策定について(諮問) 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について(報告)
平成27年2月23日	水質部会	1 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (木曽川水系6河川、庄内川土岐川水系5河川、矢作川水系4河川)

2 自然環境保全審議会

(平成 26 年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
平成26年7月28日	自然保護部会	1 鳥獣保護区特別保護地区の指定について
平成26年9月17日	温泉部会	1 温泉掘削許可申請について 2 温泉動力の装置許可申請について
平成27年3月2日	温泉部会	1 温泉掘削許可申請について 2 温泉動力の装置許可申請について
平成27年3月6日	自然保護部会	1 第11次鳥獣保護管理事業計画(変更)について 2 第二種特定鳥獣管理計画について

55 市町村環境条例等の状況

(平成 27 年 3 月末現在)

市町村名	部 課 名	条 例	環境基本計画等	環境管理システム	環境白書	協議会等
岐 阜 市	自然共生部自然共生政策課	岐阜市環境基本条例 岐阜市地下水保全条例 岐阜市自然環境の保全に関する条例 岐阜市まちを美しくする条例	岐阜市環境基本計画 岐阜市地球温暖化対策実行計画 ごみ減量・資源化指針2011	環境アクションプランぎふ2012 岐阜市環境管理システム(GEMS) 岐阜市グリーン購入方針	岐阜市環境白書	岐阜市環境審議会 岐阜市地球温暖化対策実行計画協議会 岐阜市ごみ減量対策推進協議会 岐阜市環境管理システム外部評価委員会 スマートシティ岐阜推進会議 岐阜市太陽光市民発電所事業検討委員会 岐阜市地下水保全及び利活用検討委員会
	環境事業部環境事業政策課	岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	岐阜市ごみ処理基本計画 岐阜市生活排水処理基本計画 岐阜市災害廃棄物処理計画			
大 垣 市	生活環境部環境衛生課	大垣市環境基本条例 大垣市美しいまちづくり条例 大垣市緑を育み生かす条例 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大垣市景観条例 大垣市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	大垣市環境基本計画改訂版【後期計画】 大垣市一般廃棄物処理基本計画 第2次エコ水都アクションプラン 大垣市新エネルギービジョン 第2次大垣市生活排水対策推進計画(大垣地域圏)	ISO14001(自己宣言:大垣市環境マネジメントシステム) 第二次大垣市地球温暖化対策実行計画 大垣市グリーン購入基本方針	大垣市の環境	大垣市環境審議会 大垣市廃棄物減量等推進審議会 大垣市環境市民会議
高 山 市	環境政策部環境政策推進課	高山市環境基本条例	高山市環境基本計画 高山市新エネルギービジョン 高山市地球温暖化対策地域推進計画 生物多様性ひだたかやま戦略(基本構想編) 生物多様性ひだたかやま戦略(実施行動計画編)	高山市地球温暖化対策実行計画 (高山市役所エコオフィス推進マニュアル)	高山市の環境	高山市環境審議会
	環境政策部生活環境課	高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 高山市ボイ捨て等及び路上喫煙禁止条例	高山市ごみ処理基本計画 高山市生活排水処理基本計画			高山市快適環境づくり市民会議
多 治 見 市	環境文化部環境課	多治見市環境基本条例 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 多治見市をゴミの散らばっていないきれいなまちにする条例 多治見市放置自動車の適正な処理に関する条例 多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例	多治見市環境基本計画 多治見市循環型社会システム構想 多治見市地域省エネビジョン 多治見市地域新エネルギービジョン 多治見市地球温暖化対策実行計画(地域施策編) 多治見市まち美化計画 多治見市一般廃棄物(ごみ処理)基本計画	多治見市環境マネジメントマニュアル 多治見市エコオフィス手順書 多治見市役所庁舎ごみ出し手順書 グリーン購入手順書 多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	多治見市の環境	廃棄物減量等推進審議会 まち美化推進協議会 環境審議会 環境基本計画三者協議会 温暖化対策地域推進協議会
関 市	市民環境部生活環境課	関市環境基本条例 関市ボイ捨て等防止条例 関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 関市放置自動車の処理に関する条例	関市環境基本計画	関市環境マネジメントシステム グリーン購入 関市地球温暖化対策実行計画	関市の環境	環境ネットせき 関市廃棄物減量等推進審議会 関市環境審議会

資 料

市町村名	部 課 名	条 例	環境基本計画等	環境管理システム	環境白書	協議会等
中津川市	生活環境部環境政策課	中津川市環境基本条例 中津川市環境保全条例 中津川市ポイ捨て等防止条例 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 中津川市埋立て等の規制に関する条例	中津川市環境基本計画 中津川市地球温暖化防止地域推進計画 中津川市地域新エネルギービジョン 中津川市省エネ節電計画 中津川市小水力発電開発基本構想 中津川市一般廃棄物処理基本計画 中津川市災害廃棄物処理基本計画	中津川市地球温暖化防止実行計画 事務事業編 (エコ・クリーンなかがわ運動)	中津川市の環境	中津川市環境保全審議会
美濃市	民生部市民生活課	美濃市環境保全に関する条例 美濃市まちを美しくする条例 美濃市産業廃棄物保管の規制に関する条例 住みたいまち美濃市の環境を守る条例 美濃市放置自動車防止条例 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例				美濃市廃棄物減量等推進審議会
瑞浪市	経済部環境課	瑞浪市環境基本条例 瑞浪市まちをきれいにする条例 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 瑞浪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例	第二次瑞浪市環境基本計画	第二次瑞浪市地球温暖化対策実行計画	瑞浪市の環境	瑞浪市廃棄物減量等推進審議会 瑞浪市環境審議会
羽島市	市民部生活環境課	羽島市美しいまちづくり条例 羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		羽島市環境管理マニュアル リーディングエコアクション2011	羽島市の環境	羽島市ごみ対策推進協議会
恵那市	水道環境部環境課	恵那市環境基本条例 あき地の環境保全に関する条例 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例	恵那市環境基本計画		恵那市の環境	恵那市環境対策協議会 恵那市廃棄物減量等推進審議会
美濃加茂市	市民協働部環境課	美濃加茂市環境基本条例 美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美濃加茂市ポイ捨て等防止条例 美濃加茂市ベストプラントの設置許可等に関する条例	美濃加茂市環境基本計画	美濃加茂市環境保全率先行動計画 (地球温暖化対策実行計画)	みのかもの環境	美濃加茂市環境審議会 まちを美しくする運動推進会議
土岐市	経済環境部環境課	土岐市生活環境保全に関する条例 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		土岐市地球温暖化対策実行計画 土岐市グリーン購入基本方針	土岐市の環境	土岐市環境対策審議会 土岐市廃棄物減量等推進審議会
各務原市	環境水道部環境政策課	各務原市美しいまちづくり条例 各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 各務原市の良好な環境の保全及び創出に関する基本条例	各務原市環境基本計画 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	各務原市地球温暖化対策実行計画	各務原市環境報告書	各務原市環境市民会議
可児市	市民部環境課	可児市環境基本条例 可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 可児市生活環境の確保に関する条例 可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	可児市環境基本計画 可児市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 可児市一般廃棄物処理基本計画 可児市再生可能エネルギー戦略	可児市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 可児市環境配慮行動指針	可児市の環境	可児市環境審議会 廃棄物減量等推進審議会
	教育委員会事務局文化財課	可児市ほたる保護条例				
山県市	市民環境課	山県市環境保全条例 山県市イワガクラ保護条例 山県市並保護条例 山県市環境基本条例 山県市環境審議会設置条例 山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例	山県市環境基本計画	山県市地球温暖化対策推進実行計画		山県市環境審議会 山県市廃棄物減量等推進審議会
瑞穂市	環境水道部環境課	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	瑞穂市一般廃棄物処理基本計画	瑞穂市地球温暖化対策実行計画		廃棄物減量等推進審議会 飛騨市環境審議会
飛騨市	環境水道部環境課	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 飛騨市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例 飛騨市生活環境の確保及び改善に関する条例 飛騨市都市景観条例 飛騨市ふるさと景観保全条例 飛騨市ポイ捨て等防止条例 飛騨市環境基本条例 飛騨市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例 飛騨市廃屋対策条例 飛騨市放置自動車等の発生防止及び適正処理に関する条例	飛騨市環境基本計画			飛騨市環境審議会
本巣市	産業建設部産業経済課	本巣市並保護条例				
	市民環境部生活環境課	本巣市きれいなまちづくり条例	本巣市一般廃棄物処理基本計画 本巣市災害廃棄物処理計画	本巣市地球温暖化対策推進実行計画	本巣市環境総合調査報告書	本巣市環境保全審議会 本巣市廃棄物減量等推進審議会
郡上市	環境水道部環境課	郡上市ポイ捨て等防止条例 郡上市自然環境保護条例 郡上市公害防止条例 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		郡上市地球温暖化防止実行計画		郡上市廃棄物減量等推進審議会 郡上市公害対策審議会 郡上市自然環境保護審議会
下呂市	環境部環境課	下呂市環境基本条例 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例	下呂市環境基本計画 下呂市新エネルギービジョン (経営管理部総合政策課)	下呂市地球温暖化対策地域推進計画 (区域施策編・事務事業編)		下呂市環境審議会 下呂市廃棄物減量等推進審議会
海津市	市民環境部環境課	海津市環境基本条例 海津市ポイ捨て等防止条例 海津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	海津市環境基本計画 海津市一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画			
岐南町	住民環境課	岐南町を清潔で美しいまちにする条例 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	災害廃棄物処理計画			岐南町廃棄物減量等推進協議会
笠松町	環境経済課	笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 笠松町美しいまちづくり条例				
養老町	生活環境課	養老町美しいまちづくり条例 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 養老町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例	養老町生活排水処理基本計画 養老町一般廃棄物処理基本計画 災害廃棄物処理計画	養老町地球温暖化対策実行計画 養老町グリーン購入基本方針		養老町環境保全審議会 養老ごみ減量化推進協議会
垂井町	住民課	垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 垂井町環境審議会設置条例 垂井町生活環境の保全に関する条例 垂井町ポイ捨て等防止条例 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例		グリーン購入		垂井町廃棄物減量等推進協議会 垂井町環境審議会
関ヶ原町	水道環境課	関ヶ原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 関ヶ原町まちをきれいにする条例 関ヶ原町環境審議会設置条例				関ヶ原町環境審議会 関ヶ原町廃棄物減量化推進協議会
神戸町	住民環境課	神戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神戸町きれいなまちづくり条例	神戸町一般廃棄物処理基本計画			神戸町廃棄物減量化等推進協議会
輪之内町	住民課	輪之内町ポイ捨て等防止条例 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 輪之内町環境審議会設置条例 輪之内町カバタモロコ保護条例	輪之内町環境基本計画	輪之内町地球温暖化対策推進実行計画		輪之内町環境審議会 輪之内町廃棄物減量等推進審議会
安八町	建設課	あき地の環境保全に関する条例				
	住民環境課	安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例				安八町廃棄物減量等推進協議会

資 料

資 料

資 料

市町村名	部 課 名	条 例	環境基本計画等	環境管理システム	環境白書	協議会等
掛斐川町	生活環境課	掛斐川町美しいまちづくり条例 掛斐川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 掛斐川町池山ダム上流域自然環境保全条例	掛斐川町一般廃棄物処理基本計画 掛斐川町災害廃棄物処理計画	環境マネジメントプログラム実行計画 掛斐川町地球温暖化対策実行計画		掛斐川町廃棄物減量等推進審議会
大野町	民生部住民環境課	大野町環境基本条例 大野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大野町美しいまちづくり条例 大野町理立て等の規制に関する条例	大野町環境基本計画	大野町地球温暖化対策実行計画		大野町環境審議会 大野町一般廃棄物減量等推進審議会
	産業建設部農林課	大野町ホトケドジョウ保護条例				
池田町	環境課	池田町美しいまちづくり条例 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	池田町一般廃棄物処理基本計画			池田町廃棄物減量等推進協議会 池田町一般廃棄物減量等推進審議会
北方町	都市環境課	北方町を清潔で美しいまちにする条例 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北方町あき地の環境保全に関する条例				北方町公害対策審議会
坂祝町	住民課	坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 坂祝町ボイ捨て防止条例 坂祝町ペット霊園の設置等に関する条例	坂祝町一般廃棄物処理基本計画			
富加町	産業環境課	富加町生活環境の確保に関する条例 富加町ボイ捨て防止条例 富加町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	富加町一般廃棄物処理基本計画			
川辺町	産業環境課	川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 川辺町環境美化条例				川辺町環境美化推進協議会
七宗町	農林建設課	七宗町、植物の保護育成に関する条例 七宗町を清潔で美しいまちにする条例 七宗町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	七宗町一般廃棄物処理基本計画 七宗町地球温暖化対策実行計画			
八百津町	水道環境課	八百津町自然環境の確保に関する条例 八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八百津町ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例				
白川町	建設環境課	白川町環境条例 白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 白川町自然保護条例 白川町美しいまちづくり条例			白川町の生活環境	白川町環境審議会 白川町住みよい環境づくり推進協議会
東白川村	村民課	東白川村自然環境保全条例				東白川村自然環境保全委員会
御嵩町	環境モデル都市推進室 住民環境課	御嵩町環境基本条例 御嵩町希少野生生物保護条例 御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 御嵩町ごみのない清潔で快適なまちづくり条例 御嵩町生活環境の確保に関する条例 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	御嵩町環境基本計画 御嵩町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 御嵩町環境モデル都市行動計画 御嵩町一般廃棄物処理基本計画 御嵩町クリーンエネルギービジョン 御嵩町交通部門低炭素地域づくり計画 御嵩町生活排水対策推進計画	御嵩町公共事業における環境配慮指針	御嵩町環境汚染総合調査結果報告書(住民環境課)	御嵩町環境審議会 御嵩町廃棄物減量等推進審議会 みたくクリーンエネルギー推進協議会
白川村	総務課 庶務・環境係	白川村景観条例 森林等の適正利用による動植物の保護条例 白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例 白川村ボイ捨て等防止条例	白川村一般廃棄物処理基本計画			景観審議会 環境保全監視員 廃棄物減量等推進審議会

※ 環境基本計画は、市町村の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた計画。ローカルアジェンダ2.1を含む。
 ※ 環境管理システムは、環境に関する方針等を達成するための実施・点検・見直しの体制・手続。
 ※ 協議会等は、NPO等の民間団体や事業者、住民等で構成される環境保全活動を推進する協議会等。

56 岐阜県の名水(県選定)

名 称	所 在 地	水 の 形 態	名 称	所 在 地	水 の 形 態
岩舟溪谷萩の滝	岐 阜 市 長 良	滝	御 姥 様 の 水	本 巢 市 根 尾 神 所	湧水
桂 水	山 県 市 谷 合	湧水	片 知 溪 谷	美 濃 市 片 知	河川
木曾川トンボ池	羽島郡笠松町無動寺・江川	池	高 賀 溪 谷	関 市 洞 戸	河川
加賀野八幡神社井戸	大垣市加賀野	井戸	板 取 川	関 市 板 取	河川
垂 井 の 泉	不破郡垂井町垂井	湧水	お 宮 の 清 水	関 市 中 之 保	湧水
玉 倉 部 の 清 水	不破郡関ヶ原町大字玉	湧水	吉 田 川	郡 上 市 八 幡 町	河川
多 良 峡 川	大垣市上石津町下多良	河川	長 刀 清 水	郡 上 市 大 和 町 牧	湧水
中 川	揖斐郡池田町八幡	湧水	阿 弥 陀 ヶ 滝	郡 上 市 白 鳥 町 前 谷	滝
高 橋 溪 谷 川	揖斐川町春日六合	河川	分 水 嶺 の 清 水	郡 上 市 高 鷲 町 ひ る が の	池
清 水 川	揖斐川町日坂	湧水	粥 川 谷	郡 上 市 美 並 町 粥 川	河川
喜 八 河 戸	揖斐川町東横山	湧水	蛇 穴 の 水	郡 上 市 和 良 町 野 尻	湧水
夜 叉 ヶ 池	—	池	川 浦 川	美 濃 加 茂 市 三 和 町	河川
夕 べ が 池	本巢郡北方町柱本池之頭	池	五 宝 滝	加 茂 郡 八 百 津 町 八 百 津	滝
席 田 用 水	本巢市曾井中島	用水	一 呑 ・ 唄 清 水	可 児 郡 御 嵩 町 謡 坂	湧水
不 動 明 王 の 滝	多治見市小名田町	滝	乘 政 大 滝	下 呂 市 乘 政	滝
白 狐 温 泉 神 明 水	瑞浪市釜戸町	湧水	馬 瀬 川	下 呂 市 馬 瀬	河川
強 清 水	中津川市神坂	湧水	白 雲 水	高 山 市 城 山	湧水
西 行 ゆ か り の 水	恵那市長島町	湧水	銚 子 谷	高 山 市 丹 生 川 町 旗 鉢	河川
龍 神 の 滝	中津川市川上	滝	鳩 谷 八 幡 神 社 の 清 水	大 野 郡 白 川 村 鳩 谷	湧水
乳 子 が 池	中津川市加子母小郷	湧水	女 男 滝	高 山 市 久 々 野 渚	滝
不 動 溪 谷 滝 群	中津川市付知町	河川	瀬 戸 川 用 水	飛 騨 市 古 川 町	用水
付 知 川	中津川市福岡帯	河川	宇 津 江 四 十 八 滝	高 山 市 国 府 町 宇 津 江	滝
霧 ヶ 井 、 龍 神 の 井	恵那市岩村町城山	井戸	池 ヶ 原 湿 原 湧 水	飛 騨 市 宮 川 町 洞	湧水
天 王 水	下呂市萩原町上呂	湧水	船 津 大 洞 湧 水 群	飛 騨 市 神 岡 町	湧水
麿 香 清 水	下呂市小坂町門坂	湧水	平 湯 大 滝	高 山 市 奥 飛 騨 温 泉 郷 平 湯	滝

57 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）

名 称	所 在 地	水 の 形 態
宗祇水（白雲水）	郡上市	湧 水
長良川（中流域）	美濃市、関市、岐阜市	河 川
養老の滝・菊水泉	養老郡養老町	湧 水

58 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）

名 称	所 在 地	種 別
達目洞（逆川上流）	岐阜市	河 川
加賀野八幡神社井戸	大垣市	地 下 水
和良川	郡上市	河 川
馬瀬川上流	下呂市	河 川

59 音風景 100 選（環境省選定・岐阜県関係分）

名 称	所 在 地
長良川の鶺鴒い	岐阜市、関市
卯建の町の水琴窟	美濃市
吉田川の川遊び	郡上市（八幡町）

60 かおり風景 100 選（環境省選定・岐阜県関係分）

名 称	所 在 地	か お り の 源
加子母の檜とササユリ	中津川市	ヒノキ材、ササユリの花
飛騨高山の朝市と古い町並	高山市	朝市で売られる野菜、花、みたらし団子、煎餅
種蔵棚田の雨上がりの石積	飛騨市宮川町	雨が降った後の棚田の石積

61 樹種別巨木ベスト3

（平成 27 年 3 月末現在）

樹種名	順 位	幹 周 (cm)	市町村名	名 称
モ ミ	1	600	本 巢 市	大河原の大モミ
	2	570	〃	金造モミ
	3	500	東 白 川 村	
ス ギ	1	1,400	郡 上 市	石徹白大杉
	2	1,360	恵 那 市	弁慶杉
	3	1,220	高 山 市	千光寺の五本杉
ヒ ノ キ	1	754	恵 那 市	笠木ヒノキ
	2	722	中 津 川 市	神坂大ヒノキ
	3	660	岐 阜 市	大智寺の大ヒノキ
サ ワ ラ	1	960	高 山 市	七本サワラ
	2	450	〃	
	3	380	〃	
イ チ イ	1	795	高 山 市	治郎兵衛のイチイ
	2	690	〃	宮の大イチイ
	3	450	〃	

出典) 第4回自然環境保全基礎調査
「巨樹・巨木林調査報告書」東海版
1991環境省編
第6回自然環境保全基礎調査
「巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」
2001環境省自然環境局生物多様性センター編

62 水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）

（平成 27 年 3 月末現在）

名 称	所 在 地
青少年の森	山県市大字長滝
大浅柄山水源の森	郡上市八幡町西乙原
馬瀬黒石水源の森	下呂市馬瀬黒石

環境白書（平成27年）

平成27年11月発行

編集 岐阜県環境生活部環境生活政策課

発行 岐 阜 県

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 内線2385・2386

FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶉飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

